[illegible]

[illegible]

社會經濟制度

[illegible]

東北帝國大學
教授文學博士
岡崎文夫著

南北朝に於ける

社會經濟制度

刊行
弘文堂書房

序

余既に「魏晋南北朝通史」内外兩編を著はし、其外編に於ては當時の史料によつて理解し得らるゝ人文の推移に就て一種の系統を與へることを試みた。其場合殊に南北朝の文明を推究するに當り、系統の樹立を主眼とし、之が先行たるべき事實の認識を疏略にするの止むを得なかつた。故に此著述によりて主として事實認識の根據を示し、此と彼と相俟つて魏晋南北朝史の正確な知識を示さんと欲するのは余の期待する所である。歴史を作るに際し、其重んずべきは綜合に存すと雖、而も分析によりて精確な事實の認識を把握することを以て其先行條件としなければならぬ。而して學徒の苦心する所は、其一歩實に此點に存する。此著にして幸ひ取るべき點あらば、それ丈の程度に於て學界に貢献する所があらうと信ずる。

此書名づけて「南北朝に於ける社會經濟制度」と云ふ。假に編を上下に分かち、上編は多少とも經濟乃至は財政に關する研究を集め、下編は亦社會制に關す

る研究を集めた。固より各章は互に獨立せる研究ではあるが、亦自ら系統を具へ、之を「魏晋南北朝通史」主として其外編と相參照することによりて、この時代を理解し得ると思ふ。

昭和十年十一月

岡崎文夫識

目次

上編

下編

南北朝に於ける社會經濟制度

上編

第一章　江淮運河小記

此一章により戰國より秦漢にかけ北支那の水路交通異常に整備せられやがて長江流域も其系統中に引入れらるゝ運命にあるを知り得。

史記河渠書禹の治水を述べて後次の如く云つて居る。

自是之後、滎陽下引河、東南爲鴻溝、以通宋鄭陳蔡曹衞、與濟汝淮泗會、于楚西方則通渠漢水雲夢之野、東方則通鴻溝江淮之間、於吳則通渠三江五湖、於齊則通菑濟之間、於蜀蜀守氷鑿離碓、避沫水之害、穿二江成都之中、此渠皆可行舟、有餘則用溉浸、

漢書溝洫志には前文の「于楚」が「於楚」となり、「雲夢之野」が「雲夢之際」となり、「通鴻溝江淮之間」が「通溝江淮之間」となり、「蜀守氷」が「蜀守李冰」となり、「離碓」が「離堆」となり、「成都之中」の之字は略し、「有餘則用溉浸」は「有餘用溉」となる。これ等の相違を除いては史記、漢

書の記事は同樣である。故に漢書の記事は、史記によつて書いたこと疑ない。今同意味の字句の異同は之を不問に附し、特に注意すべき點は、河渠書が「通鴻溝江淮之間」を溝洫志には「通溝江淮之間」と作つたことであつて、鴻の字漢書に於て削除せられて居る。何れが果して原本であらうか。此點先づ一考すべきである。

それに先ち、支那の學者の間には文章の讀方に就て、問題がある。それは漢書の高祖本紀に文穎が注を加へて此文の一節を引き「與濟汝淮泗會於楚」と讀んだに初まり、其讀方に隨ふ學者が多數ある。周壽昌の漢書注校補は困學記聞により、宋の朱子がその讀方の誤を正し、「與濟汝泗會」と改めた、かく讀めば「於楚」「於吳」「於蜀」と對をして意味が明了となると云ふのである。漢書では「於楚」となりて「於」の字を用ゐて居るが、史記は殊に「于楚」の于字に作つて居るから、若し特に史記が于字と於字とを意識して使つたとすれば、文穎の說が立たないでもないが、併し彼の注したのは漢書であつて史記でないから、之は誤讀と定めて差支なかるべく、今日の學者は朱子の讀方を以て正當と認めて居るのである。

次に河渠書の「通鴻溝江淮之間」と溝洫志の「通溝江淮之間」の異同であるが、漢書が史記に據つたと假定すれば、結局問題は兩者の正しき原本に「鴻」の字が有つたかないかと云ふことに歸

着するが、今日の學者はむしろ漢書を正しとし、之によつて史記の鴻字を削除せんと試みて居る。その説の起源は余の寡聞を以て正確に知り難いが、梁玉繩の「史記志疑」が其祖であるやうに見える。志疑によれば、「史詮」には史記の「鴻」字は當に「邗」字に作るべしと云つて居ると。「邗」字にすべしと云ふ意味は、左傳哀公九年「呉城邗、溝通江淮」とあり、而して水經注淮水篇には韓江或は邗溟溝と云はるゝ運河があると云ふ記事を綜合して考へ、史記の鴻溝は此邗江を指すと解釋するのであつて、同時に漢書の文句もこれと同一事實を顯はして居ると見、かくて史記の鴻字を全く衍字として削除するか、乃至は文字の誤とするか、何れかになるのであるが、常識の上から云へばむしろ史記の正しき原本には「鴻」字がなかつたとする方が良いやうに思はれるのである。併し乍ら余の見る所を以てすれば此種の説は宋の王應麟に開かれ、而も王氏の文意を曲解したのであらう。王氏は云ふ、

呉之通水有二、左傳哀九年、呉築邗溝通江淮、此自江入淮之道、呉語夫差起師北征、闕爲溝于商魯之間、北屬之沂、西屬之濟、在哀十三年、此自淮入汴之道也、

と。梁玉繩は此意味を敷演して、江と淮とが通じたのは呉に始まる。司馬遷も班固も此點に於て誤つて居ると。實際王應麟は左傳、國語によりて江淮の間に運河の通じたことを證明せんと

したことは確かであつて、之は全く史記、漢書以外に新たなる說を立てたわけである。然るに王氏の據り所とした左傳の事實によつて史記、漢書を解釋しやうと試むに至つて種々の說が湧起するのである。王先謙の漢書補注の如きは史記の云ふ「通鴻溝江淮之間」を意味をなさぬ文章であるとして「鴻」を衍字と斷定するのであるが、これ左傳の解釋を取り入れての說であつて、若し左傳の事實と史記の事實との間に何らの干係がないとすれば、補注の說は無意味である。要するに史、漢何れが正しきかは單なる正本の問題に過ぎぬ。正本の問題である以上は、古寫本による校勘を除いて解決のしやうがないのであるが、余はかりに現行本の史記を正しき者として其意味を考へて見ようと思ふのである。それは史記の最初に引用した全部を試みに檢するに、外の場合では「通渠」が用ゐられてあるに關らず、獨り「通鴻溝江淮之間」の一句に溝字が用ゐられて居る。其點は漢書も同じである。若し渠と溝とが同一義ならば、むしろ同じく渠字を用うべきではない乎。これ余は史記の文章を以て正本であるとする方却つて合理的でないかと考ふる所以である。

鴻溝と云ふ文字は、若し普通名詞で大運河と云ふ意味であるならば、他の場合に用ゐらるゝ渠字と同一であつて、それなればやかましく兩書の異同を問題とする必要がないのである。シ

ャヴンヌの史記の譯の如きはその點に於て最狡猾である。氏は最初の鴻溝を文字通りに固有名詞として飜譯し、次の鴻溝を grand canal と譯し普通名詞として居る。併し同一の語が兩義をもつことは有り得べきでない。余は兩方の鴻溝は共に固有名詞であると考へる。

史記及漢書が高帝本紀四年の條に漢の高祖と楚の項羽が一時鴻溝を界として、其東西を各自所有することゝ定めたることをのせて居る。史記は鴻溝と稱し、漢書は洪溝に代へて居るが勿論同一のものを指すこと明かである。應劭が漢書に注して滎陽の東南二十里にありと云つて居る。史記索隱には應劭注の外、張華の博物志及北征記の說を引用して居る。張華の說に云ふ

一渠東流經浚儀、是始皇所鑿、引河灌大梁、謂之鴻溝、一渠東至陽武南、爲官渡水、

と。是によれば滎陽の東南から浚儀即現今の開封府に達した渠が鴻溝であると云ふのであつて、これ河渠書の「滎陽之下引河、東南爲鴻溝」の鴻溝であつて、張華によれば滎陽から開封に至る運河は鴻溝の名を以て呼ばれたのである。然るに張華の指す鴻溝は、實は東西に掘られた運河であつて、漢と楚とが之を境として其領土を東西に分かつたと云ふことが、事實不可能ではないか。故に張華說を以て漢楚劃界の鴻溝を說明することは無理である。水經注渠水編には次の如き記述がある。

渠水又北屈、分爲二水、續述征記曰、汳沙至浚儀而分也、汳東注、沙南流、其水更南流、逕梁王吹臺東、渠水于此有陰溝鴻溝之稱焉、

と。卽開封府から南流して安徽省懷遠縣にて淮水に注ぐとせらるゝ沙水は又鴻溝の名を以て呼ばれたのである。但し酈道元時代の沙水は恐らく漢の鴻溝の本流ではあるまい。むしろ漢書地理志に記さるゝ蒗蕩渠卽滎陽東南より開封に至り南流して潁水と合し安徽壽州の西に至りて淮に入るものが鴻溝の本流であらう。それは兎に角水經注の著者酈氏は浚儀より南流する運河に高祖と項羽との劃界の線を見出したのであつて、彼は猶其說を確めんが爲めに鴻溝によつて名を得た波鄉、波亭、鴻溝鄉、鴻溝亭等が河南尉氏縣附近に存在することを云つて居る。尤も酈氏は他にも鴻溝に因む鄉名や亭名があるとは云つて居るが、之を漢書地理志の蒗蕩渠の逕流と照し合せて考へるならば、酈氏が漢楚劃界の鴻溝を以て浚儀より南流する運河に求めたのは不易の確說であると考へる。

浚儀卽河南の開封府は戰國時代大梁と稱せられ、魏の惠王が河北の安邑より都をうつした所である。その都の西南に有名な圃田澤があり、酈道元の時代には猶可なり大きな水澤である。その記事によれば

東西四十許里、南北二十許里、中有沙岡、上下二十四浦、津流徑通、淵潭相接、各有名焉……水盛則北注渠、溢則南播、

と。此水澤は恐らく鴻溝を生んだ因子であらう。水經注竹書紀年を引いて云ふ

梁惠成王十年、入河水于甫田、又爲大溝而引甫水者也。

と。これ大溝が圃田に作られたことを示すものである。更に

梁惠成王三十一年三月、爲大溝于北郛、以行圃田之水、

と。北郛とは大梁城の北郛を指すのであつて、こゝに至つて大溝が圃田澤と大梁城を結びつけたことが明白である。又戰國策を引き

蘇秦說魏襄王曰、大王之地、南有鴻溝是也、

と。これ大梁城の北郛に引かれた大溝が更に城の南方にも通じた證據であつて而も鴻溝と云ふ名はこゝに明白に史上に顯はれた。始めは大溝の文字で運河が記載せられて居るから、鴻溝のもとの意味は固より大きな運河と云ふ普通名詞であつたらうが、鴻溝と記載せらるゝ頃は最早顯然たる固有の事物を指すことになつたものであらうと余は推定するのである。

上述の論據によりて滎陽――開封――壽春の西（淮に合す）と云ふ風に連絡する大運河が戰國時代に出

來上つて居たと定めて無理があるまい。今この事實を前提として史記河渠書の文句を解すれば如何。第一に「滎陽下引河、東西爲鴻溝、以通宋鄭陳蔡曹衞、與濟汝淮泗會」の一節である。周昌壽の漢書注校補に劉奉世の說を擧げ、一鴻溝固より六國數百里の間を旁通することが出來ぬと云ふ考へ方を駁擊して齊召南の說によりて河渠書（溝洫志同）の文句を文字通りに解釋せんと試みて居る。要するに漢書地理志にある狼蕩渠は鴻溝と同一運河であると云ふこと、及狼蕩渠並にこの渠より分出する他の支渠を併せ考ふれば、前記六國の間を貫流して居ること疑ふ餘地がないと云ふのである。地理志は狼蕩渠に就ては左の如く述べて居る。河南郡滎陽條下

狼蕩渠、首受泲、東南至陳入潁、

泲は濟水であつて滎陽の北を流るゝ。それから東南陳卽今の河南淮寧府にて潁水に入り、壽州の西で共に淮水に合する水脈、余がさきに考へた鴻溝の水脈と正に同一であつて漢志の狼蕩渠が鴻溝であること疑ふ餘地がない。此渠から分出するとせらるゝ渠水を漢志に求めると

一、陳留郡陳留、魯渠水首受狼蕩渠、東至陽夏入渦渠（陽夏＝河南陳州府太康縣）

二、淮陽國（河南淮寧府）　渦水首受狼蕩渠、東至向入淮（向＝安徽懷遠縣北）

三、陳留郡浚儀　睢水首受狼蕩水、東至取慮入泗（取慮＝安徽睢寧府西）

今猶舊渠及他の三支渠を合せ考ふると、濟、潁（汝水は潁の一支故に汝は當に潁の中に含まる）淮、泗の四水が鴻溝によりて連絡せられたことになるが、併しそれは鴻溝によつて直接に連結せられたものでないことはどこ迄も事實である。のみならず鴻溝以外の他の支渠の名は漢以前にあつたと云ふ證據はどこにもない。勿論濟水と淮水とをつなぐ鴻溝が既にあつたのであるから、其間の水脉は直接間接に必ずや此運河と水波を通ずべきではあり、河渠書、溝洫志の文句は此點に於て漠然と理解すべきものであると余は主張せんと欲するのであるが、清朝學者の試むるが如き明白な漢志の支渠によつて解釋しやうとする説は斷然排斥せねばならない。

第二に「於楚　東則通鴻溝江淮之間」と云ふ文句の解釋である。余は前述した種々の論證によりて當然次の假定をとる。即(一)鴻溝は固有名詞なること。(二)此文章は前の文章と同樣一つのはつきりした渠水によりて連絡されたと解する必要なきことである。隨つてこの文章の意味は、鴻溝と長江と淮水との間を連絡したと云ふ意味に解し、鴻溝によつて長江と淮水とを通じたとは解しない。之猶「於齊通菑濟之間」と同一の書き方であつて、必しも或一つの運河を掘つて明確に水脉を流通せしめたと考へる必要がないと思ふ。斯く解するならば、鴻溝は浚儀より南流して潁水に合し、壽春の西で淮に入つて居る。壽春は秦に於て九江郡治の所在地である。前漢

では淮南國或は九江郡と稱せらるゝ。壽春は何故に九江郡と稱せられたかは今信ずべき說がない。壽春の南に芍陂と稱せらるゝ大きな澤池があつた。淮南の水の聚る所である。それから小さな丘陵をこえると合肥であつて、直ちに巢湖に接する。史記の貨殖傳に

郢之後徙壽春、亦一都會也、而合肥受南北潮、皮革鮑木輸會也、

と。史記正義の解の如く、江水と淮水との潮が南北共に合肥に至り、皖南、江西の材木がこゝに集合して中原地方に運輸せらるゝのである。故に河渠書に云ふ鴻溝、江、淮の通路とは畢竟この南北交通の大幹線を指すものと余は考へるのである。

旣に述べた如く宋の王應麟は左傳哀公九年の「吳城邗、溝通江淮」と云ふ事實を以て今の江蘇省揚州より淮安附近に至る運河が吳の時旣に開けて居たとし、淸朝の學者はこれによつて河渠書、溝洫志の文章を解すべしとなし、其結果河渠書の鴻溝とある鴻字を削り、溝を渠と同じ意味に解し、此渠水を以て揚州―淮安間の運河と考へんとしたのであるが、併し戰國時代は勿論前漢一代を通じて此運河が決して存在しなかつたと余は考へる。左傳の上引の文句に對して杜預は注して云ふ

於邗江築城、穿溝東北通射陽湖、西北至末口入淮、通糧道也、今廣陵韓江是、

と。杜注が殊に「通糧道也」としたのは果して如何の意味であるか。胡渭の禹貢錐指によれば

杜預云、自射陽西北、至末口入淮、此不過言由江達淮之糧道耳、路可通淮、而水不入淮也、

と。これ杜注は江と淮とは運河によりて直ちに連絡されたと云ふ意味を含まずとするのである。彼は何によつてかゝる說を出したか。第一には實際上の地勢から考へ、揚州と淮安の間寶應縣射陽湖地方が、土地最低い。故に江水を引いて射陽湖に上らしめることが出來るが、これより北に引くことが出來ぬ。第二には左傳によつて考へて見ても吳が北の方齊を伐つ時常に海路を利用して居る。吳王夫差が黃池に會した時越が淮水のほとりで吳の退路をたゝんと企てたが、それも亦海路によつて居る。故に舟を浮ぶべき渠水が江淮の間に開かれたとは解し得ぬ。第三には漢書地理志廣陵國江都縣下に「渠水首受江、北至射陽入湖」とありて明かに揚州を起點とする運河は射陽湖迄しか通じてないと。閻若璩の說も大體同じである。余は胡、閻二氏の說を更に確むるに吳王濞の謀反を諫めた鄒陽の言「轉粟西鄉、陸行不絕、水行滿河」及三國初期の人蔣濟の「水陸異路、山陽不通」等を擧げて三國時代に於ても猶直接に江淮を結ぶ運河のなかつた證據とする。

一步進んで考へると、胡氏閻氏等は江淮間の運河を否定したとは云へ、左傳の記事を疑つた

のではない。只呉が穿つた運河を以て揚州より射陽湖に至る漢志の所謂渠水を以て解釋しやうとしたのであつて、蓋し傳文に對する最合理的な說明であると余は考へる。併し合理的說明と云ふ事は同時に古記錄の眞意を得たものと斷ずることが尙早である。此點に於て余は一箇の假說を呈出したいと思ふ。

呉が北伐の爲めに運河を作つたと云ふ記事は余の見た所では三種ある。(一)は旣に述べた左傳の記事であり、(二)は呉越春秋に「呉將伐齊、自廣陵闕江通淮」と云ふものである。(三)は國語呉語の

乃起師北征、闕爲深溝於商魯之間、北屬之沂、西屬之濟、以會晉公午於黃池、

と。左傳と呉越春秋とは大體同じ記事であるが、呉語の記事は全く異つて居る。左傳によれば黃池の會は哀公十三年であるから、九年に江淮の運河を作り十三年に魯商の間の運河を作つたとして矛盾がないわけである。若しこれを事實とすれば春秋の末期に於て旣に中原から江淮を連る大運河網が出來上つたわけであるが、併し之は呉の遠征と運河の開掘と云ふ物語を二つの異つた形式で傳へて居るのではない乎。なぜなれば、たとへば左傳哀公九年の記事に就て見るに杜預は始めて「通糧道也」と云ふ解釋を挿入することによつて先づ合理的解釋を加へ、更に胡

渭が漢代に存在した揚州より射陽湖に至る部分的運河を以て吳の渠水にあてたことによつて更に之を合理化したのであるが、左傳の傳文自身及吳越春秋共に杜預の云ふ如き「通糧道也」と云ふ意味もなければ、況んや胡渭の云ふ意味も猶更顯はれて居ない。同樣に國語の記事に就ても酈道元は水經注泗水篇に於て

戴延之西征記言、湖陸縣之東南有消々水、亦無記于南梁、謂是吳王所道之瀆也、余按湖陸西南、止有是水（謂南梁水）、延之蓋以國語云吳王夫差、起師將北會黃池、掘溝于商魯之間、北屬之沂、西屬于濟、以是言之、故謂是水爲吳王所掘非也、余以水路求之、止有泗川耳、蓋北達沂、西北逕于商魯、而接于濟矣、吳所浚廣耳、

酈氏の考によれば、吳は淮水より泗水に遡り、それから商魯の間を通過したのである。が、其時單に渠水を浚廣したのであつて新たに掘つたのではないと云ふのである。董增齡の國語正義には

由淮而入泗入沂、復穿宋魯之境、連屬水道、有不能容戰艦者、闕而廣之、浚而深之、以達于封丘之濟、此因天然之水道、而加功、以其徒役衆盛、故云爾、

と。國語原文の「闕爲深溝於商魯之間」の闕字韋昭は穿と注したのを酈道元は闕と解し、董氏は

酈氏に左袒して、徒役の衆盛な樣が言外に理解せられると云ふのである。且つ董氏の正義によれば、吳はこの時兵艦を浮ぶる爲めに渠水を廣く浚えたのであつて單に糧道を通ずるが爲めではないとなすのであるが、これは國語の文を正當に解釋したものである。何故なれば、國語には夫差自身の言葉として

余沿江泝淮、闕溝深水、出于商魯之間、以徹於兄弟之國、

とある。「沿江泝淮」と云ふ以上、兵艦を率ゐて北伐したと解せねばならぬのである。

今酈氏を董氏の說によつて考へるならば、少なくとも春秋末期以前に於て魯の領土から宋の領土を連ぬる運河が發掘せられて居たとせねばならぬ。封建制度の猶行はれ、列國對峙の狀態にある當時に當つて多數の兵艦を浮ぶるに足る國際的運河が旣に存在したと解するのは余程疑ふべきではない乎。故に余は敢て一箇の假設を立てたいと思ふ。それは吳が舟師を率ゐて海から淮泗に遡つたと云ふ事實が中原人の驚異する所となり、遂に左傳の「溝通江淮」吳越春秋の「闕江通淮」國語の「闕溝深水」の說話となつて脚色せられたものであるとするのである。故に國語の「闕」は韋昭注に隨つて「穿」とすべきものであつて酈氏、董氏の合理的解釋は斷じて取るべきでないと思ふ。

一歩進んで杜預が左傳に注した「通糧道也」に就て一言したい。淮南子人間篇

秦皇…發卒五十萬、使蒙公楊翁子、將築修城、西屬流沙、北擊遼水、東結朝鮮、中國內郡、輓車而饟之、又利越之犀角象齒、翡翠珠璣、乃使尉屠睢、發卒五十萬爲五軍、…三年不解甲弛弩、使監祿轉饟（史記主父傳、使監祿鑿渠運糧 深入越）又以卒鑿渠、而道糧道、（許注、鑿通湘水離水之渠也）以與越人戰、殺西嘔君譯吁宋、而越人皆入叢薄中、與禽獸處、莫肯爲秦虜、（劉家立淮南集證本）

此文に於て秦の始皇が北狄征伐に關しては「中國內郡、輓車而饟之」と云ひ、南越の征伐に就ては「以卒鑿渠、而通糧道」と云ひ、相對して文をなし、余程事實に近い書き振の如く見える。故に戰國が末になるに隨ひ、大兵を動かす場合、運河を利用して糧食を運搬すること恰んど一般に知られた事實と見て差支あるまい。杜預がかゝる實際上の智識を以て逆に左傳の注に應用したものであると余は推斷するのである。尙書皐陶謨禹が皐陶に告ぐる言葉をのせ「予決九川距四海、濬畎澮距川」と。孟子滕文公下「（堯）使禹治之、禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之菹、水由池中行、江淮河漢是也」、論語泰伯篇「禹卑宮室、而盡力乎溝洫」と。今其傳說的要素の有無を吟味せず、專ら義理のある所を尋れば、禹は先づ川を海に、然る後田間の水を川に通ずることを言ひ顯はせる者であつて、史記河渠書の渠字、漢書溝洫志の溝洫共に田間の水道を指し、其効

益の點に就て言へば專ら灌漑の利を興すに用ゐらるゝを其原始的意義とする。然るに河渠書には明かに灌漑の利と並べて舟を行るべしと言つて居るのは勿論運河としての交通作用を明かに認めて居るのである。此渠字に運河と云ふ意味の添加したことは、これ歴史上注意すべき變化であらう。左傳載する所の列國會盟の時の條約文卽載書の中に河流の問題が重要な一項として含まれ、互に流域を堰き止め、乃至は變更させることを禁じて居る。此時に當りて交通機關としての運河の存在は、恐らくあり得ぬであらう。運河開掘に關する精確な年代の認むべき者、水經注引く所の竹書紀年梁惠王大梁城に水を引いた事實、卽鴻溝の作られた時を以て最初とせなければならぬ。其後軍事に利用せられては、或は糧道となり、或は秦の王賁渠を穿ちて大梁城に注いだと云ふ事實ともなる。秦を經て漢に至り、支那に始めて一般的平和の時代が來た。茲に於て乎既に存した鴻溝は固より、中原地方に於て運河開掘の目標となるべき地點、たとへば宋都睢陽(河南歸德府商丘縣)の北なる孟瀦(盟諸)澤、山東南部の巨野澤、雷澤、菏澤、及今日昭陽、獨山等の水澤相連る低地漢代には山陽郡湖陵縣の地方を中心に縱橫に運河網の開掘せられて居たことも漢書地理志によつて明白である。故に中原地方の開發は前漢一代に於て其極點に達した如くであつて史記及鹽鐵論を通じて考へると、當時の有名な都會は多く中原地方の運河交通の要路

に當つて散在し、商人は多く中原地方から出で物資交換の任に當つた。塩鐵論力耕篇に「宛周齊魯、商偏天下」と云はるゝ所以である。

（支那學第五卷第二號昭和三年）

第二章　支那古代の稻米稻作考

此一章の含む所多岐に亘るも、兩漢と魏晉以後、北支那の地方の興衰を稻作なる一具象的事實によりて明白に知り得。

余西晉北魏の史書を讀み、其頃黃河下流域に於て稻作の問題が朝廷に論議されたるに興味を覺え、主として其問題の眞意を了知せんと欲せるが、之が爲めには遡つて古代に於ける稻米の利用並に稻作に就ての一般を吟味するの必要を感じ、こゝに文献を涉獵していさゝか得る所を記し、下つて西晉北魏の際に於ける稻作の問題に及ばんと欲す。可成簡叙を期すと雖、名物を考ふるの間、或は繁寫に陷るあるを免れず。

爾雅釋草に稌稻とあり。說文は稻を以て稌を訓じ、稌を以て稻を訓ず。故に稌稻は全く同一物也。唯說文によれば稻は舀を以て聲をなし、稌は余を以て聲をなす。段氏の音韵表によれば舀は古韵第三部、余は第五部也。稻稌は其音部居を異にすと雖、段玉裁は共に同一語の轉化と考へたり。彼の說によれば、稻稌の外別に稬字あり。許愼は之を沛國にて稻を稱する言葉と注

せり。而して郭璞は爾雅を注して沛國にては稻を稌と云ふと云へり。之を綜合すれば稌穤は本と一語と見るべく、其發音にやゝ輕重の差あるのみなり。又穤は發音奴亂反也、穀梁傳によれば吳の地方にて稻を緩と發音すと。緩の古音は暖也。然らば沛國にて稻を穤と發音するに不思議なしと。

以上段氏の說明によれば、稻、稌、穤總て一語の轉化と見るべきなり。

稻の不黏なるものとして說文には稴の字を擧ぐ。別に秈米と云ふ語あり。說文になきも、段氏は之を稴の音の變化により別の文字が作られたものと認めたり。この稴、秈は稻、稌に對して其米質明かに不黏の差別認めらるゝが、稻の族類として最も近きは稉、或は秔と稱せらるゝものなり。精密に名物を區別する場合には、稻稌に對し秔稉は尙米質に黏、不黏の別ありと稱せらるゝが、普通の稱呼としては稻稌秔稉互に通じて用ひらる。注釋家の所謂文を對すれば別あり、散ずれば通ずる者と見做さる。或は漢の氾勝之の書に秫稻と云ふ言葉あり、秫も亦稻の屬となすものあれ共、秫をかゝる意味に用ひるは漢人の誤用にして、漢以前は秫は稻の屬に非ずとなすこと程瑤田以來の通說と見て可也。

通じて稻稌、秔稉を以て呼ばるゝ植物の米實は、古代如何に利用せられたか。左に項を分か

つて述べん。

第一飯用。禮記內則に云ふ。

飯黍稷稻粱白黍黃粱稰穛。

又同書に父母舅姑に對し欲する所を問ふて之を進むる中に稻の言葉見ゆ。而して前引の穀類中稰穛の解明かならず。鄭玄は熟獲を稰とし、生獲を穛となすと解し、孔疏は斂縮の名にして、生獲する故に穀物斂縮すと。これらの說に隨へば稰穛の二字は穀名に非ずして、あらゆる穀物に通じて其收獲期の早晚を表はす言葉也。たゞ其說余に取つては猶了解し難き節あるも、今は言葉の研究を避けて、兎も角も飯用の穀類として黎稷稻粱の四種の用ひられしことを明かに知るを得。たゞ禮家の說明には貴賤の階級に伴ふ飲食物一般の等殺を規制する傾向多し。故に四穀を常用の飯とする者は、いかなる身分の人なりやにつきての一應の考察を必要とすべきであるが、併しそは必しも重要の事ならずと考ふ。元來禮記內則一篇は鄭玄の目錄によれば、男女が家に在りて父母舅姑に仕ふる法を記せしものと見られ、父母舅姑の欲する場合之に充分な孝養をなすべしとせらる。その大體の記述の間に飯食飲料等の記事がはさまり居る形式に出來上り居るを以て、禮の學者が子道を說く間に厨膳の遺法も亦併せて傳へられたるものと解す

ゐを適當とすべし。故に四穀が常用の飯たること、少なくとも内則一篇の著述せられし時代の風習と考ふるを至當とす。而して上の四種の穀物の中稻粱は稷黍に比して贅澤な穀物と見做さる。今程瑤田の九穀考の文を譯載せん。

凡そ經書に疏食とあるは稷食のことなり。稷は其形大なる故に疏の名稱を得たり。論語に「疏食菜羹」とあり、禮記玉藻に「稷食菜羹」とあり、この二經皆菜羹と竝び擧ぐるを以て疏と稷とは同一物なること知るべし。疏とは其形を言ひ、稷とは其名を擧げたる也。故に玉藻に「朔月四簋、子卯稷食」とあり。四簋とは黍稷稻粱也。稷食とは稻、粱、黍を食はざること也。諸侯は日々稻粱各一簋を食す(鄭註)。其美味なる者を食する也。朔月は四簋とするは、增すに黍稷を以てし、食膳を豐かにする也。忌日稷を食ふは、貶損して疏食を飯する也。此故に喪に居るものは疏食すと云ふ。これ蓋し稻粱黍を食はざることなり。論語に「食夫稻、於女安乎」と云ふは喪に居るもの稻を食はざる也。喪大記に「君食之、大夫父之友食之、不辟粱肉」と。これ喪に居るもの粱を食はざる也。檀弓に「知悼子在堂、斯其爲子卯也大矣」と、子卯に稷食す。これ喪に居る者、黍も亦食はざる也。稻粱黍を食はずとせば、食ふ所の者は稷のみ。故に疏食とは稷食なり。又儀禮に敦を設け簋を設くる折、必ず黍稷竝び陳ぬ。惟昏禮に婦が

舅姑に食を饋むる場合、黍ありて稷なし。且殊に稷なしとの明文を掲げあるは、蓋婦道孝養にあり、疏食を進めず、故に稷なきなり云々。（稷考）

右の文は主として稷を疏食とする上に筆をつけたれば、稷は最も價値なき穀物たるの證明となれ共、進んで稻、粱、黍の價値は定められ居らず。故に更に次の一文を譯述しやう。

之を禮經に考ふれば、九穀の中黍稷稻粱が簠簋の實たること尙し。士昬禮には黍稷四敦とあり、聘禮には黍稷堂上に八簋、西夾に六簋、東方もかくの如くす。其稻粱各二簠とは之加饌なり。公食大夫禮に黍稷六簋の上亦稻粱の加饌あり。……これ稻粱美なる故に加饌となす也。曲禮に年穀成らざれば大夫粱を食せずとあり。これ其加を食はざるは歲凶なる爲めに貶損する也。旣に黍稷あり、加ふるに稻粱を以てするは、これ穀粱貴き也。若し黍稷二者を比すれば黍は稷より貴し。云々（麥考）

以上を綜合すれば、古時貴族の常用なる四種穀物の中にも其米實の美味なると否とによりて自然の高下の區別存し、稻粱は第一とし、次に黍次に稷と云ふ順序なり。

穀類の中稻粱二種は最珍重せられしことは戰國時代の著書荀子、國策等によれば明瞭なる事實也。然れ共其美味なる故を以て、程氏は此二種を古時最重んぜられし祭祀乃至は賓客饗應の

場合に加饌となり、又諸侯の常用の飯物となると解するは果して如何。禮に於ける加饌の儀を其穀米の美味と云ふ點から説明し得べきや否や。又諸侯が稻粱の二種を常用すると云ふことも、これ鄭玄の注にありて直接經に明文あるに非ず。元來禮記内則には飯として四種の穀物を擧げ乍ら、猶其後に次の記事あり。云ふ

牛宜稌、羊宜黍、豕宜稷、犬宜粱、雁宜麥、魚宜苽、

と。茲に云ふ稌は稻なり。前には稻を用ひ、後には稌を用ふ。一篇完結の文章としては不思議のことなり。且前には四種を擧げ、後には六種となすも可笑しく、又この説明法は牲穀の配合を主としたるものにて全篇に於て異樣の文體なり。たゞこの文句は周禮食醫にあると同じければ、注釋者の中には食醫の文をそのまゝ取れりと云ふ者あり。其説固より信じ難きも兎も角も六穀と六牲とを對比の貌に於て其味の調和を示す説のありしこと事實にして、或は呂氏春秋、月令、淮南子等に見える五穀と之に對する牲物の記述も、其名物の點に於て内則、食醫のそれと異れ共、其説明法丈は同一なり。後世五穀説盛行し、周禮の疾醫にも亦五穀の名見え、よつて注者その名物を定めんと欲して種々の經文によつて解明する所あるを期すれ共、要するに相互に同異あることを免がれず。故に五穀なる考への型に内容を附せんことは全く笑ふべき試み

なりと雖、たゞ飯となすべき穀物を主として五穀の名を定めることは、常識上可能なり。金鶚はこの點よりし黍稷稻粱に麥を加へて五穀とせり。且云ふ内則、食醫は五穀の外に苽を加へて六穀とす。苽は稻と似、其米は飯となすを得。然れ共諸侯の常用する所は黍稷稻粱なり。苽米は其產出額少なく、たゞ天子諸侯が暫食を得るのみ。麥は貴賤通じて食する所なれば、五穀の中には諸侯常用の四種と貴賤通用の麥とを以て充つべしと（據孫氏周禮正義疾醫註引）。

金鶚は諸侯常用の飯穀を四種と定めたるは、直接文献による所にして、程瑤田が鄭玄說によりて諸侯の常用を稻粱に限るに比すれば、一段正當の見解なり。此場合若し飯穀が古時支那貴族の主食であると假定すれば、穀物中の美味なる稻粱を諸侯の常用と見るに傾かんも、事實は飯は飲、酒、羞、食（内則分五目、惟食目爲其原文與否、猶未可知）乃至は飲、膳、羞（周禮膳夫）と配合に置かるゝのみにて、むしろ貴族にあつては牲肉が主となり、穀物はこれに配合されて甘味せられしものと考ふるを適當とす。かゝる意味よりすれば金鶚の所謂五穀は當時貴族常用の穀と見て可なるべし。只麥は飯用としては重要ならざるのみ。

第二、薦新の儀に用ゐらるゝ稻米。鹽鐵論散不足編に云ふ

古者燔黍食稗而熚豚以相饗、其後（余按其後二字恐衍、老者重豆、少者粒食、蓋古敎朴之風、且文例古、及其後、今、三時叙去、法一也、異于此例矣）鄉人飲酒、

老者重豆、少者立食、一醤一肉、旅飲而已、及其後、賓婚相召、則豆羹白飯、綦膾熟肉、

今民間酒食、殽旅重疊、燔炙滿案云々

この文によれば、其家の富を誇示するを目的とする郷黨燕飲の際に於て粒食より白飯となり、遂に漢時に於ては、肉の調理品を以て馳走の主體とするやうに一般の民風の轉化せるを示すものなり。禮記王制に

大夫士宗廟之祭、有田則祭、無田則薦、庶人春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦黍、韭以卵、麥以魚、黍以豚、稻以雁、

と。鄭注によれば、庶人には常牲なき故、其氣節にある新物と取合せて進むる也と。疏は更に其意味を敷衍してこれは内則などにある氣味相宜の說、即料理法より來るものとは全く別にて、其時折の品物を穀物と一緒に進むる也と。今傳ふる大戴禮の中に夏小正一編あり。これ經傳雜記互に相混亂せるものと見做され、莊述祖は各其經傳と雜記とを讀み分けたるが、彼の訂正に隨つて之を讀むに、

正月囿有見韭

とあり。傳には「或曰祭韭也、囿有韭、囿者也園之燕者也」と說明が與へられて居る。而して雜

記には

圃有見韭、宗廟之事也、韭豆實也、傳曰、宗廟之祭、春上豆實、夏上尊實、秋上机實、冬上敦實、圃實韭、尊實豆、机實黍、敦實稻、古者天子必有苑圃、在東方以養萬物、樂蕃育者也、籩豆之薦、四時之和氣、於是乎取之、

と。禮記王制にありては特に庶人の薦として記さるゝもの此文にあつては實に王者の禮也。元來薦新嘗新の禮は禮記と周禮とにあつて其名を異にす。王制は春礿、夏禘、秋嘗、冬烝となせるが周禮は春祠、夏礿、秋嘗、冬烝となれり。この兩説は今後猶金文の判讀の進むに隨つて其正否の決せらるべけんも、現在に於ては折衷し難し。惟四時薦新の祭名よりも、むしろ此祭に供へらるゝ韭卵、麥魚、黍豚、稻雁、の物に就ては董仲舒の春秋繁露四祭編、劉向説苑の修文篇等しく異議なく、皮錫瑞はこれを以て今文經師相傳の説と認めたり。然らば穀類としては麥、黍、稻の三種の新穀を宗廟に供へる儀式は相當に古き起源を有するなるべし。呂氏春秋、月令の薦穀嘗新の説殊に五行五味の型によつて潤飾せられたり。

右嘗新の記事と相關連して考ふべきは、時令による種穀の記事なり。今傳ふる尙書堯典の中に星の出沒によりて時節を定め、節物を記せる一章は、其文章殊に古奧なりと認めらる。此經

文に對して普通伏生の著として知らるゝ尚書大傳に次の記事あり。

主春者張。昏中可以種穀。(周禮司稼氏疏引鄭作稷)主夏者火。昏中可以種黍菽。主秋者虛。昏中可以種麥(以上據皮錫瑞尚書大傳疏證)

これと同一説は淮南子主術訓に見ゆ。曰く

昏張中則務種穀。大火中則種黍菽。虛中則種宿麥。

と。夏小正の經文には

五月初昏大火中、煮梅蓄蘭菽糜。九月榮鞠。

傳文には

初昏大火中、大火者心也、心中、種黍菽糜時也。榮鞠鞠草也、鞠榮而樹麥、時之急也。

と。此兩派の傳授する所共に稻禾は節時の種穀中に記載せられず。たゞ天時を以て穀物の豐凶をトする五行説による淮南子天文訓の中には稻、菽、麥、禾の四種記されたり。記事の體裁より見て時令と種穀とを併せ記するものは恐らく古説を傳へたるべし。

以上薦新の儀を傳ふるものには稷禾なく、種穀の説をなす者に稻禾(粱)なし。而して前引禮家の諸侯常用の飯を記する者に四穀あり。程瑤田は禾(粟、粱)を擧げて稷を逸し、若しくは稷

を擧げて禾を逸する者を以て總て秦漢以來禾と稷との混淆せる概念によると考へたるも、此說は禾、稷の分を正さん爲めに强いて附會する所あるが如し。或は諸の異れる記錄を生かさん爲めに、記錄の地方別を考ふるも一法たるべし。然れ共かゝる考へ方は文獻の外に自然科學の智識を導入するものにして其結果却つて文獻の眞の性質を紊す恐あり。止むなくば漢初の學者董仲舒一人の說を通じて當時の儒者の傳說を考ふる方、却つて穀類に關する比較的分明な概念を捉へ得ん乎。

漢書食貨志董仲舒の上疏を擧げて言ふ

春秋他穀不書、至於麥禾不成、則書之、以此見聖人於五穀、最重麥與禾也、今關中不好種麥、是歲失春秋之所重、而損生民之具也、

と。董氏は春秋學者也。彼は經文を研究して麥と禾の成らざることを特書せられたるを知る。これ實に麥と禾は春秋の頃の最重要な穀物たるを知るに充分なり。然るに彼は一轉して其時の政策を論ずるに當つては獨り麥を種ゆべきを論じて禾に及ばず。繁露循天之道篇に云ふ

天愍州華之間、故生宿麥、中歲而熟之、（盧云州華之間四字疑誤、官本云中他本云正）

と。然らば麥は當時にあつて最重要の穀物たるを知るべし。蘇輿の繁露義疏淩曙の說を引き漢

の武帝の時水災ありし郡國に對して謁者を遣はして宿麥を種ゑしめしと。漢の文帝の時、朝廷の穀倉充滿して其粟紅腐せりと云ふもの恐らく麥の發芽せる者多きに居るべし。而して春秋學者たる董仲舒は文献の上より古時禾が麥と並んで重要な穀物たるを知れ共、彼自身果して禾穀に對する明瞭な概念を有せしや否や。繁露五行篇に

恩及於土、則五穀成而嘉禾興。

と。これ五穀成ることを嘉禾によりて代表せるものにて文字の上より言へば禾穀は宛として五穀の總帥たるの感あり。然れ共禾を以て嘉穀となすは殆んど古代通行の形式的用法にして、その詳細なる記述は劉寶楠の釋穀にあり。又繁露實性篇禾米を以て性善に譬ふ。禾を以て道德性の說明にあつるものは淮南子孔子の言を引き、及び管子管仲の言より、莊子並に後世張衡思玄賦に至る迄その言に異同あるも、其形式は一なり（釋穀九穀考參照）。故に董子の禾穀に就てのこれらの記述は、もと之因襲の文によるもの、その實ありと解し難し。故に繁露四祭篇四時嘗新の說を述べて稻麥黍稷の四穀を種ゆべきを力說し乍ら禾に及ばざる也。たゞ併し禾に及ばざるは、禾を無視せりと考ふるよりもむしろ程瑤田の解せし如く、漢に至りて禾と稷との區別混淆して明了を失せる爲めと定むるを最正確な解釋となすべし。

漢に於ては麥穀重視せられて禾稷の分明かならず。而も形式的には禾を以て嘉穀とする傳統のたえしことなし。然らば之を其源に遡れば、上古にあつては禾は諸穀の中最重要なる穀物たるべしと豫想することと可能ならん。間接乍ら說文制字の說をかれば、凡そ穀類は、普通芒種として知らるゝ麥の一類を除いて多くは禾に從つて文字を成す。かつ後世遍ねく穀實を顯はす米の字亦禾實の象形なりと見做さる。羅氏の龜甲文禾黍の字を錄し、且つ秊字あり禾に隨ひ年を顯はす意味を有すと認めらる（商承祚殷虛書契類編）。周禮倉人の職に「掌粟入之藏」とあり。鄭玄注に九穀悉く之を藏すと雖、粟を以て主となすと云へり。程瑤田はこれを粱卽禾粟（禾實曰粟、粟實曰粱、去糠則曰米）と解し、段氏說文注亦此說を襲へり。今かりに此說に隨へば、春秋時代諸侯の盟約を記せる載書に、齊の桓公の下にありて取結ばれたる條約文中「無貯粟、無鄣谷」と云ふ中の粟は正に禾穀と解すべし。然らば黃河下流の地域にありては、禾穀は實に主要な穀物たりしこと疑なし。たゞ春秋の經文に於ては既に禾、麥の兩種を重視す。恐らくは麥はその上下に通用せらるゝ性質によりて次第に重要の度を增し、やがて漢に至つて麥は禾の位置を奪つて、穀類中の主位を占むるに至りしと解すべし。此見解にして正しければ、やがて嘗新の儀に禾の逸したる所以も理解し得。蓋し嘗新は四時の穀物を嘗食するものなれば、秋熟の穀として黍が代表となるに至ら

ば、禾穀が用ゐらるゝこと能はざるべし。これによつて反對に嘗新說のおぼろげなる起源を推定し得べし。又諸侯の常食に四種ありて麥なきは、これもと飯用を以て義をなす。深く怪しむを用ゐず。たゞ種穀を云ふものに稻禾なきは、余未だ其說を得ず。後考を期すのみ。

最後に一言すべきは、麥は禾に代つて諸穀の中重要の位置を取ると云ふ意味は、固より一般社會を標準とせる見解にて、禾は次第に飯食に供せられざるに至りしと云ふに非ず。而して麥が一般に重んぜらるゝと同時に、稻米も亦嘗新の供物たるに至り、この稻、麥の社會的進出は、凡そ支那人文の推移に潛心するものゝ輕視し難き所と思ふ。

第三飮用。詩經豳風七月章に云ふ

十月穫稻、爲此春酒、以介眉壽。九月築場圃、十月納禾稼、黍稷重穋、禾麻菽麥。

又周頌豐年に云ふ

豐年多黍多稌……爲酒爲醴烝畀祖妣。

豳風詩にある重穋二字の解明かならざれ共、今暫く二穀の名とする說をとる。故に其詩によれば場圃を築いて禾穀を收藏する際は特に黍稷以下の穀類を言ひ、稻は主として春酒を作るに利用せられたるを知る。而して豐年詩によれば醴と爲し酒となすものは黍と稌稻也。何れにし

ても詩經時代に於て稻米は酒の材料として最重要視されしこと知るべし。春酒と云ふ言葉を毛傳は凍醪也と注釋せり。孔穎達は冬時に釀せる酒なる故凍醪と云ふと疏釋す。而して周禮酒正の職に事酒、昔酒、清酒の三名を傳へ、その清酒に對して鄭玄は注して「今中山冬釀、接夏而成」とあり。之中山地方にて冬酒を釀し、夏に至つて成るもの也。この中山酒に就ては孫詒讓の正義に次の如く言へり。

　中山郡名、故魏都賦云、醇酎中山、沈酒千日、丁晏云、文選魏都賦劉淵林注、中山出好酎酒、初學記酒類引晋張載酃酒賦、中山冬啓、醇酎秋發、

と。然らば中山冬釀とは漢より晋代にかけて著名なる酒なりしこと知るべし。たゞ併しこれを以て豳風の春酒にあつることは非也。故に孫詒讓は豳風の春酒をば周禮の昔酒にあて、よつて以て周禮の昔酒とは冬醞春成の酒なりとせり。蓋し冬醞春成の法、既に詩經豳風に見えたれば、更に冬醞夏成の法出でて最良の清酒を作ること難からざるべし。而して春酒は稻米を以て材料となす。然らば酒正の清酒、卽鄭玄の所謂中山酒なるもの亦稻米を材料とするものと判じても差支なかるべきか。鄭玄の饗禮注には、凡そ酒は稻を以て上とし黍之に次ぎ、禾又之に次ぐと言へりと。故に三酒の中、最良とせらるゝ清酒は稻米より釀成せるものと考へて可なるべ

し。漢書平當傳には當に上酒十石を賜はる記事あり。如淳漢律を援て之を注す。曰く

律稻米一斗得酒一斗爲上尊、稷米一斗得酒一斗爲中尊、粟米一斗得酒一斗爲下尊。

と。顏師古は此說を駁すと雖、固よりこれ漢の實事にして稻米を用ふる酒の上酒たること疑ふ可からず。而して其起源遠く成周の時にある也。

翻つて按ずるに、禮經飲料を記するもの禮記には內則に飲と酒とを分かち、玉藻は五飲を擧げて酒を其中に列し、周禮の酒正は更に五齊、三酒、四飲を分かち、膳夫の六清は漿人の六飲と相應すると見らる。而も公平に經文を讀下せば周禮の四飲乃至六飲の中に酒と目すべきものゝ混在し、內則の飲目亦同じ。飲と酒との別は全く明白を缺く。故に玉藻の如く五飲の中に酒を列する書き方は最も要領を得たり。たゞ類別の如何は多く問題とするに足らず。飲物として列擧せらるゝ名物の中について、旣に考察せる春酒（昔酒）清酒以外に稻米を以て材料となすものを求めん。

內則には飲料として陪設すべき禮の中に「稻醴淸糟、黍醴淸糟、粱醴淸糟」とあり。段玉裁によれば此糟字はもと莤字に作られしを後人周禮によりて改めたる也と云ふ。これ周禮酒正の四飲注に鄭司農の說あり、內則を引きて莤字を用ひしによる也。文字の同異はとも角として、醴

とは濁酒、一熟酒と見られ、急造の酒にて味甛也。淸とは其滓をこしたもの、糟とはこさゞる者也。普通醴を作るには黍と糵（段玉裁曰、糵生芽米也、劉寶楠曰、豆麥之發芽者）とを材料とすと稱せらる。而も內則によれば稻米亦醴を作るに用ひられしこと知るべし。左傳亦稻醴あり（哀十一年）。

周禮漿人六飲の下に凉と云ふ者あり。鄭玄の注に云ふ

凉今寒粥、若糗飯雜水也、

とあり。この注に於て寒粥と糗飯雜水とは二物なり。寒粥に就ては劉熙の釋名に稻米の粉末を寒水中に投ずればぶつ〳〵泡立つて粥となるとあれば其意自ら分明也。然るに糗の解には同じく釋名に

糗齲也、飯而磨散之、使齲碎也、

と。王先謙の釋名疏證補齊民要術を引き

有作秔米糗糒法、取秔米、沃灑作飯、暴令燥、擣細磨粗、細作兩種折、

と。これによれば漢時秔稻の飯を乾して粉末とせる者あり。これを糗と言ひ、水に和して粥を作れる也。たゞ糗の經典に用ゐらるゝ用法に隨へば、米を乾熬することにして飯の蒸炊するとは全く異り。且糗の原料は麥を用ゐること多き如し。故に此點よりして孫詒讓は釋名の說をさ

らざれ共、併し鄭玄はもと漢名を以て經文の涼を説明せるものなれば、釋名及要術の糗を以て之にあつること恐らく當を得たるべし。

以上春酒、清酒より稻醴、寒粥となるに及び、飲料としては精より次第に粗となる。而して共に稻米を材料とす。而して區別を尊ぶ禮家の説には、醴、酏（粥也）を酒と分つて飲物とせり。禮記明堂位に云ふ

夏后氏尙明水、殷尙醴、周尙酒。

と。鄭玄は特に注してこれ皆其時の用のみ、尙ぶと云ふは非也と言へり。正義は其意を敷衍して之れ代を追ふて質より文に至る過程を述べたるものにて、今儀禮の尊を設くる次第より見れば玄酒（明水）を尙ぶこと知るべく、且禮記禮運には明かに澄酒堂下にありと言へり。澄酒とは周禮の三酒なれば、周世酒を尙ばざること知るべしと。禮家の意正に鄭、孔所説の如くなるべし。而も世は文明に進むに随ひ、酒の尙ばれしこと禮家亦承認する所、漢の中山酒は恐らく其時に於ける最贅澤な飲料たりしなるべし。

第四羞食用。禮記內則に

羞、糗餌粉酏。（段云、酏字原作餈）

とあり。周禮の籩人には「羞籩之實、糗餌粉餈」とあるにより鄭玄は內則の記者は餈の字を脫せりとなせり。又周禮醢人に酏食の字あり。鄭玄は解して餈となす。酏餈は音韵上相通ずを以て禮記の餈により周禮の酏を解せる也と。

さて糗餌と紛餈とは二物の名なりと解せらる。鄭玄によれば此二物は共に稻米と黍米とを粉末にして爲るものにて、前者は蒸して作り、後者は水でこね合せて作ると。說文段注によれば稬米を餅とし、之を蒸し上げるを餌と言ひ、現今江蘇の米粉餅、米粉團、の如し。又稬米を蒸し上げて之を餅とするを餈と云ふ。今江蘇の餈飯なりと。急就篇の顏注や、張湛の列子注は許說を襲へりと云ふ（說文以下據孫讓周禮正義所引）。鄭と許との解釋には蒸すと蒸さゞるとの異同はあれ共、要するに大體相似たり。而して其材料は主として稻米なることは容易に知り得べし。

更に內則の酏、醢人の酏食、鄭玄の餈となすものは如何。これは內則の中に詳しき說明あり。即餈（酏即粥之濃者）を作るには、稻米を取りて之を汁にし、狼臅豪（鄭注臆中膏也）の小切せるものとまぜ合する也。これは狗の肝膓に包みて炙る料理に添へるソースの一種なり。或は豚若しくは牂を炮るとき、之に添へ、若しくは牂の肉の中に和して粥を作る。又周禮醢人に糝食の名あり。これ亦內則に其方法詳し。即牛羊豕の肉を小切りにし、そのまゝ合せたる肉の分量一に對し、稻米

二の割合を以て合して餌を作りて之を煎ずる也。其他内則に淳熬と云ふ料理法あり。周禮膳夫八珍中の一珍膳とせらる。これ陸稻を熟して飯とし、醢を煎じて其上に加へ、更に之を膏で以て乾熬せしもの也。

以上内則に羞として其名を擧げられしものに稻米を材料として或は餅餌を作り、或はソースを作るもの最も多く、この點に於ても稻米の用途次第に廣がれること知るべし。

古代に於ける稻米の利用は大體以上に盡く。更に古代に於ける種作の地方的分布を考へん。詩經豳風七月及周頌豐年に見えたる稻のことは旣に前に引用せり。更に詩經に就て稻字あるものを求むれば、小雅に於ては、甫田に「黍稷稻粱、農夫之慶」白華に「滮池北流、浸彼稻田」國風に於ては唐風鴇羽に「王事靡盬、不能蓺稻粱」とあり。以上の材料となれる詩經製作の年代などは深く究むる要なかるべし。兎も角も成周時代より春秋期にかけて陝西、山西の一部分にまで稻作の試みられしこと明白なる事實也。故に程瑤田は、稻の最必要とするは水にて、凡そ水ある所は則稻を植ゆべしと言へり。

毛詩小雅信南山に云ふ

畇々原隰、曾孫田之、我疆我理、南東其畝、

と。毛傳には疆を解して「畫經界」となし、理を解して「分地理」となせり。孔疏は其意を釋明して次の如く述べたり。

襄四年左傳曰、芒々禹跡畫九州、九州尙畫其界、是田之經界、須畫之也。分地理者、分別地所宜之理、若孝經注云、高田宜黍稷、下田宜稻麥是也。

と。若し孔疏の解を正として更に其意を申明せんとせば、成二年左傳の解を引くこと得べし。曰く

先王疆理天下、物土之宜、而布其利、故詩曰、我疆我理、東南其畝。

と。之を玩讀すれば、孔疏云ふ所の意總て其中に含まるゝこと知るべし。然れ共孔疏は以て毛傳の眞意を得たりとは認め難く、隨つて左傳亦詩意を傳ふる者に非ず。

馬瑞辰云ふ疆とは其大界を定むる也。理とは其地脉を細分する也と。之を周禮を以て解すれば、疆は經野に當り、理は稼穡の爲めの細節を定むるものにして其畝を南東にすることは則其內容也。經野は經國と相對して用ひらる。これ凡そ都邑の經營は田野の經營と同じく、先づ疆界の設定を必要とするもの也。孫詒讓によれば、國字經典に用ひらる所、三義あり。一は諸侯の國を指す。二は城中を指す。三は郊內を指すと。而して郊とは王城を去る百里內、四郊の學

ある處（經韻樓集參照）實に國野を分つ線也。周禮によれば、此劃線以内に六鄉ある也。野は自由農民稼穡の地にして、一定の戶數を以て組合せられたる團體が、各其所有地を有す。これを分劃する線は溝又は洫なり。周禮大司徒に溝封の字あり、鄭注溝とは地を穿ちて險固となすと。封とは聚土と解せられ、賈公彥は溝を穿ちて土を岸に出し、これを聚めて土界を起す也と。昭六年左傳封洫の字あり、この封洫は周禮の溝封と一にして、段氏說文注溝洫對文すれば異り散文すれば通ず故に毛詩洫は成溝なりと云ふ。獨り意義の通ずるのみならず、溝洫二字音韵の上にありても恐らく古双聲の字なるべし。故に經界を正すことは儒者にありて最社會政策の重事とせらる。然るに前引の左傳云ふが如く毛詩を引用して兼て土宜に及ぶに至つては、これむしろ經界を正すよりも土宜を陳ずるを以て重要の意味となすもの也。左傳襄二十五年に

楚蔿掩爲司馬、度山林、鳩藪澤、辨京陵、表淳鹵、數疆潦、規偃豬、町原防、牧隰皐、井衍沃、量入脩賦、賦車籍馬、賦甲兵徒卒甲楯之數。

と。これ地の表面の形相異るに隨ひ、之を利用して軍國の用に供せんとするもの、その法制的に規制せる一面は、周禮大司徒土會の法之なり。たゞかの法には土宜として草木禽獸の屬に及べども、地表の形相によつて穀種の差別を云はず。之を言ふ者は前引孔疏の言の如く孝經の鄭

玄注なり。而して孔疏引く所の鄭注は前述の如く「高田宜黍稷、下田宜稻麥」となり。今行はる丶御注孝經庶人章の「分地之利」の注に

分別五土、視其高下、各盡所宜、此分地利也、

と。邢疏は之を以て鄭注によるとなし、且云ふ

庶人須能分別、視此五土之高下、隨所宜而播種之、則職方氏所謂靑州其穀宜稻粱、雍州其穀宜黍稷之類是也。

と。然れ共之明白に鄭注の意に非ず。鄭玄はたゞ土地の高下によりて黍稷稻粱の適不適を言ひし迄にて、之を廣く天下九州に押し廣めて其土宜を云ふに非ざる也。鄭玄の說の基く所未だ檢出せずと雖、要するに土地の高下と種穀の關係とを言へる先儒の遺說ありしなるべし。而して之が廣く九州に亙つて地方的に其主穀を考ふるに至つては乃周禮に於ては職方氏あり、淮南子墬形訓中の水流と穀類との關係を述べたる亦其類と見做すべし。

地表の形相と種穀との關係を述ぶる者の外に、土性を硏して之と種穀乃至は肥料の關係に及ぶものあり。今其代表說として管子地員編の五施より一施に及ぶ五土の記述をとらん。其說によれば、土地を分ちて五種とし、其分別の根據は地表より地泉に達するまでの深さにあり、主

さして之を平地に應用して五種の區別を得しなり。乃施とは七尺にて五施の土とは三十五尺にして泉に達する平地、蓋し平地の最厚なるもの也。以下減じて一施七尺にして泉に達する者に終る。而して五施四施の二土は五穀何れにも宜しとせられ、最上等の平地也。五施の土性に就ては其記載を缺け共、四施の土性は「赤壚歷彊肥」とせらる。王紹蘭によれば赤剛土の地、周禮艸人職の騂剛に當ると云ふ。三施の土は「黃唐」と記され、黍秫の二種に宜しとなさる。二施の土は其性「斥埴」と記され、孫詒讓は黑剛土の地、艸人の埴壚に當ると云ふ。大菽と麥に宜しとなさる。一施は「黑埴」とせられ、稻麥に宜しき土也。地員編又別に土を上中下三等に分かち、各等は更にこれを六種に區別する說明法を傳ふ。これ前に述べたる五種施土の別傳なるに似たり。共に土壤の價値等差を附したる書き方なれば、前に述べたる所により最厚の平地は五穀何れにも適する最上の土壤を有し、最薄一施の土は、最下等地にして麥、稻に好適なりと考へたること明白也。

以上地表の形相を硏究する土宜の說、並に土壤の性質を硏究する辨土の說が互に相合して、之を廣く支那の九州全土に亙りて考察せらるゝ時、茲に地方別による種穀の異同が考へらるゝに至るべし。試みに周禮職方氏の說明を擧げん。

東南揚州、其穀宜稻。　正南荊州、其穀宜稻。

河南豫州、其穀宜五種。（孫注、五種黍、稷、菽、麥、稻也。黍、稷、麥、稻、經有明文、菽則鄭以目驗知之也。）

正東青州、其穀宜稻麥。　河東兗州、其穀宜四種。

正西雍州、其穀宜黍稷。東北幽州、其穀宜三種（黍、稷、稻）。

河内冀州、其穀宜黍稷。正北幷州、其穀宜五種。

これによれば稻作の全然行はれざる地方は冀州卽山西南部より河南北部に亙る地方と、雍州卽大體甘肅地方のみなり。主として稻作のみ行はるゝは長江流域の揚、荊二州也。其他の北支那全地方には、三種乃至五種相雜へて栽培せられしこと知るべし。而して主として九州の土性を記して其種穀に及ばざる書經禹貢にありては、揚州の田を「下下」荊州の田を「下中」と注定せり。又山海經山神に供ふる穀米の名を記す。之によりて稻米の用ひらるゝ山岳を擧ぐれば、南山經鵲山及柜山、中山經岷山、及洞庭山、あり。其他五種の米を供ふるものあれ共今は略に随ふ。兎も角長江流域は專ら稻穀を主とする地方なることこの古代の地理書によつて考へ得らるゝ也。

更に周禮職方氏の記事に就て注意すべき點は、九州による穀種の別と共に必ず牲畜の類も相

伴つて記さるゝことなり。「幷州畜五擾」「兗州畜六擾」の類之なり。孫疏大戴禮千乘篇の文を擧ぐ。曰く

是故立民之居、必於中國之休地、因寒暑之利、六畜育焉、五穀宜焉。

と。今六畜を注家の説により馬、牛、羊、豕、犬、雞となせるは、此畜類が五穀と共に生育し、繁殖する所は、天下の休地にして王者の居となすなり。而して長江流域なる揚州、荊州の兩地方は牲畜に就ての記述はなく、單に「蓄宜鳥獸」とあるのみ。其意全く家畜を缺き、野生の鳥獸のみあるを云ふ也。

漢興りて司馬遷始めて綜合的歷史を著して史記と云ふ。其貨殖傳に於て九州各地の民風、物產、都會の分布を描寫すること詳細なり。今それによりて最都會の分布の密なる地方を考ふれば、河南省一帶より、山東、直隷の南部、及安徽の北部にして所謂北支大平野の中心地方なり。禹貢に在ては豫州、兗州の域となす。而して司馬遷この地方のことを總論して云ふ

沂泗水以北、宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好畜藏。

と。蓋し農業の榮ゆる所、人口の最稠密なる所となす。而して江陵及吳を都會とする長江流域に關しては、史記に云ふ

地廣人希、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋蠃蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、以故呰窳偷生無積聚而多貧、是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家。

と。火耕水耨は、張守節により次の如く解せらる。

燒草下種、苗生大而草生小、以水灌之、則草死而苗無損也、耨除草也。

と。蓋し人力を加ふること少なき耕作法なり。凡て江淮楚越の民、天產の饒多なるに依賴して游惰の生活を事とし、之を以て富者なく都會なし。之五穀六畜に適する中原の平野とは恰好の對照をなすもの也。

史記によれば中原大平野の地は五穀六畜に適すとなす。これ概論なり。若し必ず之を一地點に求むれば、大戴禮千乘編に云ふ如く、眞に天下の中心王城の所在地に歸すべき筈なり。故に苟しくも王城のある所には、稻作が必然之に伴はざる可からず。詩經小雅白華編

滮池北流、浸彼稻田。

と。鄭玄の箋に

池水之澤、浸潤稻田、使之生殖、……豐鎬之間、水皆北流、

と。これ古時王都たりし豐鎬の間には池水より流出する水によりて稻田を養ひしこと知るべ

し。周禮に稲人の職あり、下地を稼することを司る。下地とは水澤の地なり。その稼穡の方法に云ふ

以豬畜水、以防止水、以溝蕩水、以遂均水、以列舍水、以澮寫水、以涉揚其芟作田。

豬とは流水を貯ふる陂（鄭注。段氏說文注云、陂池同音同義）。蓋し稲を水澤の地に植ゆれば、其最憂ふる所は潦なり。故に此豬は溝中に淵を作りて田内の水を分減せしむる也（孫氏周禮正義引江永說）。列とは稲田の畦也。或は之を塍と云ふ（孫詒讓說）。蓋し豬を作りて田内の水を減じ、又隄防を作りて外水の入るを止め、中に數條の塍を作りて下種するものなり。按ずるに周禮大司徒並に匠人職に溝洫の法あり（此溝洫與前引溝封溝洫異義也）。經文によれば、溝洫を作つて水道を縱橫にするは水害を除く爲め也と。齊民要術種穀編氾勝之の區種法を引用して又此溝洫法と主旨を同じうする方法をのせたり。而して其種ゆる所のものは禾黍なり。故に原田の溝洫法はこの下地水澤の法とは自ら異る。彼は潦水の俄かに來るを豫め防がんが爲めの設備にして（程瑤田說）、此は澤中の水を如何に調節すべき乎を主要となす。故に豬を作ることは絕對に必要となす也。たゞ一事の注意すべきは、鄭玄は豬字を解する中に「造豬旁隄」と云へり。隄防を作つて其側に陂池を作ることは、これ旱田を灌漑する方法にて此經の下地を水澤とせば、此方法は隨つて無用なる故に江永は鄭玄の說を排し、余も

孫氏によりて江永說を取りたり。然れ共鄭玄の解釋は必ずこれ當時に行はれし方法たるに相違なし。此點やがて闡明する所あるべし。

班固の西都賦長安附近の盛を述べたる中に

下有鄭白之沃、衣食之源、提封五萬、疆場綺分、溝塍刻鏤、原隰龍鱗、決渠降雨、荷插成雲、五穀垂穎、桑麻鋪棻。

と。「鄭白之沃」とは勿論鄭白渠によりて灌漑せらるゝ土壤也。文選李善注鄭白渠に關する民の歌をのせたるが其一節に

擧插爲雲、決渠爲雨、涇水一石、其泥數斗、且漑且糞、長我禾黍。

とあり。これによれば渠を穿ちて灌漑されし爲め、水利と共に涇水の泥土を得て禾黍を植ゆるに至りしものにて、灌漑の結果原田を得たる也。然れ共溝塍の塍字の明示する如く、原田を得ると共に稻作の田を得たるに相違なく、兎も角も王城附近の地は人工によりて五穀種々の盛を致せし也。杜篤の所謂「漸澤成川、粳稻陶遂」する者なり。漢書昭帝紀元鳳元年に稻田使者なる官名見ゆ。如淳注に

爲諸稻田置使（玉海引作侍）者、假與貧民、收其稅入也。

と。この注意を玩味すれば「假與貧民」とある故に、帝室直屬の水澤田と推定して差支へなかるべし。「乃内史稻田租挈、重與郡不同」者なり(通典)。然らば前漢の主都長安を中心とする陝西地方には稻作の盛行せし事實を承認することを得る也。

凡そ北支那一般に就て言へば、水澤沮洳の地が年を經るに隨ひ原田と化するは自然の傾向なるが如きも、亦戰國以來土地生産力の增進の爲めに著しく試みられたる灌漑政策が、自然の傾向を一層助長せしめたりと考へて差支なからん。其地表に起る變化の過程に於て、稻作をば專ら水澤の地域にのみ試みらるべき者と限定するは事實に非ざるべし。凡そ水利にして充分ならば、從來の旱田變じて水稻を養ふを得べし。戰國策東周策に云ふ

東周欲爲稻、西周不下水、東周患之、蘇子謂東周君曰、請使西周下水可乎、乃往見西周之君曰、君之謀過矣、今不下水、所以富東周也、今其民皆種麥、無他種矣、君若欲害之、不若一爲下水、以病其所種、下水、東周必復種稻。云々

これに見れば河南洛陽を中心とする附近は、上流より水を得ることによつて稻作に努めんとする熱心を看取すべし。更に東してかの漳水域の灌漑に成功した西門豹に對し、時の人民が頌歌せし詞は

鄴有賢令兮爲史公、決漳水兮灌鄴傍、終古舃鹵今生稻粱。

と。前に周禮稻人の豬を解して鄭玄は堤の傍に堰陂を作るとなせしもの、卽旱田灌漑の法は已に戰國の頃北支那に講ぜられて以て稻作に努めし事を承認せざる可からず。

前漢一代は特に全國に亙りて灌漑政策の勵行を見たれ共、今其何の穀物が之によりて著しく培養せられたるかを知るに由なし。たゞ召信臣が河南南部の南陽地方に行ひし方法は正に稻作に利用せるものと認めらる。所謂均水法にして水門と堤隄とを處々に作りて灌漑に便し、百姓に約束して嚴に水の利用に對する制規を勵行せしめし者也。

後漢以後稻作の試みが特に勵行されたるが如し。後漢の始祖光武帝は南陽より勃起せる人也。而して此地方は召信臣の經營せし所、特に稻作の盛を見る。張衡の南都賦に云ふ

於其陂澤、則有鉗盧、玉池、赭陽、東陂、……其水則開竇灑流、浸彼稻田、溝澮脉連、隄塍相轄、……若其厨膳、則有華薌重秬、滍皐香杭、歸雁鳴鵽、黃稻鮮魚、以爲芍藥。

云々

こゝに至つて稻作は五穀の一として重要なるのみならず、實に厨膳の資として尤も重く描寫せられて居るを見るべし。而してこの地方に於ける良吏が召信臣以來稻作に關して如何に多大

の努力を拂ひし乎。杜詩の傳に見れば、彼は召信臣の舊法を廣推して新田を增加し、百姓爲めに歌つて「前有召父、後有杜母」と云ふ。晉に至りて杜預又召信臣の遺跡を治め滍淯の諸水を用ひて稻田萬頃を浸せりと傳ふ。而して杜詩は特に水排法を作り、三國に至り韓曁は之を廣く一般に應用し、舊時の馬排はこゝに一變せりと稱せらる。

南陽の東は汝南郡也。後漢書鄧晨傳に云ふ

爲汝南太守……興鴻郤坡數千頃田、汝土以殷、魚稻之饒、流行它郡。

と。その後鮑昱は方梁石洫を作り、何敞は鮦陽渠を治めて墾田を增す。これを鄧晨傳によりて推せば恐らくは稻田の開發其主たるべし。

更に東して壽春あり、九江郡治のある所、又揚州の治所たり。城南に芍陂あり、灌漑の用に供せらるゝこと遠く戰國の昔に始まると傳ふ。後漢に至り王景再び芍陂の稻田を治む。この地、南陽と相對して史記には南北の交會する要地と記さる。

今南陽と壽春とを以て南北の界を劃すれば、これ以北に於て稻作の後漢に知らるゝもの、後漢書喬玄傳中惠注引く所の高士傳に姜岐平水田を其兄に讓る記事あり。平水田とは恐らく稻作の試みられし土地なるべく、之實に梁國睢陽地方にありて稻田が最重要とせられし證左とすべし。

又崔援傳惠注崔鴻崔氏家傳を引き、崔援が稻田佐蒲の利を興せしを記す。然らば涿郡の地方に於て豪族が自ら稻田經營せしものあること知るべし。潁川に稻田守草叢吏の官ありしこと三國志鄧艾傳に見えたり。更に邊境の郡にありては馬援金城に於て水田を開導し、張湛傳遼東の狐奴に於て稻田を開く。以上余の寓目して稻田の文字の明記せられしものを後漢時代に於て摭せり。而して一般に前漢中期以後漢全期に通じ灌漑政策の著しく北支那に奬勵せられし時代なれば、其水を利用して灌田するものの中稻田の併せて試みられしもの蓋し多きに居るべし。

後漢末三國初期に於ける北支那全般に亙る大動亂が、恰んど各種の灌漑施設を荒廢に歸せしむ。而して魏の曹操が主として盡力せる屯田策は、實に軍國の食糧を得るに存するが其際の中心政策の一として稻作の奬勵をなせしこと疑はず。曹操が屯田策を始めて實行せしは許昌なり。而して其後淮水一帶に屯田策を勵行せんとせし鄧艾の上表に云ふ

陳蔡之間、上下田良、可省許昌左右諸稻田、並水東下。云々

と。然らば許昌の屯田は稻田を開くにあり、鄧艾は卽之を淮水一帶に廣めんとするにあること知るべし。この時壽春に諸葛誕あり、司馬氏の敵國たり。壽春は三國志武帝紀によれば建安十四年に曹操によりて屯田策を實行せられし所、其稻作を主とせるものなること蓋し後漢以來の

事實によりて推定し得べし。故に諸葛誕が擧兵の理由の一として屯田を易置して壽春のよつてたつ根本を覆すものとなせり。蓋し鄧艾によつて發せられたる淮上屯田策は、壽春の屯田をも其經營の中に合せしめんとせるものと認むべし。又水經注沁水篇に

石門是晉安平獻王司馬孚之爲魏野王典農中郎將之所造也、按其表云、臣被明詔、興河內水利、……沁水自太行以西、王屋以東、層巖高峻、天時霖雨、衆谷走水、小石漂迸、水門朽敗、稻田汎濫、歲功不成。云々

然らば司馬孚曹操の典農中尉となりて經營せし者稻田にありしこと知るべし。盧毓冀州論河內の好稻は乃これ也。

曹操の屯田策は稻田の復興乃至は開發を主たる內容の一なりとせば、其地方官に命ずる亦意をこゝに注ぎし點あるべし。水經注鮑邱水に魏の劉靖が直隸北部北京西北一帶に亙る灌漑を實行せるもの尤もその大なるものにて、徐邈が武威、酒泉に稻田を經營せしもの正にこと對比して邊郡安撫の法たり。其他夏侯淳は陳留、濟陰に稻田を開き、又鄭渾は蕭、相二縣界に稻田を試むる等並に魏志に見ゆ。

晉書袁甫傳に「縉中之好、莫過錦、穀中之美、莫過稻」の言あり。稻は穀中の最美たること、

る書に

當時遍ねく社會的に認識せられしか。左思魏都賦「淸流之西、出御稻」と。これかつて西門豹の開墾を經たる鄴の地方に內府の穀倉に入る稻米の出でしこと知るべく、又魏の文帝朝臣に與ふる書に

江表唯長沙名好米、何時比新城粳稻也、上風炊之、五里聞香。（御覽引）

と。これ洛陽附近の御稻米なる乎。

以上述べし如く北支那一般に亙り、殊に後漢以來水利田の開墾に伴ふ稻作の奬勵は中央政府によりてなされ、且稻米に對する社會的嗜好は次第に上向せり。米が主として稻實を指すものとして通用を見るに至れるは恐らく後漢以來に屬す。

說文米部糗字解に云ふ、糗は「熬米麥也」と。孫詒讓箋人疏に云ふ、按んずるに米は蓋し稻米を云ふと。其說程瑤田に基けり。之によれば現在河東人麥を以て乾臭糧を作り、東人は粳米を以て之をなす。糗は米麥を火にて乾かし其香氣あるを本義となす。故に他穀より豆菽の類に及ぶも亦糗と云ふべきもこれ延伸義なりと。然らば許愼は米の制字上の本義を說明する際には之を不實となし、糗字を解する際には、後漢當時の通用語となれる米卽稻米の義を用ゆる也。故に孫、程說にして取る可くば、米を稻米とするは後漢以後一般の用例なり。而して余輩は米を

稻米と解して後漢時代の記錄を讀み皆通せざるなきを見る。たとへば岑彭の巴郡平曲を破れる時其米數千石を得たりと云ふ。この地方は恐らく水經注江水篇にある巴郡稻田あり御米を出す處なるべく、岑彭傳の米とせるものは稻米と解すべし。後漢書安帝紀永初元年水災の爲め、楊土五郡の租米を免じ、永初七年零陵、桂陽、丹陽、豫章、會稽の租米を調する記事あり。これを北地の田租と云ふに對して租米の字を區別して用ゆるに見れば、租米の穀は稻米なりと解すべし。此例を以て之を推せば、三國志李傕傳に獻帝長安に於て肉と米食とを得んとして求め得ざりし者は、乃稻米の飯に相違なく、魏の文帝が洛陽の香稻に就て其香味を鋪張せしによつて見れば、稻米が當時の貴族に必要缺く可からざることを知るべし。當時麥は固より主要の穀たり。故に麥傷のこと肅宗本紀に見ゆ。桓帝末の童謠大麥小麥の枯死を傳へ、張湛孤奴に稻田を開き乍ら、民歌は則「麥穗兩岐」の瑞を云ふ。伏湛傳には種麥の家城郭にあるを以て亂象を説明し、嘑沱の麥飯は光武の終世忘れ難き食味也。然れ共麥と共に稻米の嗜好は殆んど一般化せることを想像し得べく、こゝに於て述異記は天稻を雨ふらすの天祥を傳へ、吳志は山孕に野稻自生の奇瑞をのす。稻米の社會的進出は後漢以來正に顯著なるものあり。

　飜つて考ふるに、司馬遷長江流域の地理を描くや、其民の人力を用ゐずして耕作し、一般に

游惰なるを云ふ。然れ共稻米の實る土地そのものは素より肥沃なりとなす也。且彼は西域の地理を云ふに當り、その大宛の土地の肥饒を記して後土着して稻麥を田し、葡萄酒を出すと云ひ、安息亦然り。獨り條支は暑濕にして稻のみを田すと云ふ。條支は正に長江流域の疇なるべし。彼は兗豫の地を以て五穀六畜に適すとなすはこれ北人傳統の解釋なり。漢に至りて地理的智識非常に擴大す。故に條支と長江流域とを以て稻作の地方とし、且其土の肥沃を云ふ者は、正しく自由な觀點に立つ認識也。其後灌漑政策は益奬勵せらるゝと共に、北地の稻作の隆盛に赴くに至つては、この一般的風潮は次第に游惰なる長江流域の人民を刺戟したるべく、地方官又頗る之を南地に行ふものあり。通典水利門後漢順帝の時、馬臻會稽の太守となり、始めて鏡湖を立てゝ塘を築き、田九千頃を漑すとあり。其北地壽春を南すれば廬江あり、東觀漢紀都尉劉敝の枯稻を以て太守に示せる話あり(據御覽引)。三國に入りては吳志呂蒙傳に魏の朱光廬江の太守となり晥に稻田を開くことをのす。南陽を南して江陵に入れば、この地晉に入りて羊祜、杜預の極力灌漑に力を注ぐ。稻作は人力の加工によりて其生產と品質とを增加せしことならん。蜀地前漢文翁の灌漑政策によりて如何の種穀を增加せしか明文の徵すべきなし。然れ共もとより之稻米の實る所也。漢中府を中心として水經注洋川米の傳說をのす。亦稻米の產地也。

國語越語句踐廟禮のことを傳へて云ふ

句踐載稻與脂於舟以行、國之孺子之游者、無不餔也、無不歠也。

と。又蟹稻の傳說あり。これ等は皆北地の人が越國のことを傳ふるに多少の侮蔑を交ゆる興味ある說話なり。若しそれ吳、蜀各國都となるに及んでは南地のこと又輕侮の眼を以て見ること能はず。故に左思吳都賦には「國稅再熟之稻、鄉貢八蠶之綿」と云ひて其富强を贊し、蜀都賦には「黍稷油々、粳稻漠々」とし、魏郡が僅かに御稻米を出すに比して固より土の饒知るべし。吳の孫權始めて南地に四牛偶耕法を敎ゆ。これ趙過代田の遺法の如くなれば、或は彼は江南に種麥を試みしに非ざる乎。南朝宋に至りては朝廷が江南に種麥を奬勵せること本紀を通じて顯著也。然らば獨り會稽の香秔(文帝蔣王則之語)上國に著聞するのみならず、江南はやがて稻麥共に繁茂する美土となるに至るの運命を有すべし。

最後に顧みて北地の稻作に就ての西晉及北魏の問題を叙述して此稿を畢らん。

西晉武帝咸寧元年に淮河流域に霖雨と蟲害あり、潁川、襄城春以來種を下す能はず。武帝計を群臣に問ふ。杜預上表して對策を陳ず。其主意は今の山東南部より西は河南の東部に亙る廣き地域、即淮水、泗水の流域に散在する諸の陂池を決壞せよと云ふ也。其理由は當時此地域一

面に水澤の地多く耕作面積の著しき減少あり、之を漢時の戶口に照し見れば、今の陂池となれる地方はもと皆漢の陸業の地なり。而して其地を舊記に照しつゝ考ふれば皆堅固なる舊堰あるを見、決して人害をかもすものに非ず。故に漢氏の舊堰と山谷私家の小陂とは之を存しその外の諸陂は皆之を決壞すべしと云ふ也。猶その上疏によれば、彼と意見を同じうするものに胡威と應遵とあり。たゞ異說又極めて多し。其說のよる所を見れば(一)東南火耕水耨法を用ゐて生產の利を擧ぐることを得。(二)魏以來の政策として都督及度支それぞれ所領の水田あり。互に其利害を異にすと。杜預は(一)の說に對しては、火耕水耨の法は東南の人口稀なる時に利益を擧げし方法にして今日之を用ゐて利益を得る能はず。(二)に對しては都督、度支がそれで利益を主張するも之を全體より見れば、其實際の利云ふに足らずと。隨つて魏氏以來屯田策の名の下に各自割據の利益を目的として起せる諸陂は全部廢絕すべしと云ふなり。この主張は武帝によりて採用せられたりと云ふ。併し果してどの程度迄實行せられたる乎。之を西晉一般の政情に照して疑なき能はず。而して北魏孝文帝のとき崔模なるもの、時に直隸南部地方の洪水に荒され、その整理を論ぜるが、大要先づ隄防を修めて水を舊道に復せしめ、然る後洪水の爲めに沼澤地となれる所には稻を植ゑ、陸地には桑麻を植ゑよと云ふ。其方法として當時淮水、長江以南の土

地の卑き所には、霖雨の場合には舟を用ゐて稲を植ゆ。之を採用すべしとなり。杜、崔の論する所を綜合して考ふれば、漢終つて後北地は統一の紊れたると共に淮河の流域は群小の割據の雄競つて陂を作りて稲作を試み、これがために土地の荒廢を來たせしことを承認すべく、而も黄河の汎濫を防ぎ得ざる弱微な北方朝廷の下に於て、その爲めに沼澤地と化せる部分は更に廣く水稲を植ゆることによりて土地の生産額を増加せしめんとす。火耕水耨の自然的耕作法は次第に長江流域より亡びんとするに際し、却つてそれが中原の地に復活を見んとするは、正に地氣の興亡を物語る最興味ある事實也。

（小川博士還暦記念史學地理學論叢）

第三章　六代帝邑攷略

（南京臺地――諸山略――大江考略――諸水考略――諸城考略――總略）

南京の建都は南支の開發に重大な關係あり。先是南支の開發は兩漢治下に於て殊に著しく、その大要は「通史」外編に述ぶ。この章は主として南京を中心として其歷史地理を考へたり。

孫吳より東晉、宋、齊、梁、陳の六代に亘り、其帝都たる建康卽現今の南京を中心として、其附近一帶の歷史地理を概述するを以て本文の主題とす。余かつて雜誌支那學に「南京の建都」なる小文を草し、南京を首とする附近をかりに「南京臺地」と呼びなしたり。其包括する範圍は、之を前淸の行政區劃に就て言へば、江寧府管七縣の中、大體江寧、上元、溧水、句容の四縣を指す。蓋し秦淮水流域中に包含せらるゝ諸地方は、地理的に一區域として考へ得らるゝ理由ありと信ずるを以てなり。

南京の帝都となりしは、固より吳の孫權に始まる。江表傳によれば、此建都の首唱者は張紘

にして且建都の理由として次の如き數ヶ條を述べたり。

紘謂權曰、秣陵楚武王所置、名爲金陵、地勢岡阜石頭、訪問故老云、昔秦始皇東巡會稽、經此縣、望氣者云、金陵地形、有王者都邑之氣、故掘斷連岡、改名秣陵、今處所具存、地有其氣、天之所命、宜爲都邑。

と、卽歷史的地理的條件並に望氣者の言によつて此秣陵卽南京の地が帝都たる資格を有すとなすなり。然るに東晉の孫盛晉陽秋を作り、所謂望氣者の言なる者を次の如く述べ、次の如く解釋したり。

昔秦始皇時、望氣者云、五百年後東南金陵之地、有天子氣、於是始皇東游、以厭之、改金陵曰秣陵、塹北山以絕其勢、今建康卽秣陵西北界、所塹卽建康南淮也、吳人以爲孫權帝之表也、盛案始皇遊藏、至權僭號、四百三十七年、考之年數、既不合、校之基守、又非倫、豈應帝王之符而見兆於上代乎、有晉金行、奄君四海、金陵之祥、其在斯乎、且秦政東游、至是五百二十六年、所謂五百年之後、當有王者也、眞人之應、在於此矣。（廣雅書局刊湯球輯本）

南京の帝都たるべき運命は既に秦の始皇の時に豫定されたり。この豫定の運氣によりて生じたるものは、吳にあつては孫權となし東晉にあつては、その創設者元帝司馬叡となす。其眞否

に至つては今日固より批評の限りに非ざれ共、其建都の始めに當り、始皇遠征して岡阜を掘斷し、以て籠藏せる王氣を洩せしと云ふ說話は、余に取りては極めて興味深く覺ゆ。蓋し此地方、春秋の頃呉楚交戰の際に當り、殆んど史上に著見せず、平和なる休息をなし居たりしが、秦の統一と共にこの地方にも郡縣制布かれ、僅かに史上に其存在を明かにするを得たり。今孫呉以前の此地方沿革の大要を述べん。

今范本禮の呉疆域圖說により南京臺地を取り卷く西方及東方の地名の春秋時代に顯はるゝもの、西にありては鳩茲（安徽蕪湖縣東）衡山（安徽太平府當塗縣東北六十里横山）長岸（太平府西梁山）あり、東にありては延陵（江蘇常州府武進）朱方（江蘇丹徒）あり。而して范氏は史記及呉越春秋により伍子胥が楚を逃れて呉に入る行程を記し

「伍」員與勝、犇呉到昭關、昭關欲執之、員與勝、脫身走楚、追之急、至江、有一漁父渡之、道病、乞食溧陽、有女子、擊絮瀨水之上、飯之。

昭關は范氏之を安徽和州含山縣と見做し、この江北の地に呉楚兩國の境をなす關門の設けられたる也。之より溧水に沿ひ瀨水に出づ。この二水は共に江寧府西南境なる高淳縣にある丹陽湖に通じ、一は北流して蕪湖乃至は太平府に通じ、一は東流して宜興に出づる者、阮元の所謂

中江の經流に一致するもの也と。今吳都蘇州を中心とし、それと交渉深き大國楚都江陵及齊都臨淄と對應せしめて考ふれば、その楚に赴くや必ず太平府乃至は蕪湖を經て大江を横切り、齊に赴くや直ちに北上して丹徒鎭江府にて大江を渡る。蓋し大江、溧水、瀨水並に蘇州より北上丹徒に至る四界線に包まれたる南京の臺地は、春秋時代を通じて靜かに休息をなしつゝありし所以也。

秦の始皇始めて天下を統一し、其威武を東南に示さんと欲して會稽に遠征す。史記の本紀其行程を記して云ふ。

浮江下、觀籍柯、渡海渚、過丹陽、至錢塘、臨浙江、水波惡、乃西百二十里、從狹中渡、上會稽……還過吳、從江乘渡、並海上、北至琅琊。

と。此遠征の目的地は會稽にあり。當時丹陽とは太平府の附近と認めらる。故に太平府より南下し、宣城を經、天目山をこえて杭州に出で、やゝ西に引返へし、恐らくは浙江富春の浦より浙江の水を渡りて會稽に至りしものなるべし。而して其返路は蘇州より常道によりて丹徒に出でず、却つて今南京の東北恐らく龍潭鎭附近と考へらるゝ江乘より江に出で海路山東に至りし也。南京臺地が史上に著見せしは、正確なる史料に於て此時を始めとすべし。

漢書地理志丹楊郡の所轄に秣陵、江乘、句容、湖熟の四縣あり。この四縣の治むる地域は、大體余の云ふ南京臺地と一致するもの丶如し。而して漢志には丹楊郡下に注して「故鄣郡、屬江都、武帝元封二年更名丹楊」と。この注記に意味通じ難き節あり。よりて錢大昭は景帝三年江都に屬したる事實あるによりて屬字の上に景帝三年の四字が落ちたるものと考へたり（據王氏補注）。然らば丹楊郡はもと故鄣郡と呼ばれ、景帝の頃には其郡の地域は江都國の所管となり、武帝の時に至つて初めて丹楊郡となれる也。たゞ秦が天下を統一して三十六郡を置きし際に故鄣郡なる郡名なきを以て學者の中には漢志の注記する故鄣郡に就て疑を挿むものあり。併し漢書本紀にも明白に鄣郡の文字見ゆるを以て錢大昕は楚漢の際に於て鄣郡が新立せられたりと解せり。記錄を主とせば錢氏の說動かすべからず。然らば南京の臺地は楚漢の際に鄣郡の下に含まれ、景帝に至りて江都侯國の所領となり、武帝のとき更めて丹楊郡下に統轄せられしことを知るべし。而して王先謙の補注によれば、南京臺地中に含まる丶秣陵、江乘、句容、湖熟の四縣中秣陵と湖熟の二縣は武帝によりて江都易王の二子を分封して侯國となせること漢書の王侯表に見ゆと。所謂推恩令によるものなるべし。然らば秣陵と湖熟とが一地方の行政的中心となれるに至りしは、文献上武帝時代と判定して差支なかるべし。

漢志丹楊郡下に故障縣あり。故障の郡名は恐らくは故障縣より起りたるべく（故障或は單に障郡と云ふ。句異略して異と云ふと同じ。）、其郡の治所は故障縣にありしものなるべし。續漢志丹楊下惠棟趙紐錄を引き、漢文帝前九年會稽郡は故障郡に併せられ、太守故障を治め、都尉山陰を治むと。其所在地は今江蘇の廣德州、浙江の安吉縣の間にありしと解せらる。而して丹楊郡の治所は宛陵（皖南宣城府）にあり。尤も屬縣の治所宛陵にありて郡の丹楊と名づくるは恐らく亦屬縣丹陽の名によりしなるべし。漢志丹陽と郡名の丹楊とは、陽楊字を異にすれ共、これ後世學者の區分する所に出づべし。漢志丹陽縣下に注記して「楚之先熊繹所封、十八世文王徙郢」と。丹陽縣は今太平府當塗縣の地、漢志によれば、春秋時代以來活躍せる楚の原封地は太平府地方となすなり。史記楚世家に云ふ

熊繹當周成王之時、擧文武勤勞之後嗣、而封熊繹於楚蠻、封以子男之田、姓芈氏居丹陽、……至熊渠、生子三人、當周夷王之時、王室微、諸侯或不朝、相伐、熊渠甚得江漢民和……乃立其長子康爲句亶王、中子紅爲鄂王、少子執疵越章王、皆在江上楚地也。

と。右の文中後世註釋家は句亶を以て江陵とし、鄂を武昌とす。只越章解なし。凡そ解あるの地皆現在の湖北省地方なり。故に徐廣は熊繹の居りし丹陽を以て南郡枝江縣の地として明白に漢書の說を否認せり。併し王先謙の補註には陳の宣帝の詔を引いて云ふ。

龍山南指、牛渚北臨、邇熊繹之遺封、對全琮之舊壘。

と。これ陳時猶太平府地方を以て熊繹の舊封とする說のあるを知るなり。故に王氏の說の如く、史記にある熊繹の丹陽は必しも徐廣說の是にして漢志說の非なりとは斷ず可からず、却つて舊說は熊繹の丹陽を以て太平府地方と考へし也。且越章の地、註釋者解說なきも、越字を接頭語と見れば、むしろ鄣郡を以て之を解すること不可に非ず。然らば楚の一族は古き時代に於て皖南より浙西にかけて廣く分布したるに非ざる乎。故に孫吳の秣陵に都するや、張紘は此地を以て楚武王築く所となす。固より確實なる史料によつて傍證され得べからずと雖、亦傳說の存する所絕えて理由なきに非ざる也。

徐廣は史記楚世家の丹陽を以て之を南郡枝江縣に擬せり。然るに史記貨殖傳なる江南に對しては、之を丹陽也と解せり。此說後世の學者多く採用せず。余を以て之を考ふれば、徐の此說却つて是にして、楚世家の丹陽解は後世に遵奉せらるゝに關らず却つて非なり。史記貨殖傳の文次の如し。

衡山、江南、豫章、長沙、是南楚也、其俗大類西楚、郢之後徙壽春、亦一都會也、而合肥受南北潮、皮革鮑木輸會也、與閩中于越雜俗、故南楚好辭巧說、少信、江南、卑濕、丈夫

旱天、多竹木、豫章出黃金、長沙出連錫、然菫々物之所有、取之不足以更費。」蒼梧以南、

至儋耳者、與江南大同俗、而楊越多焉。」總之楚越之地、地廣人希、云々」

と。貨殖傳の南方一帶を記するや、分ちて東楚、西楚、南楚及越の四つの部分に區分す。而して南楚の地域中に上引の如く衡山、江南、豫章、長沙の含まるゝ故に徐廣は江南を衡山、豫章、長沙と對立せる一區別と考へ之を丹楊卽皖南地方と定めたる也。然るに正義は之を駁して江南を豫章、長沙の形容詞と考へ衡山及江南なる豫章、長沙と讀みたる也。若し正義の解釋を取れば其後節の「江南卑濕」及「與江南大同俗」の江南は廣く豫章、長沙を包括すと解すべく、文義固より順當也。之を漢書地理志の文と對比すれば正義說益々是なるが如し。例へば「楚有江漢川澤山林之饒、江南地廣、或火耕水耨」云々と。これ史記には楚越を總論せる文也。故に史記が三楚及越を併せて總記せる部分を漢書は江南の語を以て之を掩へり。又漢書に「江南卑濕、丈夫多夭」云々とあり。之れ現本史記貨殖傳に見ゆる文句也。故に漢書と參照して史記を讀めば、正義の說疑ふ可からず、徐廣說とる可からざるに似たり。然れ共史記の本文を吟味すれば、旣に三楚及越と南方を四大地域に分類す。嶺南地方は南楚地域下に附記せる形式に出來上れり。然らば南楚の地域中更に江南なる一大區域を設くること文理上疑問を挿むべき餘地充

分なり。且嶺南地方を叙して「與江南大同俗」と云へば、之南楚を叙し乍ら却つて江南が叙述の主題たるの觀あり。故に余は「江南卑濕」及「與江南大同俗」の二江南字或は後世漢志によりて史記を改定せるものに非ざる乎を疑ふ。史記淮南厲王長列傳に

　呉楚旣破、衡山王朝、上以爲貞信、乃勞苦之曰、南方卑濕、徙衡山王王濟北。

と。衡山現今の江北にあり。而して南方卑濕と稱す。貨殖傳は之を南楚の中に分類す。然らば貨殖傳の「江南卑濕」はもと正に「南方卑濕」に作るに似たり。蓋し當時の北人間に行はれし通用語なるべし。「與江南大同俗」の江南は、竊かに思ふにもと南楚に作るべし。蓋し嶺南は南楚と俗を同じうし、兼ねて越人の居住せる地方と考へし也。

　以上余の取りたる史記原本に關する想定が當を得たるや否やを知らざれ共、徐廣は兎も角も江南を以て衡山、豫章、長沙と並立する郡國の名と解す。今正義の引く徐廣説によれば漢の武帝のときの丹楊郡は秦に鄣郡と呼ばれ　漢の高祖の時江南に改むと。徐説の典據最明かならず、且秦に鄣郡なし。恐らくは武斷に失する如し。而して史記に江南の字を用ゆるを考ふるに、高帝紀二年には長沙地方を指し、又黥布傳には江西の鄱陽地方を指し、區域廣し。而も之を專ら貨殖傳に限りて考ふれば、江南は主として皖南を中心とする地方を指すものと解すべ

し。猶江東、江西の字王鳴盛によれば其指す所廣きも、主として前者は江蘇南部を指し、後者は皖北地方を指すと同じ。而して後世建康の帝都たるに至るの後、丹陽及江南は主として建康を中心とする地方の名稱たるに至れる史的因縁亦偶爾に非ざるを知る。

後漢より三國に遷つる時期は、支那史上に於ける一大轉期に屬す。而して其禍亂の牽動する所、遂に久しく安靜なる休息の狀態にありし南京臺地をして一躍帝王の居邑たらしむ。今孫權が建業建都の前に於ける南京臺地の一般形勢を叙述すべし。

漢末三國初期北支那は異常なる混亂狀態に陷りしが、時に楊州の刺史として東南方面を統轄したるものを劉繇となす。楊州の治所はもと皖北壽春にありしが、新たに河南々部の南陽地方に覇を唱へし袁術なるもの、南陽地方を喰ひ荒して淮水を下り壽春に向ふ。劉繇はこの勢力に抵抗することを得ず、長江を渡り江蘇の曲阿（丹陽府）に刺史の治所をうつせり。時に呉の國の創設者孫權の兄孫策は袁術の下にあり。その干係によりて孫氏の一族は多く袁術の黨派と目せらる。孫氏一族は當時主として丹楊卽太平府地方に勢力を有したりしが劉繇は袁術と對抗するによりてこれ等孫族を壓迫して之を長江以北に追へり。孫策もと袁術に屬すと雖、其爲人英雄の氣象に富める爲めに幕下に有力なる人材多し。張紘は遂に彼に說いて丹陽及呉會（蘇州）を其手に

收むることを以てす。策遂に一族を糾合して今の安徽和州（當時歷陽と稱す）より横江及當利口に出で、江を渡る。楊守敬圖によれば、横江とは郎西梁山のある地方にして江を隔てゝ東梁山に對す。この附近は有名なる牛渚也。太平府の西に當る。又當利口より江を過ぐれば、采石磯に出づ。太平府の東北に當る。吳志徐夫人傳によれば、此時孫策は船艦少かりし爲めに蘆葦を伐りて筏となし、軍を渡せりと云ふ。孫策は先づ自ら牛渚營を伐ちて其地にありし邸閣を占領し、穀糧と戰具とを得たりしが、恰も劉繇をたよりて北方より流れ來れる薛禮並に笮融なる二將は秣陵城によりて孫策を拒ぐ。其防禦の險固なりし爲め、孫策は一先之が攻撃を中止し、小丹陽（江寧府高淳縣石臼湖北）湖熟（南京東南湖熟鎭）を平定し、曲阿を收め、遂に劉繇、笮融の徒をして西方江西（當時の豫章郡）に走らしめたり。かくて彼は皖南、江蘇、兩浙の地を定めやがて袁術と干係を絕ちて獨立せるが、孫策の根據地は常に劉繇のよりし曲阿にあり。孫策死して弟孫權代り、曲阿より一度京口（丹徒）に遷りしがやがて建安十六年に秣陵に遷る。吳志に云ふ

孫權徙治秣陵、明年城石頭、改秣陵爲建業。

と。この記事の意味する所、大要下の如くなるべし。乃漢代秣陵縣の所轄地域内に都城を設け之を建業と名づけ、それと共に石頭城をも築きて割據の基を置きし也。新に立てる都城はこれ

を建業宮と言ひ、覆舟山下にあり、實に六代帝都の先聲を開けるもの也。故に赤烏十年太初宮を改作せんとする時の詔に

建業宮、乃從京（按京卽京口也）來所作將軍府寺耳、云々

と。建安十六年建業に建てられし宮殿は、固より將軍府寺に過ぎざること當時孫權の占めたる位置に相應するものなり。其後彼は蜀の劉備に對抗せん爲めに自ら湖北の地に赴き、建業の留守は之を部將呂範に委ねたり。其傳によれば呂範をして丹陽の太守を兼ねて建業を治めしむとあり。丹楊郡の建業の地にうつれるは玆に始まる。たゞ呂範が丹楊の太守としての治所は建業宮にあるに非ず。却つて今南京城の東南隅にありて六朝通じて丹陽城として知らるゝものなるべく、建業には孫氏一族のものゝ居住せることゝ推想に餘りあり。

孫權劉備を破つて蜀との干係一段落つく。建安二十五年鄂に都し、名を武昌と改む。その翌年皇帝の位につく。故に武昌に於て始めて宮殿を備へて帝都の片鱗を示せることを想像するに足る。而してその年建業に遷都せり。吳志はその質素なる容子を寫して「因故府不改館」とあるが、赤烏十年太初宮を作りこゝに始めて建業の宮殿その體を具へたるなるべし。而もそれさへ猶武昌宮の瓦材を用ひしと云ふ。兎も角も後漢末の禍亂によりて始めて北方の流人に占領せら

れて兵火の洗禮を受けたる南京臺地は、こゝに六代の帝都として出現するに至る。かくて春秋以來安靜を續けし南京臺地は帝都となりてより一變して龍攘虎鬪の場と化す。南京臺地は正に之れより多事也。

南京臺地の沿革大要既に上述につく。之より其地理につきて詳かに歷史的描寫をなさんと欲す。たゞ之が爲めに殆んど此種著述の權威と見做さるゝ唐の許嵩の建康實錄及現存せる建康地誌の最古き景定建康志、降つて至正建康志の類、總て其書を備へず、遂に過目することなし。故にこれらの材料を見ずして建康の地誌を談ずるはやゝ無謀に似たり。然れ共これらの諸書に含まるゝ記事は多く他書に引用せらる。故に所引の文につきて適當なる考慮を拂ひつゝこれを根本史料たる歷代正史の記事と比較參照することに於て或は大なる誤謬に陷ることを避け得らるべしと思ふ。又南京臺地の記事を含む六朝の地理書は、清の王模其斷片を輯綴して漢唐地理抄なる叢書中に收めたる筈なれ共、此叢書又余の未だ過目せざる處也。併し要するに其等の殘篇は存するもの素より云ふに足らず。且其舊名を襲ふて、實は全く異れる書、たとへば丹陽記、輿地志の類あり。何れも各二本ありて太平御覽の如き、特に或は山謙之丹陽記、顧野王輿地志と著者の名を冠するもの、又は單に丹陽記、輿地志として著者の名を冠せざる者を引用

す。果して其間に別異ありとして、かく引用の體を異にせるものか否か未だ精攷せずと雖、要するに同名にして異本の者の存することは、其内容によりて明白也。これ等の點は、其文によりて事實を考據する際に於て自然に言及する所あるべし。

南京の地形を總述するは景定建康志の著者宋の周應谷に始まる如し。圖書集成に明の章潢金陵諸山の圖考をのす。其說周應谷の叙述の之を地望に照して合せざるを難ずれ共、而もそれ以外に別說あるを見ず。近人黃起鳳等江甯府七縣地形考略を作る。景定、至正の兩建康志を參照せしものと云ふ。其說大體要を得たり。地形を記するには必ず其位置の動かざる山脈を基準とすべし。今地形考略の意を取りて南京臺地內に起伏する山脈の大要を叙せん。

南京臺地の南は、一帶の山脈によりて溧水を高淳縣に分かつ。高淳縣とは石臼湖、固城湖、即昔は丹陽湖として總稱せられ、其水波も互に通じ居たりしと考へらるゝ兩湖を其中に含む所謂水鄉也。此水鄉を南京臺地と分界する山脈中にてやゝ著しき山を橫山となす。又高淳縣の東界に大芝山あり。北に延びて有名なる茅山となる。茅山の山脈は南京臺地の句容縣を、長蕩湖を其中に含む鎭江府金壇縣なる水鄉と區分す。かくて臺地南界の橫山、東界の茅山は二至の望と見做し得るが、今江蘇省發行の江蘇南部地質圖によれば、兩者共に志留紀に屬する山脈なり

と云ふ。地質上同一構成に屬する山脈は、今句容縣及江寧縣の北部に約略東西に連亙し以て江邊の地を分つ。この山脈一帶恐らくは始め雁門山として知られし者に非ざる乎。讀史方輿紀要輿地志を引いて云ふ、

建康自東而北、羣山連亙、凡數十里。

と。又同治上江兩縣志には建康志に引かるゝ輿地志の一節をのせて

山東北有溫泉。

と。然らば現今南京東北郊外麒麟門邊より湯水鎭なる溫泉地を含む間の一帶の山脈を指すに似たり。然るに景定建康志以來一々山名を詳細に記載するにより必ず雁門山を特定の孤峰にあてはめんとし、之が爲めに其相互の位置明かならざるを致すに似たり。而も同治上江兩縣志の著者は却つて雁門山に溫泉なきを理由として建康志の著者が勝手に溫泉を含む湯山の記事を雁門の事蹟中に彙集せる者と見做せり。然れ共建康志既に輿地志の記事を雁門山と認定せりとせば、必ずや相當なる據り所あるべし。輿地志の云ふ雁門山脈の北支は攝山、幕府山となりて大江に臨む。

上述せる諸山は其地質構造を同じうせりと云ふ。別に南京の東北に聳立せる鍾山あり。南京

を去るや、遠くして其南方に崛起せる牛首山と相對す。牛首の脈西に連りて今江寧鎮の附近なる三山に及ぶ。而して又牛首山脈の南部は以て高淳縣境なる上述せる横山に接せる也。南京臺地の山脈形勢はこれによりて其大體を了知するを得ん。

今南京の東南約一日行程に湖熟鎮あり。其西北平原中に特立する孤山あり、方山と云ふ。此山に關して元和郡縣志は次の如く傳ふ。

方山……秦鑿金陵、以斷其勢、方石山垝、是所斷之處也。

宋の王象之輿地紀勝此郡縣志の記事を襲ふ。然るに樂史の太平寰宇記は此山に關して山謙之の丹陽記を引用す。

秦始皇鑿金陵、此山是其斷者、山形整聳、故名方山。

若し然らば始皇帝が金陵を鑿つに當り、其斷ちし地點が方山なるべしとの説既に早く山謙之にあるを見るべし。之が同治上江兩縣志所引の輿地志（此書恐らく唐末の作。御覽所引輿地志翠屏山條に天寶三載の語あり）にありては始皇望氣者の言によりて、王氣を洩す爲めに鑿つ所とす。而してかゝる説話の生起せる理由として前引元和志に方石山垝とあり。垝は居僞反に讀むべしと註せらるれば正に之坫字に解すべし。四角の石と反爵の爲めに設けらるゝ坫形の土地、これが抑人工によりて整聳せりと見做さ

れたる也。後世別に方山と並んで石硊山を置くは、これ又字を望んで其實を製造する者也。

方山に關する始皇の傳說が、其事實として認むべきや否やは今論ずる程の價値なし。然れ共此傳說は却つて南京臺地の形勢を理解するに重要なる暗示を與ふ。蓋し周應谷の金陵諸山を論ずるや、此方山を以て余の前述せる雁門の脈及南京南方なる牛首一帶の脈とを連絡する飛石の如く考へ、かくてこの方山より西北、雁門、牛首、三山等によりて取卷かるゝ臺地こそ眞に南京臺地の奥區と目し得らるゝ也。故に余の云ふ南京臺地はこれを兩分して一はその奥區の地とし、方山より東南赤山湖を其中に含む比較的廣き平野はこの奥區を養ふ背景の地域と見做すべし。かくの如く假定することによつて南京臺地の歷史地理記述は、其條理を立て得らると信ずる也。

南京臺地の西界及北界は共に概して大江を以て限らると云ふべし。然るに大江の經流古今遷移あり。隨つてこれに沿ふ洲浦の類亦古今別異あるべし。宋明の際に出來たる此地方の地理書は一々明確にその縣治乃至は府城よりの方向と距離とを指定すれ共、其一々の內容を尋ぬるに、固より矛盾自ら顯はれ、據つて以て事實を考ふるに足らず。而して其不正確なる記述の多くは唐末に出來しと思はるゝ輿地志の類に發する如し。今それら地理書の記事をたゞ傍證とし

てのみ利用し、主として正史の記事によりて判斷して六朝時の大江流岸の地理を想定せん。

圖書集成載する所の明の節潢金陵諸山圖考の一節には大要下の如き說あり。

古は江水、三山より東入して陰山、石子岡に沿ひ、北流して石頭に至る。又石頭より馬鞍、四望、盧龍、幕府諸山に沿ふて北流し、幕府山にて東折し觀音山（燕子磯）に至る。又臨沂、攝山より直に京口に至る二百餘里、山勢絕えず。江より之を見れば三山は西南に據り、石頭は西北に據り、秦淮其中に出づ。天限の門戶なり。今は江水西流し、沙洲曠邈たり。馬鞍、鳳臺は民居となり、陰山は全くなし云々。

明の陳沂の金陵古今圖考全く此意を押して其圖を作る。案ずるに文選李註（謝玄暉、之宣城、出新林浦、向板橋詩）酈善長水經を引いて云ふ

江水經三山、又幽浦出焉、水上南北、結浮橋渡水、故曰版橋浦、江又北經新林浦。

と。これ江水は三山より直ちに新林に至る也。又今南京西南城壁に傍ふ石頭城は宋時猶大江に浸たさる。方輿紀要石頭城一節に

張舜民曰、石頭城者、天生城壁、有如城然、在淸涼寺北、覆舟山上（案、覆舟山全與石頭別異、張氏不深考也、）江行自北者、循石頭城、轉入秦淮、陸游曰、龍灣望石頭山、不甚高峻、然峭立江中、繚繞如

補註李白詩の「宿白鷺洲、寄楊江寧」に楊齊賢史正志碑の一節を引き且つ註して

秦淮於齊之左、分爲二支、一支入城、一支繞城外、共夾一洲、曰白鷺、卽太白所謂二水中分白鷺洲者也。

と。これによりて史正志の云ふ「東秦淮兩城隅」とは徐温の改築せる城壁の南面及西面の兩隅を挾むものなることを知る。然らば太白の所謂白鷺洲は五代以來城壁によりて内外に隔斷せられたることゝなる。この説明は殆んど後世地理を云ふ者に採用せらるゝに似たり。然れ共余の尤も奇怪に感ずるは、今四部叢刊本の李白「登鳳凰臺詩」は「一水中分白鷺洲」とありて二水に非ず。張齊賢が若しこの原本によれりとすれば何故に史正志の二水中分説を是認したるか。或は四部本の一水とあるは必ず二水の誤と斷ずべき乎。たゞ併し一水中分とする方、文義上却つて妥當なるを覺ゆ。故に淮水が方山より西北流するの後二支となりて大江に入るの記事は、恐らく五代以後、南京城改築の結果生じたるものと考ふるを至當とす。宋以前の記錄、たとへは輿地志、丹陽記、建康實錄、元和郡縣志等の淮水を記するや、上流の二源に及ぶも、下流の二支に及ぶ者なし。

白鷺洲の記載は、余の見る所二三あり。左に之を掲げん。

丹陽記曰、白鷺洲在縣西三里、隔江中心、南邊新林浦、西對白鷺洲（此句不爲義、必有誤焉）在大江中、多聚白鷺、因名之、（御覽引）

白鷺洲在縣西三里、隔江中心、南邊新林浦、白鷺洲在大江中、多聚白鷺、因名（太平寰宇記）、

丹陽記江甯縣西三里、有白鷺洲、周廻十五里、與城相近（讀史方輿紀要引、此文殊不可信、顧氏所引多文不成其理者た、）、

圖經云、在城西南八里、周回十五里、對江寧之新林浦、（六朝事蹟類編）

丹陽記の縣西三里と云ふ者、頗る唐光啓三年上元縣を鳳凰臺の西に徙せる頃、其縣治よりして計れる者の如し。圖經が城の西南八里と云ふは、五代楊徐の頃の都城を中心として計れる者に似たり。何れも白鷺洲を以て大江中にありとなす。然らば李白が一水中分と云ふもの、果して如何に解すべきや。且白鷺洲に白鷺の集るによつて其名を得たりとなし、之を六朝の史書に照せば、殊に未だ其名を見ず。故に余は白鷺洲の名、實に李白の詩句によりて起れるに非ざるやを疑ふ。今李白集を檢するに白鷺洲二出す。曰く

朝別朱雀門、暮棲白鷺洲、（宿白鷺洲、寄楊江寧）

三山半落青天外、一水中分白鷺洲、（登鳳凰臺）（據四部叢刊本）

青天と白鷺とを對する時、白鷺洲は必しも固有名詞と斷ずるを得ず。朱雀門はその地ありと

雖、朱雀なる文字に對して白鷺を取合はすこと詩人の慣用技なり。故に白鷺洲なる固有の名をもつ洲が果して李白以前に存在せるや否や。むしろ李白の白鷺洲が丹陽記、輿地志等の著者によりて大江中にあり、新林浦と相對する一洲に指定せられたりと解する方尤も條理に近きを覺ゆ。而もそは李白の詩意に合すると否とは自ら別也。

秦淮水の經流を記する最古の文献は山謙之の丹陽記なれ共、其文簡略に過ぐ。

建康實錄云本龍藏浦、有二源、一出華山、經句容西南流、一出東廬山、經溧水西北流、至方山埭而合、西注大江。（顧炎武郡國利病書引）

然るに輿地志はその下流を詳記して

經建康秣陵二縣之間、縈紆京邑之內、至于石頭入江、綿亘三百里。（御覽、寰宇記、引）

輿地志の記事は大體元和郡縣志の記事と一致す。たゞ元和志には「至于石頭入江」の記事なし。これを地望に考ふれば明白に輿地志の妄斷也。顧祖禹の方輿紀建康實錄を引き乍ら猶「至于石頭入江」の說明を加ふ。信ずるに足らず。

建康實錄また云ふ

小長干在瓦官寺南巷、西頭出江。（陳作霖南朝佛寺志引）

景定建康志に云ふ

張昭宅在淮水南、對瓦官寺、張侯橋所、橋因宅而名。(作寺志引)

右二文を比較すれば、秦淮は瓦官寺の附近を流れたることを知るべし。瓦官寺の所在地小長干は東大長干に連り、共に今南京城外の雨花臺を含む一帶の高地、六朝時の所謂石子崗の北面傾斜地帶にして干の字は江南人の山隴の間を呼ぶ名稱なりと云ふ。鳳凰臺、若しくは史世志の二水亭等皆この地域に建てられしものにて、又た官寺其者について景定志の傳ふ所によれば、晉の哀帝の頃淮水の南に陶官ありしが、之を淮水の北に移し、その地に瓦官寺を建てたりと(南朝佛寺志)。然らば淮水下流の南北は陶工の業を營める所、その丘陵性の土地たりしと推想すべし。五代以來城壁の中に取込まれて、民屋櫛比、今適確に其一々の故蹟を指定し難きこと陳作霖の云ふ如くなるべし。

秦淮の經流する大小長干の地は既に山隴の間なり。故に秦淮の曲流せること想像すべし。中に婁湖あり、寰宇記によれば此附近の田二十餘頃を灌漑し、水は秦淮に通ずと。婁湖とは吳の張昭の創むる所、張昭婁侯に封ぜらる。故に婁湖の名ありと(寰宇記引輿地志)。此說は固より文を望むで義を生ずるものと認むべきも、清朝代に秦淮南支の城壁を出づる所に下浮橋あり、老虎橋と

云ふ。老虎は婁湖の轉音となす陳作霖の説却つて條理に合するに似たり。又落馬澗あり、其名によつて丘陵性の一地點たるを知るべし。

秦淮が石子岡斜面の丘陵地を出でゝ大江に注ぐ邊、洲渚回環して其本流の一支なること數支なるとは殊に分明ならざりしに似たり。齊の王融の江皐曲に云ふ

林斷山更續、洲盡江復開、雲峰帝鄉起、水源桐柏來。

と。桐柏より來るとは固より江南の秦淮を以て北地の淮水に比せる也。秦淮の下流は正にこれ洲盡きて江復開くの光景にあり。此淮水の下流若しくは淮水全流域にわたりて一大修理を加へたるもの梁の武帝となす。梁書本紀天監九年條に

新作緣淮塘、北岸起石頭、迄東冶、南岸起後渚籬門、迄三橋。

と。方輿紀要之に注して

又作兩重柵、皆施行馬、時亦呼爲馬柵。

と。又輿地志に云ふ

天監十三年、以朱雀門東北淮水紆曲、數有患、又舟行旋衝太廟灣、乃直通之中央、爲舟子洲、四方諸郡秀才上計、所憩止於此。（寰宇記引）

と。蓋し天監年間に淮水が極力其流域を整理せられしこと知るべし。而して梁書の記事により て次の事實を認むべし。

(一) 石頭より冶城に至る緣淮塘を北岸と云ふ

(二) 後渚より三橋に至るを南岸と云ふ

(三) 隨つてこの兩岸は緣淮塘によつて限られたること

若し緣淮塘が必ず淮水の流に沿ふて立てられしと考ふれば淮水は冶城を經て石頭城に至り江に入りしことゝなり、前引輿地志の說を眞實と認むべし。されども秦淮既に南方石子岡傾斜地を通過せりとせば、當時大江が直ちに新亭並に新林浦に至れる地形を考へて更に迂曲南上して石頭城下を經るの理なく、況んや冶城を通過するの理なし。蓋し緣淮塘の名稱は之を頗る包容的に理解すべく、此名あるによりて必ずそれに沿ふ淮水の流ありと解する必要なかるべし。且南北兩岸の名稱梁代以前に屢顯はれ、齊書本紀往々二岸の語を用ふ。而も多くは淮水の南北を以て兩岸を分かつ如く、南北兩岸は決して梁紀云ふ如く固定せる堤塘を指すに非ず。たゞ梁武が淮流を整理せるに依りて淮水の交通上の價値が著しく增大せるに非ざる乎。資治通鑑梁承聖元年三月王僧辯の侯景を攻めし時の戰況を敍し

僧辯督諸軍、至張公洲、辛巳、乘潮入淮、進至禪靈寺前。

と。潮に乘ずると云ふ記事よりして戰艦直ちに淮に入りしことを認むべし。陳作霖は之によりて當時淮水の水量豐かなりし證據とせり。たゞ彼は之を以て梁書に出づとなせ共、今梁書及南史の侯景、王僧辯兩傳共にかゝる記事なし。梁書侯景傳に王僧辯が張公洲より水柵をやきて淮に入るの記事あれ共、之のみにては的確に戰艦を淮水に入れしとは斷じ難し。併し通鑑の記事は固より據り所あるべく、淮水の水量昔時極めて大なりしことを認定して差支なかるべし。然れ共大規模の戰艦が淮水に進入せる記事は、六朝代に於て殆んどこれが唯一なるべく、先是東晋末孫恩の亂には淮口を柵斷するの記事あれ共(晋書安帝紀)義熙六年五月盧循が上流より建康を攻むるに當り、其戰艦は專ら之を南陵に繋泊せしめ、所謂淮水南岸に大勝せるも敢て水艦を淮水に入れしことなし。故に之等を綜合して適當に理解せんとならば、梁武が淮塘を作りて後、淮水の流正しく、軍人は之を利用して戰艦を淮水に入れ得るに至れりと見做すべし。

然らば王僧辯が進入せる淮水の口は果して何れの地點にある乎。之固より明證の存せざれ共、理を以て度れば、既に引用せる陸游の龍灣と云ふ者、これに近かるべし。建康實錄は秦淮の一名を龍藏浦(前引)となす。蓋し龍藏浦、龍灣同一事にして淮の江に入る地點と推想すべし。

又秦淮が梁武によりて浚渫せられざる以前、たとへば盧循が其軍艦を繋留せる南陵とは果して何處なるか余の遇目せし所にては南陵の字宋書劉鍾傳、梁書侯景傳に出づ。劉鍾傳の一節に

(盧)循先留別帥范崇民、以精兵高艦據南陵、夾屯兩岸。

と。この記事の意殊に明白ならざれ共、南陵とは之を侯景傳によりて解するに比較的廣き地域を指すが如く、蓋し石子岡一帶の傾斜地が西南に擴がり、やゝ遠く三山を連結する丘陵地、周應谷が陰山等の諸山を其中に含ましめし地域一帶を指すに似たり。然らば此時范崇民は精兵を以て南陵の一帶を固め、又戰艦を兩岸に屯せしめしなり。兩岸とは余は之を蔡洲と南陵とによりて挾まれたる大江なりと認む。詳細は順を追ふて說くべし。

宋書武帝紀に次の意味を有する記事あり。

盧循急に建康を襲ふ。劉裕は諸津を固めず、専ら兵を石頭に集め、淮に柵して査浦を絕つ。既にして賊大に至る。劉裕謂らく、賊若し新亭より直進すれば、其鋒當る可からず。若し西岸に回泊せば擒となさんと。賊將道覆と云ふ者、新亭白石より直ちに舟を焚いて上らんと欲す。劉裕之を望見して色を失ふ。然るに循は道覆の說に隨はず、蔡洲に回泊せり云々。

この記事によりて次の事實を認むべし。

(一)　優勢なる水軍を以て上游より建康を衝く場合は、直ちに石頭、新亭に出でて上陸を開始す。

(二)　若し、その方法を冒險と考ふる場合は、蔡洲に回泊して西岸に屯する也。

右の中(一)の方法に出でしものは劉宋末休範の叛、梁武の義擧の時なり。たゞ(一)の方法に出づる場合にも必ず常に(二)の方法を併せざるを常道とす。戰艦不足の場合は固より(二)の方法に出づる也。而して盧循が蔡洲を廻りて西岸に泊せりと云ふ西岸とは、又南齊書崔慧景傳に見ゆ。

恭祖先勸慧景、遣二千人斷西岸、軍令不得渡、慧景以城旦夕降、外救自然應散、至是恭祖請擊義師、又不許、乃遣子覺、將精兵數千人渡南岸、云々。

淮水の南なる南岸とは別に、むしろ臺城より見れば其西方と見做さるゝ西岸とは要するに三山、陰山に沿ふ南陵一帶の地たること知るべし。然らば之を前引文選注水經注說によりて解すれば、三山の麓板橋浦より新林浦に至る一帶の江流に沿ふ岸邊の地は正に西岸なるべし。而して之が蔡洲に回泊せりとの宋書の記事によれば、正に蔡洲によりて分かたれたる大江の別流なるべし。故に優勢なる水軍ならばむしろ此迂道を取らず、直ちに蔡洲の外面より大江の本流を通過して石頭乃至新亭に上陸すべき也。

前引王僧辯が張公洲より淮水に入れりと云ふ通鑑の記事に對して胡三省は注して張公洲を直ちに蔡洲と同一視す。併し御覽は丹陽記を引き縣西にありとし、寰宇記は縣西四里とし、以て縣西三里なる白鷺洲と相並ぶと考へたり。今正史を見るに張公洲の名梁書侯景傳の外、南齊書韋粲傳に出づ。之を胡注によりて解すれば、むしろ御覽等の引用する地理書によりて解するよりも事情明白の度を増す。たゞ余輩はむしろ此張公洲こそ李白の云ふ白鷺洲そのものなりと考ふ。張公洲と共に張侯橋の名亦史に見ゆ。又婁湖は吳時張昭の創めし所と傳ふ。蓋し張公洲、張侯橋、婁湖等總て張氏と關連して其名を得たるに非ざる乎。寰宇記又陶侃と郗鑒との會見せしと云ふ茄子洲を縣西十三里にあつ。其基く所亦御覽所引の丹陽記にあるが如し。然れ共之は恐らく妄斷なるべく、御覽別に劉楨の京口記を引いて嘉子洲の名をのす。この記事固より斷片に過ぎざれ共、これを正史の記事と照せばむしろ大江が石頭の北に於て東折せる以下の或地點に求むるを適當とするに似たり。

以上大體に於て南京臺地を流るゝ大江の洲名を考訂し終れり。今其要點を擧ぐれば、現今江寧鎮附近なる三山を經たる大江は、板橋鎮に至りてその對面に橫はる蔡洲によりて兩分せられ、其支流は三山より石子崗に續く一帶の丘陵地と蔡洲との間を沿ふて東北流す。これを小江

と云ふ。獻帝春秋建安十七年條に

孫權自京口徙秣曰、秣陵有小江百餘里、又可以安大船、吾方理水軍、當移居之、（據方輿紀要引）

と云ふもの恐らく之れなるべし。この小江の分流は新林浦並に新亭を通過して淮口たる龍藏浦に出づ。龍藏浦は張公洲中にあり。其一端に後渚あり。梁武緣淮塘の西端なり。張公洲は蔡洲と相對して小江を扼す。これを出でゝ北上すれば石頭城下の査浦に達す。今方輿紀要建康實錄を引き石頭より南上十里査浦あり、査浦より南上十里新亭ありと云ふ。これ里數殊に多きに過ぎて果して實錄の文なりや否やを知らざれ共、其方向はこれに隨ふべし。方輿紀要又呂祉の說を引いて云ふ

自吳以來、石頭南上至査浦、査浦南上至新亭、新亭南上至新林、新林南上至板橋、板橋南上至洌洲、陸有城堡、水有舟揖、建康西南面之險也。

と。今洌洲が三山の南にありて六朝の用語を以てすれば南州に屬するを除き、板橋より石頭に至る諸要津は正に呂祉の說の如し。又顧祖禹は新林浦を以て今の大勝關にあてたり。然れ共大勝關は恐らく六朝の頃は蔡洲の中にあるべく、淮口の如きは今尋ぬるに由なし。

大江の經流は上述によりて其大體を了すべし。今更に南京臺地の諸水に及ばん。之が爲めに

は先づ健康實錄の記述を考ふる必要あり。其第一は潮溝となす。

孫權赤烏四年開潮溝、以引江潮、自歸善寺前、東出至靑溪、（輿地紀勝引）

第二は運瀆也。

吳赤烏二年大帝使郗儉鑿城西、開溝入秦淮、通吳越運船也、（紀勝引）

吳赤烏三年使左御史郗儉、監鑿城西南、自秦淮北至倉城、通運於苑倉、謂之運瀆、（陳氏運瀆小志引）

第三は淸溪也。

吳赤烏四年鑿東渠、名靑谿、（同治上元江寧兩縣志引）

吳赤烏四年鑿東渠、通北塹、以洩玄武湖水、（方輿紀要引）

而して六朝事蹟類編潮溝の條に云ふ

健康實錄云、其北又開一瀆、北至後湖、以引湖水、今俗呼爲運瀆、其實自古城西南行者、是運瀆、自歸善寺門前東出、自（自字恐有誤矣）靑溪者、名潮溝、其溝向東已湮塞、西則見通運瀆、實錄所載、皆吉事、距今數百年、其溝日益湮塞、未詳所在。

こゝ以上を綜合すれば、吳の赤烏年間は、臺地の奥區に於て運河の開鑿を盛行せし時也。第一

の潮溝の流るゝ歸善寺は、鷄籠山東にありと見做さる（至正新志引宮苑記、見于南朝佛寺志）。然らば其何れの地點に於て大江に接するにせよ、兎も角も玄武湖を通過すること疑なし。これが東渠なる清溪（據南縣志所引）とを通じて南流すること容易に想像すべく、遂には淮水と其流を通ずるに至る也。故に輿地紀勝引く所の建康志には、

清溪呉大帝赤烏四年鑿東渠、名清溪、通城北塹潮溝、濶五丈深八尺、以洩元武湖水、發源鍾山西南流、東出於青溪閘口、接於秦淮、及楊溥城、金陵青溪如分爲二、在城外者、自城濠合于淮、在城内者、湮塞僅存。

と。「及楊溥城」の一句恐らくは脱字のあらん。兎も角潮溝と清溪とによりて大江の水が玄武湖及秦淮と相通ずるに至れることと實錄によりて知らるべき也。

又運瀆は建康城と淮水の下流とを連らぬ。然らばこれ又建康城を陪介して大江、玄武湖、秦淮が互に流を通じ合へることゝなる也。たゞ六朝事蹟類編引く所によれば、實錄の著者の目驗せるものは、所謂運瀆にして清溪の流既に湮滅に歸し居りしこと知るべし。而して紀勝引く所の建康志は、清溪の經流を記すること極めて詳なり。蓋し五代に改修せられしこと疑なく、張敦頤の六朝事跡類編には既に其說を明著せり。

今假りに實錄云ふ所の諸運河が、吳の赤烏年間郄儉の手によりて臺地奧區に縱橫に開鑿せられたりと定め、之を更に實錄の他の記事と參照すれば、吳の運河政策は益顯著也。

吳赤烏八年發屯兵三萬、鑿句容中道、至雲陽西城、以通吳會船艦、號破岡瀆、延陵江甯各十四埭、梁廢破岡瀆、開上容瀆、在句容東南五里、至陳埋之、更修破岡瀆、隋平陳、並廢。（輿地紀勝引）

と。王象之は之に說明を加へて云ふ、六朝の都城たる建康に向つて吳會地方より運致せらるゝ物資は、皆雲陽（江蘇丹陽）西城より水路直ちに都下に至れる也と。顧祖禹の如きは更に此說を推闡して、雲陽より都下に來る東南の物資は秦淮を下りて、其下流にて運瀆に入り、之より建康の倉城に轉致せらるゝ也と。然らば實錄によりて考ふる限り、臺地の奧區は水路直ちに江蘇の丹陽と接し、遂には蘇州とも完全に連絡することゝなる也。此說果して眞なりや否や。

實錄必ず赤烏某年と年號を明記す。之れ頗る信ずべきに似たり。然れ共今實錄の記する所、三國志吳志多く其事をのせず。且郄儉なる人物吳志になし。六朝江南に於て郄姓の家系の榮えしは東晉の郄鑒に始まる。而して彼は山東南部なる金鄉より南來せる也。故に吳時左御史郄儉なるものゝ果して存在せしや否やは先づ疑を挿むべき充分の根據あるべし。この疑問を抱きつ

つ試みに實錄云ふ所の內容に就て討檢を試みん。

今先づ實錄の云ふ句容雲陽間の破岡瀆なるものに就て考ふるに、實錄の記事それ自身に矛盾あるに似たり。卽破岡瀆なる水路は、或は句容、雲陽間の水路の如く、或は延陵、江寧間の水路の如し。句容と雲陽とは大體殆んど東西の線にあり。而して句容より雲陽に赴くには、所謂南京臺地を三吳平野地と界する茅山の北岡を通過すべき也。又延陵は古くは常州を指し、後常州に晉陵郡置かれてより延陵の郡治は金壇地方に徙つれり。今金壇の北に延陵鎭あり、楊守敬の郡治を此に圖すれ共、恐らくは今の金壇縣その者が延陵郡治たるべく、南朝の史書を按んずるに延陵を云へば直ちに長蕩湖を云ふによりても知らるべし。現今の交通路より考ふれば南京より句容に出づる者は、東して丹陽(雲陽)に至る。而も金壇に出づる者は句容を通過せず。むしろ湖熟鎭より赤山湖に沿ひ、茅山山中を經て金壇に達する也。今實錄には句容雲陽の水路と共に江寧延陵の水路を擧ぐ。所謂江寧延陵の水路なる者は現今も通ずる南京、湖熟、赤山湖、金壇と相通ずる一路に匹敵するものゝ如し。故に實錄の記載中には相異れる兩路が、雜揉せられて一路の如く見做さるゝの觀あり。これ其書の杜撰なる一點なり。

三國志吳志本紀に云ふ

赤烏八年三月、遣校尉陳勳、將屯田及作士三萬人、鑿句容中道、自小其至雲陽西城、通會市作邸閣、

と。此文を正當に解釋すれば、何處にも水路を穿てりと認むべき點なく、むしろ北支那式陸路の作り方なりと考ふるを適當とすべし。然るに御覽堰埭部呉錄を引いて云ふ

句容縣大皇時、使陳勳、鑿開水道、立十二埭、以通呉會諸郡、故船行不復由京口、

と。張勃の呉錄は裴松之往々採つて陳壽の三國志を註す。其記事は固より重視すべし。たゞ裴松之は陳氏三國志に註するや、博く異文をとりて異同を辨正するを常とするが、今陳勳の句容、雲陽間を開鑿する記事下に之を引かず。故に御覽引の呉錄なるもの果して張勃の原著なりや否や。若しかりに此記事を信用すべしと假定するも、之を直ちに呉志の文と同一視することを得ず。蓋し呉志は會市を作ると云ひ、呉錄は十二埭を作ると云ふ。會市は以て歩車の旅行に便すべく、埭堰は以て舟行に便すべければ也。御覽又呉志の一節と云ふをのせて云ふ

岑昏鑿丹徒至雲陽、而杜野小辛間、皆斬絶陵襲（恐壟之誤）功力艱辛（杜野屬丹徒、小辛屬曲阿）（御覽潤州引）

この記事今呉志になし。岑昏、陳勳音相通ずるに似たり。蓋し呉志の異本か。而して王鳴盛は却つて此文を以て呉志を正し、丹徒より丹陽を經て常州に至る水道は孫權に始まるとなす。其

傍證として南齊書州郡志の記事を擧げ、丹徒の水直ちに吳會に通ずるを立證す。蓋し實際の地形より判定せる合理的解釋にして梁章鉅の如き此說を認めたり。

吳の孫權が通路開鑿に關する記載に於て、以上の三說ありて互に異る。王鳴盛は異本吳志の說を取りて正となすと雖愚見は之に異る。記載の形式より見れば、現本三國志吳志本紀には、通路開鑿の年月を明記す。之恐らく當時詔勅の類の存せしに非ざる乎。且つ吳志程普傳、孫策の江蘇地方を平定せる順序として秣陵、湖熟、句容、曲阿(丹陽)となる。而して曲阿は孫氏の本據にして孫堅の葬られし地也。故に孫權建康に都せし後も亦正に曲阿卽雲陽との間に陸路を開いて御幸に便すること極めて自然なるべし。以是余は現本吳志の記事を最正しき者と認め、異本吳志及吳錄の記事は、これより派生したるものと定む。異本吳志の記事は、其文章の上より直ちに水道を開鑿したりと考ふること能はず。然れ共王鳴盛の云ふが如く、少くとも南齊の頃、水路は直ちに丹徒より吳會に通ぜしこと確なり。故に此事實が吳の陸路開掘の事と相關聯して遂に異本吳志の說を生ずるに至りしに非ざる乎。吳錄の說に至つては微かに事實認識の不精確あるが如し。蓋し淮水の上流より赤山湖を經て茅山を橫切り長蕩湖邊に出づるの通路は事實上昔より存せるが如し。秦の始皇の通路も亦之に據りけん乎。宋書王恭傳には、曲阿より船

にて長蕩湖に出で、淮水を下つて今南京城の東南にありと思はるゝ倪塘に至りし記事をのす。猶曲阿より船舶直ちに長蕩湖に至る記事は晋書蘇峻傳にも見ゆ。故に此事實と句容、雲陽（曲阿）間陸路開鑿の事實とが互に雜揉して呉錄の記事となる者に似たり。

今假りに三書の異同ある所以を右の如く解し、之を輿地志紀勝引く所の建康實錄の文と對比すれば、實錄は仍然句容、雲陽間の道路開掘の說を踏襲しつゝ新たに江寧、延陵間の十四埭の通路を記す。而して後漢書補註に王先謙の引く所によれば延陵より江寧に至る上下各七埭の記事は輿地志に出づる如し。若し然らば此輿地志は顧野王の原本にして實錄の據る所なるべし。

以上分析したる所によりて次の二項を認むべし。（一）建康實錄の記事は、唐以前の記錄を綜合して作りし者なるべきも、唐以前の記錄と雖、必しも信用すべからず。況んや之が許嵩の手によりて綜合せられ居るに於てをや。（二）事實の問題として句容、雲陽間の陸路は孫權の時に開掘せられたるを認む。丹徒呉會の水路は南齊以前に出來上り居りしこと丈を認む。その起源を的確に明證することを得ず。江寧延陵間の水路は可なり古くより利用せられたるべし。之に人工的棣堰の施設をなせるは、少くとも東晋以前にあることを認む。而して其間の水路中最興味あるものを破岡瀆となす。

破岡瀆の記事宋書に三出す（晉書賀循傳亦有破岡）。孔顗傳に云ふ。

顗所遣孫曇瓘等軍、頓晉陵九里、部陳甚盛、（地）懷明至奔牛、所領寡弱、乃固壘自固、張永至曲阿、未知懷明安否、百姓驚擾、將士皆欲離散、永退還延陵、就休若、諸將帥咸勸退保破岡、其日大寒、風雪甚猛、塘埭決壞、衆無固心、云々

これ孔顗の謀反せる時、顗軍と官軍との戰爭を叙せるものなるが、時に孔顗の主軍は長蕩湖（宋書云長唐）に進出す。之に對し官軍は晉陵（常州）の南九里舖、奔牛地方卽丹陽、常州間の運河に沿ふて一軍が配置せられ、別に張永の一軍は曲阿に進出せるも、後延陵卽長蕩湖の北に退き、更に破岡に後退すべしとの議論ありしこと見るべし。而して大寒の爲めに塘埭決壞すと云へば、張永並に休若の軍が長蕩湖に通ずる水路によりしことを知るべし。今丹陽（曲阿）より延陵（金壇）に通ずる水路のありしことを證明する文は南齊書良吏邱孚仲の傳にあり。其意を取れば、王敬則反して會稽より武進の陵口にすゝむ。時に曲阿の令邱孚仲は船艦を收めて長岡埭を鑿ち、瀆水を瀉いで敬則軍の進路を阻むと。この長岡埭とは顧祖禹の考ふる如く曲阿より延陵に通ずる水路に相違なかるべし。然らば破岡瀆とは延陵より西出する水路たること知るべし。而して宋書元凶劭傳には

決破柏崗方山埭、以絕東軍、

と。この東軍とは曲阿方面より進攻する者、之を防ぐ爲めに柏崗(破岡)と方山埭とを決破するとと云ふ。柏崗が方山埭の東にあること明白也。又赤山塘と稱する者、南齊書良吏沈瑀傳に見ゆ。然らば秦淮の水が赤山湖と通流したることを知るべく、之を介して柏崗に至ると見るべし。蓋し柏崗、破岡は共に岡名にして茅山脈中の一岡なるべし。故に嚴密に言へば破岡瀆は茅山を横切る間の瀆水たるべく、これを延長すれば、東は延陵の北に於て長岡埭と接し、西は赤山塘と連なること知るべし。而して其破岡中を通過する間は、奇景を極めし如く、宋書徐羨之傳には、後廢帝の童昏の有樣を狀して

開瀆聚土、以象破岡、

と云へり。蓋し宮中に破岡瀆を造り出せし也。これらの材料によつて推定すれば、南京臺地の赤山湖と三吳平野上頭の長蕩湖とが完全に破岡瀆によりて連結せられしは恐らく劉宋の時代にあるべし。

次に潮溝及淸溪に關する建康實錄の記事を考定せん。實錄によれば、玄武湖と淸溪とを通ずる者は潮溝にして、淸溪とは吳の大帝によりて穿たれたる東渠也と考ふ。而して輿地紀勝引く

所の建康志は、實錄の說を採用すると同時に鍾山より發源して西南流すと云ふ別說をも取りて之を綜合せり。寰宇記輿地志を引いて云ふ

水源北出于鍾山、舊經巴南九里入于淮溪口、其埭側有清溪祠、其溪因祠名、又云按水爲言、故名清溪、

と。然らば建康志の基く所輿地志にあり。此輿地志は實錄の採用せざる點、其他內容より考へて顧野王の原本に非ざる可きも、其記事却つて捨て難き者あり。御覽俗說を引いて云ふ

郗僧遊青谿中、汎舟一曲處、輙作一篇詩、謝益壽見詩嘆曰、青谿中曲、復何可窮

これによれば青谿（或作清、南朝史書兩見、作青古也、）の流は幾屈曲せること知るべく、且その溪流の狹小なりしこと世說の記事によつて知るべし。

周鎭罷臨川郡還都、未及上、住泊青谿渚、王丞相（導）往看之、時夏月、暴雨卒至、舫至狹小、而又大漏、殆無復坐處。云々

寰宇記の著者樂史はかつて秦淮の曲屈せるにより、秦の始皇の穿てる者に非ざるを論證す。然らば、青谿の迂曲によりて吳の大帝の穿つ所に非ずと判定するを得ざる乎。然れ共若し潮溝が穿たれて玄武湖水が青谿と流を通ずるに至つては、清溪も自然に修理せられざる可からず。

潮溝の名、余の遇目せし範圍に於ては南朝の正史に三見す。梁書朱异及文學伏挺傳、陳書高祖紀なり。朱异傳、陳紀によれば、潮溝は玄武湖を青谿に通ずる者なること明々疑ふべからず。朱异傳に云ふ

　异及諸子、自潮溝列宅至清溪、其中有臺地翫好、毎暇日、與賓客游焉。

と。然らば記載を正當に解すれば、潮溝の名は梁時に初めて起ると云ふべし。たゞ余は或は南齊に至りて潮溝穿たれ、同時に幾曲せる青谿が修整せられ、恰も人工によりて掘られし如き觀を呈せる者に非ずやと推想す。其理由は玄武湖の修理にあり。

　玄武湖は古くは桑泊と稱せらる（御覽引徐爰秋問）。恐らくは鍾山の西南麓より今神策門外邊に瀰漫せる洲湖なりしなるべく、青谿の水がこれより發せること想像に難からず。劉宋文帝のとき初めて北堤が築かれ、同時に玄武湖の名定る。御覽引く所の京都記によれば、南齊玄武帝が此中に水軍を理め、之を昆明池と稱したりと云ふ。若し然らば、水軍の演習池たる玄武湖は必ず大江と運河によりて北若しくは西に大江と連結せしこと知るべし。又南齊書劉延孫傳には、船に乘じて青溪より直ちに平昌門に至るの記事あり。これ潮溝を沿ふて西上せること疑なし。然らば江潮が直ちに清溪と連絡するに至りしは南齊の時にある乎。青溪既に潮溝の水を受け、東府城

の東に沿ふて南流す。其東府城の傍に青谿大橋あり。南齊書遙光傳に見ゆ。青溪の東に淸溪宮ありて齊の太祖を祭る（南齊書禮志通鑑胡注）。旣に橋あり宮あり、青谿は恐らく往時迂曲狹小に似ざるべし。故に齊祖は青谿を以て北地の鴻溝に比す（南齊書王儉傳）。其修理を經しこと想ふべし。

建康實錄云ふ所の潮溝、淸溪の開鑿は旣に考定を了せり。而して此運河系統は許嵩の時旣に堙滅に歸せる者、彼の實際上目擊せるは運瀆のみ。然るに此運瀆なる者、却つて南朝の史書に其名を見ず。豈名稱の同異ある乎。今直接正史の記事を考へて所謂奧區西部並に北部の運河を述べん。

班瀆と稱するものあり。晉書劉牢之傳宋書元凶劭傳に見ゆ。通鑑胡注は之を新洲の西南にあつ。六朝の頃現今の下關一帶が果して陸地たりしや否やは分明ならずと雖、新洲と稱せらるもの恐らく其邊にありしならん（新洲有二、一在京口）。その西南地方に班瀆ありと胡三省が定めたる也。班瀆の名、後世の地理書に殆んど見えざる如く、これが爲めに胡氏は專ら通鑑の記事によりて其位置を推定し、此故に其說理に合するに近し。御覽居處部吳書を引いて云ふ。

建康宮城卽吳苑城、城內有倉、名曰苑倉、故開北瀆、轉運於倉所、時人亦呼爲倉城、晉咸和中修苑城爲宮、惟倉不毀、故名太倉、在西華門內道北、

と。これによれば呉東晋の頃に北瀆ありて建康の西部なる太倉と通ぜる也。建康實錄の運瀆は太倉（苑倉）より西南の方向に通ず。而して昔は却つて北瀆と云ふ。北方に通ぜること疑なし。然らば此北瀆が班瀆と同一なる運瀆と解し能はざる乎。之を地圖によつて解すれば、石頭の脈北に盡くる所に獅子山あり。この方面より運瀆の鑿たれて建康の倉場に通ずと見て差支なかるべく、それが玄武湖を經由せると否とは今斷ず可からず。

宋書元凶劭傳には班瀆と共に白水の名見ゆ。之を參照すべき他の記事なきも、意を以て度るに白水は、西池より西南流せるに非ざる乎。今晋書を案ずるに、西池と云ふ名三見す。晋代要人の任地に赴く折、天子出でゝ餞觴する苑囿也。紀勝宮苑記を引き太初宮西門外にありと云ふ。恐く倉城の附近なるべし。桓玄傳には次の記事あり。

帝戎服、餞元顯于西池、始登舟、而玄至新亭、元顯棄船、退屯國子堂、云々

右によれば南池より水流必ず大江に通じたるべし。而して桓玄傳の記事は正に元顯の西南行するを送るに似、又謝安傳によれば、謝安東北廣陵に赴くに當り、天子亦此地に餞祖す。然らば西池より一水西北すべく亦西南すべきに似たり。今班瀆が獅子山方面より流入すとせば、この方面には白下城（白石壘）あり。後に考ふる所の如し。然らば西池は方に西北して班瀆に通ぜる

に非ざる乎。若し西池より西南流する白水は蓋し石頭城南の査浦に通ずるに似たり。白水をかくの如く考ふるは全く臆斷なり。然れ共此假定によつて史實の了解せらるゝ點多少ありと思ふ。其說後に出づ。

最後に實錄の所謂運瀆は史書其名を見ずと雖、素より六朝此水なしと云ふ可からず。今南朝佛寺志は建康實錄引く所の塔寺記を引いて云ふ

今興嚴寺卽謝尙宅也、南直竹格港、臨秦淮、在今縣城東南、一里二百步、（莊嚴寺條）

又實錄を引き

運瀆舊有六橋、孝義本名甓子橋、次南有楊烈橋、次南有西州橋、路東出何皇寺門、次南有高暐橋、今建興寺北路東渡此橋、次南運瀆臨淮、有一、新橋、對禪靈渚、（建興寺條）

これを梁書の侯景傳の記事と參照するに、かの記事によれば侯景を討伐する爲めに集まれる諸將は、皆淮水の南にあり、淮によりて柵を立つ。その中韋粲と云ふもの青塘に出でゝ柵を結ばんとす。侯景はこれを禪靈寺の門樓より望み見て直ちに打つて之を破ると。韋粲傳には青塘は石頭の中路と云ひ、又「青塘立柵、迫近淮渚、欲以糧儲船乘、盡就泊之、此是大事、非兄不可」とは、時の總帥柳仲禮の韋粲に勸めし言葉なり。然らば靈禪寺は正に運瀆と塘水との合流

地點にあり。此合流地點より一塘直ちに北上して石頭に至る如し。之青塘なり。而してこの青塘の一端を確保することが、やがて秦淮に浮ぶ糧儲船乘を保護する所以也。この戰には韋粲敗して討侯景軍の全敗となれるが、後王僧辨は潮に乘じて淮水より直ちに禪靈渚に至り堂々敵を壓して勝利を博せり。然らば建康實錄云ふ倉城より西南して淮に入る運河が梁時に存在せること明白なり。故に今日の文献によれば西南流する運瀆梁に起ると云ふべし。猶竹格港は往々運瀆の淮に流入する地點として圖するもの多きも、前引莊嚴寺條の實錄の記事に見て禪靈寺の渚東方にあることを知るべし。以上臺地の諸水約略考定せり。次に諸城に就て考ふるの要あれ共、之が詳細に亙らんには別に專著を要す。今其梗概を著するに留む。

六朝通じて宮城は之を臺城と云ふ。王鳴盛は王象之の說を以て定論となすべしと云ふ。卽吳時太初宮、新宮を作る。東晉の初之に據る。位置は覆舟山下平岡の地にあり。蘇峻の亂、宮殿總て灰燼に歸し、遂に咸和中吳の後苑の地を撰んで宮城を作る。これ卽臺城なりと。象之の紀勝龍川集を引いて云ふ

其地據高以臨下、東繞平岡、以爲安、西城石頭以爲重、帶玄武湖以爲險、擁秦淮清溪以爲阻、

と。臺城の南門を司馬門と云ふ。方輿紀要宮城記を引いて云ふ

吳時自宮門南出、至朱雀門、凡七八里、府寺相屬。

と。此朱雀門とは秦淮大航に臨んで其北に立てられし門なり。宮苑記（紀勝引）に云ふ。

朱雀門吳立、初名大航門、南臨秦淮、北直宣陽門、去臺城七里、

と。宣陽門とは都城の南門なり。右二文を比較すれば、其記する所の里數互に矛盾すること一見明白なり。故に里數はこれを取らず、單に其名と其位置とをとれば、覆舟山下の丘陵地に基城あり、之より南は府寺相列る都城の南面にして其出口に宣陽門あり、門より大路一直南馳して朱雀航北の朱雀門に至る。而て宣陽門を南門とし、承明門を北門とし、臺城を其北部に含む都城の廣袤又諸書に散見すれ共、其信ず可からざる事顧炎武郡國利病書に（江南條）云ふが如し。

都城の西に石頭城あり。吳の孫權が建業城を奠めし明年、石頭を築く。是乘氏江乘地記は城の名は石城山によつて起ると。而して石城山を記して

嶺障千里相重、視之若一、游歷者以爲吳之石城、猶楚之九疑也、（御覽引）

と。顧炎武其記事の誇誕にして實なきを笑ふ。又諸書引く所の輿地志は石頭城の規模頗る大なるを云ふ。其信ず可からざること江乘記石城山の類にして又顧炎武の取らざる所也。且彼は石

頭築城の何の爲めなるかに疑問を發して云ふ

豈石頭城卽郡城之門戶、別無城隍可守耶、則可謂西陽等門者、又何門哉、(利病書江南條)

と。蓋し北支那式王者の都城を以て之を律すれば、總ての軍國經營に必要なる機關が一都城內に具備せられざる可からず。然らば建業の外に石頭を築くの要なく、若し石頭を以て都城の門戶とせば、又都城の六門を設くる要なし。然れ共之れ顧氏の都城に對する傳統的觀念によりて下せる批評にして、必ずしも顧氏云ふが如き統制なきは正に南朝都城の特色とすべし。御覽丹陽記を引いて云ふ

石頭城吳時悉土塢、義熈始加塼累石頭、因山以爲城、因江以爲池、形險固有奇勢云々。

此丹陽記恐らく山謙之の原本なるべし。然らば吳時石頭はもと土塢のみ。而して建康の都城も亦其外形頗る王者の城に似ず。卽

宋世、外六門設竹籬、是年(南齊建元二年)初有發白虎樽者、言、白門三重門、竹籬穿不完、上感其言、改立都牆、(王儉傳)

と。南齊に於て都城の外廓僅かに都牆に改作せられしに過ぎず。然らば劉裕の手によりて石頭城は塼を用ひて修理せられ、都城の外廓猶竹籬を繞らすとせば、石頭城は軍事的防備に於て建

康城と不可分の干係にあるべく、左思の吳都賦によれば軍械戎車多く石頭城に集まると云ふ。

建康の西に石頭城あり、東には則東府城あり。王鳴盛元和郡縣志の記事により、東晉の會稽王道子が楊州刺史に任せらる。而も舊邸弟に留まりて州事を治め、楊州刺史の廨に赴かず。世人は道子の第を指して東府と云ふと。これ東府の名の起源なり。東晉の末義熙十年劉裕此に鎭して初めて築城す（顧氏帝王宅居記引安帝本記）。城の外形今悉し難し。其位置は今明の故宮の所在地に相當すと考へ得る（商榷引江南通志）。又石頭都城の間に西州城あり。建康實錄、元和郡縣志共に其名の起源を著すと雖、王鳴盛之を採らず。晉書謝安傳羊曇大醉して西州門に至るの記事あり。其城門を備ふることと知るべし（南齊書王玄邈傳參照）。而して王鳴盛は此臺城、西州、東府の干係に就て張敦頤の事蹟類篇說隨ふべしとなす。曰く

有曰臺城、蓋宮省之所寓也、有曰東府、蓋宰相之所居也、有曰西州、蓋諸王之所宅也、皆不出都城之內。

と。蓋し三城、其居る所の者を以て之を云へば、張氏約略隨ふべし。たゞ此三城皆都城の中にありと云へば、自ら言に寸分あり。西州、東府共に都城六門外にあり。故に宰相、諸王の居る所、理論上都城內たるべしと云ふも、事實上の城郭制度之に伴はず。況んや南齊書高祖紀の如

き、高祖は石頭、東府の二城を以て外敵に對抗すべき重地となす。然らば東府城の如きは宰相の居る所にして兼て軍事上の重地なり。

上述諸城の外、臺城の西北、石頭の北、恐らく今獅子山方面に白下城あり。東晉、劉宋の頃は主として白石乃至は白石壘として顯はれ、軍事上の重地にして、敵若し白石に歩上すれば石頭と臺城とは中斷せらるゝの運命にあり。たゞ此地に城廓の築かれたるを知るべき材料は直接南齊書によつてのみ認め得べし。李安民傳に云ふ、

沈攸之反、太祖召安民、以本官鎭白下、治城隍。

と。而して世祖永明三年には瑯琊郡を此城にうつせり(南海王子罕傳)。

以上秦淮以北の諸城なるが、淮の南には越城及丹陽郡城あり。越城をば春秋の頃越の范蠡の城く所なりとする傳說圖經に出づるも信ずるに足らず。晉書明帝紀に其名初めて顯はる。其位置淮水下流南岸鳳凰臺附近なるべしと察せらる。又東に丹陽郡城あり。此城の起源に就ては衆說殊に紛々。顧祖禹、王鳴盛の如き總て之を高淳縣内にある小丹陽と混淆す。余は定めて吳の呂範が建康の留守をなしたるときに立てし丹陽郡治となすこと、沿革を敍せる際に既に述べたり。其位置につきて金陵記等の記載あれ共、信じ難し。今案ずるに方輿紀要東晉王敦の亂に其

一黨は倪塘の西に五城を置くの記事あり。其出所を檢出せずと雖、必ず據る所あるべし。唐時この地に五城渡を設けて秦淮を渡ると云ふ。而して宋書劉延孫傳によるに、彼は五城より舟にて清溪に入ると云ふ。よつて五城の地秦淮より清溪に通ずる所に當る。寰宇記によれば未だ方山埭に至らざる地點に直瀆あり三十里許なりと云ふ。樂史はこの直瀆を以て人工によりて開掘せられたるものと認む。此直瀆に傍ふて倪塘ありしに非ざる乎。淮水は方山より著しく西北流す。それが西流に轉ずる所に倪塘ありと考ふべく、其一部に五城あるなり。五城の意殊に明かならず。梁書王僧辨傳に石頭に五城を築く記事あり。共に臨時敵に對する築壘法なるが如し。方輿紀引く所の明一統志には丹陽城を以て五城の西北十里餘となす如し。然れ共此里數殊に不明なり。恐らくは石頭五城の例を以て推すに、王敦一黨のたてし五城は丹陽の五城なるべし。故に宋書孝武帝紀寧康元年詔して丹陽、竹格等の四桁稅を除くと。桁とは船舶繫留に對する施設にして、兼ねて政府局を設けて桁稅の徵收に便するものなれば、丹陽桁は蓋し唐時の五城渡を指すべし。倪塘が當時交通の要路に當れること既に引用せる王恭傳の外、晉書劉毅傳及宋書謝景仁傳に、彼は安徽の姑熟より丹徒に歸らんとして大江の水路を取らず、倪塘を通過するの記事あり。故に倪塘の一部に丹陽桁ありと解すること極めて合理なるべし。然らば丹陽郡城は

正に倪塘によりて清溪と秦淮との合流する地點の南に之を求むべきに似たり。故に梁書侯景傳、討景軍の一部此に駐營し、屢々北出して清溪、東府城を攻むる也。

南齊書本紀高祖の言に云ふ、石頭、東府は以て敵をまつべく、新亭白下は以て宮掖を保護すべしと。宋書武帝紀亦云ふ、賊若し白石新亭より舟を焚いて歩上せば大事去ると。然らば石頭、東府が軍事上建康城と不可離の干係あるに對し、之を保護して宮掖を守るべき地點は、北に白下あり南に新亭ある也。御覽丹陽記を引いて云ふ

京師三亭、故基淪毀、□□□□、丹陽尹司馬恢移創今地、謝石創征虜亭、三呉搢紳創冶亭、並太元中。

と。新亭の起源右の如し。案ずるに亭の本義人の亭集する所(釋名)或は旅人の宿舍となり、又或は郷人の訴訟あれば、縣吏此に其訴を裁定す(風俗通)。漢に所謂十里一亭也。然れ共こゝに云ふ京師三亭は其性質異る。豪族集宴の場にして李白の所謂「豪士集新亭」なるもの、兼ねて祖餞の場となる。李白詩註輿地志を引いて

新亭隴有遠望樓、一名勞々樓、後爲臨滄觀、在江寧縣南、

と。而して紀勝金陵覽古を引き

在江甯縣十里、俯近江渚、尤似洛水邊。

と。江甯縣と云ふもの六朝時すべて今の江寧鎮を指す。故に地志、覽古の江寧縣は、其何の代の治所によれるか明ならず。圖書集成史正志の新亭記をのす。其文を通覽するに蓋し牛首山の西北麓にあたる一高丘を以て之にあつるに似たり。元來西南より建康城を攻むるに、步軍は大抵板橋新林より東北上す。余がさきに考定せる西岸乃至南陵の地なり。宋書元凶劭傳に左の一節あり

劭は都水を督して船艦を治め、南岸をやき百姓を水北に渡らしむ。十九日義軍新林に至る。劭石頭の烽火樓に登つて之を望む。二十一日義軍新亭に至る云々

と。新林より步上する陸軍は大抵直ちに南岸に至る。其目標は朱雀大航をつくにあり。而もこれをなすには新亭の背面を迂廻する必要あり。故に余は此道中必ず牛首山の北麓より東出して雨花臺下に出しものと思ふ。然らば新亭は、雨花臺を含むで西南につらなる石子岡一帶の高丘中に之を求めざる可からずと思惟す。蓋し西岸を南岸に連らぬる接合地點にあるべし。これ實に水軍直ちに石頭をこえて南下する場合、若しくは小江より西岸に沿ふて來る場合共に新亭は其攻擊目標となる也。梁書高祖紀新亭城主の語あり、果して茲に永久的の築城ありしや否やは

明かならざるも、兎も角豪士宴集の亭は直ちに軍事的施設を施されて城壘の形をとることを知るべし。

以上建康輿地の重要なる諸城を考定し終る。之を要するに淮水の南北に諸城相臨み、以て建康城を防衞せしこと明白なり。寰宇記金陵記を引いて云ふ。

梁都之時、城中二十八萬餘戸、西至石頭、東至倪塘、南至石子岡、北過蔣山、東西南北、各四十里、自侯景反、元帝都于江陵、冠蓋人物、多南徙、洎陳高祖、復王于此、中外人物、不迨宋齊之半、

と。蓋し東西南北四十里の間は、建康城を中心として共に帝邑を形造り、以て南都の盛を致す也。たゞ金陵記の城中二十八萬餘戸と云ふは果して實錄なりや否や。かつて桓玄が南州即安徽太平府附近なる姑熟に鎭せし時、その城中の街衢を整理して平直なる道路を作る。或人王東亭（珣）に云ふ

丞相（王導）初營建康、無所因承而制置紆曲、方此爲劣、

と。珣答へて江左地促りて、中國の如くならしむ能はず。もし阡陌をして條暢せしめば一覽して盡きん。故に紆餘委曲せしめたる也と。理由の如何に關らず、建康城の街路紆曲にして狹隘

なりしこと知るべく、其後謝安宮室を改築して都城の體裁を整へしと稱せらるゝも、亦同時に王彪之は事業を起して國費を消耗することを非難す。劉宋の頃朱雀大航及玄武湖に馳道初めて造られ、南齊に至りて六門の竹籬都牆に改むと云ふも宰相王儉亦之を難ず。街衢の整理に至つては果して改修する所ありしや否やを知らず。其地域より推して都城の狹小知るべく、たゞへ梁の武帝の時は、六朝全盛の期に當ると云ふも、これはむしろ建康城以外の帝邑全體を通觀して然る後に其盛を語るべきならん。今次に帝邑總略を作りて其一般を叙述せん。

孫權が建康に都を定めたるは、江表傳によれば張紘の献策にて劉備其形勢の雄偉を說いて之を勸めたるに從へりと云ふ。王鳴盛は主として劉備の形勢說孫權の心を動かしたりと考ふ。併し陳壽呉志を作るに及び、建都の事實のみを直記して、其理由の如きは毫も之を著せず。蓋し孫權の建業建都の動機の如きは知るに由なからん。たゞ形勢の說一度起つてより、後の南京地形を云ふ者、極力その雄偉の狀を叙せざるなし。若し帝王の居が必ず軍事上より見て險固の地たるべしとせば、南京を帝都たらしむる爲めに極力形勢を舖陳する要もあらんが、虛心に之を考ふれば、大江決して天塹に非ず、且丘陵洲渚相映帶するの地、大軍を集中するに困難を感ずべし。顧祖禹が南京の形勝を論じて東南半壁を保有する丈の價値のみを地理上此地方に付與し

たるに過ぎざるは蓋し軍事的見地よりして正に適當の說也。然れ共今孫權の建都の動機如何に關らず、兎も角南京が六代の帝都として動かず、東晉蘇峻の亂後、會稽乃至豫章に遷都の論起ると雖、王導遂に其說を容れざりし事實などより推して南京の帝都たるべき必然の理由あるに似たり。余かつて說あり。孫氏霸を江南に唱ふるや、之を助くる者、北支那動亂を厭ふて江南に安住の地を求むる北來の强族と、江南に土着し孫氏によりて北方動亂の南侵を防がんとする强族との交妥なり。故に孫氏の其間に處する必ず相異れる南北兩部の人心を和協して以て其霸を固めざる可からず。趙翼の劄記には此點を說破して詳かなり。かゝる事情に於て建都の地を撰ぶとならば、むしろ從來政治的に殆んど史上に顯はれざりし地、隨つて土着の强族少なき新土こそ其撰擇の條件に叶はざりし乎。蓋し風習を異にせる南北人がこの南京の新土に於て共同世帶を始めたり。旣に共同世帶たる以上、其諸制度は、之を傳統的に王者獨裁を主とする北方のそれに比して別異あるべきは頗る自然なり。故にその全體的氣象が、最もよく王者の權威を顯はすと考へらるゝ都城の制度に顯現することも亦頗る自然なるべし。吳亡びて西晉が一度天下を統一するにあたり、詩人左思三都賦を作りてよく此空氣を描寫せり。今其大意の一端を述ぶれば、

呉の地方は之を歴史的に、又は物產の豐富なる點より考へ、王者の起るべき要件を具ふ。故に呉會の都（蘇州）は十六の城門を備へ、水陸交通の要衝に當る。更に別舘を武昌に置き、離宮を建業に作る。離宮の二殿は彩華の美を極め、彎碕、臨刑の東西二門をたて、又南に朱闕雙立して馳道砥の如く、其兩側に青槐を植ゑ、綠水を饒らし、其間の苑路七里、府寺相連る。市營は櫛比し、解署は棊布し、横塘査下に邑屋隆夸し、長干は相屬して飛甍互に交る。虞魏の昆、顧陸の裔は累代の富と敎養とを外觀に跨示し、それに隣りて任俠の客、酒を呻り、力技を比べ、賭博に熱中しつゝ鄱陽の惡戲をなす。物品は水より陸より、舟を並べ、馬を連ねて運ばれる。大市朝市の整理もなく、其來るがまゝに任ぜらるれば、物品は亂雜に街衢に並び、種類異る都鄙の產物が一つの店に混在する。行き交ふ男女之を立見し、商人は我先きに品物を賣りつけんとあせる。葛織麻織の衣服のこみ合ふ中を輕い輿が通る。遠くから琉璃玳瑁その他の珍貨を荷積せる樓船がつく。物賣らんとわめく言葉の騷々しさ云々。

右呉都繁華喧雜の有樣を叙せる左思に一轉魏都の淸肅を述べて其優劣を定む。蓋し賦家の慣用技なり。曰く

黃河流域の高爽なる氣象は、之を長江一隅の湫隘なるに比較すべき筋合に非ず。不幸中原に

內亂ありて渭河の流域荒れ果てしによりて吳地の割據を見るに至れり。而も魏は一度都を鄴に立つるに當り、先づ古禮を考へて社稷と清廟とを作る。これを中心として都城が經營せられ、軍隊の屯所、官署、市民の住居がそれぞれ一定の秩序あり、爲めに道行く人も自然禮を守りて年寄は物を提げず、步行者互に道を讓る。市場は整理せられて混雜なく、風を紊すの貨物なし。殊に朝廷に集る政治家、學者、軍人等凡て威儀あり、風采を具ふ。これを長江流域の敎養なきに比すべくもなし云々。

左思旣に吳の建業を以て離宮となす。其北方の傳統的都城に非ざることを知るべし。且極力吳都の混雜と其市場の整理なきを云ふ。蓋し其反面に江南の華麗にして自由なる氣象の橫溢を觀取し得べし。

吳都の特色は左思の賦によりて其大體を了知すべし。今やゝ分別して之を考へん。左賦に云ふ

橫塘查下、邑屋隆夸、長干延屬、飛甍舛互、

と。李善注によりて之を解すれば、橫塘とは淮水の南にあり。江に緣りて長堤を築く。查浦は橫塘の西にありて內江(紀要引作大江)を隔つ。石頭(作山頭、今改焉)より南上十里と。然らば橫塘とは南北の長

堤にして、査浦とは江中の一洲乃至は洲中にある一浦と解すべし。若し文字の上より之を見れば横塘は東西の塘なるに似たり。六朝の書多く南塘の語あり。後世地理家によれば王象之の如き、南塘を以て淮水南の塘となし、横塘を以て淮北の塘となす（建康實錄、以橫塘爲淮南塘、紀要引）。然れ共東晋以後横塘の名、正史に見えず。故に左賦の横塘は卽南塘なり。顧祖禹既に此説あり。余之に隨ふべし。而して李善の如く江に緣る南北の長堤とすること正史の記事を解するに頗る不便なり。故に横塘（南塘）は東西の隄と見るべし。而も建康實錄說の如く淮水南の隄と見ること亦難し。晋書明帝紀、王敦の亂、賊進んで宣陽門に至る。劉遐、蘇峻等南塘より横擊して之を破り、又宋書武帝紀、盧循の亂、劉裕石頭より南塘を下り、淮を渡りて決戰すと云ふ。共に南塘が淮水の南に非ざること明白にして、又前者明帝紀の記事を玩味すれば、南塘が淮水沿岸に直接沿ふに非ざること明瞭なり。余は諸水を考へし際、もと白水ありて臺城の西部西池より西流して石頭城下の査浦に出づると云ふ。南塘とは蓋しこの水路の南に築かれし長堤なりと斷す。晋書陶侃傳に李根云ふ

査浦池下、又在水南、唯白石峻極顯固、可容數千人。

と。これ水南とは淮水に非ずして白水なるべし。蓋し横塘の盡くる所査浦あり。石頭城下にあ

るべし。梁時倉城より運瀆穿たれて、直ちに秦淮に接す。之より白水また秦淮の一支と考へらるゝに至りし乎。故に梁の緣淮塘所謂北岸は石頭、冶山の間を走る。南塘の名亦自然に消滅するに至りしならんか。然らば吳都賦の云ふ橫塘査下の邑屋と大小長干の飛甍とはもと石頭城下及淮水以南の繁華を說く者と解釋するを尤も明瞭なりと考ふ。

晉書祖逖傳に云ふ

逖以社稷傾覆、常懷振復之志、賓客義徒、皆暴桀勇士、逖遇之如子弟、時楊土大饑、此輩多爲盜竊、攻剽富室、逖撫慰問之曰、比復南塘一出不、或爲吏所繩、逖輙擁護、救濟之、

世說亦この物語を傳ふ。其意に謂ふ、南渡の人士皆險薄にして好服玩なし。祖逖獨り裘袍重疊、珍飾列に盈つ。王庾諸公共故を問ふ。祖逖曰く「昨夜南塘一出」と。陳作霖の運瀆小志南塘里を今の朝天宮の東北に圖し、且つ云ふ

晉時豪俠之所聚也、赤白探丸、不拘繩墨、雅軍健安、安石令寬、裘馬輝煌、吞舟網漏、

と。而して今の朝天宮は古の冶城なり。世說王羲之、謝安と共に登臨して悠想を發せる所。世說注楊州記を引き、冶城吳の鼓鑄の所と。冶亭ありて三吳豪士の建てし吳の三亭の一なることと旣に新亭條下に述べたり。王導が諸名士を會して玄談に耽りたる有名なる西園亦この邊にあ

り。劉宋に至つて復此地に總明觀學をたつ（運瀆小志引建康實錄）。陳作霖の言を藉りて言へば、地石頭臺城の間に當り、時平かなれば驛を通じ、世亂るれば柵を置く所、蓋し繁衝の位置に居る。

南塘の中心治城の繁華は豪俠、望族によりて代表せらるゝとせば、大小長干淮南の地は正にこれ庶民雜居の所。大市あり。其前に瓦官寺あり。故に瓦官寺一に大市寺と稱す。又鬪場寺あり。今聚寶門外と云ふ。寺前に鬪場市あり。南朝寺前往々市あり（並據南朝佛寺志）。蓋し庶民雜踏行樂の所なるべし。或は大市を以て吳の建立する所となすも、市場の管理の如き、決して北地都城の嚴束なきこと吳都賦によりて知るべし。大小長干より東朱雀大桁に至る。此區亦庶民雜踏の地なり。梁書傅昭傳に傅昭零落して朱雀航に厤日を賣るの物語あり。蓋し庶民薈萃の狀を想ふべし。これら淮水の流は劉宋の頃四箇の桁稅局を置いて管理せらる。たゞ市場の管理は未だ考へ及ばず。

都城は固より官署の地區、並に王侯顯官の宅之に交はると雖、鼎族の宅は多く淸溪の流に沿ふ（寰宇記引宋都記）。淸溪の上頭鍾山に接す。鍾山の東北に琅琊臨沂城あり。北來過江の人の爲めに建てし僑縣なり。其城は恐らく今東流、龍潭兩鎭の間と察せらる。蓋し攝山の西南に當るべし。琅琊とは南朝第一の名家王氏本貫の地、王導に開かれたる王家の風流は、淸溪を中心として鍾

山攝山に其餘響を傳へ、隱逸止足の人、交際場裡の風流を以て其素性を養ひ難きもの、多く二山に隱栖の地を求む。蓋し風流の域也。之に對して淮水南岸の地は食貨の所か、宋書柳元景傳に南岸の菜園あり。沈慶之傳に婁湖の園舍あり。武人貨食して子孫に遺す。當時鼎族の風流に對して又よく其家門を維持せるの美德を傳ふ。たゞ代を經るに隨ひ、甲族の支流が淮南に移動し來り、烏衣王謝の風流となり、又鳳凰臺は士人游觀の地となる。梁の武帝は南朝門望を固持するの舊風を一變して、文辭を以て風を移し、佛理を以て俗を化す。こゝに於て六朝の繁華一朝に開く。而して侯景の反によりて光景全く一變せること既に云ふ所の所し。

周淩かつて吳に君子なきを疑ふ。然れ共暮春三月、江南草長じ、雜花樹に生じて羣鶯亂飛する(梁書陳伯之傳)の狀は、北來の流人と雖、亦自然の柔美に感ずる所、彼等はこの地に莊園を創め、邸店を立て、又は舳艫運致して貨殖聚斂し(梁書徐勉)、猶且つ風流の談義に耽る。如此を俗事として排斥すべきども、樹を栽ゑ竹を移し、阡陌交通して渠畎相屬するの中に生活を樂しむべし。かくて土地の美景と生活の安定とが自然に北來の流人をして南方土着の豪族と相親しませたるべく、南北人の協力になる一種異れる文明が建康の地に生起するに至れる也。

(桑原博士還曆記念東洋史論叢)

第四章　南朝の錢貨問題

別著通史外篇に於て北支那は三國魏より元魏太和年間に至る迄、國家錢を鑄るの事なく、僅かに石勒により惡貨の鑄貨あれ共、大體錢貨の市場に流通すること極めて少ないことを述べ、之に反し南朝にては錢貨問題は朝廷にて重要な政策の一として論議せられたことを記した。此篇は特に南朝の錢貨問題を詳細に研究した者である。

大體に於て兩漢を通じ、國家の鑄造せる五銖錢は極めて廣き範圍に流通して居た。三國以來錢貨の標準は常に漢代の五銖錢に置いて居るが、鑄貨の權は分散し、爲めに錢貨の流通比較的活潑なる南朝管下に於て、錢貨の事特に朝廷の問題となるに至つた。之を考ふるには三國吳の錢貨政策より始むるを至當と思ふ。而して吳、東晉の間の錢貨のことは、主として晉書食貨志を研究し、劉宋以後南朝各代の錢貨のことは通典と各代の正史とを參照して事實を闡明することを期した。

（晉志）孫權嘉平（案嘉平當作嘉禾）五年、鑄大錢一當五百。
（吳志）詔使吏民輸銅、計銅畀直、設盜鑄之科。

（通典）文曰大泉五百、徑一寸三分、重十二銖（原注）。

以上「大泉五百」錢鑄造の事實である。

（晋志）赤烏元年又鑄當千錢。

（通典）徑一寸四分、重十六銖（原注）。

以上「當千錢」鑄造のことである。

以上の記事と相參照すべきは蜀錢の記事である。便宜の爲めに通典の原注を引用するならば、

文曰直百、亦有勒爲五銖者、大小秤兩如一焉、並徑七寸、重四銖。

と。これ蜀の「直百」錢は或は五銖の字を刻する者あり、製貨の際、其重量を一定せるものゝやうである。但し實際は四銖にして之に五銖の文字を鑄出すこと明かである。この錢を「直百」と云へば、百或は陌字は、標準貨に充足すると云ふ意味を有するやうに思はれる。若し此解釋を以て吳の錢貨に當てはめると、其「當五百」並に「當千」錢は共に一箇を以て標準錢五箇乃至十箇に當る如く考へらる。然るに其重量は四の倍數たる十二銖及十六銖なれ共、何れも其重量に於て不足せること明白である。古くは周の景王の鑄たと稱せらるゝ大泉は「徑一寸二分、重十二

銖、文曰大泉五十」(通志錢幣)とあり、殆んど吳の「當五百」錢の基く所と思はるゝが、其形制の如何に古傳によつたとしても、其重量は其表はす額面と甚しく一致せざる點は、恐らく孫權が之によりて朝廷に利を收めんとして民間に虛價を强制せる者としか考へ得られぬ。

晉志には「當千」錢の下に次の記載がある。

故呂蒙定荊州、孫權賜錢一億、錢既太貴、但有空名、人間患之、

と。これ一箇の錢貨を千錢と定め、之を以て恩賞にあてる故に其額數の大となつたと云ふのであらう。併し呂蒙の荊州を取つたのは建安二十四年であり、當時未だ二種の大錢の何れも新鑄せられず、且先是呂蒙に「賜錢千萬」の記事も既に存し、總じて孫權の恩賞の濫なりしこと明證ある所なれば、晉志の說明恐く誤であらう。それにも關らず、孫權の新錢は其虛價徒らに貴く、世間で流通し得なかつたことは明白である。

前に引用した吳志に、新貨を鑄る爲め吏民をして銅を輸せしめ、銅を計つて直を與へたとあるが、其最初に於ては知らず、既に市場に流通せざるに至つては、恐らく其錢貨の鑄造の爲めに銅を朝廷に輸する者もなかるべく、遂には孫權の鑄貨策は全く失敗に歸した。其事情は

(晉志)權聞百姓不以爲便、省息之、鑄爲器物、官勿復出也、私家有者、並以輸藏、平畀其

直、勿有所枉。

上の一文は呉志裴注赤烏九年の江表傳の文と同じ。然らば赤烏九年には新錢の全く消毀せられしこと明かである。晋志に云ふ

元帝過江、用孫氏舊錢（通典作用孫氏赤烏舊錢）、輕重雜行、大者謂之比輪、中者謂之四文、呉興沈充又鑄小錢、謂之沈郎錢、

と。東晋元帝の江南に首都を定むるに當り、孫氏の舊錢、通典によれば赤烏の舊錢となすものを雜用せることを知る。而して錢譜の書或は赤烏の舊錢を以てかの「當千錢」にあつるものもあるが、「古今錢略」の説によりて比輪錢は其形質頗る漢の五銖に近き者となすに隨ふべし。蓋し「當千錢」の如きは孫權によりて既に廢棄せられた所である。比輪錢は其形質共に良好のものであつたことは、次に述ぶる事實によつても明白であるが、それがもと呉の孫權によつて鑄造せられたと云ふ證據は文献上毫も見當らぬ。又呉の亡後、東晋の復活に至る間、果して比輪、四文等の錢貨の鑄造が續行せられて居たか等も今知る由もない。たゞ如何なる機關が此等錢貨を鑄造したるにせよ、市場には充分流通し、而して比輪の如きは最信用の厚き貨幣であつたこと疑ない。故に孝武の太元三年には詔を以て監司（據晋志、此監司非錢監之監）に命じて錢の消毀を禁じ、又比輪

錢を廣州に輸出することを嚴禁して居る。之によれば、當時朝廷に鑄錢のことなく、隨つて所謂孫氏の舊錢を保護したことゝ知るべく、比輪、四文等は並に市場に於て信用厚き貨幣であつたことを推定し得ると思ふ。錢譜の書には太元の年號ある貨幣あるにより、或は東晋孝武の鑄貨に之を擬する者もあるが、太元の年號別に存し、且前述の詔意に見て東晋孝武の時には決して鑄貨の事實なしと定むることを至當と思ふ。

晋志によれば、東晋安帝のとき、桓玄政を執りて錢を廢し穀を用ゐんとした。孔琳之は之に反對したので其議は遂にやんだと稱せられる。所謂錢を廢するの意味は如何であるか。試みに宋書孔琳之傳によりて其一節を引くならば、

魏明帝時、錢廢穀用、三十年矣、以不便於民、乃擧朝大議、精力達治之士、莫不以宜復用錢、民無異情、朝無異論、彼尚舍穀帛而用錢、足以明穀帛之弊、著於已試、世謂魏氏不用錢、積累巨萬、故欲行之利公富國、斯殆不然、

と。此文によれば明帝の時、在來の政策を一變して再び錢を用ゐたこと、及び魏は錢を用ゐず、穀帛を用ゐしにより却つて富强の實を擧げたと云ふ一般世論があつたことを知り得る。明帝のとき錢を廢して穀を用ゐたと云ふことは、晋志及通典に出て居る。曰く

至明帝世、錢廢穀用既久、人間巧僞漸多、競濕穀以要利、作薄絹以爲市、雖處以嚴刑、而不能禁也、司馬芝等擧朝大議、以爲用錢非徒豐國、亦所以省刑、今若更鑄五銖錢、則國豐刑省、於事爲便、魏明帝乃更立五銖錢、至晋用之、不聞有所改創、

此文と參照すべきは孔琳之の次の一節である。

鍾繇曰、巧僞之民、濕穀以制利、制薄絹以充資、魏世制以嚴刑、弗能禁也、是以司馬芝以爲用錢非徒豐國、亦所以省刑、

と。之によつて見れば、晋志の據る所、殆んど孔琳之の此一節にあるがやうである。然るに晋志は蛇足を加へて「今若更鑄五銖錢、於事爲便、」となして居、それによつて明帝が五銖錢を立てたとあるから、前後の連絡上明帝のとき朝廷が五銖錢を鑄、引續き晋に及んだものと解釋しなければならぬ。然るに魏志にも晋書にも朝廷で鑄錢した記事は見當らず、錢譜の書亦魏晋の錢貨あるを見ない。且つ孔琳之の明言する如く、當時一般に魏氏は錢を用ゐず、穀帛を用ゐて富強を致したと云ふ說が行はれて居たのであるから、晋志並にそれによる通典が恰も明帝の時鑄貨の行はれた如く書いて居るのは恐らく誤であらう。三國志によれば魏の武帝、文帝の間に當り、屢五銖錢を復すとか、廢すとか云ふ文字が見える。其意味は決して朝廷にて新たに鑄貨

するに非ず、單に舊來行はれた五銖錢の通用を許したに過ぎまい。故に明帝の時に錢を用ゐたと孔琳之の言つて居るのは、其意亦同一であり、且つ孔琳之その人の議論も決して朝廷にて鑄貨せよと云ふ意味なく單に錢を廢して穀帛を用ゐんとする桓玄及び其一派の說に反對した者に過ぎぬ。

思ふに桓玄一派の考によれば、魏氏は穀帛を用ゐて巨萬の富を致したと云ふ。朝廷新貨を鑄造せず、却つて舊來の貨幣の一般的流通を禁止し、之を私室に吸收して其増大せる貨幣の價値を獨占し得ないものでもない。殊に西晉時代にあつては、朝廷は殆んど濫賜と思はるゝ迄の巨額の金錢を名臣達に與へて居、又當時の權力者は金錢を湯水の如く使つて居る。これ等北支那に於ける變態的の現象は恐らく錢貨はその貨幣としての性質を充分發揮し得なかつたによつて起つたのではあるまい乎。今桓玄は北支那の制度をそのまゝ長江流域に行はんと欲した。是に於て孔琳之は主として錢貨の流通を維持することによつて一般的富强を謀るべきを主張したのである。彼の議論の最後に

近孝武之末、天下無事、時和年豐、百姓樂業、穀帛殷阜、幾乎家給人足、驗之實事、錢又不妨人也、

と云つて居る。この一句は晉志之を割截して東晉一般の叙述にあてゝ居るが、孔琳之の本意は、孝武の錢を用ゐた政策の美點を掲げた者であつて、而も前に述べた如く孝武は舊錢の消毀並に廣州に輸出することを嚴禁したまでゞあつて決して新貨を鑄造したのではないのである。南朝に於ける錢貨問題の主要なる主張は實にこの點に存すること、叙述の進むに隨つて明瞭となるであらう。

南朝に於て始めて朝廷が貨幣を鑄造したのは實に宋の文帝元嘉七年である。本紀に

立錢署法、鑄四銖、（通典其下有重如其文語）

と。然るに此元嘉の四銖錢に就いて、次の如き兩樣の記事がある。

先是患貨重、鑄四銖錢、民間盜鑄、多剪鑿古錢以取銅。（何尚之傳）先是元嘉中、鑄四銖錢、輪郭形制、與五銖、用費損無利、故百姓不盜鑄。（顏竣傳）

何尚之傳にある「先是」とは元嘉廿四年より以前といふ義にて、顏竣傳の「先是」は宋武帝孝建元年より以前也。此二つの引用文は一見矛盾せる如くなるも、共に事實であつたに相違ない。即元嘉二十四年當時にあつては、民間で新鑄の四銖錢を盜鑄し、又古錢を剪鑿する等のことあり、孝建元年にあつては元嘉の四銖錢を盜鑄する者なくなつたわけである。

さて元嘉の四銖錢が出來て、古錢が剪鑿せられたと云ふ。所謂古錢とは意を以て度るにその形質漢の五銖と相似たりと考へらるゝ比輪の類を云ふのであらう。文帝が新貨を鑄造せる理由は何尙之傳によれば貨幣の重い爲めである。故にやゝ輕い四銖錢を鑄てその弊を救はんとはかつたのであつて、その爲めに舊來五銖型の貨幣が剪鑿せられ、亦新貨盜鑄の事實もあつたのであらう。然るにかゝる弊害があると云ふ理由を以て元嘉廿四年江夏王義恭の建議により當時に流通して大錢と目せらるゝ錢貨は、一樣に其價格を二倍と定めて、市場に流通せしめんと圖つた。もとより朝廷は之によつて其能ふ限りの收入增加を企てたのである。之に對し何尙之は詳密な反對意見を述べて居る。其大要は第一に政府が現今の大錢の價を二倍に公定し、以て其利益を謀らんとする政策を非難して云ふ

　伏覽明命欲改錢制、不勞採鑄、其利自倍、……求之管淺、猶有未譬、

と。次で錢貨の性質を論じ、且多少不明の點も存するが、大要一定量の錢貨が常に一定量の貨物に伴ふものであることを述べ、故に故意に多數の錢貨を出しても財政上に利益なきに況んや虛價を公定する必要なきを論じて居る。即ち

　夫泉貝之興、以估價爲本、事存交易、豈假數多、數少則幣輕、數多則物重、多少雖異、濟

用不異、況復以一當兩、徒崇虛價者邪

と。進んで總ての改制は民情を基とすべく、今の改制は此點を顧みざるを云ふ、

若今制遂行、富人貲貨自倍、貧者彌增其困、

と。又新政策が實行上不可能なるを論じ、

錢之形式、大小多品、直云大錢、則未知其格、若止於四銖五銖、則文皆古篆、既非下走所識、加或漫滅、尤難分明、公私交亂、爭訟必起

と。最後に此政策の動機となつた古錢の剪鑿のことは、法を以て嚴禁すべしと云つて居る。要するに彼の議論は廣く一般社會を對象としたのであるが、併し當時の朝廷に於ては、朝廷自身並に富家の利益を目的とし、大錢の減少すると云ふ確かならざる現象を救ふと云ふ口實に假りて新政策を辨護してゐるのである。沈演之の議論はその代表であつて、彼の所論中に當時宋の貨幣は荒服にも流通し、それに對して貨幣の數量が少な過ぎること、及び新政策を實行せば國は朽ち難きの寶を傳へ、家は一倍の利を獲ると云つて居る。此議論勝を占め、一時新政策が實行せられたが、併し間もなく民情に適せざるによつて廢止となつた。

上述する所により大體何尚之一派と沈演之一派との議論の分かるる點を知るに足るが、猶そ

の歴史上の意味を明確にする必要がある。通典には何、沈の議論の後に范泰の議論をのせて居るが、之は宋書范泰傳によつて考ふるに通典の叙次顚倒せるものと思はる。宋書によれば范泰の錢貨に關する議論は少なくとも宋高祖武帝の末年より下る者に非ず。故に其說は何尙之の先驅をなすものとして特に注意する必要がある。

范泰傳によれば、其の正確なる年代不明なるも、恐らく武帝の末年、朝廷に於て錢貨の減少せる事實あるにより、悉く民間の銅を買ふて、五銖錢を鑄造せんとする議論が起つた。之に對し范泰は駁論を上つて居る。彼は論者の意を揣つて云ふ、

流聞將禁私銅、以充官銅、民雖失器、終於獲直、國用不足、其利實多、

と。卽ち民の私銅を買ひ上ぐれば、民も利益であり、國家鑄錢すれば國も亦利益をうくと云ふのである。而も此說は彼によれば實に貨幣を知らざるものである。故に云ふ

夫貨存貿易、不在多少、昔日之貴、今者之賤、彼此共之、其揆一也、但令官民均通、則無患不足、

と。これ錢貨の客觀性を考へ、故意になす如何なる統制も徒らに錢貨の價を變動せしむるに過ぎず、要は官民をして均通せしむるにありと云ふのである。彼はかゝる說よりして朝廷の行は

んとする政策を非難し、民生に必資の銅を買上げ、之を錢貨鑄造に用ふべきに非ずと云つて居る。

以上詳述した所により、孔琳之に始まり、范泰を經て何尚之に及ぶ一派は、その事情の異るにより、立説に差あれ共、大要相通の點を見る。蓋し孔琳之はよく錢貨の民生に便なる點を認めて、現行の錢貨は必ず之を流通せしむべきを論じ、范泰は朝廷が其利益の爲めにする鑄貨説を排し、何尚之は虛價を公定するを難じ、共に市場に於ける錢貨の流通は自然の妙用により伸縮し、朝廷故意の政策は之を紊すに過ぎぬことを明白に認めて居る。

上に述べた一派に對し、朝廷を中心として説を立つる者の中、少なくとも宋の武帝の末年より錢貨の減少と云ふ事實に深い注意を拂つて居る。これ朝廷が中心となりて一の統規を與ふべしとなす有力な理由である。而して文帝の元嘉七年には其説見事に實顯し、當時に在りては之が反對論あることを聞かなかつた。文帝の四銖錢は極めて良質のものであつたこと既に述べた如くである。而も古錢の剪鑿せられ、新錢の盜鑄せらるゝ事實ありとも、之は何尚之の云ふ如く法によりて禁ずることが出來る。否一歩を進めて考ふれば、顏竣傳に見る如く、此錢貨は百姓盜鑄するものなしとあるから、前に盜鑄を重大視した論者は、恐らく其虛價公定の政策に理

由を與へん爲め、故意に事實を誇大に認識したものと認めて差支あるまい。この點から考へると文帝の元嘉七年は最幣制の確立した時と認むべく、元嘉廿四年虛價公定の悪政は、たとへ間もなく廢せられたとは云へ、恐らく一般市場の混亂を生ずるに充分であつたらう。やがて元嘉廿七年に北魏の侵寇の大災害あり、元嘉の政全く衰へるに至つたわけである。

元嘉の末年から、孝武帝以後にかけて、宋の朝廷の錢貨政策は混亂動搖を極めた如く思はれる丶。宋の孝武の建元元年には再び四銖錢が鑄られた。通典其形制を記して

文曰孝建、一邊爲四銖、其後稍去四銖、專爲孝建

と。蓋し前後二樣あつたやうである。この錢貨は恐らく元嘉の四銖錢を標準としたものであること、宋書顏竣傳に此錢貨を鑄造せる上に、元嘉錢の形制を記するによつても推知し得らる丶と思ふ。而も此錢は市場に顯はる丶と共に直ちに消毀せられ、若しくは形を變へて器物となつたもの丶如くである。故に後三年徐爰が新貨を鑄造した折に、其理由として「頃焚剪毀、日月銷滅」と云ひ、「貨薄民貧、公私俱困」と云つて居、又沈慶之は私鑄を許すべきを說いた中に「禁鑄則銅轉成器」と述べて居る。徐爰は此弊を救はん爲めに新貨を鑄た。彼は之をなすに當り、昔の贖刑法を復活して銅を朝廷に納むる政策をさへ取つて居る。而も其結果は次のやうである。

鑄錢、形式薄小、輪廓不成、於是民間盜鑄者雲起、雜以鉛錫、並不牢固、[illegible]錢轉薄小、稍違官式、雖重制嚴刑、民吏官長、坐死免者相係、而盜鑄愈甚、百物踊貴、民人患苦之と。よつて品格薄小にして輪郭なきもの悉く禁斷を加ふることゝなつた。たゞ併し沈慶之も云ふ如く、當時銅は耕戰に用ゐられず、政府で之を采鑄することを全くやんで居、民間の成器をこつて之を溶冶するのであるから、其利益が非常に薄い。故に政府は鑄錢によりて利益する政策を一變し、むしろ私鑄を許して政府は之が統制に當ればよい。これ實に沈慶之の唱導した要旨である。其細目中注意すべき點は

(一) 郡縣開置錢署、樂鑄之家、皆居署內、平其雜式、去其雜僞、官斂輪郭、藏之以爲永寶、

(二) 今鑄悉依此格、萬稅三千、嚴檢盜鑄、並禁剪鑿。

と。これ私鑄を許して而も朝廷の收入を計らんとする巧みな案ではあるが、江夏王義恭は其實行不可能なる點を逐一駁撃して居る。卽ち樂鑄者を州縣錢署內に居らしめると云ふ議に對しては

百姓不樂與官相關、由來甚久、又多是人士、蓋不願入署、凡盜鑄爲利、利在僞雜、僞雜已禁、樂入必寡、

又(一)の官の輪郭を斂藏せよと云ふ說に對し、

上之所貴、下必從之、百姓聞官斂輪郭、輪郭之價百倍、大小對易、誰肯爲之、彊制使換、則狀似逼奪、

と。又(二)に對しては

今入署必萬輸三千、私鑄無十三（當作三十）之稅、逐利犯禁、居然不斷、

と。而して沈慶之の議に對して明白に照對をなすのは顏竣の說である。彼は沈慶之の開署放鑄を以て理論としては宜いが、實行不可能となし、進んで惡貨を驅逐する爲めに必ず公鑄をなすべきを論じ、

若細物必行、而不從公鑄、利己既深、情僞無極、私鑄剪鑿、書不可禁、五銖半兩之屬、不盈一年、必至於盡、財貨未贍、大錢已竭、數歲之間、悉爲塵土、

と。此說は前に述べた所の、品格薄小にして輪郭なきものを總て禁絕すると云ふ政府の方針を辯護したものである。且つ彼は民間に錢貨の流通少なき事實を以て必しも重視するに足らずとなし、むしろ政府の藏庫の空乏は最憂ふべしと云つて居る。併し沈慶之の云ふ如く、政府は今日鑄貨してもその材料を取るに窮し、結局利益なしと認定した點は、何等かの方法によりて除

去せられざる限り、顏竣の說が徹底しないわけである。それで彼は次の如く提議して居る。

官開取銅署、絕器用之塗、定其品式、日月漸鑄、歲久之後、不(下字恐衍)爲世益耳、

と。即ち漢代に行はれた如く、銅山を官有せんと欲する者である。

顧みて思ふに沈慶之の開署放鑄の議は其私鑄を認むる點に於て孔、范、何の遺緒をつぐが如く思はるゝも、それをして巧みに朝廷の利益に結ばしむる點に於て全く別途を辿る者である。顏竣に至つては、制貨の權を一に朝廷の手に納めんことを期する者であつて、蓋し元嘉の政既に變じ、孝武の治統を最明晰な理論によつて表明した者と思はれる。併し乍ら顏竣の議論は沈慶之の所說と同じく一種の希望に留まり、事實は前廢帝即位の年朝廷は薄小なる二銖錢を新鑄することによりて利益を擧げんことを試みた。之に對し顏竣は適切なる反對意見を述べては居るが、勢の赴く所、惡貨流通して歸極を知らぬ有樣である。宋書顏竣傳には其情勢を巧みに描寫して居るが、今下讀し難きふしもあり、通典を參照して大意を譯さん。

前廢帝の時、二銖錢行はる。形式轉た細。官錢出づる每に民間之を模效し、而も大小厚薄之に及ばず、輪郭なく、磨鑪せずして恰も剪鑿したるが如きを來子と云ひ、尤輕薄なる者を荇葉と云ふ。市井に皆流用す。又景和元年には兼て沈慶之の意見たる私鑄が許され、爲めに錢

貨益紊亂し、一千錢は長三寸に盈たず、大小之に稱ふ。之を鵝眼錢と云ふ。之より劣る者は綖環錢と云ひ、水に入りて沈まず。手に隨つて破碎す。市井も料斷せず、數十萬一掬に盈たず、太宗明帝に至り鵝眼、綖環は禁じたるも、餘は皆通用せしむ。最後に私鑄並に惡貨を禁じたることを以て結んで居るが、要するに大勢の赴く所知るべきである。

宋の末期、朝廷自ら錢貨の制を紊亂した爲めに、惡貨無制限に行はれ、其結果は恐らく錢貨自身に於て其流通性を消滅せしむるに至つたでない乎と考へらるゝが、その外錢貨の多量が南朝の領域を逃れ出たことは、永明五年の詔によつて知られる。其中に

貧室盡於課調、泉貝傾於絶域、軍國器用、動資四表

と云ひ、又

農桑不殷於曩日、粟帛輕賤於當年、工商罕兼金之儲、匹夫多錢寡之患、良由圜法久廢、上幣(幣之誤歟)稍寡、

と。南齊の盛時と稱せらるゝ武帝の頃にありては、南朝全域に亙り物價下落し、一般に沈靜貧寒なる狀態にあつたことが知られる。齊の初代高祖には黃金をして土と同價たらしめん抱負が

あつたと云ふ。而も之却つて當時の實狀でなかつた乎。永明の詔意は、かゝる狀態を以て圜法の久しく廢せられたる結果と見做し、決して之を以て滿足して居ないのである。但し其時には別に圜法を改むる程の積極政策の執られたるに非ず、たゞ朝廷より錢億萬を出し、之を京師及四方に散じて貨物を和買せしめたに過ぎぬ。通典には永明六年に行はれた和買の事を詳記して居るのは、恐らく五年の詔意を實顯したものであらう。次の如し。

詔出上庫錢五千貫、於京師、市米買絲綿紋絹布、揚州出錢千九百一十萬(原注、江寧縣)南徐州二百萬(原注、治京口)、各於郡所市糴、南荊河州二百萬(原注壽春)、市絲綿紋絹布米大麥、江州五百萬(原注尋陽)市米胡麻、荊州五百萬(原注江陵)郢州三百萬(原注江夏)皆市絹綿布米大小豆大麥胡麻、湘州二百萬(原注長沙)市米布蠟、司州二百五十萬(原注義陽)西荊河州二百五十萬(原注歷陽)南兗州二百五十萬(原注廣陵)雍州五百萬(原注襄陽)市絹綿布米、使臺傳並於所在市易、

と。故に一般錢荒の狀にあれ共、朝廷の錢貨必しも乏しかつたのではないと考へられる。然らば朝廷では如何にして錢貨を上庫に集むることが出來た乎。

永明二年齊の勳臣王敬則は會稽にありて、其地に從來行はれて居た塘役を金錢に見積りて徵收せんとした。之に對して竟陵王子良の上疏した文章の中に次の一節がある。

頃錢貴物賤、殆欲兼倍、……稼穡難劬、斛直數倍、今機杼勤苦、匹裁三百、所以然者、亦有由年常歲調、既有定期、僮䣊（通典作貨）所上、咸是見直、民間錢多剪鑿、鮮復完者、公家所受、必須員大、以兩代一、困於所貿、鞭棰質繫、益致無聊、……昔晉氏初遷、江左草創、絹布所直、十倍於今、賦調多少、因時增減、永初中、官布一匹、直錢一千、而民間所輸、聽爲九百、漸及元嘉、物價轉賤、私貨則束直六千、宮（官之誤歟）受則匹准五百、所以每欲優民、必爲降落、今入官好布、匹堪百余、其四民所送、猶仍舊制、昔爲損上、今爲刻下（王敬則傳）、

と。上の文により、當時政府は租調を徵收する際に強いて錢貨に折變せしめ、而も其受取るに當りて必ず大錢を納めしめ、之が爲めには質作囚繫等の刑罰をも用ゐたること、並に一般物價殊に絹の値段の漸次低落せるに關らず、之を錢貨と換算するに當りては、必ず舊時の比率を以てしたことを知り得る。かゝる無理な大錢吸收法は、固より一般の非難を招くに充分であり、永明四年には、錢を輸する諸州に命じて布直を減じ、一匹四百錢を標準とし、舊の如く一半を物納一半を錢納と定める彌縫策によつて、僅かに其間を糊塗することゝなつた。

以上政府は租稅の貎に於て錢貨を中央に納め、一般の錢荒を救ふ爲めに、和買の政策により

て之が流通をはかつたわけであるが、其間政府には標準となるべき大錢を鑄造して物價を安定の狀に復せしめんとの說は、絕えずあつた。高祖の頃孔顗の建策は其著しき者である。其要に

鑄錢之弊、在輕重屢變、重錢患難用、而難用爲無累、輕錢弊盜鑄而盜鑄爲禍深、民所盜鑄、嚴法不禁者、由上鑄錢、惜銅愛工也、（據通典）

と。而して五銖錢を以て最據るべしとする。蓋し其說は正しく宋元嘉以前の傳統を紹ぎ、而も理論の最精確なものであり丘濬の大學衍義補、南朝を通じての錢貨の代表論として彼を執つて居る。而も實際上政府は之によつて利益するとは考へられぬ。茲に宋末顏竣によつて提起せられた銅山の中央管理による鑄貨說が永明八年劉悛によつて實際的に企てられた。其記事は南齊書顏竣傳、並に通鑑に精しいが、要するに南朝政府の微力を以てしては失敗の歷史を飾つたに過ぎぬ。

隋書食貨志に從へば、梁の初に當り、錢貨の流通する區域は建康並に三吳荊郢江湘梁益であつて大體長江流域に限らる。其餘は穀帛を以て交易し、嶺南は金銀を貨幣としたと云ふ。而して梁の武帝立つに及び二種の五銖錢を新鑄し、一は輪廓あるもの、一はなき者で、なき者は女

錢と稱せられた。而も實際市上に流通したものは、「直百五銖」「五銖女錢」「太平百錢」「定平一百」「五銖雉錢」「五銖對文」等である。之を通典と參照すれば「直百五銖」は專ら三吳地方に行はれ、「五銖女錢」は州縣に遍ねく通行したと云ふ。これらの錢貨が如何なる場所如何なる機關によりて製造せられたか、史に明文の徵すべき者がない。而もよく市場に流通して何等の弊害もなかつたかに見える。それにも關らず梁武は强ひて中央より新鑄せる錢貨を流通せしめんと欲して意の如くならず、遂には普通四年鐵錢を新鑄し、之を布流せしむるに至り、私鑄俄かに起り、大同以後の鐵錢は積んで丘山の如く、物價騰貴し、交易する者、車を以て錢をのせ、またり、大同以後の鐵錢は積んで丘山の如く、物價騰貴し、交易する者、車を以て錢をのせ、また數を計らざるに至つたと。遂には中大同元年有名な足陌令を出すに至つた。曰く

頃聞多用九陌錢、陌減則物貴、陌足則物賤、非物有貴賤、是心有顚倒、……至家有殊俗、徒亂王制、無益民財、自今可通用足陌錢

と。これ心顚倒あり等の佛敎めきた言葉を錢貨の詔中に用ゐらるゝによつて、殊に好事者の心を引くのであるが、たゞ一片の命令如何にして品質優良の錢貨を用ゐしむるを得んや。故に八十を以て陌とする東錢、七十を以て陌とする西錢、九十を以て陌とする長錢の類は、武帝足陌の詔の希望する所とは反對に、次第に三十五を以て陌とするに至つたと云ふ。陳は梁につぎ、

その政策殆相似たり。又南齊の中頃より北魏洛陽に遷都し、始めて太和錢を鑄る。此時に當りて民間の鑄造を願ふ者は樣式を示して之を許した。この事は南朝の正史に明文なしと雖、宋の盛時、錢貨を論ずるもの、必しも朝廷の鑄貨を喜ばず、たゞ朝廷の管理宜しに叶ふことを望むに徵し、既に久しく南朝各代に行はれ、北魏が新たに鑄貨するの際、標準を取る所のあつたのであらうと思ふ。たゞ北朝に於ける鑄貨政策その後の歷史も多く南朝と相似たる貌を取つた。蓋し錢貨の問題に對して充分なる統制を見る爲めには隋唐の統一を待たなければならなかつたのである。

（支那學第六卷第四號昭和七年十二月）

第五章　漢書食貨志上に就て

漢書の食貨志は、史記の平準書に倣つて作られたことは明白である。史記の平準書は大體漢初より武帝の時に至るまでの中央政府の財政乃至經濟政策を記述したものであるが、特に記述の中心點は、武帝の時の豪商出身の大臣輩が試みた鹽鐵專賣、並に均輸平準政策と政府の貨幣統一策及び之に伴ふ法吏酷吏の峻烈なる活動にある。班固は史記の此部分の全部を食貨志の下卷に殆んど其まゝ襲用し、別に食貨志の上卷に於て漢一代の重農政策を叙述して居る。故に食貨志の上卷は明かに班固の創意であつて、而も司馬遷が何故に此重要なる題目の記述を史記に試みなかつたであらうか。これ余輩の殊に興味を引く點である。此疑問に一箇の理由を與へようとするのが余の論文の主旨であるが、それに先ちて漢書食貨志上卷の大體の書き方に一瞥を投げるであらう。

班固は漢儒の正統派である。隨つて其考察の中心は、總て理想的古聖王を離れない。故に其財理を論ずるに當つても、これを以て帝王が其德道を完成する一手段となすのである。帝王の德道は多岐である。而して安民の德は其一に居る。安民の德を成就するには、其一方法として

財の分配が平均であることを必要とする。所謂「不患寡而患不均、不患貧而患不安」ものである。

財の分配の平均を保たしめん爲めには地著政策を本としなければならぬ。地著政策とは畢竟農業を中心とする經濟組織の下に純美なる社會團體を作らんとするのである。三代の時には井田法が行はれて居た。其法の行はれた當時の社會生活は如何に美しきものであつたかを彼は極めて巧みに描寫し、それが春秋戰國頃より新たに起つた國家中心の傾向に轉回して行つたことを記して、漢代の政策を述ぶる總論に充てゝ居る。

漢代の敍述に入る最初の文は

漢興。接秦之弊。諸侯並起。民失作業。……上（高祖）於是約法省禁。輕田租。什五而稅一。量吏祿。度官用。以賦於民。而山川園池市肆租稅之入。自天子以至封君湯沐邑。皆各爲私奉養。不領於天子之經費。（宋祁曰自天子當作自天下）

此一文は漢初の簡寬なる立法を示すものとして後世から頗る推賞せらるゝものであるが、而もこれ實に史記平準書の文をやゝ字句を替へて引用したものであつて、特に史記の原文は此文の間に漢初の貨幣の事を記し、つゞいて

天下已平。高祖乃令賈人不得衣絲乘車。重租稅以困辱之。孝惠高后時。爲天下初定。復弛商賈之律。然市井之子孫、亦不得仕官爲吏。

の文が挾まつて居る。而して班固は史記の此等の部分を食貨志下卷に採用したから、畢竟漢初の立法に關する史記の記述を漢書に於て上下兩卷に分截引用したのである。又政策の全般的に一變した武帝時代の記述に入るに先ち漢書は次の文をのせて居る。

至武帝之初。七十年間。國家無事。……於是罔疏而民富。役財驕溢。或至幷兼。豪黨之徒。以武斷於鄉曲。宗室有土。公卿大夫以下。爭於奢侈。室廬車服。僭上亡限。物盛而衰。固其變也。

と。此全文亦史記から引用したものである。食貨志上卷に於て史記の文をそのまゝ襲用したのは、前引の二箇の部分であつて其他は全體班固の手になつたと見てよい。

淸の王船山が讀通鑑論に於て

班固敍漢初之富庶詳矣。蓋承六國之後。天下合而爲一。兵革息。官吏省。饋享略。置郵簡。合天下而僅奉一人。以一王而府天下。粟帛貨賄流通。關徼弛而不滯。上下之有餘宜矣。嗚呼後之天下猶漢也。何爲憂貧孔棘而上下交征之無已也。班固推本所由。富庶原於節

儉。而曰高帝令賈人不得衣絲乘車。重租稅以困辱之。孝惠高后雖弛其禁。然市井之子孫不得仕宦爲吏。量吏祿。度官用。以賦於民。山川園池市井租稅。自天子至於封君。皆取其入爲私奉養。不領於經費。知言也夫。尤要者則自困辱商賈始。

と云つて居る。漢の高祖の時(一)天下の經費と王室の經費との間に判然區別あつたこと、(二)嚴に商人の政治上の位置を抑へたことの二點は、漢家政策の最美なる特點とすることに於て王船山の見方が正しいであらう。而も其事實を明白に記載したのは班固でなくして司馬遷である。班固は(二)の商人を抑へた部分を下卷にこそ引用すれ、上卷に於ては只(一)の部分のみを記して居るのである。而して其漢初の簡寬なる立法の爲めに民の衣食が滋殖したと記し乍ら、それに續いて賈誼の重農說を擧げ、又武帝以前の寬治を叙して其以後に董仲舒の說を繫いで居る前後の關係から推すと、班氏は果して漢初の寬治と云ふ點に司馬遷程の明了なる價値を認めて居たか否かは疑問である。

漢志に重農說者の代表として賈誼、鼂錯、董仲舒の三人が擧げられて居る。賈誼の說は二點に要約することが出來る。(一)純然たる經濟上の見地からして、財の生產者は農であり、消費者はそれ以外の總てゞあると云ふこと。(二)國家政策の見地からして、社會の秩序未だ定まら

ざる當時、若し地方に大飢饉ある場合、及び夷狄の侵入する場合、直ちに內亂を發する患あるから、之を防ぐには農業を奬勵して蓄積を足らしむべしと云ふにある。鼂錯の立論の本據は國を富まし法を立てやうとするにある。彼によれば富國と農業との間には直接の關係あり、漢家の法は實に商を賤しむで農を尊ぶにある。然るに事實は農民貧にして賤、商人富にして貴である。故にかゝる社會を改造せんが爲めには、珠玉金銀を尊重する社會の思想を一變せしめねばならぬ。其方法は民をして粟を縣官に入れ、中央より之に爵を與へ、其餘裕を以て細民の租稅を減少せしむべしと云ふ所謂納粟拜爵政策である。董仲舒の說は當時の土地兼併を防止せんが爲めの限田政策である。

以上に見るが如く、三人者に必しも一定の政策がない。鼂氏は抑商を主とし、董氏は兼併防止を主として居る。而も通じての理論の傾向は、漢家を中心として其威力によりて一般農民の保護を力說せる點に存する。漢志上卷の初に班固が記述した三代の有樣は、土地私有の許されざる時の狀態である。漢では固より土地の私有が認められて居るのみならず、戰國の餘風を受けて商人が非常に活躍した時である。かゝる時に無力の農民を保護して、其流亡を防ぎ土著の道を講ずる爲めには漢家の威力に依賴するより外がない。漢代の重農說者の中心思想は漢家の

威力と無關係に動くことは決してないのである。

故内田博士は「漢代の抑商主義」なる題下に鹽鐵論力耕第二の大夫の言「富國何必用本農、足民何必井田也」及同書輕重第十四御史の言「今大夫各修太公桓管之術、總一鹽鐵、通山川之利、而萬物殖、是以縣官用鐃足（按鐃字饒字之誤、又張云、足字衍）民不困乏、本末並利、上下俱足、此籌計之所致、非獨耕桑農業也」を引きて云ふ抑商主義とは本來重農の思想から出たものであるけれ共、武帝から昭帝の時へかけて抑商主義の施設をやつた桑弘羊その人の如きは、最早重農を本旨として抑商をしたのではないことが察せられる。即ち抑商主義は此階段に至りては其性質最初と同じからずと云ふべきであると。

内田博士は支那古代に尤も普通に行はれた思想即ち農は本であり商工業は末であると云ふ思想を以て重農主義の基本觀念であると考へて居られたやうである。此考へ方には勿論異論がない。併し漢代の重農論者は時の王室の威力と密接に關係せしめて說く限り、重農政策の結果は王室の利益をもたらす者でなくてはならぬ。總じて重農論者の農業保護論は民の流亡を防止する地著政策であるが、地著の獎勵は固より中央の租稅の收入に關係あることが明かである。畢竟重農論者は農を尊ぶことによりて國家の正常なる財源を得んと欲するにある。

鼂錯の言の如く農を尊ぶのが漢家の法であるとするならば、司馬遷は何故に重農政策に就て一言をも費さなかつたのであるか。畏友小島氏が同志社の論叢一巻一號（大正八年一月）に載せたる「司馬遷の自由放任説」なる一篇の中に次の論旨がある。

社會の經濟現象は之を放任して置けば農虞工商の人各自己の利欲を充さんとして其智能を盡し、それが同時に他人の需要を巧に充たすことゝなり、且つ物價の高低をも略平均に歸せしむる如き自然の妙用を發揮するものと爲すのである云々

經濟に對する司馬遷の考が以上の如くであるが、小島氏は進んで彼の思想の系統に論及せらるゝ所があり、これは司馬遷を解釋するに於て甚重要なる方法であるが、同時に戰國より漢初にかけて强烈に發展した經濟的の事情が、彼をして人心の裡に經濟的欲望の如何に强烈に作用するかに想到せしめ、それを自然にして自由なる觀點に於て理解することによりて自由放任説が成立した點を充分に認めなければならぬと思ふ。故に彼によれば農虞工商は共に萬民衣食の原であつて特に其中の一をのみ重視することをなさないのである。

司馬遷の考が以上の如くであるが、かゝる思想の傾向から言へば漢初の簡寬なる立法は極めて賞美すべきであつて其結果衣食滋殖し、民貧を知らざる平和な狀態をもたらした。然るに物

盛んなれば衰ふ。彼は此一轉語を下して武帝の急激なる各種の施設をありのまゝに描寫して居る。而して其施設が安靜なる當時の社會に非常なる波瀾を起しつゝ遂には鑄貨權は中央に統一せられ、鹽鐵の專賣が實行せらるゝことゝなつた。其變化し行く世の有樣が鮮かに描出せられて居る所に吾人は司馬遷の史筆を感嘆せざるを得ないのである。

飜つて考ふるに、班固が重農論の代表者三人の中、其政策の實際に應用せられたのは只鼂錯の納粟拜爵政策のみである。鹽鐵論鼂錯篇によると、當時商賈出身の大臣は痛く彼を攻撃せるに反し、賢良文學の連中は皆彼を辯護して居る。史記鼂錯の賛には「語曰、變古亂常、不死則亡、豈錯等謂邪」と。漢書の同傳賛には「錯雖不終、世哀其忠、故論其施行之語著于篇」と。班氏が錯の忠を賞して居るのは、其一意王室の權力を増大するに勉めた點であらう。而も司馬氏は之を以て變古常亂と貶するのである。實際若し王室の威力を増大する點からのみ觀察するならば商賈出身なる孔僅、桑弘羊輩が大なる忠臣と稱することが出來ないであらうか。

既に內田博士も注意せられた如く、孔桑輩の商賈出身者は其政策の目的には中央の收入を増加すると共に當時の豪商連を壓抑するに存したことは明かである。鹽鐵論錯幣第四大夫の言に

交幣通施。民事不及。物有所并也。計本量委。民有飢者。穀有所藏也。智者有百人之功。

愚者不更（虛曰償也）本之事。人君不調。民有相妨之富也。此其所以或儲百年之餘。或不厭糟糠也。民大富則不可以祿使也。大彊則不可威罰也。非散聚均利者不齊。故人主積其食。守其用。制其有餘。調其不足。禁溢羨。厄利塗。然後百姓可家給人足也。

と。旣に貨幣が活潑に流通し、充分其交換の媒介たる作用を發揮し居る當時、文學の議論のやうに利を賤み財を輕んずべしと强ふるも行はれ難いであらう。然らば財政の作用を充分會得せる商賈の輩を用ゐて、却つてそれをして抑商政策の實行に當らしめることは、漢家としてむしろ有利の方法であらう。事實物價問題も鹽鐵專賣問題も見事に彼等の手によつて解決せられたのである。

商賈出身者が中央に重用せらるゝことは、吏途を混雜せしむる所以であることを司馬遷は繰返し述べて居り、又彼等の爲めには特に別傳を立てゝ居ない。且つ高祖が商賈を困辱したことを最初に叙して居る。實際讀書階級から云はせると、商賈者流の專橫は堪へ得らるべきではない。鹽鐵論を通讀すると所謂山東の儒墨と商賈出身者間の反感が極めて露骨に流露して居る。

班固が尤も推賞し、又後世の大儒朱子の如きも漢代の第一人とする董仲舒によりて武帝の時始めて郡國貢士の法が立てられた。貢せらるゝの士は大體所謂山東儒墨派であると見て差支な

い。これより後天下の輿論は此等讀書階級の手に漸次歸着すべき運命を有して居る。事實の勢力はたとへ誰人の手にあつても議論の根據は常に輿論に追隨せざるを得ない。かくの如き傾向の時勢に於てはたとへ武、昭二代に當りて商賈出身者が多少の權力を振つたとしても、要するに只大農府御史府特に大農府なる一官僚の勢力に過ぎない。既に彼等はそのなすべき仕事を成し遂げた以上、輿論の大勢の前にはいつしか其權力を奪はるべき運命にある。其權力が商賈を離るゝならば賢良文學輩は必しも烈しく專賣物價調節策を攻擊しなくともよい。商賈者流の開いた政策を受つぎつゝ其外に於て自由に重農の政策を施し得られる。食貨志上卷によれば先づ陝西地方から土地の生產力を增加せしめん爲めに各種の改良方法が用ゐられる。漢初から引續の問題である大地主征伐の方法が絕えず講ぜられる。此後者の問題に就ては余輩は別に意見を有して居るけれ共今は論及しない。只儒家者流によりて力說せられた重農論は其實際的生產增加の效果を顯はすやうになつたのはむしろ農家者流と稱すべき實行家であつたことを一言注意したいと思ふ。

以上述ぶる所に既に明かであらうが、班固が生存した後漢時代は全然儒者流の思想の充滿して居る時である。重農論は動かす可からざる眞理と假定せられた時である。班固が食貨志を作

るに當りその上卷に重農思想並に其政策を叙述して史記の外に一生面を開いたのは理由あることである。併し司馬遷の時代に於て特に重農政策並に其思想が時勢を動かす程の大なる力があつたとは認むるを得ないのである。

（支那學第三卷第一號大正十一年十月）

第六章　魏晋南北朝を通じ北支那に於ける田土問題綱要

余は前の小研究に於て、後漢一代思想界の主流をなす者は、經濟說としては重農論であり、史家班固は地著政策なる言葉を以て最明瞭に此說を說いて居ることを述べた。地著政策は固より三代井田の法を以て其實顯せらるべき標型となすのであるが、併し土地私有の旣に確立せる秦漢以後にありても、必ず古意を遵奉して財の均分、生活の安定を庶幾すべき者と見做さるゝたゞかゝる意圖の下に色々論議せられたる儒者の學說とは別に、事實上地著政策がどこ迄漢代の下に行はれて居たかは興味ある問題であるが、此點は之を考へることを避け、今前漢儒者の學說の系統をつぐと思はるゝ後漢並に三國時代に行はれた一種の限田說が、決して實行し得られなかつた點をば、西晉の李重の上表によりて推知しやう。

西晉に於て最農田の事を論ずる傅咸は、當時豪族兼併の害を知り、前漢董仲舒の意をつぎ、奴婢所有の制限論を主張した。この論時に一般の注意を引いた如く、恬和と云ふ者、後漢の孔

光及魏の徐幹の議を引き、奴婢の制限及百姓の田宅を賣ることを禁止すべきことを上表し、武帝は中書省に命じて之が條制を立てしめた。因つて李重は大要次の如き反駁説を上つて居る。先王の制度としては、士農工商にて各分ありて其業を遷さない。併し其制は既に秦以後破れて仕舞ひ、漢魏の代には、王法の重んずる所、たゞ器物車器に貴賤の差を附するのみである。奴婢資産に至りては、嘗て之が制限を立てたことがない。今恬和は孔光、徐幹の議論を稱して居るが、これは衰世の踰侈を患へたに過ぎぬ。盛漢の初、かつて其制を議したことなく、且孔光等は其法制を作つても之を實行しなかつた。これは行つて、遍ねく施されなかつたのでは決してなく、初めから實行しなかつたのである。蓋し封建制と井田法とは既に滅びて居る以上、王者の法は決して人の私を制限し得ないわけである。若し之が禁制を作つても實に煩碎にして檢し難いであらう。

奴婢の制限や、百姓田宅賣買の禁止等は、前漢の末王莽かつて一度實行して失敗せる以來、其思想の潮流は常に絶えずと雖、要するに常に實行の不可能であつたことが、前文によつて明白である。

富豪の兼併による土地所有の不平均を制限しやうとする政策の實行せられず、而も之が爲め

に社會の不安が益加はるとするならば、必ず別に新らしき政策の、時代を指導するに至らねばならぬ。余は通史外編に於て、後漢の末期、富の著しき不平均が急激に一般社會に顯はれ、且地方は荒廢して人口は都會に集中し乃至は他郷に流散するに至つたことを論證した。かゝる事情に對し、常に重農を唱導する學者の間に之が政策の論議せらるゝこと當然であつて、荀悅の論其最著なる者である。彼は限田政策の實行し難きを論じて云ふ、

哀帝時、乃限人占田、不得過三十頃、雖有其制、卒難施行、……且夫井田之制、不宜於人衆之時、田廣人寡、苟爲可也、然欲廢之於寡、立之於衆、土田布列在豪强、卒而革之、並有怨心、則生紛亂(通典引)

と。之によれば、西晉の李重をまつ迄もなく、限田の實行し難き既に荀悅によりて明示せられて居る。而して彼が其代に新たに唱導した政策は實に口數占田の法である。曰く

既未悉備井田之法、宜以口數占田、爲之立限、人得耕種、不得賣買、以贍貧富、以防兼併、且爲制度之張本、不亦宜乎(同上)

と。思ふに彼は既に豪族の土地私有を是認せる者である。故に新たに口數によりて占田せしめ、而して其賣買を許さゞらんと欲するは、蓋し一部の土着を强制するの意であらう。彼と同

時に崔寔は狹地より寬地への移民政策を主張して居る。仲長統の說亦同じい。固より後漢末に於ては是等の政策を行ふべき能力の中央政府にあることなく、却つて一般社會は次第に崩壞の淵に沈淪し行つたと雖、而も彼等二三子の主張は永く後世に其政策の標準を示したこと疑ない。後漢亡びて三國となる。魏の武帝が其軍國政策の下に採用せし田土政策の著しき者は實に屯田政策である。其性質を要約すれば、(一)人役を以て內郡の或田土を耕作せしめ、(二)農官士となり、之に官牛を貸與し、率に從つて租を納めしむ。之が田兵乃至屯兵を以て呼ばれたるは、蓋し彼等の納むる租稅は之を地方に貯積して、戰爭あれば其糧食にあつるにあるを以て、之が運搬に當りては、部伍の法によりて耕作者を規束するによれる者と思ふ。或は彼等は必ず田土を支給せられて一種の擬制官地を耕作する人役である故に、普通郡縣治下に支配せらるゝ普通農民と區別する必要上特に兵名を付せられしか今斷定し難い。

屯田政策は穀を積みて軍國の用にあつるを其目的とする。故に之によりて一般の安定を所期すべきこと思も寄らぬ。魏武の後、鄧艾は司馬氏の下にありて淮南の屯田を實行し、よつて以て當時壽春にあつた諸葛誕を亡し、やがて平呉の基となつたと稱せらるゝが、其意固より軍國の用を充たしむるにある。而して三國魏の名に於て多少とも北支那秩序の安定に役立つた政策

は、むしろ屯田策に非ずして漢家以來の傳統たる墾田政策にある。陳壽は魏の下にありて民政に努力した良刺史に對して殊に精密な叙述をなして居るが、特に墾田政策に關しては晉書食貨志略其大要を盡して居る。

若し漢家傳統の墾田政策にして充分に實行せらるゝならば、屯田政策の如きは必然廢せらるべき運命にある。蓋し兩者は其理論の根據に於て互に反撥するが故である。故に咸熙元年詔して屯田官を罷めた。魏志に云ふ、

是歲罷屯田官、以均政役、諸典農、皆爲太守、都尉皆爲令長。

と。此年に恰も司馬昭は魏の相國として蜀を討滅した。且屯田官はこれ以後猶存するを以て、彼此相照合して兪正燮は上の詔を以て特に蜀に境せる地方の屯田を罷めた者と見做して居るが、詔の文意は決して之を一地方に限定すべき者と解するを得ない。晉の武帝、魏の禪を受けて後、泰始八年石苞の上表によりて各州に農官を置いた。其詔の一節に

其使司徒、督察州郡播殖、將委事任成、垂拱仰辦、若宜有所循行者、其增置掾屬十人、聽取王官吏練事業者、

と。其意必しも各州に中央派遣の農官を置かざる可からざるを云ふに非ざれ共、其精神に至つ

ては漢家の傳統にのつとり、一統政府の下に各州の農事を奬勵するにあること疑なく、咸熙元年の詔意と正に同一理論の根據を有するものと定めて宜しからう。

兪正燮が咸熙の詔を以て之を蜀邊の屯田にのみ限つたことの疑はしとするも、屯田策が實際上晉に至つても猶存在せることは事實である。蓋し法規の意味と其實行との間に懸隔あるは獨り此時代に限らざるも、此時代は特に甚しかつた。たゞ魏武乃至は鄧艾の始めて政策を樹立せる際には、其目的軍國の用にあるを以て、目的の貫徹せられたる場合、田兵の性質も亦自ら變化を受くること止むを得まい。魏武の屯田策が旣に久しからずして腐敗を生じたこと、魏志司馬芝傳によつて知らるゝ。其要に、

先是諸典農、各部吏民、末作治生、以要利入。芝奏曰、……武帝特開屯田之官、專以農桑爲業、建安中天下倉廩充實、百姓殷足、自黃初以來、聽諸典農治生、各爲部下之計、誠非國家大體所宜也。……今商旅所求、雖有加倍之顯利、然於一統之計、已有不貲之損、不如墾田益一畝之收也。夫農民之事田、（中略）終歲無日不爲農事也、今諸典農、各言留者爲行者宗、田計課其力、勢不得不爾、不有所廢、則當素有餘力、臣愚以爲不宜復以商事雜亂、專以農桑爲務。云々

右の文によりて（一）黄初以來農官は屯兵を部曲とし、之に農をつとめしめずして耒作を強制せること。（二）隨つて商旅の求むる貨物が屯兵によりて製造せられしこと。（三）司馬芝自身は當時吳蜀對立の際なるを以て、屯田策は却つて擴張すべしと考へ居ること。（四）屯兵の耒作に利用せらるるは、彼等に與へらるゝ田土の不足なるによる。故に更に田土を支配して純粹な屯田の法意を維持すべしと云ふにある。

西晋の時、明白に司馬芝の系統を襲ふ者は傅玄である。泰始四年に五事を上奏せる中、其（一）及（四）は屯田兵に關する者である。曰く

（一）舊兵持官牛者、官得六分、士得四分、自持私牛者、與官中分、施行來久、衆心安之、今一朝減持官牛者、官得八分、士得二分、持私牛及無牛者、官得七分、士得三分、人失其所、必不懽樂、臣愚以爲宜佃兵持官牛者、與四分、持私牛、與官中分、則天下兵作、懽然悅樂。

（四）古以步百爲畝、今以二百四十步爲一畝、所覺過倍、近魏初、課田不務多其頃畝、但務修其功力、故白田收至十餘斛、水田收數十斛、自頃以來、日增田頃畝之課、而田兵益甚、功不能修理、至畝數斛已還、或不足以償種、非與曩時異天地橫遇災害也、其病正在於務多頃

畝、而功不修耳云々

今立論の順序として㈣の意味を闡明すれば、㈠魏の政策は一般に開墾田の畝數を增すことよりも、むしろ增收を主眼として居た。㈡晉は增收よりも畝數を增すことに努め、其結果耕作面積に對し人の力が足らぬことゝなり、其弊害は特に田兵に甚しい。㈢遂に疏放耕作の結果實收の缺乏を生ずるに至つたこと。司馬芝は田兵の末作を禁せん爲めに田土を多く支給せよと云ふ。傅玄は田土の支給多きに過ぎて實收の缺乏を來すと云ふ。之を連絡して考ふれば、田兵をして次第に無理な耕作を强制せしむるに至つたことを見るべく、恐らくは朝廷の收入を多くせんとの政策が漸く强くなり、當初軍國の用に充てんとする主意が自然に變化するに至つた者でない乎と思はれる。

㈠は官牛を貸與せられて屯兵となつた者並に私牛を有し乍ら屯兵となつたものと、政府との間の收得の率に關する者であるが、元來屯兵は其初に於ては主として官牛と土地とを支給せられた者である。今私牛を有するものも亦屯兵と認められて居るから、其間故意に自由民が農官の部曲として屯兵たる地位に身を置くに至つた事情あるか否や。兎も角も屯兵より徵收する政府の課率が次第に多量に上つた點は充分に承認出來る所である。

屯田は官地を擬定して之を屯兵に支給する者である限り、それらの地は土着の流亡せる處と見て一般的に差支あるまい。而も之が屯兵を募取するに當つては、魏武の時代に於て既に反對のあつたこと魏志袁渙傳に見えて居るから、要するに屯田政策に含まるゝ強制的な法意は始めから輿論に反對せられたこと明白である。それが西晉に至つて益〻烈しくなつたこと勿論であつて、劉頌の如きは、其代表的な者であらう。其論に云ふ、

> 昔魏武帝、分離天下、使人役居戸、各在一方、既事勢所須、且意有曲爲權假一時、以赴所務、非正典也、然逡巡至今、積年未改、百姓雖身丁其困、而私怨不生、誠以三方未悉蕩、并知時未可以求安息故也、是以甘役如歸、視險若夷、至於吳平之日、天下懷靜、而東南二方、六州郡兵、將士武吏、戍守江表、或給京城運漕、父南子北、室家分離、咸更不寧、又不習水土、運役勤瘁、並有死亡之患、勢不可久、此宜大見處分、以副人望、魏氏錯役、亦應改舊、……使受百役者、不出其國、兵備待事其鄉、實在可爲、縱復不得悉然、爲之苟盡其理、可靜三分之二、吏役不出千里之內、但如斯而已、天下所蒙、已不訾矣

と。これ(一)原則として漢時の地著主義を繼ぎ、人役は其種類を問はず其鄉を出づ可からずと定む。(二)魏以來人役を各地に錯在せしめたるは權時の處置である。(三)今天下既に統一せるも東南

の人士は役に徵せられて北土にあり、且魏氏以來錯役の習慣仍然として存在すと。此議論は廣く一般の人役に對して發せるものであるが、屯兵も亦其中に含まるべきこと照々として明かである。同じく漢家の地著主義を高唱するものに李重あり、彼は地著の文字を土斷と改めたれ共、其意は單に人役の錯居のみならず、各處に流離せる權家の族を其鄉に還らしめ、よつて以て地著を實行し、鄉擧里選の制を復し、九品制度を打破すべきを唱ふ。これ等傳統主義者の立說正大ならざるに非ざるも、單に之を屯田策に限りて見るとも、此策もと禍亂の發生し、人口の流離せるによつて起れるものであり、其原因の除去せられずして之を廢せんが爲めには、必ず代るべき政策を案出すべく、之を旣に壞れた漢家の政策に返さんこと絕對に不可能であらう。而して余の見る所を以てすれば、輿論に不評判なる屯田策に代はるべき政策は實に占田法であると思ふ。

占田法規は晉書食貨志に見ゆ。曰く

男子一人、占田七十畝、女子三十畝、其外丁男、課田五十畝、丁女二十畝、次丁女半之、女則不課、(下略)不課田者、輸義米戶三斛、遠者五斗、極遠者輸算錢人二十八文。其官品第一至第九、各以貴賤占田、……又各以品之高卑、蔭其親屬、多者及九族、少者三世、宗室

國賓、先賢之後、及士人子孫亦如此。

右の文により占田及課田の別あることを知る。占田とは一戸に支給せらるゝを顯はすに似たり。即男女一對にて百畝を給するを原則とす。課田とは課稅せらるゝの田と云ふ義なるべく、戸内の丁次男に支給せらる。別に丁次女に支給せらるゝ不課田は義米として三斛を輸することを知り得る。晋志には此法規の前に戸調式を述ぶ。曰く

制戸調之式、丁男之戸、歲輸絹三匹、緜三斤、女及次丁男爲戸者、半輸、（下略）

通典には占田、戸調を各其分類法に隨つて前後に割截すれ共、文献通考は却つて之を田賦考に連絡して記述して居る。蓋し馬端臨の意によれば、漢に行はれた地稅たる田賦、人頭稅たる算賦が晋に至りて占田法規中に包括せられ、又占田、課田の制によりて戸調をも容易に行ひ得るとなすのである。戸調式は魏の武帝に始まる。蓋し田畝によりて稅を賦し兼ねて戸によりて綿絹を徵收する制である。余の考ふる所では、晋に至りては五百戸を以て一鄕とする如く、戸數によりて鄕黨の制を立てんとする試が顯著であり、これ實に漢代の地著政策の崩壞により、新たに鄕黨制を作りて戸口を調査し、以て戸調及田租の徵收に便せんとする者であるが、之は更に占田、課田の法規によりて田土を占め、以て一般秩序を定立せしめんと欲したこと明白であ

らう。

晉の占田、課田法規は如何なる動機によりて作り上げられたか、今は之を明白にするを得ない。併し既に述べた如く、漢末荀悅には既に占田說の主張あり、崔寔、仲長統には寬地へ人口を移住せしむるの說あり、殊に仲長統の說極めて明白で「其地有草者、盡曰官田、力堪農事、乃聽受之」とあり、空虛の地を官田に設定し、官より之を人民に授くべきを表明したものである。たゞ荀悅も仲長統も既に豪族の所有にかゝる者は之を容認するのであつて、空閑の地方に新施設を行ふべしと主張するに過ぎない。晉の輿論を動かしたのは恐らく此種の言說であつたであらうから、占田、課田の法意はたとひ之を全支那に施行すべき意味合をもつにしろ、其實行せらるべき範圍に制限のあること勿論であらう。而もそれすら果してどの部分に實行せられたかは疑はしい。

晉の占田法は單に齊民の爲めに規定せられたのみでなく、官貴に適用して其所有土地の制限をなして居る。且食貨志は之と共に彼等が有すべき衣食客、及佃客の數にも制限を與へた。是漢代以來屢々儒者に主張せられた限田說及奴婢制限說が晉の此法規によりて實顯した如く見える。これ固より其一面に相違ないが、併し此法規の歷史的意味はむしろ別樣に解釋するを至當

と思ふ。蓋し漢代にありては、儒者側の主張、多くは兼併者と細民との對立狀勢によりて發せられた。然るにそれは漢書王嘉傳孟康注に云ふ如く、時には吏民の頃數を限る均田制となつたとしても、要するに歷史の大勢は、それら均田制を實行し得なかつた。後漢末より晉にかけて社會の崩壞が著しく顯はれ、漢代地著主義は根柢から破れ、凡そ社會上權勢あるもの悉く朝列に參し、かくて國家は其下に仕ふる朝貴の土地私有・奴婢制限を行ふによりて、富の平均、社會の安定を樹立せんと試むるに至つた者と思ふ。故に晉の占田法規全體より見れば、一般社會は九品の官吏階級と一般齊民との二つの對立に分かれ、其間官吏に非ずして占田以上の私有地を有するものゝ存在を許容せざる如く見ゆる。是法意である。事實に於ては各其當る所あり、一片の法規必しも秦漢以來の土地私有制を完全に打破する意圖を有しないであらう。

晉亡びて北支那は全く五胡擾亂の時代となつた。此間田土のことに關する記載極めて少く、僅かに今熱河省內に獨立せる慕容皝の治下に若干の記錄をもつのみである。通典賦稅門自注に

慕容皝在柳城、以牧牛給貧家、田於苑中、公收其八、二分入私、有牛無地者、亦田苑中、公收其七、三分入私、

と。漢族流民が中原の故土を離れ、四方に轉移すること、五胡擾亂の際の如く甚しきは少く、

たとひ絶後に非ずとも、空前の事象たりしこと疑ないであらう。而して東蒙恒寒の地に於て之等流民が蠻酋の保護下に一種特別な位置を得て其安定を保つたこと上引の文によつて明白である。蓋し彼等流民は蠻酋の牛力を得て其苑田を耕したのであるから、之を魏の屯田兵と同一視すべからざること云ふ迄もなきが、而も漢代王公の苑中を耕する奴婢の類とも見るを得ないであらう。止むなくば王室に直屬する小作人とも云ふべき者であらうが、其精確なる社會上の位置に就ては余未だ深考しない。併し後世の屯田・營田を耕するものすべて人民であつたこと王應麟の所説の如くであるから、今の慕容氏の苑中を耕する者、其名義と其條件とを無視すれば、其性質に於て相似たものであらう。併し之を諫めた漢族の名臣封裕には、かの制度を以て單純に魏晉の屯兵と同一視し、たゞ課率が餘りに多額なる點を以て魏晉と雖、之をなさゞる所とし、且魏晉の屯田制その者が決して明王の制度に非ざることを力説して、苑中墾耕の事を廢すべしと論じた。其結果慕容皝は次の令を下した。

苑囿悉罷、給無田業者。貧無貲産、賜牧牛一頭、私有餘力、樂取官牛、墾官田者、依魏晉舊法。（據晉略國傳）

と。これ實に形式上は苑囿墾耕を廢するものである。而も貲産のあると無しとに關らず、官田

を望するものには魏晋屯田の法を應用するを云ふのでない乎。苑囿は官田の中に含まるべき者であることは云ふ迄もなからう。然らば民の情願を基として、茲に王室の田を耕する一種の農民が容易に出來上るのであつて、魏晋の屯田制が一變して新農民階級を作り出すに至つたわけであらう。

北支那の擾亂はやがて鮮卑拓跋部即北魏の王室によつて統一せらるゝ運命となつた。而して北魏が最初に實行した田土に關する政策は、亦慕容皝によつて取られた政策と其軌を一にする。晉書食貨志によれば、太祖拓跋珪直隷の中山を平げて慕容氏を亡した後、其地の吏民及徒河種の人工伎巧十餘萬家を京師に遷し、耕牛を給し、口を計つて田を授けたとある。此文意多少の曖昧を含んで居るが、余は恐らく漢民を以て墾土に當らしめ、徒河種を以て官府の工伎に從事せしめたものと思ふ。若し然らば官府より支給せらるゝ田土は官田に相違なく、其耕牛は之を官牛と認むべく、蓋し牛はこれ蠻族の多數に所有する所なるべければ、官府に隷屬する農民は蠻部君主の下にありて容易に實行し得られたのであらう。たゞし此觀察は固より魏室を中心として考へた所であり、之を漢族自身に就て考ふれば、決して此政策に滿足するものではあるまい。然りと雖、世は既に亂離の間に漂蕩し、武力のみが僅かに生民の安定を保ち得る場

合、魏室が其勢力を强固ならしむる爲めに執つた政策によりて一般の流が指導し行かれねばならぬ。北魏書本紀には魏の王城たる晋陽(太原)を中心とする地方に、中原よりの大規模の徙民策が執られたこと屢述べられて居、且所謂徙民策なる者は、全く官府の强權によつてなされた事情は崔玄伯傳に詳しい。

太宗以郡國豪右、大爲民蠹、乃優詔徵之、民多戀本、而長吏逼遣、於是輕薄少年、因相扇動、所在聚結、西河建興、盜賊並起、守宰討之、不能禁、云々

これ所謂吏民を移すと普通記錄せらるゝものゝ内容であらうが、其際に漢族側の反抗のあつた樣子は之によつて明白なことゝ思ふ。

北魏の初期、田土を主として執られた政策は大要上述の如くであるが、魏室の勢力大體北支那に確立せる世祖拓跋燾の頃より、單に王室を中心とする權力固定の方針以外に一般人民の安定を希圖する廣き意味の土田政策が執らるゝに至つたやうに見える。北魏書本記大延元年十二月の詔の一節に

自今以後、亡匿避難、羈旅他鄕、皆當歸還舊居、……州郡縣不得妄遣吏卒、煩擾民庶、若有發調、縣宰集邑三老、計貲定課、裒多益寡、九品混通、不得從富督貧、避强侵弱、云々

上の文によりて、秦漢以來傳統的な、鄕土に人民を安挿する方法が執らるべきこと、並に課稅課役の場合に、縣の長官が鄕の自治機關と謀つて、人戶の資產を基として其徵收の標準を定め、九等の戶を通じて之が負擔に當らしむべき方針の執られたことを知り得る。この方針は北魏の其後の政策に對して一つの指導方法をなすに至つたと余は考へる。猶別樣の方法は、恭宗拓跋晃の監國の際に執られて居る。

制有司、課畿內之民、使無牛家以人、牛力相貿、墾殖鋤耨、其有牛家、與無牛家一人種田二十二畝、償以私鋤功七畝、如此爲差、至與老小無牛家種田七畝、老小者償以鋤功二畝、皆以五口下貧家爲率、各列家別戶數、所勸種頃畝、明立簿目、所種者、於地首標題姓名、以辨種殖之功、云々

これによれば、官府は畿內の人民に強制し、牛ある家卽富家をして牛無き家卽貧戶に土地を融通せしめ、それより一定の納米を取らしむる者であつて、其根本として現在の貧戶を調査し、之を保護して一定の收入を得せしむることを以て主意とす。故に世祖及恭宗によつて執られた方針を要約すれば、(一)傳統的地著主義による本貫安挿法、(二)資產を計つて課稅する消極的な負擔均平の法、(三)貧家の生活を安定せしむる積極的な方針である。

其外形、其條件の如何を顧みず、主として其本質其意味を尋ねて、上述の三方針が自後魏の王室によつて如何に踏襲し、發展せしめられた乎を考へて見よう。たゞ(二)の資産を計つて課税する消極的負擔均平の法は、第一の方針中にも、第三の方針中にも之を包括し得らるゝので、嚴格に論理的に分析すれば、(一)の傳統主義と(二)の積極强力主義との二型に分かち得るであらう。

北魏の文明は英主孝文帝によりて集大成せられた。隨つて田土の問題も亦此帝によりて集大成せられたと余は考へる。而して上記(一)の傳統主義は太和十年の三長制の施行によりて充分に秩序立てらるゝこととなつた。

三長制の詳細は北魏書食貨志にのつて居る。其施行の年代に就ては食貨志は太和九年均田制實施せられ、十年此制定まるとなつて居、三通とも其說に從つて居る。併し余は別著通史外編に於て均田制は三長制より以後に制定せられた者であることを考定した。猶食貨志は三長制の中に新たに定つた税額をも含ましめて居るが、通典には其部分を魏令として特別に記載して居る。總じて論ずるに北魏書食貨志は極めて杜撰にして恐らく錯簡あるべしと思はれ、むしろ通典によつて考ふ方、事實の眞を得るにちかいやうである。たゞ通典とても其一々の紀年に就て

は愼重に內容を考覈する必要がある。

今先づ三長制實施の動機と、朝廷が此制によりて爲さんと欲した意圖を考ふるに、魏書李冲傳に

舊無三長、惟立宗主督護、所以民多隱冒、五十三家（通鑑作三十家）方爲一戶、李冲以三正治民、所由來遠、於是創三長之制而上之、……傅思益進曰、民俗旣異、險易不同、九品差調、爲日已久、一旦改法、恐成擾亂、太后曰、立三長、則課有常準、賦有恒分、苞蔭之戶可出、僥倖之人可止、云々

卽李冲の初意は、苞蔭の弊を匡すにあり。故に魏書食貨志には魏に三長制なかりし爲めに蔭附多しと云ふ。これ李冲傳意を闡明したる文句である。且所謂蔭附なる者を說明して官役を受けず、豪彊に徵斂せられて公賦よりも倍額の負擔を受けて居る者であると。然らばかゝる蔭附の人民を有する豪彊が相寄つて地方に村落を作り、而して其村落は宗主督護等の名による機關に統べられて居たこと知るべきである。而して文明太后が朝議を裁定して李冲案に同意を表した點は、此制の施行により課に常準あり、賦に恒分あるべきこと、並に苞蔭出づべきことである。之を太和十年の詔に照して考ふれば、特に課賦に標準を附する點を高唱して居る。曰く

自昔以來、諸州戶口、籍貫不實、包藏隱漏、廢公罔私、富彊者兼并有餘、貧弱者餬口不足、賦稅齊等、無輕重之殊、力役同科、無衆寡之別、雖建九品之格、而豐堉之土未融、雖立均輸之楷、而蠶績之鄉無異致、……新爲里黨之法、在所牧守、宜以輸民、使知去煩卽簡之要、（魏書食貨志）

右の詔意によれば、當時實際に於て課稅は貧富によりて次第され居らず、叉力役も人口の多少に應じて課せられず、一言以て掩へば賦役の負擔は不均平の狀態にあつた。併し九品の格も均輸の楷も既に立つて行はれないのであるから、新たに里黨の法を作つたと云ふのである。たゞ「雖建九品之格、而豐堉之土未融」の一句は、文義頗る曖昧である。これを表面的に解すれば、九品の格は主として土地の豐否によつて次第せられるが如きも、事實九品の使ひ方は、貧富によりて次第せられたる家戶を稱すと考へらるゝを以て、それは單に土地の豐否をのみ意味せず。故に「豐堉之土未融」とは九品差等の一部を示すものと解すべし。「均輸の楷」を「蠶績の鄉」云々にて說明せる文句も亦桑土麻土による稅物の別の明かならざるを云ふのであり、均輸の義單にそれのみに限ると見る可からざる者と思はる。兎も角も在來の賦徵法が決して正當に行はれて居ない爲めに、新たに三長制をたてゝ之が改革を試みたわけであるが、而もこの制度に反

對せる傅思益の言葉は「九品差調、爲日已久、一旦改法、恐成擾亂」であつて、九品の差調が已に久しく行はれて居る事實を最注意して居る。故に三長制の中には、苞蔭を出だす政策の外に從來の九品差調法を改定する意圖の含まれて居ると認むべきであらう。

さて三長制とは、周禮鄕黨の法に則り、一家一隣長、五隣一里長、五里一黨長の所謂三長（長後謂正）を置きたるに過ぎず、西晉の時行はれた鄕里制と其性質に於て相似た點あることは之を別著通史外編に於て考定した所である。若しこの制度が確實に行はるゝ場合には、此機關を通じて戶籍が整理せられ、宗主督護等の村落機關が消滅し、蔭附の戶が再び國家の版籍に附するに至るべきである。其制度の形式によりて推定せらるべき改革はそれ迄に留まり、其外別に從來の九品の差調に影響すべき點を考へることが出來ぬに關らず、反對論者は此點を重視するの理由何處にある乎。

傅思益が三長制を以て從來九品の差調を紛擾する者と認めた直接の證據は北魏書食貨志に於て充分說明せられて居るやうに見える。それは此制度の敍述の中に次のやうな課稅條項があるからである。

其民調、一夫一婦帛一匹、粟二石、民年十五以上未娶者、四人出一夫一婦之調、奴任耕婢

任績者、八口當未娶者四、耕牛二十頭、當奴婢八、其麻布之郷、一夫一婦布一匹、下至牛、以此爲降、大率十匹爲工調、二匹爲調外費、三匹爲內外百官俸。

大率以下通典には「十匹中五匹爲公調」とあり、其方文意明瞭である。蓋し此條項によれば一夫一婦を基礎として賦課の率を定め、よつて戸口奴婢の數とを參照して課税するを原則とし、其「大率」以下は公調、調外費、百官俸に分ちて税物支用の途を明瞭ならしめた條項に過ぎぬ。

食貨志は右の條項を以て太和十年三長制中に繋いで居るが、而も同志は亦太和八年初めて百官の祿を制したときの課税の條項を記して

先是天下之戸、以九品混通、戸調帛二匹絮二斤絲一斤粟二十石、又入帛一匹二丈、委之州庫、以供調外之費、至是戸增帛三匹粟二石九斗、以爲官司之祿、後增調外帛滿二匹、所調各隨其土所出。

と。この條項に於て公費、調外費並に官司の祿を規定すること前に三長制中の條項と同じいが、たゞ官司の祿を給する爲めに設定せられた條項は、太和八年に新たに增賦となつたものだと云ふ。而して其以前に存した一戸當の課税額は「混通九官」であつて、貧富九等の戸を平均した税率の如く思はれる。故に班祿中に示さるゝ太和八年の税率條項と三長制中太和十年の同條

項とは、之を調和して理解するに何らの困難がないのであるが、併し事實に就て之を考ふれば、疑問とすべき點を直ちに發見する。

北魏書薛虎子傳に文明太后によつて百官の俸給が新たに給せられ、その爲めに增調の行はれたに反對した意見によれば、徐州地方には僅かな戶口を有する小郡があるから、その一歲の調は帛一匹を超えてはいかぬと云つて居り、又于忠傳に舊制「天下之民、絹布一匹之外、各輸綿麻八兩」とある。何れも綿布一匹、帛一匹を定制と見て居る。殊に薛虎子は百官俸給による增調に反對したのであるから、其固執する帛一匹の制度は太和八年以前の舊制と考へなければならぬ。帛一匹の制度は實に魏書食貨志太和十年三長制中に含まるゝものであるから、食貨志の其部分の記事は明白に誤である。通典は單に之を魏令となし、孝文帝の延興三年には一つにこの令に遵ふべきことを命じたと述べて居る。

一夫一婦帛一匹粟二石の制度は、通典により魏令として延興年間以前に行はれて居た舊制であるとする。然らば食貨志の云ふ太和八年增調以前に行はれた戶調「帛二匹、絮二斤」云々の條項は如何。食貨志、通典共に「先是」なる曖昧な字句によりて其間を糊塗して居るので、太和八年以前に行はれた制度であることだけは明白であるに過ぎぬ。而して延興年間迄は一夫一婦を基

礎として九品を差調するの制が行はれて居たのに、突然太和八年以前の或時機に九品を混通して戸當の稅率による課稅法の行はれたことは如何にしても考へ得難き點ではない乎。

今議論を進むるに當り、「九品混通」と「九品差調」との意味合を明白に規定するを便とする。旣に述べた如く、後魏世祖のとき民の資產を量り、九品を混通して稅賦の均平を期する旨の詔が出て居る。この場合の混通の意味は富と貧とを平均する意味である。この貧富の平均を課稅の上で最合理的に實顯を期する方法は、恐らく差調であらう。通典が魏の舊令として擧げた者はそれに當る。猶通鑑の胡注は、三長制に反對した傅思益の舊來の差調と云ふ文字に就て後魏顯祖の令をあてゝ居る。それは

顯祖命、因民貧富爲三等、輸租之法、等爲三品、上三品輸平城、中輸它州、下輸本州。

と。この文は恐らく魏書食貨志によつたものであらう。通典は此輸租法を莊帝の時に繫いで居る。今何れを正しと判斷するを得ない。併し兎も角も世祖及顯祖の頃、九品を次第して課稅すべき議の強く顯はれて居るに考ふれば、通典が魏令となす九品差調の條項は恐らくこの頃に出來たものと考へて差支あるまい。然るに食貨志太和八年に繫ぐ前述の一條項は、其稅率の之を舊令に比較して餘りに多額に失するより見れば、これは九品を通じて其平均の戸當額を言つた

者と認めなければならぬ。然らば此場合に於ける「混通九品」の意味は、魏の世祖の詔の中にある「九品混通」とは異り、九品差調の課税式に對する混通九品の課税式と云ふべく、蓋し課税制度の一名である。

以上分析した所に基き、食貨志が太和八年に繫ぐ課税條項は實は魏の舊令たる差調法に代つて顯はれた者と考ふるを至當とする。而して若し傅思益が三長制の施行によりて從來の差調法を擾すと論じた點を考へると、彼の條項は恐らく三長制實施によつて生じた者でない乎との疑問が當然起り得ると思ふ。

若しどこ迄も史料に忠實ならんと欲せば、太和八年に百官の班祿が行はれ、九年に均田法が行はれ、十年に三長制が行はれたと承認しなければならぬ。併し之を承認すれば第一に余が通典により魏の舊令とし、其令の出來上つた頃を世祖、顯祖に充てた者の中に明白に税額の使途中百官俸給費が存する。此點に矛盾が生ずる。併し余の考では、たとへ明令あつて百官俸給費を規定して居るとしても、それが必ず實行せられたと見る必要は毫末も存しない。故に此點は實質上の矛盾と見るにあたらぬ。更に太和八年に必ず百官の班祿が行はれたと認むることも亦余に取つては疑問である。その理由の(一)は魏書本紀太和十年十一月卽三長制施行の翌月に州縣

官は戸に依つて俸を給することを定めて居る。然らば百官班錄のことは、太和八年と太和十年との二回に亙つて出來上つたと見なければならぬ。其場合之が爲めに特に設けられた增調は再び變動すべきことゝなるが、かゝる繁雜を敢てすること常識上考へ得られぬ。(二)は高閭の傳によれば淮南王他の俸祿を給するを非難せるに對し、高閭は「置立鄰黨、班宣俸祿」を經久の法とすべしと云つて居る。然らば「班俸祿」と「置鄰黨」とは同時であつて、決して一を太和八年に繫ぎ、他を太和十年に繫ぐべきではない。(三)は三長制を發した時の詔に見ても明に從來の九品差調を非難して居る意味がある。之等の理由により余は混通九品式の稅法を以て必ず三長制施行の際に更定せられた者と思ふ。同時に班祿制が發布せられて、混通九品式稅法の上に特別な百官俸祿に對する增調が行はれた者と思ふ。かく解すれば、既に引用した列傳の各處に散見する箇々の事實が最明白適當に說明し得らるゝのである。

以上考證する所により次の如く概論することが出來る。卽三長制設立の動機は、村落團體を强固にして國家の版籍を維持するにある。其實際上の目的は從來の差調法を改めて新稅法を採用し、三長なる機關を通じて之が徵收に役立たせるにある。其動機は之れ實に傳統的な地著主義の遺意を有し、其實際目的は西晉以來戸數を組合せて徵稅を容易にせんとする新たな試が再

び北魏の時に復活したに過ぎぬと思ふ。

普通均田法の發議者は李安世であると稱せらる、其上奏の一節に

因年儉流移、棄賣田宅、漂居異鄕、事涉數代、三長既立、始返舊墟、廬井荒涼、桑榆改植、事已歷遠、易生假冒、彊宗豪族、肆其侵凌、遠認晉魏之家、近因親舊之驗、年載稍久、鄕老所惑、群證雖多、莫可取據、各附親知、互有長短、兩證徒具、聽者猶疑、爭訟遷延、連紀不判、良疇委而不開、柔桑枯而不採、

と。この文明に「三長已立」と云ふ。故に均田制は三長制の後に出來たこと明白である。其詳は別著通史外編にあり。而して上揭の文によりて知らるゝ點は(一)三長制立ちて流民の還鄕する事實ありしこと、(二)還鄕後故土の有樣全く一變し、昔時の所有地は既に久しく豪族に兼併せられ居ること、(三)之が爲めに訴訟紛起し、其解決に困難を感じしこと等である。之に對して李安世の政策は

今雖桑井難復、宜更均量、審其徑術、令分藝有準、……又所爭之田、宜限年斷、事久難明、悉屬今主、

と、即(一)全く荒廢に歸せる田土は、其經界を定めて均量すること、(二)訴訟の繫爭田土は之を今

主に屬せしむることである。(二)は云ふ迄もなく三長制施行により故土に歸つた人民と現地主との間の問題を解決する爲めの方法であるが、(一)は全く新たなる施設を豫想する者である。

既に述べた如く恭宗拓跋晃は國家の力を以て貧富の間を通融し、互に田土を耕せしめ、其際必ず戸籍と其植ゑる所の頃畝を明記せしめた。之と殆んど同意と見るべき詔が孝文の太和元年三月に出て居る。曰く

去年牛疫死太半、今東作既興、人須肆業、有牛者、加勤於常歲、無牛者、倍傭於餘年、一夫制理四十畝、中男二十畝、無令人有餘力地有遺利。

と。是固より貧人をして富者の土地を賃傭せしむるものに相違なからんも、必ずその頃畝を示して強制の意味を表はして居る。李安世の所謂經界を正して均量するの意は既に明白に表はれて居る。併し更に一歩を進めて荒廢せる田土に此政策を強行するとなれば、官田を設定して之を均分するの法、所謂均田法の實行となるべきこと何等の不思議はない。

均田法の詳細は魏書食貨志にある。大要は還受の規定を受くる露田と、永久所有となる桑田とに分かち、露田は丁男丁婦の受田額を基礎とし、人口の多寡、奴婢、私牛の多少並に土地の良否を參酌して受田率を定めた者である。桑田は世業田であるが、之は賣買を許さるゝことゝ

なつて居る。曰く

令有盈者、無受不還、不足者受種加法、盈者得賣其盈、不足者得買所不足、不得賣其分(法定給付の面積)亦不得買過所定、

と。鄭樵は之によつて、桑田とは元來人戶の所有地であつて、これが分數を法定し、其賣買を認めて自由意志の結果、自然に均給の數に合せしむるものと考へた。又還受法には次の諸條項がある。(一)土廣くして人稀なる處。これには官府より人力を借りて種蒔し、後來住居地あれば、均田の法によりて封授する。(二)地狹き處。この地に於て特に均田制の適用を受けんとするものは、種々の割合にて均田額數を減少して支給せらる。(三)空荒の地に遷らんとする者は之を許す。但し勞を避け逸につくを許さず。(四)其地足る所は、故なくして遷るを得ずと。要之均田法の政策的意味は、空閑無主の田土を官有とし、人民の希望によりて一定の率に隨つて分給し、其際本貫の戶籍に縛らるゝことなく自由の遷徙を許すものであると認む。

以上叙し來つた所により、三長制による版籍の甄別、隨つて漢以來の傳統的な本貫安揷法は、新たに設定せられた均田法と並行して何等の牴觸なきことを知るべきである。太和十四年十二月には次の詔が出て居る。

依準丘井之式、遣使與州郡宣行條制。隱口漏丁、卽聽附實、若朋附豪勢、陵抑孤弱、罪有常刑。

と。丘井式によるものは、固より經界を分ちて均量する均田の制に外あるまい。而して隱口漏丁を土着せしめ、以て豪族の兼併を防ぐは、三長制によりてなさるべき政策であらうと思ふ。

飜つて考ふるに、西晉の占田法規には還受の制を記してない。鄭樵は之を以て史家の疎略に歸して居るが、果して然るか否やは何等斷定すべき材料がない。或は當時官田の意識明瞭ならず、空閑の荒土はその一定數を人民に私有せしめんことを期した者であるかも知れぬ。故に西晉の占田法を以て直ちに魏の均田法の起源に擬するは無理である。魏の均田法の特質は固より還受の限を明記した點に存する。之は其根本を周禮に求めたこと明かで、歷史上にて其實行した跡を求むれば勿論前漢の末の王莽にある。王莽は周禮の空想に走つて失敗した。北魏は之を部分的に實施して恐らく或程度の功を見たであらう。成敗の間に、三國以來絕えざる北支那の內部的動亂と云ふ條件が最有力に働いて居ると考へねばならぬであらう。

北魏には均田制と並行して屯田制も亦採用せられて居る。食貨志に云ふ

別立農官、取州郡戶十分之一、以爲屯民、相水陸之宜、斷頃畝之數、以贓贖雜物、市牛科

給、令其肆力一夫之田、歳責六十斛、甄其正課、并征戍雜役。

と。これ純然たる三國魏に行はれた屯田制度である。志には之を以て太和十二年に繋いで居るが、果して均田制の前であるか後であるかは、今斷定し難い。

以上により北魏に於ては漢末以來絶えず對立の主潮となつて居た傳統主義の維持と官府の强力による新方針とが田土問題に關し、並びに集大成せられたと見て差支あるまい。たゞこゝに一つの問題となるのは、北魏の初、中原の人民を山西地方に移動せしめて、開墾に當らせた政策は、其後如何になつたか明瞭でない。元來三國に初まつた屯田策も、其初起に於ては一種の人役であるが、西晋の頃には既に後世云ふ營戸の如き存在となつたこと、既に述べた。慕容皝より北魏の初に於ける徙民の開墾者は、恐らく一種の營戸であつたに相違あるまい。かゝる王室直屬の戸には、その農田を耕すると、工伎にたづさはるとを問はず、次第に解放せられ行くのは北魏の執り來た方策の順序である。これやがて社會に於ては豪族の蔭附を解放し、その農奴及工伎末作人を極度に制限して、却つて官僚の系統を樹立すると相並んで行はれた所である。故に北魏の初代に於ける農民の營戸も恐らく均田制並に三長制の施行と共に理論上其中に沒入して消解した者と考へて差支あるまい。

三長制並に均田法は北魏の亡後北齊によつて繼紹せられて居る。併し三長制は、官僚系統の樹立と共に次第に其存在の意義を失し、均田法は北齊の下にあつて却つて社會の擾亂を醸したこと通典引用の關東風俗傳に詳かである。これ等の概要は共に別著通史外編に述べたから、今は略に隨ふ。たゞ要するに法制の如何に善美であつても、社會の混亂の存する限りは却つて變じて悪の根元となるに過ぎぬ。唐は府兵の制度によつてよく一般社會の安定を保つた。この安定によりて魏に初まつた均田法が唐に至つて充分なる成果を擧げることを得たのである。故に北魏の孝文治世下に集大成を見た田土に關する各法規は、唐の治世によりて其成果を収めたと考へ得るであらう。

（支那學第六卷第三號昭和七年七月）

附錄　魏の屯田策

王氏玉海屯田門序に云ふ

大抵漢之屯田以兵、唐之屯田以民、歷代或民或兵、蓋不一也。

と。これ屯田する者が漢唐の二代に於て兵民の別あるを云ふものであつて、屯田の性質に古來變化あることを知り得るのである。其變化の緒端が三國の魏に始まると思ふので茲に一論を草する所以である。

屯田策が最古く漢の文帝の時鼂錯の規畫に始まること、並に其實行は宣帝の時趙充國によつて完備したことは一般に疑ひなき所である。今漢の屯田策の性質を理解せん爲めに趙充國傳によりて一應の說明を試みよう。

趙充國は今の甘肅の西部西寧地方を根據として羌族を抑壓した名將であり、其計畫にかゝる屯田策は全く對羌の方針から出て居る。これより先き武帝の積極政策により騎兵隊が頗る重視せられ、主として蠻族攻擊の用に供せられて居るが、併し此種の積極政策を無限に續けること

は單に經費の上からも困難を生ずると云ふので、趙充國は第一に騎兵隊をやめて邊境を消極的に防禦する方針に代へ第二に此防禦法を完備する爲めに屯田策を行ふべしと云ふのである。湟水卽ち大通河の流域には、西寧より以東既に漢の鄕亭が設けられ、溝渠が穿たれ、漢族の殖民地として既に經營に着手されては居たが、而も此殖民地は趙充國駐節の時にありて早くも荒廢に歸せんとする情況にあり、道路橋梁の類も敗壞するもの多かつた。且つ此流域は武帝の時以來經營に着手されたので、未だ漢族の開墾を經ざる土地、並にもと羌族が耕作し、彼等の遠遁後、無住となつた田地が頗る多い。それで先づ此等無住空閑の地に屯田を實行し、それによつて將に衰頽の狀にある一般殖民地をも併せて經營しようと云ふのは充國本來の目的である。而して其方法は現に犯罪によりて戍役に服するもの、特に募に應じて邊地に戍役するもの、及び文武の官吏に私從するもの合計萬二百八十一人を以て要害に屯營せしめ、一般公共事業の經營に當らしむると共に春農田の時期になれば、一人に二十畝を附與して耕作せしめ、かくして武備と田穀とを同時に充實せしめる。尤も四月草生ずる際蠻族侵入の懼があるから、屯田兵の外に郡國及屬國の騎兵によりて之が警備に當らしめようと云ふのである。要するに新殖民地防禦の爲めに派遣せられた戍役を以て耕作に從事せしめるのが、前漢屯田の一般的性質である。

魏の武帝の屯田策を考ふる有力な材料として諸書に引用せらるゝものは魏書の記事である。其大意は漢末の大騷亂によつて所在穀糧窮乏を極めた。此の時權力を保持する方法は一に軍隊の力によるのであるから、これに支給する食糧を獲る計畫は是非とも建てられねばならぬ。茲に於て民を募つて許下に屯田し、州郡には田官を列置して所在に穀を積ましめた。魏武が四方を征伐して運糧の苦勞の無かつたのは全くこの爲めである、云々。之によれば魏武の屯田は(一)民を募集して之に當らしめたこと、(二)州郡に田官を置き其地方々々で積穀せしめたことである。

魏志任峻傳注引の魏武故事によると、屯田策を初めて計畫したのは棗祗であるが、彼の此の計畫には反對者が多かつた。其の論議の起つた點は左の如くである。

當興立屯田、時議者言、當計牛輸穀、佃科以定、施行後、祗白以爲僦牛輸穀、大收不增穀、有水旱災除、大不便、……故軍祭酒侯聲云、科取官牛、爲官田、計如祗議、於官便、於客不便、……祗猶自信、據計畫還、白執分田之術、孤(魏武)乃然之、使爲屯田都尉、施設田業云々。

楊晨の三國會要には之と對比して晉の傅玄の上奏文が引用されて居る。曰く

舊兵持官牛者、官得六分、士得四分、自持私牛者、與官中分、施行來久、衆心安之云々、

以上の材料を綜合して考ふれば、棗祗のたてた屯田策なるものは、民を募集して、これに一定の田地を與へ、農官が主となりて官牛を貸與し、之によりて一定の率の租税を附課し、兼て民に賦與した田地は官の所有地たる形式を取る者であることが知られる。而してかゝる屯民は官兵を以て呼ばるゝのであるが、其の如何なる所に兵と稱せらるゝ性質を持つて居るか充分明かでない。後鄧艾が屯田策を建てた時の上疏文中に「且佃且守」の語がある。守字の意味明瞭を缺くが試みに之を魏志杜襲傳と參照して見よう。

太祖以爲西鄂長、縣濱南境、寇賊縱横、時長吏皆斂民保城郭、不得農業、野荒民困、倉庾空虛、襲自知恩結於民、乃遣老弱、各分散就田業、留丁彊備守、吏民難悅、

湖北南部の小縣に於ては、丁壯を留めて守備に任せざれば以てその地の秩序を保し難き狀態にあつた。かゝる形勢はその程度の差こそあれ、漢末の動亂期に於ては一般に通ずる現象である。又魏志任峻傳に

太祖以峻爲典農中郎將、數年中、所在積粟倉廩皆滿、官渡之戰、太祖使峻典軍器糧運、賊數寇鈔絶糧道、乃使千乘爲一部、十道方行爲複陣、以營衞之、賊不敢近、軍國之饒、起於棗祗而成於峻、

と。この文章の意味明瞭なるが如くにして而も解し難い點が多い。たとへば典農中郎將なる官職は決して全國の農官を統括するものではない。俞正燮の説によれば、典農中郎將は郡守と匹敵し、初め棗祗が任命された屯田都尉は縣令に匹敵し、共に各地方に置かれたものであると（癸巳類稿魏典農說）。然らば一郡の屯田を管理する任峻によりて天下所在に穀糧が積まるゝことの考へ得べくもない。元來魏志本紀によれば、屯田策の實行されたのは建安元年であり、恰も曹操が漢帝を許都に擁立した後間もなくの時期である。その命令は恐らく漢帝の詔勅の形式で以て發布せられて居るであらうが、併し事實は許の地方にのみ行はれたに相違なく、任峻が典農中郎將となつたのも勿論許の地方のみを管轄したものと察せられる。かく解する時は、許の屯田によつて得たる積穀は實に袁紹と對峙する全軍に支給する兵糧の源であつて、而もこれを運搬するに當り屯田者自らを部伍に分かち、軍營の法を整へしめたものと解釋すべきものであらう。之を綜合して考ふれば、魏の屯田は民を募りて、之をして、擬制による官田を耕せしめ、之に守備運糧等の義務を負擔せしめ、更にその義務を遂行する爲めに之を軍隊の部營の制によつて拘束したものであらう。

農官は既に州縣官と並存して居るのであるから、農官の管理する部分はもと民の土着者なき

地方を選んだと一般に解して差支へないであらう。中には反對者を斃すことによつて得た土地もあるであらう。兎も角も北支那の内部に官田を設定し、官牛を貸與して屯兵たらしめることは、既にその政策實行の始めに當つて官に便、客に不便と云ふ非難のあつた如く、人民の自由を拘束する制度たることと言ふ迄もなく、又屯民を募集する際に强壓の行はれたことは魏志袁渙傳によつて明了である。

爲沛南都尉、異時新募民開屯田　民不樂、多逃亡、渙白太祖曰、夫民安土重遷、不可卒變、易以順行、難以逆動、宜順其意、樂之者乃取、不欲者勿彊、太祖從之、

と。之によれば魏の屯田策なるものは其の始より常に不評判なものである。併し魏は北支那を統一した後に於てもその人口は合して漢代の一郡にも足らずと稱せられて居る。故に大半の人口は流徙し乃至は地方豪族の下に兼併せられて居たに相違ない。かゝる時に於て中央の收入に確實な財源を與ふるには、魏の執つた如き屯田策も亦權宜の妙法であらう。

魏の屯田者には幾分兵たるの性質が含まれて居る。故に屯田者の中には時に叛亂を企つる者が居る。魏志趙儼傳に屯田客呂並の叛亂のことが記されて居る。又魏志梁習傳には彼は冀州西部都督となり、屯田都尉二人を置き、客六百夫を領せしめんことを乞ふたとある。即ち屯客の

數も豫め一定したことが知られる。當時地方の軍官には部曲あり、農官に屯客あると正に相似、而して前者は財を靡し、後者は穀を積む、この點正に相反するものである。たゞ併し太祖の時、魏の威令猶ほ充分北支那に確立したと云ひ得ないであらうから、屯客が兵たるの性質は多分に含まれたであらうが、やがて魏の帝位も定まり、北支那に兎も角も統一が回復するやうになれば、魏初の積穀政策にいつしか弛みを生じ、むしろ典農官中には屯客を利用して種々の末作に從事せしめ以て財利をはかるに急であつたこと魏志司馬芝傳に見えて居る。今侖氏により て典農官の所在地を述ぶれば、長安、河内、原武、潁川、宏農、河東、魏郡、蘄春、洛陽、睢陽、宜陽、義陽、列人、廣陵の諸郡である。而して氏の說によれば、魏の蜀吳と境を接する地方の屯田は將軍を以て之を管領せしめ、其の他は地方官と獨立した典農官によりて統轄せしめ、民兵の區別が此點に存すると云つて居るが、これは形式的分析の過失であると考へる。むしろ魏の屯田には初より幾分の兵制的要素が加はつて居ると考ふべく、後に統一の完整と共に兵制的要素が不用となり、遂には末作にさへ從事せしめらるゝに至つたのであらう。この事は豪族の下に使役せらるゝ佃客が一變して、部曲と呼ばるゝ場合には多分に兵制的な意味をもつと同一であらう。鄧艾が江南を征伐する爲め淮南に屯田を行つた。その年月は明白でないが、

正始二年以前であつたことは本傳によつて明白である。正始二年に毋邱儉、文欽等が司馬氏を彈劾して謀反した。其の表の中に「募取屯田、加貝復賞」と云つて居る。その前後の意味から推察すれば、司馬氏が邊境の臣を抑へる爲めに中央集權を企て、之によつて魏の舊法を改め自己に便するを攻擊した一項に屯田募取の政策が力說せられて居るのであるから、曹操がその初、許に屯田して四方征伐の策源となした政策は再び鄧艾に立てられ、司馬懿に採用せられた結果、一は以て直接に邊境の强臣を脅し、やがては平吳の準備ともなるのであらう。然るに晉の司馬炎が其の名聲を博せんが爲めに取つた政策の一として屯田を廢し、農官を改めて純粹な地方官たらしむる命令を發した。魏志本紀は之を咸熙元年に繫いで居る。俞正燮は、魏晉の際に於て猶ほ農官の存在する事實によりて此の命令は恐らく蜀と境する地方の屯田にのみ適用せられた者であらうと考へて居るが、その說容易に信憑し難い。何となれば魏志には明白に「罷屯田官、以均征役」と記して居るから、これを特に一地方にのみ限定すれば「均征役」の意味を了解することが出來ぬ。元來司馬炎は吳を平げて天下を統一した後、全國の武備を撤去する詔並に戶調式、授田法等の形式其の者に於て重要な詔を出して居る。併し武備撤去令や授田法が實際に行はれなかつたことは明白な事實であつて、通じて論ずれば西晉の一代は學者その理論を

以て作り上げた法令を、天子直ちに之を發布し、以て輿論の聲望を得、實行の如何を顧みざる點が多い。これを後世への影響に於て考ふれば勿論深甚の注意を拂ふべき價値を有するも、其の時代に取つて察すれば必しも多く言ふに足らぬ。余をして推察せしむれば、若し授田法が完備するに於ては屯田法は當然不用に歸すべきである。然らざれば唐制に於て見るが如く、僅かに軍鎭、官府を養ふ意味に於て均田法と並存し得る。併し晉が授田法を机上で作り上げたのは、正に屯田法を廢した其の代りの役目を演じたのではあるまいか。併し實際は屯田法は曾つて消滅せず、むしろ其の後次第に軍費捻出の機關として利用せられ、軍隊なる一固定團體の出顯するに及んでは、單にこれを養ふ附屬の人民と云ふ貌に推移する傾向にある。

（支那學第五卷第二號昭和四年六月）

下編

第一章　九品中正考

支那に於て、少くとも儒學が一尊に定まつた漢以後、天下萬民の福利を保護し增進せしむべき政治の方法として、士農工商の階級を明かに定むべきこと一般の定論となつて居る。固より立法、司法、行政、などの區別なき支那の政治論に於ては、士即治める階級は直ちに天下萬民の休戚に關する責任を負はねばならぬ。故に士たるの資格を或る特定の人に與ふるの方法は、支那の學者に重大なる問題となるのである。漢の學者は學校によりて資格を與ふる方法と、選擧によりて資格を與ふる方法との二つを考へ出したのであるが、此二つは後漢に至つては互ひに關連して運用せらるるやうになつた。併し今は單に、選擧による方法のみを考ふるならば、兩漢を通じて一般的に行はれたのは鄉擧里選の法であり、降つて隋唐より進士の法となり、其間をつなぐのは茲に余の主題とする九品中正制度そのものである。唯茲には其時代を魏西晉の間に限定するであらう。

魏志陳羣傳には「制九品官人之法、羣所建也」とある。然るに魏紀其他に於ても陳壽は此法に關して一言の記述もない。却つて夏侯玄傳に於て、彼は九品中正の制度を攻擊した文章を詳かに載せて居る。一體陳壽その人は中正から淸議に違反せし行動ありとせられて失脚した人であるから、或は此制度に對して價値を認めて居なかつたのかも知れぬ。兎に角正史に詳しき記載の缺けて居るのは、此制度を考へる上に於て不便なるを免がれぬ。

唐の杜祐は通典に於て、此制度の創始を延康元年に繫いで居る。固より基く所あるに相違なく、後世の史家皆これを祖述して居る。然るに何故に此制度を必要し、又その內容は如何なるものであつたか。杜祐は二樣の記載をなして居る。

吏部尙書陳羣。以天朝選用。不盡人才。乃立九品官人之法。州郡皆置中正。以定其選。擇州郡之賢有鑒識者爲之。區別人物。第其高下。（選舉典）

初因後漢建安中。天下興兵。衣冠士族。多離於本土。欲徵源流。遽難委悉。魏氏革命。州郡縣俱置大小中正。各以本處人任諸府公卿及臺省郎吏有德才盛者爲之。區別所管人物。定九等。其有言行修著。則升進之。或以五升四。以六升五。儻或道義虧闕。則降下之。或自五退六。自六退七矣。（同上）

右の二つの引用文を少しく吟味すると、多少の相異が直ちに發見せらるゝ。第一の文に於ては制度設定の理由は「天朝選用、不盡人才」の點に存し、第二に於ては「衣冠士族、多離於本土、欲徵源流、遽難委悉」に在る。又制度の內容に於ても第一の「州郡皆置中正」といへば、當時州郡と云ふ行政區劃に隨つてそれぞれ中正の官を置いたが如く解せらるゝが、第二文の本處人中央の官吏たるものを以て所管の人物を區別すると云ふ所謂所管とは、前後の關係から見ると矢張行政區劃と一致するやうに解せらるゝが、事實の指す所は、或は多少の相異がありはせぬかと思ふ。

一體杜祐の前二文の中、第二の制度創設の理由を述べた部分は西晉衞瓘の武帝に上つた上疏中の文意によつたものである。其文に

魏氏承顚覆之運。起喪亂之後。人士流移。考詳無地。故立九品之制。粗具一時選用之本耳。(晉書本傳)

と。然るに第一の文全部を杜祐は再び職官典州佐の條に記して居る。これを以て考へると第一の文は恐らくは三國時代の法制を記した書物から採錄したと考ふべきであつて最も信ずべき史料に基いたものである。而して第二の文は恐らく杜祐自身の研究になつたものであつて、その

故に彼は細字を以て注釋の體を取つて典中に挿入して居るのである。宋の王應麟は杜祐の上引の二文を基として左の如く記して居る。

尙書陳羣以爲天朝選用。不盡人材。乃立九品官人之法。州郡皆置中正。以定其選。擇州郡之賢有識鑒者爲之。區別人物。第其高下。初陳羣以吏部不能審覈天下士。故令郡國各置中正。州郡大中正。皆取本土之任朝廷官德充才盛者爲之。便詮等級。以爲九品。有言行修著。則升之。道義虧缺。則降之。吏部憑之以補授。

と。王氏の記述は、通典の疑を去り、繁を削り尤も要點を捕捉したものと稱すべきである。今王氏の記述によりて此制度を考へるならば、其目的は(一)天下の人材を甄別して有力な官吏を任用する素地を作ること。其内容は(二)地方出身の朝官を中正として之にその地方の人材を等級を附して甄別せしむることであつて、其等級は九段に分かたれたから九品の名稱が制度につけられたのであらう。故に中正の性質及九等の品級が此制度を考ふる上に於て殊に注意を拂ふ必要がある。

通典には史記に陳勝が朱房を以て中正としたと云ふ事實を以て中正の遠い起源として居るが、たゞ兩漢閒なしと斷はつて居る。併しこれは果して簡單に杜氏の如く片付け得べきである

か否や。

兩漢時代を通じて中央政府むしろ天子から勅令を以て地方の大官に對し賢良方正の人士を中央に擧げよと云ふことが屢ある。この場合の方正は科目の名であつて、此科によつて選擧せられた人士は非常な名譽を荷ひ、恰も後世の博學鴻詞などと匹敵すべきものである。今其名稱の點から臆斷すると、方正とは德行の著聞する人士に與へらるゝ資格であらうと思ふ。然るに魏志崔琰傳には

年二十三。鄕移爲正。

續漢書孔融傳(裴注引)に

(張)儉以中正爲中常侍侯覽所忿疾。覽爲刊章。下州郡捕儉。又

(融)承黃巾破殘之後。修復城邑。崇學校。設庠序。擧賢才。顯儒士。以彭璆爲方正。邴原爲有道。王脩爲孝廉。

右の第一の文は鄕より地方の大吏に移文して崔を正としたと云ふ意味であらう。第二の中正なる語はこれを其人の德行とも解せられ、又名譽職とも解せらるゝが、後漢書孔融傳は全部續漢書により乍ら恰も中正の字丈を採つて居ない。若し德行とすれば范曄はなぜ此二字を削つて

正邪の區別を明かならしめざりしか。余輩はむしろ地方職でなかつたかと思ふ。第三の文は明白に地方官が地方の名望家に名職を與へて地方秩序の整理に任じたのである。以上の三文は皆後漢末期の史料である。故にこれ等から綜合して判斷すると、後漢末中央の統制力が衰へた爲め、地方は郡の大吏と名望家との結托によりて其秩序の維持を保ち、玆に正、中正、方正などの德行を表はす一種の職名が顯はれたのではなからうか。通典によれば吳に大公平の職があつたと云ふ。これも中正と同じく德行を顯はす文字である。兎に角兩漢にて選擧の科目を表はす方正の文字が、後漢末期に於ては地方の職名にも使用せられたと云ふことは明白である。

又品級を九等に分かつことは、陳羣立法の時の創意によるか否や。玉海選擧條に孫楚の說を引き、班固が人物表に於て往代の賢智を九等に分けたその法によりて、陳羣が編み出したのだとする。併し玆に一考すべきは通典官職典によると、百官の等級を九品に分定することは魏から始まつて居るとすることであつて、百官を九等に分かつことゝ人物を九等に品題することゝ何れが果して前後なりやの問題である。之に就て的確なる判斷を下し得べき史料は現存して居ない。玉海には魏晉官品令なるものあり又禁防御史第七品なるものあり、魏時代に既に官品の等差あつたこと丈は確かであるが、さればとて果して魏の全盛期卽武、文、明の三代間に成法と

なつたか否やは疑問であつて余はむしろ人物を九等に次第する法先づ存し、それが次第に擴張せられて官階にまでも應用せらるゝに至つたのでなからうかと思ふ。若しこの臆斷を前提として九品法の擴張を考ふると、事實上の説明は困難なくつき得ることを見るのである。故に九等法は孫楚の説によりて班固の甄別法を採用し、陳羣が之によりて法を立てたものであると解する。併しこれは單に名義上の解釋であつて、人物品題の制度その者が、如何なる事情によつて起つたかに就ての説明とはならない。王鳴盛が十七史商榷に於て左の如く論じて居る。

大約漢末名士。互相品題。遂成風氣。於時用人。率多采之。魏武已恨之。……操以邪見。欲破格用人。心術不正可知。然清議不爲衰止。是以何夔傳。夔言於太祖曰。軍興以來。制度草創。用人未詳其本。各引其類。自今所用。必先核之鄉閭。夔蓋目睹操之以權道。破格用人。流弊不小。故請使用人參取鄉評也。其後文帝卽位之初。而陳羣始制九品官人之法。

と。王氏の解釋によれば、漢末名士の間に人物を品題するの風あり。官人多くこの品題の結果より出づ。魏武之に對の政策を取り、破格人を用ゐしにより時の有識者これを是とせず、遂に文帝の時に至りて又漢末の風によりて新たに九品中正の制を設けたのであると。漢末人物を品題する習慣が、やがて九品を以て人物を甄別する法に進展すると云ふ王氏の考へ方は、余輩は

正當な判斷であることを承認するものである。併し乍ら新たに中正なる職を設けたと云ふことを單に魏武の破格用人の反動にのみ歸せしむることは果して如何にや。

一體漢代に行はれた鄕擧里選の法は、それが最も正當に行はるゝ場合に當つては、官吏たるの資格は地方の大官たる郡守と地方の名望家との合意の結果與へらるゝものであつて、勿論明了なる立法によりて地方人にその權利が保證せられてゐないにしても、朧ろげなる習慣として民意尊重の意味を其の中に汲み取ることが出來るのである。然るに中央の官僚が此の習慣を無視する行動に出づる場合、地方人は單に朋黨によりて中央の行動を牽制する外、何ら立法上に於て中央に反對する權能がない。後漢末期の人物を品題して其の黨を官たらしむる風は實にかゝる事情から產れ出たものである。後漢の王室が次第にその威力を減少するや、余が前に已に推定した如く、地方はその大吏たる郡守と地方の名望家との合治と云ふ狀態になつた。この勢をそのまゝ利導して一般的秩序を招致するか、乃至は自己の威力を以てこの勢を壓倒して天下の治平を期するかは、帝王の權力を行使する曹操その人の政略に歸する。曹操は實に後者を擇んだ。これ實に當時の名望大官から非難せらるゝ所以である。故に彼等は其の位地を保つ爲めには是非とも曹操の用人法に制御を加へねばならぬのであらう。其の點からして鄕評によつて

官吏の資格を與へる舊來のやり方に復歸せしめようとなした點を充分に看取しなければならぬが、併し新たに生れた中正の制度は人物選定の權を中央の顯官に委したのであつて、この點は古の鄕擧里選の法とは全然その意味を異にして居ると云はねばならぬ。若し王室と云ふ點を度外視して單に中央と地方との權限關係を考察するならば、此の法の施行の結果當然從來習慣として認められた地方人並に地方の大守の權が中央の顯官の手に收められたと解さねばならぬ。中正制度の歷史的意味は實に此點に存するのである。

余は中正に對して官と云はずして皆之を職と呼んだのはその初めて設置せられた當時は、むしろ官と云ふことを得ない性質であつたからである。夏候玄の上疏中にも中正を以て官名に居らずと明言して居るのである。隨つて中正の魏初に行はれた形式は猶ほ頗る漢の鄕擧里選と相似たものがある。三國志裴注引く所の魏略吉茂傳に

先時國家始制九品。各使諸郡選置中正。差叙自公卿以下至于郎吏。功德材行所任。……而琰子嘉。仕歷諸縣。亦復爲通人。嘉時還爲散騎郎。馮翊郡移嘉爲中正。

又時苗傳に

還爲太官令。領其郡中正。定九品。

と。前文によりて中正は猶ほ郡より中央に移文して任せしを見るべく、又、王嘉の官散騎郎、時苗の官太官令はその品階分明ではないが先づ六七品級に分類せらるべきものゝやうである。故にその差叙した所の品狀なるものが果して臺閣が官を採用する唯一の標準であつたとは信じ難いのである。中正の權が俄かに重くなつたのは晉の宣帝卽ち司馬懿の時からであつて、通典には宣帝大中正を加置す。故に大小中正あり。用人甚重しとあり、又干寶を引いて宣帝九品を除し、大中正を置くとある。畢竟中正に重權を附與したのは司馬氏の政策であつて、或は彼は當時の勢家に重權を與ふるによりて其の心を收攬し得たのかも知れぬ。夏候玄は當時の中正制度の弊害を述べて

天臺縣遠。衆所絕意。所得至者。更在側近。孰不脩飾以要所求。所求有路。則脩己家門者。己不如自達於鄉黨矣。自達鄉黨者。已不如自求之於州邦矣。苟開之有路。而患其飾眞離本。雖復嚴責中正以刑罰。猶無益也。

と。蓋しこの時中正のなす品狀は直ちに臺閣が任官の際の標準となつたものであつて、此の故に夏候玄は嚴に中正の職能を鄉評の次第を附するに留め、其の品狀は只官吏採用の際の參考たるに止め、任官の責を全部官僚の手によつて遂行しようとするのである。而して彼の意見は恐

らく魏初の運用に復歸せしめようと期したのであつて彼素より司馬氏のやり方に不平を抱く人であるを見逃してはならぬ。

晋の中正法はやゝ明了である。武紀咸熙二年令に

令諸郡中正。以六條擧淹滯。一曰忠恪匪躬。二曰孝敬盡禮。三曰友于兄弟。四曰潔身勞謙。五曰信義可復。六曰學以爲己。

右は人物甄別の標準であつて個人の徳行を重んじて居る點が明了である。魏略王嘉が吉茂を品した狀には「徳優能少」と。今此の標準と比較すれば一は徳行に重をおき他は才能をも斟酌するから、其の間に徑庭の存することと明かである。

通典引の劉毅の上奏中に「吏部選用。猶下中正。問人事所在、父祖位狀」と。これによれば吏部官を任ずる際必ず中正に其爲人及家系を調査せしめしことを知るのである。故に晋時の中正は官吏を任ずる上に據らざる可からざる職務を行使するのであつて、通典引く所の晋令に

大小中正。爲内官者。聽月三會議。上東門外。設幔陳席。

と。これを見れば中正は殆んど一官僚を組織して居ると見らるゝのである。猶ほ家系の調査は此の制度の一特色である。

晉の武帝が天下を一統した時は恰も一代の制度を確立すべき機會である。衞瓘、李重、劉毅等は皆九品中正の制度反對論を試みた。劉毅の意見中に左の一句がある。

陛下置中正。委以一國之重。而無賞罰之防。禁絕訟訴。杜一國之口。培一人之勢。

と。一國とは一州を指し、その中正はこれを州都と稱する。郡縣に大小中正あり。其の上に州の都正あり。用人益〻重く權愈〻高く、而も其の正當の官に非ざる遺意を殘して責任に對應する賞罰の法がない。劉毅も論ずる如く一人の身を以て一州の人材を盡く甄別することは到底不可能事である。然るに此の時一州衣冠の族は流移して或は吳にあり蜀にある。或は本貫を離れて他州にある。これ等の人物を總て品狀せねばならぬとすれば、むしろ私的關係をたどりて裁量すると云ふ傾向になるのが自然であつて、賄賂の公行も其の結果の一となり勝ちなことも當然の成行であり遂には「上品無寒門。下品無世族。」に至るべき筈である。畢竟劉毅の看破した如く、漢に行はれた一種の自治制卽ち鄕老が人物の行狀を紀する風全く失し、又材によりて能を考へる考課の法も行はれなくなり、而も中正は官吏として正當なる賞罰を課せられず、全く家門の德義によりて僅かに政治上の秩序が維持せられねばならぬ狀態となつたのである。玉海引の宋書の記事中に

凡厥衣冠。莫非二品。自此以還。遂成卑庶。周漢之道。以智役愚。魏晉以來。以貴役賤。と。この事情は少くとも晉以來の成行である。二品と云ふ言葉は當時尤も名譽な稱呼であつて二品の精たることが中正の威重を顯はすに用ゐられる。玉海によれば燕國の中正劉沈なるもの霍原を寒素に拔擢した。これは太康の勅令に從つたものである。然るに司徒府が之に從はぬ。李重は之に對する上奏中に

蓋以二品繫資。或失廉退之士。故開寒素。以明尙德之擧。

と。併も霍原は遂に二品によりて擧げられたのである。故にたとへ寒素科が開かれたとしても、二品より擧げらるゝことを以て名譽としたのである。畢竟家門の品位、個人の德行が相伴へる關係にあつて、當時寒微の人材が如何に此の制度の下に苦しんだかは晉書文苑傳にある王沈の釋時論に詳かである。

晉初九品中正制度に反對せし議論は二點に要約することを得。(一)夏候玄說を基として中正の職を鄕評を次第するに留め、其の九等の品狀を單なる官聽の參考たらしめること。(二)此の制度の起源を地方姓族流徙の結果なりと考へ、其の姓族をも含めて品狀すべき當時の大中正、州郡の職務の廣汎なるを憂ひ、總て土斷を以て人物を甄別し、九品中正の職を撤廢し、古の鄕

擧里選に復歸せしむること。(一)說は劉毅の主とする所で、(二)說は衞瓘、李重の主とする所である。二說とも其の議論の根據は、漢代に行はれた民意尊重を意味する自治の風が、九品中正制度によりて破壞せられ、人材採用の範圍が權門勢家の一部に局限せられたことを憂ふるのであるが、劉毅にありてはむしろ該制度が政治の運用を紊す點に最も痛心したやうである。彼は當時の實狀を述べて

今重其任。而輕其人。所立品格。還訪刁攸。攸非州里之所歸。非職分之所置。今訪之歸正于所不服。以長讒構之源。以生乖爭之兆。似非立都之本旨。理俗之深防也。主者既善刁攸。攸之所下而復還以二千石。已有數人。劉良上攸之所下。石公罪攸之所行。駮違之論。橫于州里。嫌讎之隙。結于大臣。

晉書刁協傳によれば刁氏渤海饒安人。攸は太常博士本郡の大中正とある。劉良恐くは郡の太守であらう。石公は石鑒であらう。靑州樂陵人。或は時に州都であつたかも知れぬ。州都でなくとも光祿勳の官となつた人であるから、中央にありて刁攸の品狀を非駮する職權を有して居たかも知れぬ。兎に角人物は州都、大中正、太守、地方出身の高官との間に分選せられて其の間に劃一な綱紀がなく紛亂して居た狀況が明白である。若し家系の高下が社會から絕對的に承

認を受くるやうになれば政治社會的の秩序が自然に一定して南朝に見るやうな比較的安靜の狀態に到着し得るかも知れぬが、西晉一代は猶ほ漢制の影響根強く、玆に社會的紛亂の禍根が存在して居るのである。かゝる事情に當つて劉毅の如きは單に中正の權能を縮少しようとするのであるが、これは勿論行はれ得べきではない。むしろ土斷の法によりて漢の鄕擧里選に復歸せしめようとする(二)說は議論として遙かに徹底した考である。併し晉の武帝は正當な議論を行使するの氣魄も勢威をも所有して居ない。西晉は只勢族相互の軋轢の波中に溺沒すべき運命を必然に擔つて居ると云ふことが出來るであらう。

余は最後に此の制度と關聯して考課法に就き一言しよう。漢に於て京房の考課法なるものは官の職責に對する實效の多少によりて官吏に賞罰を課する方法であつて大體兩漢を通じて行はれた。これは官廳組織の整つた證據と考へてよい。魏明帝の時この問題が當時の大臣によりて烈しく議論せられたが結局治人ありて治法なしの結論に達した。それで劉劭が折角作つた都官考課法も行はれずに終つた。晉の杜預の考課法なるものは頗る簡易で殆んど法として認め難いに關らず、それすら行はれなく、總て勢族薦擧のまゝに何らの制裁なく行はれつゝあつた。故に上に强制すべき實力者なき限りは政治社會は勢族者の意のまゝとなるのは勢である。傅子云

ふ

昔仲尼既沒。仲尼之徒。追論夫子之言。謂之論語。其後鄒之君子孟子與。擬其體著七編。謂之孟子。魏司空陳羣。始立九品之制。置中正。平人材之高下。各爲輩目。州置州都而總其義。

と。これによりて陳羣の法の尊ばれしことを見るべく又此の語は以て勢族一般の思想を道破したものと云ふべきであらう。

（支那學第三卷第三號大正十一年十二月）

附錄　北魏に於ける中正制度

西晉に於て發達した中正制度は、西晉覆沒の後、北支那は五胡の擾亂に惱める間、果して仍然として行はれて居たか否かは明證がない。併しやがて北魏の勢力が中原に及び、其北支統一が次第に進むにつれて、此制度も亦漸次復活せらるゝに至つた。其經過と其復活せられた制度の歷史的意味に就て一應の研究を試みやうと思ふ。尤も余の取つた材料は曾て北魏書通讀の際に劄記せるものであるから、或は其間に遺漏なきを保し難い。たゞ大要に於ては之を失ふことなきを信ずる者である。

北魏が初めて中原に乘出したのは、太祖拓跋珪の慕容燕を亡し、直隸平野を其手に收めた時にある。其當時大中正なる名は既に李先傳に見えて居る。

遷博士定州大中正。

と。定州は今日の直隸定州である。當時中山郡盧奴縣を其治所とする。李先傳には彼を以て中山盧奴人となして居るが、彼自身太祖に言つた所では、もとは趙郡平棘(直隸河間府)人である。而し

て其後高祖孝文以後引續き定州大中正となつた李式、李秀林（倶附于李順傳）李宣（李靈傳）は趙郡平棘乃至は趙郡人とあり、たゞ甄琛は中山無極人を以て崔孝芬は博陵人を以て共に定州大中正となつて居る。趙郡の南に河間郡があり、通典によれば北魏孝文帝のときに瀛州がそこに分置せられたとある（卷百七十八州郡典八）。併し孝文帝以后に於ても趙郡の李氏が仍然定州大中正となつて居るから、趙郡は中山博陵と共に定州管内であつたに相違ない。猶通典によれば、趙郡は肅宗孝明帝のとき殷州の新たに設けられて居るから、それ以后は既に定州の管轄ではなく、且武定の際に成つた魏書地形志には定州の名がない。要するに北魏一代の間州名の改廢常なく、之を一々考訂することと其勞徒らに多くして得る所少なきを以て、茲に其大要を著し、以下總て之を略しやうと思ふ。兎も角も定州大中正は太祖以來大體趙郡を本貫とする李姓一族に襲用せられたことが明白である。

初めて北支の統一を完成した世祖拓跋燾の時に中正の名の顯はるる者二あり。穆崇傳に高祖曰く

世祖時、崔浩爲冀州中正、長孫嵩爲司州中正、可謂得人、

と。崔浩は清河人である。猶清河東武城に居た崔逞の流である崔休、崔隆宗（崔逞附傳）等皆冀州の

大中正となり、別に封懿の子孫封回は渤海脩人であるが同じく冀州の大中正となつて居る。蓋し冀州の中正は清河郡の崔族、渤海郡の封族の任地であつたのであらう。猶崔浩が冀州大中正となつたこと、其本傳に見えないから、列傳に明記なき大中正が數多かつたことは想像し得るであらう。

又上引の文により長孫嵩が世祖の時司州の中正となつたこと疑ないが、所謂司州とは果して何れの地點を指すかは究明を要する。北魏書は長孫嵩傳を闕いて居るので、試みに北史の文によると、

歷司徒相州史、太武卽位、進爵北平王司州中正。

とある。魏書地形志には司州鄴城を治むとあり、又此傳には相州の刺史となり、司州中正となつたとあるから、一見司州は相州鄴城を指すやうであるが、併し當時の司州は北魏の都たる代都を云ふに相違ない。蓋し司州は王都に置かるるを常とし、孝文の洛邑に遷都後司州此地に置かれ、高歡鄴城に東魏を立てて司州も亦隨つて移る。地形志は卽鄴城の司州たる時に成る者である。而して司州の中正たる長孫氏はもとより魏室と因緣深き鮮卑の一部であるから、漢族の名家が各州の中正たると相對し、蠻族の名家が王城に寄治する司州の中正たること、亦漢族制

度の蠻族に移入せるものと認むべきであらう。

高祖孝文帝の時に至り、漢化政策が採用せられ、北魏の統治は其完成の域に達した。中正制度も亦帝によりて鋭意復活せられた如くである。崔挺傳に

諸州中正、本在論人、高祖將辨天下氏族、仍亦訪定、乃遙授本州大中正。

と。蓋し高祖は氏族分定策を實行せん爲め、諸州の中正を任命せしこと知るべきであらう。穆崇附傳に

于時復置司州、高祖曰、司州始立、未有寮吏、須立中正、以定選擧、

と。これ洛邑に遷都して始めて司州を其地にたて、寮吏を選定せん爲めに先づ中正を設くべきを表はすものであつて、此時司州の中正となつたのは穆亮にて代人として記錄せらるる鮮卑種人である。猶遷都後、北魏の舊都代郎大同は改まつて恒州となり、この地には高祖の時より代人于忠及その子孫が恒州大中正を襲承して居る。

又叙述やゝ枝葉に入るも、上引崔挺傳、彼を以て本州中正に遙授したとある。所謂本州とは何の地を指すかを考へよう。崔挺は博陵安平人とある。大約現今の直隷南部安平縣地方である。彼の一子は後に定州大中正となつて居るにより、定めて博陵郡を以て定州の管下となして

も差支あるまい。

定州、冀州、司州の三州の中正が、最多く史傳に記載あり、隨つて此三州の中正は恐らく世上に最注目せられたのであらうと思はれる。其他史に見ゆる者、隴西人李韶は秦州大中正となつて居る。其任命は高祖以前にあり、秦州は恐らく陝西鳳翔を指すと考へらるるを以て、此地方の中正には隴西の名族李氏の任命せられたものであらう。而して高祖の時并州の中正には太原の名族郭氏之に當り、又新立の瀛州には河間の邢氏之に任ぜられたが如くである。

今山東濟南府には北魏の時齊州を置く。其建置の年代明かでない。齊州大中正の名、東淸河鄃人（楊國在于淄水上流）の崔光に始まり、崔鴻、崔子玄相次で襲承して居る。又濟州あり、今の山東東阿縣の北、當時黃河南岸の要地碻磝城に治所ありとして知らるるが、其州の建置年代詳かでない。通典には隋代初めて設置せられたと記するも（卷一百八十州郡典十）もとより誤りである。此州に中正たる者、淸河人房亮、房詮がある。蓋し淸河の冀州管理を離れて後に此州の出現した者に相異ない。又世宗の時北魏の疆域著しく南に發展した。よつて劉氏一家が徐州の大中正となり（劉芳傳）、夏侯道遷は南兗州の大中正となり、裴氏並に王肅は楊州の大中正となつた。楊州は壽春にあり、南朝より得たる所で、この州の中正たる裴氏は本貫河東聞喜の人、王肅は琅琊臨沂

人であつて、他州人の中正となるは、恐らく中正制度の一變態と見るべきであらう。

蠻族を以て中正たる者、司州及恒州の旣に述べたる外に涼州の大中正として禿髮氏の裔源懷あり、其子孫源玄諒亦魏末に涼州中正となつて居る。營州（和龍城今朝陽府）中正には宇文の族宇文福の名見え、もと赫連氏の故城統萬鎭は高祖太和十一年夏州を置き（魏書地形志）北魏末に爾朱天穆夏州大中正となつて居る。肆州（山西沂州）中正には爾朱世隆あり、而して高祖太和年間秦州より分置せられた華州には（魏書地形志）蜀邊蠻酋の裔たる薛鳳が、高祖遷都の後新たに華州河西郡に着籍して此州の中正となり、魏末には恒農華陰人楊儉華州中正となつて居る。時には二州の中正を兼ぬる例あり。渤海人高祐は高祖の時かつて冀靑二州中正となる。併し後には冀州大中正と定まつたやうである。

以上列記した所、必ずしも魏書に載れる中正の全部を擧げたのではない。蓋し大要を知るに止めた。而して上の叙述によりて次の推定は下し得らるると思ふ。乃大體高祖以前に顯はるゝ中正は、たとへば定州の李族、冀州の崔族、秦州の李族の如き、西晉以來五胡擾亂の際に於て地方に勢力を占め其家系を維持し來つた一流名族に與へられた者と思はれる。高祖が復古政策を取るに當り、固より其家系を重視したるに相違なきも併せて其人を論じ、中正の任を重視せ

しにより、之に當るものも亦自然新らしい家系の入り込むだ事實を承認出來る。世宗以後中正と之が任に當る人物との間には必しも地域的關係なく、殊に其傾向は魏末に於て甚しくなつたが如く感ぜられる。之等の點は北魏中正の內容を考ふることによつて一層明白になるであらう。

三國の時、初めて中正制度が成立つたが、其本意は漢代の郡縣制下に認められ來つた鄉舉里選法を復活せんとするにあつた。故に中正は郡縣と并置せらるべき關係にある。かゝる形式は北魏にも猶其名殘を留めて居る。たとへば封軌（封懿附傳）、辛雄共に本郡中正となつて居り、又裴詢、裴延儁は共に本邑の中正となる。其他河南邑の中正たる者に于忠、韋崇あり、滎陽邑の中正に鄭敬叔あり、共に本貫所屬の郡縣に中正たる者である。併し一般には西晋以來州の中正を以て最重要なる職務と見做され、北魏に於ても本州中正として記述せらるゝ者が頗る多い。薛鳳、李令、邢遜、韋儁、盧同、崔挺、高祐の類之である。故に州の中正なるものゝ內容を概觀しよう。

前に引用した長孫嵩傳の一節に「進爵北平王司州中正」とあり、中正とは單なる爵位として其人の名譽を表章するに止まるの感がある。尤も穆崇傳には高祖は世祖の時崔浩冀州中正とな

り、長孫蒿司州中正となり、共に其人を得たりと嘆ずれ共、之むしろ高祖自身中正制度を活用せんとし、會前代のことを賞美せる虚辭と見ることを得べく、事實高祖以前に於て中正は單なる榮爵と考ふるより外に適當な記述を見出し得ない。高祖の時、中正の實際上の權威を見得る一例がある。李彪傳に

李彪與宋弁、結管鮑之交、弁爲大中正、與高祖私議、猶以寒地處之、殊不欲微相優假、と。宋弁は廣平列人であり今の直隷南部肥鄕縣地方と考へられ、李彪は頓丘衞國人、今の直隷南部の開州である。廣平列の宋族に宋繇ありて相州大中正となつて居る。故に宋弁亦恐らく相州大中正であつたらう。而して彼は其州の人物李彪と相親しく、李彪は亦高祖の信頼せる大臣であるに關らず、門地を注定するに於て決して讓らなかつたことが分かる。高祖が李彪を拔擢するに當り特に詔を以て門地の寒微であることをことわつて居る。元來西晉の頃、中正制度の完備するに當り中正のもつ最重なる仕事は、其州内の人物と家系とを品覈して之が簿狀を作るに在り、中央にて吏部が考課法により官吏を選叙する際、必ず中正の簿狀を參考したのであ
る。此制度の意味は恐らく高祖によりて復活せられたのであらう。併し高祖死後、此制度は決して高祖の希望した如く繼承せられたと考へ得ない。崔挺傳には次のやうな話がのつて居る。

北海王詳攝選、衆人競稱考第、以求遷叙、挺獨無言、詳曰、崔光州考級、並未加授、宜投一牒、當爲申請、…挺對曰、階級是聖朝大例、考課亦國之恆典、下官雖無古賢不伐之美、至於自衒求進、竊以羞之、

と。崔挺は光州刺史たりし時、特に高祖によりて本州大中正を授けられたること前に述べた。高祖死して世宗の代となり、北海王詳の下に司馬となつた。之は權力の强制に屈した者として當時に非難せられた所である。而も王は官吏の選叙を行ふに際し、彼は自ら清を持して曲げず、王の勸誘に對しては、階級、考課共に其例あることを明言して居る。彼は恐らく高祖の朝の例を示して北海王に其遵ふべき所を明示した者であらうが、それ丈當時の選叙の亂雜であつたことを表はして居る。

甄琛傳に彼死して後、其謚に關し議論があつた。袁飜上表して云ふ、

凡薨亾者、屬所卽言大鴻臚、移本郡中正、條其行迹功過、承中正移、言公府、下太常部、博士評議、爲謚列上、謚不應法者、博士坐如選舉不以實論、若行狀失實、中正坐如博士、…今之行狀、皆出自其家。云々

と。然らば中正制度は本來謚號の問題に對しても行狀を上つたこと明瞭である。而も魏末に於

ては、中正は決して之に干與せざりし事を知り得る。

孫紹の上表に云ふ、

中正賣望於下里、主案舞筆於上臺、眞僞混淆、知而不糾、…門齊身等、而涇滑奄殊、類應同役、而苦樂懸異、云々

と。これ魏末、中正の職にある者、族望を賣買して階級を混淆せしむるを示すものである。蓋し高祖は中正制度を復活して氏族分定の大業を完うせんと計つた。而も之高祖なる絶對君主の下にあつてのみ行はれ得る。漢族の名家は高祖の威嚴の下に於て其家門を維持せんとする希望を一時は大に燃しもしたらうが、やがて亡び行くべき此制度は、却つて魏末に至りて名族暫時の繁榮を悲しまなければならぬのではなからう乎。

盧同の上表によれば、高祖遷都以來南伐連りに行はれ、其論功行賞に至つては多年猶解決しない者がある。其間に奸僞も生じたので、彼は之が爲めに一つの私案を作つて居る。それは、既に勳簿の上にありて奏賞を經た者は、廣く之を公布する。未だ其恩典に浴せざる者は、格を立てゝ、酬叙することゝし、三年以内に之を行ふ。若し州に中正なき場合には此限に非ずと。これ軍功者に對する恩賞に關して、其速行を期し、州の中正ある所に於て規則通りに勵行せし

むべしと云つて居るのであるから、魏末に於ける中正は其實權決して輕きに非ざることが分かる。爾朱仲遠の上疏に

竊見、比來行臺採募者、皆得權立中正、在軍定第、斟酌授官、今求兼置、權濟軍要、

と。これ軍國の必要の爲めに中正を濫造する者であつて、爾朱の一族に中正となる者多かりしこと既に述べた。かくして中正は西晉以來勢族の權を維持する制度より一變して、權力者に利用せられて其下に種々の便宜を給する機關となつた。魏亡びて北齊にも猶中正の設がある。而もこれ制度の形骸を留むるに過ぎぬ。

通じて考ふるに三國に始まり西晉に備はつた中正制度は、名門の勢力を維持するに役立つたことと云ふ迄もないが、同時にそは王者によりて與へらるゝものである限り、南朝に於ける如き貴族制を成立せしむるに妨害となるであらう。中正制度は其一面を發展せしめて、高祖の下に氏族分定の役を果したとしても、其他面家系と共に人物を品評すると云ふ部分が又強く高祖によりて維持せらるゝ限り、名族は常に多分に其權力を監視せらるゝこと止むを得ない。而も此嚴格なる帝王の保證の消失と共に、制度そのものは崩壞の運命を辿ること亦止むを得まい。

第二章　南朝に於ける士庶區別に就ての小研究

「至於士庶之際、實自天隔」（宋書王弘傳）「士庶區別國之章也」（同書王球傳）の二文宋代に於ける士族の優越を端的に顯す。北朝の史書にはかゝる著明の語意を見ず。故に一般に六朝を以て氏族の重んせられし世となすも其間南北によりて程度の差あるを豫想せしむ。今茲に南朝に於ける士庶區別に關して二三の考察を試みん。

(イ)　同伍犯法の問題

宋書王弘傳によれば司徒王弘八坐及丞郎と同伍犯の問題を議す。卽同伍に犯罪ある場合、律には士人坐せざる明科なし。而も事實に於ては同伍誥謫せらるゝに關らず、士人は請訴して恩宥にあづかる。これ法を廢する恐あるにより、律文の改正を要すと云ふ問題なり。之に就て尙書左右丞、尙書殿中郎等の議論あり。今其所論を考ふるに左の三類に區別すべし（並に王弘傳に出づ）。

第一尙書左丞江奥の議

符伍雖比屋鄰居、至於士庶之際、實自天隔、舍藏之罪、無以相關、奴客與符伍交接、有所藏蔽、可以得知、是以罪及奴客、自是客身犯愆、非代郎主受罪也、如其無奴、則不應坐。

右文中奴と客とは別なるべし。客とは養子典計の類を云ふに似たり。論の大要は、士庶は全然區別すべく、士人は同伍と雖庶人の罪を受くべきに非ず。只奴客が往々庶人と共に罪せらるゝを例とす。併し此場合は主人の身代となりて罪を受くるに非ずして、實際上庶人と交通して惡をなせるものを罰すと云ふ意味なり。故に奴なき士人は連坐せずとなり。

第二尙書右丞孔默之の議

君子小人、既雜爲符伍、不得不以相檢爲義、士庶雖殊、而理有聞察、譬百司居上、所以下不必躬親而後同坐、是故犯違之日、理自關、今罪其養子典計者、蓋義存戮僕、如此則無奴之室、豈得宴安、但既云復士、宜令輸贖。

上文の復士とは復除せられたる士人の意なるべし。論の大要は士庶同伍なれば必ず相檢すべし。既に僕を罪することを行はるゝは其理由を示すものなり。故に奴なき家は必ず相當の罰を受くべし。これ輸贖せしむべきものとす。

第三尙書王淮之の議

昔爲山陰令、士人在伍、謂之押符、同伍有愆、得不及坐、士人有罪、符伍糾之、此非士庶殊制、實使卽刑當罪耳、夫束脩之胄、與小人隔絕、防檢無方宜及、不逞之士、事接羣細、旣同符伍、故使糾之、于時行之、非唯一處。

此論の大意は、士人は法の適用上庶人と同伍の犯に連坐すべきに非ず。たゞ士人の惡行に對して同伍の庶人之を糾すを得と云ふ也。

右の三種の議論を考覈するに、第一論は前提として士庶の區別を明かにすべしとし、第三論は律の適用上旣に士庶が區別せられ居る故今更問題とならずとの意なり。只第二論は同伍の中に士庶の相關を認め、而も主人の代として裻僕の義と輸贖の事とを定め、以て律文と實際問題との調和を計らんとする也。故に司徒王弘は孔默之の議を採用して上疏し、宋の太祖此議を允許せるなり。

同伍とは何ぞや。伍とは地方團體なり。宋書百官志縣令長下に漢の什伍鄕里の制をのす。これ固より伍制の起源を示すものにして江左に於て漢制そのまゝが行はれ居たりと云ふを得ず。江左或は里伍と稱し、或は同籍符伍と稱するもの、之を其有する作用に就て硏せば決して漢代の如き積極的なる自治團體の意を有せず。今いさゝか列傳中の顯はれたる材料に分類を加へて

其作用を研すべし。

第一類は謝莊傳、謝方明傳、沈攸之傳に見えたるものとす

臣竊謂、五聽之慈、弗宜於宰物、三宥之澤、未洽於民謠、頃年軍旅餘弊、劫掠猶繁、監司討獲、多非其實、或規免咎、不慮國患、楚對之下、鮮不誣濫、身遭鈇鑕之誅、家嬰孥戮之痛、比伍同閈、莫不及罪、是則一人罰、謬坐者數十。云々（謝莊傳）

江東民戶殷盛、風俗峻刻、强弱相陵、姦吏蜂起、符書一下、文攝相續、又罪及比伍、動相連坐、一人犯吏、則一村廢業、邑里驚擾、狗吠達旦、方明深達治體、州臺符攝、即時宣下、緩民期會、展其辦擧、郡縣監司、不得妄出、貴族豪士、莫敢犯禁、除比伍之坐、判久繫之獄、前後征伐、每兵運不充、悉發請士庶、事既寧息、皆使還本。云々（謝方明傳）

爲政刻暴、或鞭士大夫、上佐以下有忤意、輒面加詈辱、將吏一人亡叛、同籍符伍、充代者十餘人。云々（沈攸之傳）

以上の材料にて知り得る點は第一に里伍に劫掠の起りし場合、第二に臺及州の命令に違反せし場合、而して其重なる點は軍戍、運役の徵發命令に反する場合、里伍は連帶責任を有するものなり。

第二類は何承天傳に見ゆるものとす。

丹陽丁況等、久喪不葬、承天議曰、禮所云還葬、當謂荒儉一時、故許其稱財、而不求備、丁況三家、數十年中葬輙無棺櫬、實由淺情薄恩、同於禽獸者爾、竊以爲丁寶等同伍積年、未嘗勸之以義、繩之以法、十六年冬、旣無新科、又未申明舊制、有何嚴切、欻然相糾、或由鄰曲分爭、以興此言、如聞江東諸處、比例旣多、江西淮北、尤爲不少、若但謫此三人、殆無整肅、開其一端、則互相恐動、里伍縣司、競爲姦利、財賂旣逞、獄訟必繁、懼虧埀明亭鮮之美、臣愚謂況等三家、且可勿問、因此附定制旨、若民人葬不如法、同伍當卽糾言、三年除服之後、不得追相告列、於事爲宜。

たとへ事情の如何にせよ、兎に角禮制に違反せる者あるとき、同伍の組合が之を官府に糾發し得、官府亦之によりて禮俗を保たんとする法意を有するなり。

第三類は羊玄保傳及沈約自序に見ゆるものとす。

劉式之爲宣城、立吏民亡叛制、一人不禽、符伍里吏、送州作部、若獲者、賞位二階、玄保以爲非宜、陳之曰、…尋此制施一邦而已、若其是邪、則應與天下爲一、若其非邪、亦不宜獨行一郡、民離憂患、其弊將甚、臣忝守所職、懼難遵用。（羊玄保傳）

民有盜發冢者、罪所近村民、與符伍遭劫不赴救同坐、亮議曰、…山原爲無人之鄕、邱龍非恆途所踐、至於防救、不得比之村郭、督實効名、理與劫異、則符伍之坐、居宜降矣（自序）

この二例は已に同伍犯なる一般形式先づ存し、之によりて特種の地方特種の事情に應じ之が適用を試みんとするもの、顧炎武の所謂例法に代らんとするものにして幸ひ南朝の律學猶詳明に、之が實顯を見ざりし者なり。

以上の材料を綜合して考ふれば、里伍の制は一面劫掠犯に對し、及徵發命令に違反せるに對する連帶責任を其主要の目的とす。これを政治的に考ふれば地方の安靜と國の命令の徹底とを期するにありと云ふべき乎。他面團體内にて團體中の不正行爲に對し官府に糾發する權能與へらる。これ團體をして其永續を期せしむる目的を有するに似たり。今かりに此兩面の作用を法の形式上より消極、積極兩作用に分ち、これに對する同伍士族の關係を考ふるに、已に孔默之の議採用せられて同伍庶民の科たる詰讁が士族にありては贖償となりて同等なる律に從はず。故に理論としては王淮之の說卽法の適用上士族が庶民と區別せられ居るとなす說は明かに承認せられ居るなり。たゞ其積極的方面卽士族の犯行を糾發し得る權能の認めらるゝは里伍團體の永續を目的とするものと解すべし。蓋し士族の犯罪には同伍も連帶責任を負ふを以てなり。

其證明は同伍犯論中に多く顯はる。今略して引用せず。

王淮之は同伍犯に對して既に士庶によりて法の適用を異にすと云へり。然れ共司徒王弘之を駮して

吳及義興、適有許陸之徒、以同符合、給二千石、論啓丹書、已未問會稽士人云數十年前、亦有四族、坐此被責、以時恩獲停、而王尚書云、人舊無同伍坐、所未之解、恐蒞任之日、偶不値此事故邪。（王弘傳）

これによれば初めは勿論律の正文によりて士人犯罪に同坐するを原則とす。それが實際上赦旨によりて恩宥せられたりとてこれ律の解釋とは別の作用なり。然るに王弘は律を改正し、理論としては士庶區別說を採りて士族を同伍犯より解放し、當時の論者毫も根本に就て異議をなさず。然らば姓族尊長の社會制に對して宋代は特に注意すべき時代となすべし。

(ロ) 黃籍に就て

黃籍のこと杜佑通典の食貨版籍に彙集し、馬端臨の職役考全く彼に採り、まゝ寫格を上下するのみ。先づ此兩書を本として黃籍の性質を考ふべし。

南齊書虞玩之傳に云ふ、高祖虞玩之に勅して傅堅意と簿籍を檢定せしむ。建元二年詔して曰

黃籍民之大紀、國之治端、自頃氓俗巧僞、爲日已久、至乃竊注爵位、盜易年月、增損三狀、貿襲萬端、或戶存而文書已絕、或人在而反託死板。停私而云隸役、身强而稱六疾、編戶齊家、少不如此、皆政之巨蠹、敎之深疵、比年雖却籍改書、終無得實、若約之以刑、則民僞已遠、若綏之以德、則勝殘未易。云々(通典ほゞ之に同じ)。

又永明八年世祖の詔に云ふ

夫簡黃賤辨尊卑者、莫不取信於黃籍、豈有假器濫榮、竊服非分、故所以澄革虛妄、式允舊章、然釁起前代、過非近失、旣往之眚、不足追咎、自宋升明以前、皆聽復注、其有謫役邊疆、各許還本、此後有犯、嚴加翦治。

建元の詔により虞玩之專ら黃籍を正すの衝に當り、形式の上にては一先整備せしも實際上の弊却つて多かりしかば遂に永明の詔となりしものと稱せらる。

建元の詔によれば、黃籍とは民の大紀なり。而して之を正すに二義あり。(一)は爵位等を整理すること。(二)は一般戶籍を整理することなり。文中三狀と云ふ語、其意下文に蒙ると見るべきにより恐らく戶と人と力役とを狀列するの意なるべし。若し然らば爵位等の整理卽士族の戶籍の

整理と一般戸籍即詔に云ふ編戸齊家の版籍整理の二義は黄籍を正す作用中に含まる。然るに此詔意が徹底せざりし爲めに起りし永明の詔に至りては黄籍とは貴賤尊卑を辨ずるものとなり、専ら士族の戸籍整理を其重なる作用と認む。これ注意すべき點なり。晋書范寧傳に云ふ

聖王作制、籍無黄白之別、昔中原喪亂、流寓江左、庶有旋反之期、故許其挾注本郡。云々

此文の冐頭の二句、江左に至り籍に黄白の別ありしを明示す。唯此二句、下文と前後連續せざるの看あり。通典載する所、「昔中原喪亂」云々より筆を起し、文義貫通す。然れ共之によりて晋書の冐頭二句を削除するを得ず。江左に於て籍に黄白の別ありしこと知るべし。

宋書孝義何子平傳に云ふ

籍注失實、年末及養、而籍年已滿、便去職歸家、時鎮軍將軍顧覬之爲州上綱、謂曰、尊上年實未八十、親故所知、州中差有微祿、當啓相留、子平曰、公家正取信黄籍、籍年既至、便應扶侍私庭、何容以實年未滿、苟冒榮利。

南齊書張岱傳に云ふ

母年八十、籍注未滿、岱便去官、從實還養、有司以岱違制、將欲糾舉、宋孝武曰、觀過可以知仁、不須案也。

と。この兩傳に見ゆる籍注なるものは何子平傳によりて黄籍に注するものなること明了なり。殊に張岱傳に於ては、そは仕官の籍にして後世吏部に藏せらるゝものゝ性質を有するに似たり。これ又注意すべき點なり。

南朝に於ては事の性質によりて黄白兩樣の紙を用ふ。通鑑景平元年乙未胡三省注に云ふ、宋時選案黄紙を用ふ。之を黄案と云ふ。詔勅東晉の頃よりまゝ黄紙を用ふ。齊の高帝の時に至りて凡そ州縣に下す制詔の謄寫皆黄紙を用ふるに一定すと。吏部の黄案に對し、彈劾に用ふるを白簡と云ふ。南齊書謝超宗傳に見ゆ。これらの事實によりて推定を下せば黄白の籍とはその用ゐし紙の色によりて區別せしと考ふべし。

江左の史書に白丁の文字多く顯はる。普通に平民と解せらる。何故に平民を以て白丁を解するか。學者或は其說を漢代の白身に求め、官職を帶びざる民丁となす。獨り郝懿行其說に慊らず。晉宋書故に於て桓護之、沈收之、鄧琬等の傳を引き今の鄉勇の類なりと斷ず。これ蓋し民丁の兵役に徵發せられし際に白丁の語多く用ゐらるゝを以て也。然れ共當時にありて鄉勇の存在を認め難し。按ずるに當時の兵種二あり。一は民丁より徵發するもの、他は犯罪によりて戍役につく者なり。前者を白丁と稱するが如し。然らば其名のよる所白籍を以て徵發せられたる

民丁の意に非ざる乎。黃籍が仕官者の戶籍の注定に用ゐらるゝ如く、白籍は民戶の力役等を注定するに用ゐられたるに非ざるなき乎。

飜つて考ふるに杜佑黃籍を以て廣く民戶の版籍となし之を版籍門にのす。建元の詔亦黃籍を以て士庶を廣く包含せしむ。故に黃籍とは士庶を問はず一般戶籍となすの疑なきが如し。玉海卷二十太平御覽を引きて云ふ

晉令曰、郡國諸戶口黃籍、籍皆用一尺二寸札、已在官役者載名。

と。之恐らくは西晉の令にして、黃籍とは一般戶口を注定し、其材料は札なり。之に對して吏部選擧の際、西晉に於て九班選制作らる。その材料は黃紙なり。晉書載記（卷一百六）に云ふ

魏始建九品之制、三年一清定之、雖未弘美、亦縉紳之清律、人倫之明鏡、從爾以來、遵用無改、先帝（石勒）創臨天下、黃紙再定、至於選擧、銓爲首格、自不清定、三載于茲、主者其更銓論、務揚清激濁、使九流咸允也、吏部選擧、可依晉氏九班選制。

と。然るに西晉亡び、東晉の江左に復活するや、江を渡つて流寓せる北人は、舊によりて其籍を本郡に繫ぐ。江左に於ける地方官の支配を受けず。彼等の依據する所は、恐らくは西晉の黃籍にあるべし。故に其時に黃白二種の籍の存する限り、白籍は江左に行はれし籍なるに似た

り。而して庚戌土斷法の實行以來、北來の流民多く江左に着籍せしめらるゝに拘らず、北方士族の南に來る者、仍然として其本貫を北方に繫ぐ。かくして北來の士類は黄籍に注定せられ、やがて士族制の確立と表裏しつゝ、江左の士類もいつか黄籍に入り、黄白二籍は恰も士庶大隔を表示する外形を取るに至りしに非ざる乎。

故に齊梁の際に行はれし黄籍を正すの實際目的は主として仕族の籍を正すに存し一般庶民の籍を正すは其副作用として行はる。之に反して宋武、陳文の時行はれし土斷法は流民を版籍に附する所謂土着政策の勵行を主眼とす。宋武の時土斷法を鼓吹せる論者范寧の如きは明かに黄白兩籍の存在を非難せるを認むべし。故に土斷法と黄籍を正す法との間には明白なる區別の存するを承認せざる可からず。通典載する所の虞玩之、沈約の上疏を吟味せば自ら明白なり。

虞沈二氏の上奏はもと齊高、梁武の詔に答ふるにあり。詔書既に一般民戸に及ぶ。故に之に答ふる亦一般民戸の籍に及ばざるを得ず。而もこれ文體上形式上の問題なり。其實際の問題は流品を甄別して士庶の混淆を防ぐにあり。何を以て之を謂ふか。當時一般人戸の減少を郤籍と稱せらる。而して郤籍の原因として二氏の指摘する所

(一) 軍勳を以て平民の籍を脫して仕籍に入る

(二)籍狀を改注して仕流に入る
(三)佛、道に入りて民籍を脫し、或は戶に編せられずして流移し、或は戶を析し乍ら一戶として屆け出づ。

右の(一)(二)は一般民戶と仕籍との混淆なり。而して(一)(二)に就ては從來の戶籍を精密に調ぶることによりて其弊を防ぎ得る可能性あり(三)に至つては新たに檢括の法を講ぜざれば其弊を防ぐ能はず。而も二氏の對策に見れば晉宋の舊籍を正すことのみを主張して決して檢括に及ばず。これ晉宋の際に士庶の別旣に明確にせられ居り、之を標準として新たに士流に入り來れる者を淘汰せんと欲する也。故に梁武の時黃籍整理の目的を以て別に譜局を置き、百家の譜牒を修む。通典によればこの爲めに令史書史の別生じたりと。蓋し晉宋の舊籍によりて士庶の混淆を正すと共に別に學問的に士庶の別を考察せんとするものなり。故に士庶の別を正すことが黃籍問題の重要點なる以上白黃兩籍の存在を認むること最事理にかなふ。余は黃籍を正すと云ふことを以て黃白兩籍を明了に分別することなりと斷定す。

沈約の上表中殊に注意すべき點あり曰く

晉咸和初、蘇峻作亂、版籍焚燒、此後起咸和三年、以至於宋、並皆詳實、朱筆隱注、紙連悉

縫、而尚書上省庫籍、唯有宋元嘉以來、以爲宜檢之日、即事所須故也、晉代舊籍、並在下省左人曹、謂之晉籍、自東西二庫、既不係尋檢、主者不復經懷、狗牽鼠齧、雨濕沾爛、解散於地、又無扃縢、此籍精詳、實宜保惜、位高官卑、皆可依按。（通典食貨賦稅）

と。即黃籍は初め左人曹、當時の稱呼に隨へば左民曹に藏せられしなり。左民曹は固より唐以后の戸部の所屬なり。これが後尚書上省の庫にうつさる。上省とは東省の一即吏部なるべし。然らば上省にあるもの一般民籍に非ずして黃籍なるべし。吏部詮選の際、黃案に書する時の參考として黃籍を案ずるは、沈約の「宜檢之日、即事所須故也」の語句によりて察すべし。而して馬端臨の文獻通考、通典を引いて此句を删削す。紹述の體を失するものなり。

(八) 士庶の混淆

南齊書顧憲之傳に云ふ

山陰一縣、課戸二萬、其民貲不滿三千者、殆將居半、刻又刻之、猶且三分餘一、凡有貲者、多是士人復除、其貧極者、悉皆露戸役民、三五屬官、蓋惟分定、百端輸調、又則常然、比衆局檢校、首尾尋續、横相質累者、亦復不少、一人被攝、十人相追、一緒裁萌、千蘗相起、……又被符、簡病前後、年月久遠、其事不存、符旨既嚴、不敢闇信、縣簡送郡、郡簡呈使、

殊形詭狀、千變萬源、聞者忽不經懷、見者實足傷駭、兼親屬里伍、流離道路、……不簡則疑具有巧、欲簡復未知所安、愚謂宜委縣簡保、舉其綱領、略其毛目。云々

余は此文を以て當時の情狀を顯はせる模範的のものと考ふ。而して杜佑の博識之を通典にのせざりしは如何。之によりて知り得ることは(一)資產あるもの士人として復除の恩典に浴し、力役と賦調とは一に無資產者に課せられしこと。(二)復除の特權を有せしもの非常に多かりしこと。(三)力役は三五屬官によりて任意に定められ、輸調も亦然りしこと。(四)其上に衆局相寄りて比定檢課し、恣まゝに同伍法を適用せしこと。(五)州臺よりの符旨に基き、下司より上司に簡達する途中に起る弊害、卽衆局比定檢課の弊害なり。而して全體に就ての對策として(六)縣令に委して簡保せしむべしと云ふ。按ずるに三五屬官の語明了ならず。意を以て度るに縣役の類にして主として力役を比定するの任を有するに似たり。通鑑胡三省三五民丁に注して三に一を取り五に二をとるとなす。要は三五民丁とは軍役に調發せられし民丁なり。宋書宗越附傳武念傳に三五出身の語あり。これ軍丁出身の意なる如く、役門出身と云ふと略同意にしてやゝ廣狹の別あり。此軍役を司る縣の屬官は卽三五屬官なるべし。縣屬に五官椽ありて漢より引續き江左猶其稱を用ふ。然れ共これもと淸門の任地にしてこゝに云ふ三五屬官の意にあらざるべし。然ら

ば三五屬官力役を比定するとき、租調が檢課せらるゝ際、已に任意量定の弊ありと雖、これもと縣屬のなす正常の運用法なり。其以上の衆局が更に比擬する邊に於て最弊竇の存するなり。後漢以來縣を監視する郡の督郵の擾民の弊、江左に於て依然傳襲せること前に引きし謝莊の同伍犯に關する文の末尾にのれり。更に檢課の弊に就ては江左殊に宋の孝武以來の州臺符旨を奉ずる上司派遣吏が如何に濫暴なりしかは恭陵王子良の上疏に極めて鮮明に言ひ顯はさる。而も檢課の弊よりも更に力役の過重が臺吏をして最其奸を恣まゝにせしむるを得しに似たり。其證は隨所に之を指摘し得るも、黃籍を論議せし虞玩之、沈約が士庶混淆の最大原因として一にこれを力役の過重に歸するを以て知るべし。其文に云ふ

元嘉二十七年八條取人、孝建元年書籍、衆巧之所始也。(虞玩之本傳 通典食貨)

元嘉二十七年始以七條徵發、既立此科、荀有迴避、姦僞互起。云々(通典食貨 引沈約疏)

虞沈二氏元嘉徵發の科に就て八條と云ひ、七條と云ふ。互に相異するも今正す能はざるのみならず、徵發科の性質をも知り難し。たゞ力役の徵發あり、然る後之を避けんが爲め籍を變じて士類に入るの現象生ぜしことを認むる點二者共通なり。宋の孝武以後軍役繁興臺吏州郡に橫行し、貲あるものは籍を變じて士類に伍し、昔は役民たり今は却つて人を役するに至る。而し

て虞沈二氏弊害の起源を元嘉の制に求め乍ら、猶籍の混淆を正さんとするとき、常に宋籍を標準とす。然らば宋の盛時士庶の別もと極めて詳明、其弊の大となりしは主として孝武以后にあり。これ一に軍興多事、力役の過重によるなり。

以上研究の要結

士庶の區別を社會的特權に於て解せば復除せらるゝと否とに存す。而して復除せらるゝものは士即治者階級なり。これ固より儒家者流の考ふる社會統制の形式にして支那人の社會に關する根本精神に依據す。然れども儒家者流の正統論としては、士とは必ず時王によりて其資格を認められ、其條件としては經術の素養あるべきを要す。時王の承認を經ざる以前は、固より士庶の別なく社會的には萬民平等たるなり。然るに江左以來籍に黃白の別あり士庶の別始めより一定す。宋に至りて律文の改正を試み、同伍の犯罪より士類を解放す。これ士庶の別宋の憲章たる所以なり。而も宋の衰ふるや、庶民其貲力を以て士類の籍を犯す。齊梁の際士類の籍を明かに定むることによりて此弊を救ひ、以て士庶の別を明かにする社會制を維持せんと欲せしなり。如何にこれを維持せしか、如何にして維持すべからざるに至りしかは後の研究にまたん。

第三章　南朝貴族制の一面

余はかつて內藤博士還暦記念の論文集に於て「南朝に於ける士庶區別の小研究」なる一小文を公にして、南朝に於ては士族と庶民とは、一般に認められた二つの異つた社會の階級であることを論證した。該論文には訂正すべき箇所も存するが、大體の事實に間違がないと信ずる。旣に士族は庶民と異なる階級と考へらるゝならば、政治、軍事乃至は經濟上等社會運營に關する事象に於て、積極的に主たる役を演ずるものは士族であること云ふ迄もない。然らば一歩進んで廣く概括せらるゝ士族そのものゝ間に必ず何等かの統制が存して居なければ、これを一階級として認むることは出來難い。其統制を假に名づけて貴族制と稱するならば、南朝に行はれた貴族制の內容は如何のものであつたか。此點につき極めて一般的の考察を試みんとするのは本論文の主旨である。

趙翼は南朝に於て門類の區別として舊門、次門、後門、勳門、役門の稱呼のあつたことを注意して居る。門とは家系を指す言葉であるから、家系の區別は自然に社會上占むべき位置を決

定するが如くである。併し此關係は果してどこまで密接に結ばれて居たか。

家系を研究するを譜學と稱する。譜學の中、現存の家姓を其源流に繫がんと試みるものがある。これ猶學と云ふ名に値するであらう。若し自己の祖先以來の官歷、事功を記載する家狀の類は、これ專ら仕官の際に役立たしめるを主とするものである。

元來支那固有の考へ方として家系を重んずるは先天的と云つてよい。漢は秦の後をつぎ郡縣制の絕對君主主義を以て統治し、其祖劉邦の下に事功を立てたものは主として家系上何らの由緖なき人々である。それにも關らず漢の皇室自らは後には堯の子孫として由緖付けらるゝに至つた。史記の自序、韋寛の述祖詩に見れば當時の人士が家系を重んずる感情の如何に强かつたかは明了である。後漢の末應劭、王符の徒皆氏姓篇の著がある。殊に王符の氏姓篇は左傳、史記、漢書等により家系を考證研究したものであつて、恐らく學問上から相當注意すべき者であらう。晋に至つて賈弼の譜學なる者が出來た。趙翼の陔餘叢考譜學篇に

> 至魏九品中正法行、于是權歸右姓、州大中正主簿、郡中正功曹、皆取著姓士族爲之、有司選擧、必稽譜牒、故官有世胄、譜有世官、于是賈氏王氏譜學出焉、晋太元中賈弼撰姓氏簿狀、朝廷給以令史、繕寫藏秘閣及左右戶曹、凡七百十二篇。

趙氏は魏末から九品中正の制度が行はれ、有司が官吏を選擧する際に必ず家の譜牒を考へた。賈氏の譜學がこれによつて起つたとなすのである。此説は正しい。その理由は彼が前引後段に記せる如く賈弼が姓氏簿狀によつて廣く十八州の家譜を編纂したものであるから、中正の朝廷に上る簿狀が根本材料となつて居ること明白であるからである。猶趙氏の據る所は南史王僧孺傳であつて、其文には「賈弼篤好簿狀、乃廣集衆家、大搜羣族、所撰十八州…云々」とあるから其意味更に明瞭である。

　趙翼は更に其研究を進めて

　梁沈約謂、晉咸和以後、所書譜牒、並皆詳實、在下省戶曹前廂、謂之晉籍。（此卽賈弼所撰者）

沈約の晉籍と謂ふ者を以て直ちに之を賈弼の譜書と同一とした。其理由は恐らく戶曹に在ると云ふ事實によるのであらう。併し乍ら余は趙氏の意見を以て失考の甚しいものと判斷する。案ずるに趙氏の據る所は恐らく南史王僧孺傳であらう。該傳には

　尙書令沈約以爲晉咸和初、蘇峻作亂、文籍無遺、後起咸和二年以至於宋、所書並皆詳實、並在下省左戶曹前廂、謂之晉籍、有東西兩庫、此籍旣並精詳、寔可寶惜、位宦高卑、皆可依案。

と。これによれば咸和以後宋に至るまで、而して此文宋元嘉二十七年云々に接續するを以て、

恐らく咸和三年（通典食貨沈約上奏）より宋元嘉の末年迄を含むべく、或は少なくとも宋初に至る年代を含有するものと解せねばならぬ。而して賈弼の撰書は晉の太元中に出來上つて居るから、南史の記事とは到底一致し難い。故に趙氏は漠然咸和以後と記することによつて此難點を免がれんとして居るのであるが、これは無理であらうと思ふ。

元來譜と籍とは果して同一物なりや否や。譜籍は相熟して用ゐられる。然れ共其間に異別がないとは、語の用法上から必然に斷定することの出來ないのは、これ漢語の性質である。自分は晉籍を以て士族の籍卽黃籍であると解した（內藤博士還曆記念論文集）。今更に一步を進めて此士族の籍には自ら或程度の類別があつたのであると考へる。宋書宗越傳に

宗越……本爲南陽次門、安北將軍趙倫之鎭襄陽、襄陽多雜姓、倫之使長史范顗之條次氏族、辨其高卑、顗之點越爲役門出身、補郡吏……元嘉二十四年啓太祖求復次門、移戶屬冠軍縣、許之。

と。これもと地方官、籍に點する際に、既に役門と次門との差別があつたことを示すものである。郡に旣に此別があるとすれば、之が中央の有司に在りて、令史の類そのまゝ籍に註記することこそ自然であらう。役門、次門の區別は上の文句によりて明瞭であるとしても、趙翼が劄記に

書いたやうに其他に舊門、後門、勳門等の區別があつたか否か、若しそう云ふ名稱が使用されたさしても、それは直ちに家系の高卑を顯はしたか否かは不明瞭である。梁書張纘傳に

纘居選、其後門寒素、有一介皆見引拔、不爲貴要屈意。

これは後門寒素と熟して家系の餘り高くないのを汎稱するものである。中興二年正月蕭衍の上表中に(武帝本紀)

甲族以二十登仕、後門以過立試吏、

とあり、これ甲族に對して後門の語を用ゐる例であつて、此二類が當然區別されて居たこと明かである。併し次門、役門の用例とは異り、後門なる一群の家系が事實上明確に存在したとは解し難い。舊門と云ふ用例にも又後門と同樣分類された一群の家系を指すとは認め難い。南齊書王僧虔傳に僧虔は吳興の民何係先等一百十家を以て舊門と爲すことを許したとある。庶民を舊門に註籍することを考へれば、此舊門なる者は恐らく甲族と云ふ意味ではあるまい。又甲族と云ふ用例のある以上それに對する乙族、丙族の分類もあつたであらうとも想像せらるゝが、併し何ら明確な證據がない。要するに門類を區別する各種の稱號が一般に用ゐられて居た。しかしそれは左民曹の令史輩によつて如何樣に註記されて居たかは今日明白でない。

大體士籍なるものゝ內容は以上によつて一般を想像せらるゝのであるが、然らばこれを材料として作り上げた譜書なるものゝ性質も隨つて推想せられ得るのである。幸ひ元和姓纂、廣韻などの書物によつて譜書の大體が分かり、之によつて王僧孺の十八州譜なども想像し得らるゝであらう。趙翼も書いて居る如く、東晋の賈弼から梁の王僧孺に至るまで譜學を研究するものは絕えずある。譜學の用途は實に士庶混淆の弊害を防止する時に有力な參考をなすものである。士籍の混淆を起す原因は却籍にある。卽庶民が士籍に入り來るにある。庶民が士籍に入るには、必ず郡が符牒により簿狀を作らねばならぬから、そこには家譜の僞造が必然に起らねばならぬ。再び南史王僧孺傳の沈約の言を引くならば、

昨日卑細、今日便成士流、凡此姦巧竝出、愚下不辨年號、不識官階、或註隆安在元興之後、或以義熙在寧康之前、此時無此府、此時無此國、元興唯有三年、而畏稱四五、詔書甲子、不與長曆相應。云々

と。沈約によれば此弊害は元嘉二十七年以後に起つたとする。元嘉二十七年と云へば宋の文帝が北魏の侵寇を蒙り、これに對してあらゆる國家の力を擧げて軍隊を發動せしめた年であつて、南史は其戰爭の結果南朝に於ては「邑里蕭條、元嘉之政衰焉」と記して居る。正に宋の運命

に一轉機を與へた事件のあつた年である。此變動期に於て無智の庶民が不手際な僞籍を作つて士流に入り込んだことが沈約の言によつて明瞭である。

家譜の書は既に地方から中央に送付する簿狀を材料として編纂せられた。この事は東晉の賈氏譜學以後の所謂譜學と稱する者と漢代應劭、王符の徒の氏姓を研究するものと其間に根本的性質の差異がある。余は黃籍なるもの即士族の籍を以て同じく簿狀によりて作製せられたものなることを明かにした所存である。簿狀が左民曹乃至は吏部の令史によりて註記せられると黃籍となる。士人がこれを全國にわたつて編纂すれば譜書となる。譜書は其一般的な性質に於て貴族制を維持する標準となる。これ士籍に混亂の生ずる場合常に重要な參考となる所以である。

王僧孺の傳によれば、齊の時、士籍の僞亂を防ぐ爲に東堂に校籍局を置き、即ち令史をしてその事務を掌らしめたとある。その年月は猶余には明瞭となつて居ない。たゞ校籍郎王植、校籍令史兪公喜の名が南齊書王奐傳に見えて居る。校籍郎が淸流の官であることは確かである。その起源及その名稱から考へれば、校籍局は黃籍を整理する爲めなることは明白である。梁に至つて譜局が置かれ、新たに書史なる者が出來たことは通典の傳ふる所である（南史賈希鏡傳參照）。これ

其局が臨時の性質なりや永久の性質なりやは明文の徵すべきものがないが、兎に角王氏の譜學の完成せられたのは又梁代であるから、家譜の問題が形式上梁に於て完結したものと考へて宜しからうと思ふ。

南朝の譜學は其成立の起源及性質から考へて貴族羣の範圍を明確にしたものであつて、若し貴族制が維持せらるべしと主張さるゝならば、當然譜書なるものは有力な參考となるべきである。今貴族制なるものは如何にして起つたかと云ふ最重要な問題を暫らく顧みず、たゞ貴族制が國家の形成の上に必ず維持さるべき者であると云ふ考へ方は、既に家系を神聖にする古代的思想からとくに脫却して、人情を主とする功利的觀念によつて支持せられて居る當時の支那にあつて決して理論上妥當性を有しては居ない。故に萬般制度の規畫に當るべき君主の意志が貴族制の維持に努力することなくば、此制度はやがて崩るべき性質のものであると同時に、君主の意思が如何に此制度に働くかによつて形式的な貴族制は絶えず其內容を變化するのである。今南朝の君主が貴族制に對して如何なる態度をとつたかを一瞥するであらう。

梁の天監五年詔に云ふ、

在昔周漢、取士方國、頃代凋訛、幽仄罕被、人孤地絕、用隔聽覽、士操淪胥、因茲靡勸、豈

其岳潰縱盡、偏有厚薄、實由知與不知、用與不用耳、…凡諸郡國舊族、邦內無在朝位者、選官搜括、使郡有一人」(武帝本紀)

詔意前段、一般人才の登用を所期するが如くであるが、これもと形式の事であつて、要は諸郡の舊姓中から一人を選擧することを命じたものである。これより先き梁武猶齊の和帝の下に梁公となつて居た中興二年正月、上奏して選簿を立てることを乞ふた。その理由に、

夫譜牒訛誤、詐僞多緒、人物雅俗、莫肯留心、是以冒襲良家、即成冠族、妄脩邊幅、便爲雅士、負俗深累、遽遭寵擢、墓木已拱、方被徽榮、故前代選官、皆立選、簿應在魚貫、自有銓次、胄籍升降、行能臧否、或素定懷抱、或得之餘論、故得簡通賓客、無事掃門、頃代陵夷、九流乖失、其有勇退忘進、懷質抱眞者、選部或以未經朝謁、難於進用、或有晦善藏聲、自埋衡蓽、又以名不素著、絕其階緒必須畫刺投狀、然後彈冠、則是驅迫廉撝、奬成澆競」云々

これ士族の譜牒が訛誤を生じ、官に就くものたゞ請謁奔競を事とし、官僚の紊亂がこれによつて生じたとなすのである。故にこれが肅正をなすには選簿を立てゝ流品を甄別せねばならぬと云ふに歸する。

官僚の混濁は風俗の亂雜を引起させる。中興二年正月令に

上慢下暴、淫侈競馳、國命朝權、盡移近習、販官鬻爵、賄貨公行、竝甲第康衢、漸臺廣室、長袖低昂、等和戎之賜、珍羞百品、同伐冰之家、愚人因之、浸以成俗、驕豔競爽、夸麗相高、至乃市井之家、貂狐在御、工商之子、緹繡是襲。云々

和戎の賜即朝廷が外藩に賜ふの物、及伐冰の家即貴族の生活品、これ等は許されたる社會上の特權であつて、この特權に指を染めんとするもの丶出るのが風俗を混雜する原因となると云ふのである。前後を通觀すれば梁武の政治方針なる者實に貴賤の等制を樹立し、政治の運用をこの基礎の上に營むにあること明白である。貴賤等制の主張をかく迄明白に詔令の上に顯はしたのは實に梁武に始まるのである。彼は又南朝の甲族で時流の清望である謝朏、何胤を徵召せしむる詔を和帝に出さしめた。曰く

前新除侍中太子傅朏、前新除散騎常侍太子詹事都亭侯胤、羽儀世胄、徽猷冠冕、道業德聲、康濟雅俗、昔居朝列、素無宦情、賓客簡通、公卿罕預、…拂衣東山、眇絕塵軌、雖解組昌運、實避昏時、家膺鼎食、而甘茲橡艾、世襲靑紫、而安此懸鶉、自澆風肇扇、用南成俗、淳流素軌、餘烈頗存、誰其激貪、功歸有道。云々

陳の天嘉元年詔

梁前征西從事中郎蕭策・梁前尙書中兵郎王遐、並世胄淸華、羽儀著族、或文史足用、或孝德可稱、並宜登之朝序、擢以不次。

これを梁武が和帝の名によつて出した詔意と比較すれば文辭の懇切なると否との相違が著しいが、兎に角梁武の舊例を襲ふたものである。梁武が甲族の淸望を拔擢して衆心を和らげんとはかつたのは、一新の政治を布くに際して勿論有功な手段であるが、併し彼は貴族が其特權を濫用することを好むものではない。故に甲族が二十にして仕進し、後門が三十を過ぎて始めて仕ふる等の不公平な習慣には極力反對し、一方國學を復興して五經博士を置き、經題を課して考試することを企てゝ居る。國學を建てたことは宋齊二代にも行はれたが、併し、李延壽の南史儒林傳によれば、その時の國學は暫時にして廢滅したから、實際に儒學の復興は梁時に始まるといふ意味のことを述べてゐる。故に梁武の期圖する所を統觀すると、彼は全士族を其の與へられたる範圍內で行動せしめ、以て君主を中心とする國家の經營に努力せしめんと欲したのである。

梁武の企圖は北朝の英主、魏の孝文帝のやり方に負ふ點が頗る多いと余は考へる。併し今其問題に觸るゝことは之を避け、若し君主が主動となりて貴族制を維持しようとするならば、全

貴族の利害は當然君主の利害に合致せしめねばならぬ。これ果して南朝に行はれた貴族制の本質と一致するものであるかどうか。

余はかつて士庶の別が宋に於て極めて嚴正であり、又後世南朝に於て士庶の混淆を防がんとする其標準は常に宋の元嘉の籍であつたことを述べた（內藤博士還曆記念論文集）。然らば宋の貴族に對する方針は如何であつた乎。

宋の武帝は、比較的身分の高くない武人から身を起したにも拘らず、其武功の華々しさは、晋が建康に都してから、陳が隋に亡さるゝに至るまで江左の全代を通じて曾てない所である。先是、桓氏の一門、東晋に對して其鼎の輕重を問うた折、當時の貴族が爭うて桓氏の門に到つて其地位を求めた。桓氏亦之等貴族の聲譽を得ることに熱心な努力をなした。桓氏亡び、宋武と劉毅とが相爭ふたとき、其兩者共貴族輩を味方につけんことに腐心した。貴族の向背は實に當時の英雄の尤も留神する所である。宋書宋炳傳に宋武が劉毅を討ちて荊州に入つた時、もと劉毅府中の諸議參軍申永に政治の方針を問うた。其答に

除其宿釁、倍其惠澤、貫叙門次、顯擢才能。

と云つたと傳へられて居る。宋武卽位後に發布された詔を見れば、宿釁を除き、惠澤を倍すと

云ふ點に於て深き注意が拂はれて居る。たゞ門次を貫叙する云々に就ては殊に詔書の形式によつた點を見ない。併し其時士庶天隔とか士庶の別は國の章等の語意に見れば、宋武が執つた方針を容易に了解し得べく、且つ甲族の子弟を選んで宋室の女に配することも宋武によつて行はれた政策である。宋書褚叔度附傳褚湛之傳に其事を總叙して

諸尚公主者、並用世冑、不必皆有才能。

と。これを王謝の列傳に考ふるならば、容易に多數の實例を摘記することが出來る。故に宋武の革命は既に成立して居た貴族羣に對して何らの不安を與へることなく、却つて武力によつて樹立された比較的强固な政府は、動搖常なき東晋の下に於てよりも貴族を安定せしむるに寄與した點が非常に多い。この事を鮮明する爲めには遡つて東晋時代に及ばねばならぬが、今は暫く之を避ける。たゞ其後の君主たる者常に貴族を任用すること之即世間の輿論に隨ふ所以であることは左の文章によつて充分に代表せしめ得らるゝであらう。

至乎後主、行悖三才…皇陞爲市廛之所、雕房起征戰之門、任非華尚、寵必寒厮…遂使紫臺之路、絕縉紳之儔、纓組之閣、罷金張之胤、悲哉蟬冕爲賤寵之服、嗚呼皇陞、列劫豎之坐。（南齊書陳顯達傳）

永元肇亂、坐弄天爵、勳非即戎、官以賄就、揮一金而取九列、寄片札、以招六校、騎都塞市、郎將塡街、服旣纓組、尙爲藏獲之事、職唯黃散、猶躬胥徒之役、名實淆紊、茲焉莫甚、臣愚謂、軍官是素族、士人自有淸貫、而因斯受爵、一宜削除、以懲僥競、若吏姓寒人、聽極其門品、不當因軍遂濫淸級、若僑雜傖楚、應在綏附、正宜嚴斷祿力、絕其妨正直乞虛號而已。（梁書鍾嶸傳）

陳顯達は東昏の殘虐に對して起つて干戈を動かしたのであるが、其檄文の最舖陳する點は姓族舊門が勢力を有せずして卑賤に沈淪することである。鍾嶸は梁武の時、制度猶整はざるに慨して貴族制の紊亂せる世情を描出したのである。故に兩者立意の主とする所は固より同じくないが、兎に角、軍官、寒賤の吏、傖楚の徒が君主の爪牙となりて跋扈することが堪へ難いのであることは共通の感情であつて、これやがて一般の輿情となるのである。

鍾嶸の上表中に「勳非即戎」の文句がある。此意味は勿論朝廷の爲めに軍事に盡した事によつて正當に得た官でないと云ふのである。軍功による官位はこれ即勳官であつて、これが家系に傳はる時には勳門が生ずる。宋齊兩朝並に武を以て家を起したのであるから、時運に乘じてたつ者亦軍功の士が多く、殊に南北對立の際疆場にあるものは專ら軍功の人にまつので勳門の發

生するは當然である。而して王室が好んで婚を通ずる家柄も舊門に非ざれば勳門であつて、檀珪なるもの丶王僧虔に與へた手紙でその間の事情がよく分かる。即ち

僕一門、雖謝文通、乃忝武達、臂從姑叔、三媾帝室、祖兄二世、糜軀奉國、去冬乞豫章丞、爲馬超所爭、今春蒙敕南昌縣、爲史偃所奪、二子勳蔭、人才有何見勝、若以貧富相奪、則分受不如、身雖孤微、百世國士、姻媾位宦、亦不後物、尚書(指王僧虔)同堂姉爲江夏王妃、檀珪同堂姑爲南譙王妃、尚書婦是江夏王女、檀珪祖姑嬪長沙景王、尚書伯爲江州、檀珪祖亦爲江州、尚書從兄出身爲後軍參軍、檀珪父釋褐亦爲中軍參軍、僕於尚書、人地本懸、至於婚宦、不至殊絕。云々(南齊書王僧虔傳)

檀珪は宋代の名將檀道濟の系統であつて、齊に至るも猶其官位、帝室と通婚の關係等名門王家と餘り相異のないことは此手紙によつて明白である。只末段に「僕於尚書、人地本懸」と云つて居る。人地が兩人の間に懸隔あることを述べたのであつて、南齊書張敬兒傳に、齊の高祖蕭道成が宋室に對し革命の大望を抱いて居たとき、荊州に蟠居して居た宋の宿將沈攸之が蕭道成に與へた手紙の中に

凡廢立大事、不可廣謀、袁、緒、遺寄、劉又國之近戚、數臣地籍、實爲膏腴、人位並居時

望、若此不與議、復誰可得共披心胸者哉。

とあり、檀珪の人地と云ふもの、此文の地籍人位たるに相違ない。然らば地籍の字、其家系を云ふものであると解すべく、檀珪はたとへ一族の官位と帝室に通婚の關係を如何に並べ立てゝも、畢竟其地籍に於て王氏と遙かに懸絶して居ることを承認するものである。實際武將は其武功によつて如何に顯要の位置にあつても、舊門の甲族に對しては自ら卑下する感情を抱いて居たのである。今それに關する若干の事實を例擧して一般感情の内容を知ることゝしよう。

試みに趙翼劄記引く所より類を分けて彙集し、加ふるに新例を以てすれば

陳顯達既貴、自以人微位重、毎遷官、常有愧懼之色、誡諸子曰、我本志不及此、汝等勿以富貴驕人、又曰、麈尾是王謝家物、汝不須捉此。

王敬則與王儉同拜開府、褚淵戲儉以爲連璧、儉曰、老子遂與韓非同傳、或以告敬則、敬則欣然曰、我本南沙小吏、今得與王衞軍同拜三公、復何恨。

これ陳、王の元老にして猶甲族王、謝に對して崇敬の情を抱いて居る點が分明である。

これに反して舊族が勳官をいやしむ感情は到る處に見える。既に前引王儉が武將王敬則と同じい官に任ぜられた時に放つた嘲笑も其一例であるが、其外に宋の名將沈慶之の子沈文季が

「風采稜岸、善於進止」とのかどを以て却つて褚淵によつて門戶を以て抑制せられ、又尙書令に封ぜらるゝや、王晏から「吳興僕射」を以て嘲戲せられたこと南齊書に見えて居る。沈慶之の耳學は貴游子弟の嘲笑によつて出來上つた綽名であること言ふ迄もない。

侯景請婚王謝、梁武曰、王謝門高、可於朱張以下求之。

これ勳官が甲族の門に通婚を求めて抑へられしもの、而して宋齊の宿將好んで甲族と通婚以て家系を高めんことを求むるは、恰も帝室が婚を甲族に通ずると同意である。

張敬兒以功高當毛鎭襄陽、齊高輔政、以敬兒人位本輕、不欲便處以襄陽重鎭。

勳門官を求めて往々抑裁に會ふこと、この一例に止らぬ。

瑀願爲侍中、不得、謂所信曰、人仕宦不出當入、不入當出、安能長居戶限上、因求益州、世祖知其此意、許之。（宋書劉瑀傳）

劉瑀は宋開國の元勳劉穆之の後である。而して「安能長居戶限上」と云ふ。姓族が或種の官位を壟斷することゝ明かである。以上勳官、勳門を主として其姓族との關係を顯はしたのであるが、猶後門が姓族に對する關係を見るべきもの隨所に散見する。併し勳門は姓族と其官位に於て、其帝室と通婚の關係に於て正に對をなすものであつて、甲族と後門との如く、截然たる高下の

區別をなすのとは異つて居る。而してこの甲族優越の制度の下に在りて帝室の位置は如何。

趙翼は箚記に於て齊高祖の遺詔を引き

吾本布衣素族、念不到此。

の文意により、帝王と雖亦當時の制度に支配せられて居ることを記し、且自ら素族と稱すること によつて齊の帝室蕭氏の一族、隨つて同族たる梁室は共に高門の出でないと斷じて居る。併し乍らこれ或は趙氏の深く考へざる過誤ではあるまい乎。南史王騫傳に

諸女子姪、皆嬪王侗主、朔望來歸、輜軿塡咽、非所欲也、勅歳中不過一再見、嘗從容謂諸子曰、吾家本素族、自可依流平進、不須苟求也。

と。今其出所を檢出し得ないが、甲族と雖、帝室に對しては素族の言を用ゐ、且更に卑下して三五の家と稱する場合があつたと記憶する。蓋し人に對する禮讓として自らを謙抑するのが當時の風であつて、若し齊高祖の遺詔が公にせらるゝを欲するならば、當時に通行の文字を流用したと解することが一層合理的ではあるまいか。殊に趙翼は齊の高祖が猶臣下の列にあつたとき、袁粲、褚淵に與へた書中の文辭「下官常人、志不及遠」を引用して、姓族に對する尊敬の意を表示したものとなすが、これ書牘通用の形式に據つたと見る方一層合理的であると思ふ。た

ゞ帝王たるものたとひ甲族の顯官たる褚淵、王儉にその政治を托する場合とは言へ、當時通用の辭句を用ゐると云ふことは、とりも直さず帝王自ら褚、王輩と同列に立つものであつて、この點から言へば、齊の帝室は其尊嚴を失して甲族と同一列に自らを立たしめた者と云ふべきであらう。王儉傳に

太祖從容謂儉曰、我今日以淸溪爲鴻溝、對曰、天應民順、庶無楚漢。（南史）

淸溪を以て鴻溝となすの意明白ではないが、思ふに王氏の宅淸溪の東、僑置琅琊郡臨沂縣に在つたから、淸溪の西にある臺城と相對せしめて云つた一時の辭令であらう。

併し王琨傳に

時王儉爲宰相、用東海郡迎吏、琨謂信人曰、語郎、三臺五省皆是郎用人、外方小郡、當乞寒賤省官、何容復奪之。（南齊書）

とあるに見れば、其時選擧の權、王儉にあり、且二代世祖は士人の選用を一に王儉に委任したこと齊書本傳に見えて居る。此時代姓族のよつて立つ官職は吏部を領することにある。それに必要な學問は百氏を諳んじ流品を甄別することであり、更に進んでは朝儀に詳しきことである。王儉士流の統領として帝室と鴻溝を劃するの意恐らく此點にあるであらう。一般に概括す

れば南朝帝室の威嚴なき、南齊に於て窮ると言ふことが出來る。たとへば、宋の武帝が晉に代つたとき、其玉璽を進むる侍中の職に當時の名流謝瞻を拉致し(南史本傳)、盛門王謐は武帝が時望を誅滅するを懼れて朝廷を出奔したなど其貴族に對する威壓力が相當に强かつた。たゞ彼の死後其信任する徐羨之、傅亮の徒は、王氏一門から中才の寒士、布衣の諸生(南史王華傳)として輕侮せられ、文帝の時遂に二人が殺さるゝに至つた。かくて文帝により姓族中心の政治が開かれ所謂元嘉の美政を顯出したのであるが、而も文帝はかつて專ら一人の姓族に委任したことなく庶姓を巧みに用ゐて協合事に當らしめたのは王華の宰相數人ありの言によつて明かである(通鑑元嘉三年)。然るに齊の高祖は時望謝朏を其一味に加へんとして失敗し(南史王儉傳齊書倒焉)、遂に彼をして侍中となり璽を進むることを拒絕せしめた。之に代つたのが王儉であるが、彼年猶少、共に齊の篡奪にあづかつた褚淵が當時の姓族から激しい非難を一人であびて居る。要するに齊祖の篡奪は當時の姓族からして非難の目標となつた。これ彼が姓族に對して一意迎合につとめた所以であらう。併し姓族の權が一人に集中することは、果して姓族全體の利益であるか否やは自ら別論に屬する。

勳官、帝室と姓族との關係は上述に依て一般を推し得ると思ふが、然らば姓族の內容は果し

て如何、これ自ら本論文の主旨の繫る所である。但此問題に入るに先ち、此時代の史料の性質に就て若干の顧慮を拂ふ必要がある。そは第一に文體の問題であり第二に忌諱の問題である。

南朝の文體が華あつて實ないこと普通に唱へらるゝ所である。余は此時代の文體が形式的淸議の觀念に支配せられて居ると言はんと欲する。南朝程昏君の數多く出た時代はあるまい。而もその昏君と稱せらるゝ者は多く二十代の年少者である。この血氣盛んな時代にあつて昏君として記述せらるゝ中心點は實に家族の道德に背叛したこと、姓族の秩序の中から身を脫して寒賤者と戲游したことの二點である。第二は姓族の記述に對して甚しき忌諱が行はれ、反對に寒賤者に對しては露骨な文辭が弄せらるゝことである。この點に就て一例を擧ぐれば、宋書王韶之傳に韶之は晉史序を作り「王珣貨殖、王廞作亂」とかいた。この時王珣の子王弘、王廞の子王華共に顯要な位置に居り、王韶之に對して非常な反感を感じたとある。

王珣貨殖の事は南史王弘傳に

珣頗好積聚、財物布在人間。

とある。然るに此人は桓玄の會稽王道子に與へた手紙によれば實に立派な人物になつて居る。曰く

珣神情朗悟、經史明徹、風流之美、公私所寄雖逼嫌謗、才用不盡、然君子在朝、弘益自多、時事艱難、忽爾喪失、嘆懼之際、豈但風流相悼而已、其崎嶇九折、風霜備經、雖賴明公神鑒、亦識會居之故也、卒以壽終、殆無所哀、但情奔去來、實之未易耳。（晉書本傳）

これ王珣死後のことなれば、其美點を舗陳するを禮讓とすると云ふ乎、或は其謝安と絶交したことが桓氏の喜ぶ所であつて、これに高官を贈ることによつて王氏を味方にする爲め殊更に筆を弄したと云ふ乎。余は其事情の如何を問はず、此時代盛門の遺老に對しては形式的讃美の叙述が一般に行はれ、史家本傳に於てかゝる材料を主として編纂した點が多いと解する。反對に其時勳門の失敗者が如何に露骨に非難せらるゝか。宋の忠臣沈攸之が齊王蕭道成に討たれた。其時尙書より征西府に下した符には

沈攸之少長庸賤、擢自閭伍、邀百戰之運、乘一捷之功。云々

又齊王が檄文には

沈攸之出自萊畝、寂寥累世。云々（宋書沈攸之傳）

又蕭道成が黃回の罪を數へた文に

黃回出自厮伍、本無信行、仰値泰始、謬被驅馳。云々（宋書本傳）

又詔に

吳喜出自卑寒、少被驅使、利口任詐、輕狡萬端。云々（宋書本傳）

又詔

敬兒蠢茲邊裔、昏迷不悛、屬値宋季多難、頗獲野戰之力、拔迹行伍、超登非分、而愚躁無已、矜伐滋深。（齊書張敬兒傳）

又詔謝朓の啓事を引き

王敬則稟質凶猾、本謝人綱、直以宋季多難、頗有膂力之用、驅獎所至、遂升榮顯：爵冠執珪、身登衣袞、固以風雅作刺、縉紳側目。（齊書本傳）

勳官に二種ある。一は地方の豪族として門宗、部曲の多數を擁する者であつて齊室蕭氏の如きその中に屬する。一は帝室の爪牙として次第にその位置を進めたものである。これ卽寒門出身者と稱せられる。以上列記した人々は實に此部類に屬する。兎も角も南朝一般を通じて形式的淸議の觀念と家系の高卑とが社會の秩序を維持する二要素と認められ、此秩序を破る者は或は帝室を亡し、或は其家を亡すと考へられたのであり、それが最も強くなつたのは宋齊革命の際である。南朝の史籍は上述の二つの觀念を中心として書かれてあることは顧慮すべき要點で

ある。

勳官、勳門はこれを別とし、其他姓族の內容に就て考察を進めよう。梁武の詔に二十歲を甲族起家の年とし、三十歲以上を後門起家の年とすとある。これ仕官始めの年齡が甲族と後門とに區別あつたことを顯はすものである。南史朱异傳に

舊制年二十五、方得釋褐、時异適二十一、特敕擢爲揚州議曹從事史。

又南齊書豫章文獻王が學館を立てたときの上表に

狀置生四十人、取舊族父祖、位正佐臺郎、年二十五以下十五以上補之。

とある。年齡を二十五に限つたのは恐らく仕官の場合を考慮したのであらう。朱异は江南の人、次門に區別せられるを普通とするから、これによつて甲族、次門、後門の三種が考へ得られる。併し次門、後門の別は其他の場合明白でないから、一般に甲族、乙族と兩種に分類して敍述をすゝめるであらう。

趙翼の叢考に云ふ

謝宏微傳、晋世名家、身有國封者、起家多拜散騎侍郎、張續傳、秘書郎四員、爲甲族起家之選、他人不得與、徐堅初學記亦謂、秘書郎與著作郎、江左以來、多爲貴游起家之選、故當時

諺曰、上車不落爲著作、體中何如則秘書。

と。余は主として宋代以後を南朝として取扱つたが、それにしても甲族が散騎侍郎、秘書郎、著作郎等の所謂淸階を以て起家の選としたことは、王謝、江徐、何褚、袁蔡等の列傳に見れば明白である。二十家を起し三十已に三公となるは甲族人才の最榮譽とする所である。故に

僧達自負才地、三年間便望宰相、帝答詔曰、亡父亡祖、司徒司空、其自負如此。(南史王僧達傳)

融躁於名利、自恃人地、三十內望爲公輔。(南史王融傳)

入見武帝(梁)、武帝問何敬容曰、褚彥回年幾爲宰相、敬容曰、少過三十、上曰今之王訓無謝彥回。(南史王訓傳)

前二者は功名心の强き爲めに失脚した人であつて所謂淸議の背叛者である。

甲族出身者に開かれた官階は大體上の如くであるが、若しこの例を破る場合は史書之を特筆する。

甲族由來、多不居憲臺、王氏分枝居烏衣者、位宦微減、僧虔爲此官、乃曰、此是烏衣諸郎坐處、我亦言、可試爲耳。(南史王僧虔傳)

この文中烏衣の王氏とは、王准之一系を指すのであらう。

宋臺建、除御史中丞、爲僚友所憚、准之父納之、祖臨之、曾祖彪之、至准之四世居此職、准之嘗作五言、范泰嘲之曰、卿唯解彈事耳、准之正色答曰、猶差卿世載雄狐坐。(宋書王准之傳)

彈事は憲臺卽御史臺を云ふのであつて、范泰の嘲笑した點はそこにある。准之の答は范氏清議に背叛したことを云ふのであつて其解は錢大昕の二十二史考異中に見える。

仕爲尙書殿中郞、王氏過江以來、未有居郞署、或勸不就、筠曰、陸平原東南之秀、王文度獨步江東、吾得比蹤昔人、何多恨、乃欣然就職。(南史王筠傳)

これ起家の時王氏の特權を得なかつた例である。反對に

梁天監中爲書侍御史、舊郞官轉爲此職者、世謂之南奔、幾卿頗失志、多陳疾、臺事略不復理。(南史謝希卿傳)

これ特權を得ざるに憤つた例である。甲族と官位との關係は帝王の必ず尊長すべしと認められたものである。

曇首乞吳郡、太祖曰、豈有欲建大厦而遺其棟梁者、賢兄比屢稱疾、固辭州任、將來若相申許者、此處非卿而誰、亦何吳郡之有。(南史王曇首傳)

家貧求郡、文帝欲以爲秦郡、吏部郞庾仲文曰、王弘子、旣不宜作秦郡。(南史王僧達傳)

會稽郡缺、朝議欲用蔡廓、高祖曰、彼自是蔡家佳兒、何關人事。（宋書褚叔度傳）

反對に乙族が常に官位の陞進に制限を加へられて居る。

敕曰、江謐寒士、誠當不得競等華儕、然甚有才幹、堪爲委遇、可遷掌吏部。（南齊書江謐傳）

由來高門のつくべき吏部の地位に寒族をつかしめんとするには特別な勅書を要したのであらう。

上欲用瓛爲中書郞、使吏部尚書何戢喩旨、戢謂瓛曰、上意欲以鳳池相處、恨君資輕、可且就前除、少日當轉國子博士、便卽後授、瓛曰、平生無榮進意、今聞得中書郞而拜、豈本心哉、（南齊書陸瓛傳）

これ亦前と同一例である。

前引王曇首に彼は州任を辭退して吳郡の太守たることを求めた話がのつて居る。此朝廷の任命を辭退するに大別二つの場合がある。一は己が意に滿たぬ爲めに、一は仕官をさけて家風を維持するが爲めである。後の場合は之を論ぜず、前の場合の著明な例は

元嘉末、除尚書庫郞、時高流官序、不爲臺郞、智淵門孤援寡、獨有此選、意甚不悅、固辭不敢拜。（宋書江智淵傳）

宋の前廢帝の時、帝室側に於て錄尙書江夏王義恭を筆頭とし、顏師伯が主となり寒士の權勢家戴法興、巢尙之の一派が蔡興宗を筆頭とし謝莊、王景文ら甲族の大臣と烈しく爭つたことがある。其事實は宋書蔡興宗傳及顏師伯傳に詳しくのつて居るが、要するに選擧の問題が其中心であつて結果は甲族派の失敗に歸し王、謝が免職と云ふことで終つた。顏師伯傳論に於て沈約曰く

師伯任用無改、而王謝免職、君子謂是擧也、豈徒失政刑而已哉。

と。然り政刑を失するのみではなく。實に宋室を滅亡せしむる事件であらう。

官位の次序は家門の高下に伴ふこと上に述べた如くである。此現象は單に中央に行はれたのでなく、地方の大官として人才選用の權をもつもの亦この秩序に隨はねばならぬ。

收之在郢州、州從事輙與府錄事鞭、攸之免從事官、而更鞭錄事、五十、謂人曰、州官鞭府職、誠非體要、由小人凌侮士大夫（宋書沈攸之傳）

州の從事は淸官であり、府の錄事は職役である。こゝに家系上嚴格な區別が存するのであらう。

益州刺史鄧元起功勳甚著、而名地卑瑣、願名挂士流、乞上籍出身、州從事始興王憺、命庾蓽

用之、華不可、憎不能折乃止。（據義考所引）

これ家系の別が地方に於ても嚴しかつた證據である。

楊公則之在湘州也、悉斷單門以賄求州職者、所辟皆州郡著姓、梁武至班下諸州以爲法。（陔餘叢考）

これ州官、帝王共に地方の名望を引くを以て治政の要道となすものである。

貴族制は郡鄙を通じて行はれたこと上述の通りである。然らば高門の士その家柄に對して自負の念を抱くこと自然と云ふべきであらう。甲族に類別せらるゝものゝ中、各自が互に家門を誇る風の見えるのは

絢曾於公坐戲調、無禮於其舅袁湛、湛甚不堪之、謂曰、汝父昔已輕舅、汝今復來加我、可謂世無渭陽情也、絢父重即王胡之外孫、與舅亦有不協之論。（晉書謝朗傳）

これ自家の勢威を以て外家を侮蔑する者である。

謝萬嘗造恬、既坐、少頃恬便入内萬以爲必厚待己、殊有喜色、恬久之乃沐頭散髮而出、據胡床、於庭中曬髮、神氣傲邁、竟無賓主之禮、萬悵然而歸。（晉書王恬傳）

以上二例は晉末の事實である。謝氏はもと王氏の援引によりて其位を得たのであるが、謝安、謝玄の華々しき功勞あつて後始めて其家の基を据ゑたのである。謝萬はもと自尊心の強過

ぎるを以て非難せらるゝ人である。それが王恬に待遇せられなかつたと云ふ物語は或は王氏の家傳に過ぎぬかも知れぬ。只晉末宋初に於てかゝる家柄に對する自負心の盛んであつた事實に注意すれば足りる。

荀伯子常自矜蔭藉之美、謂弘曰、天下膏粱、唯使君與下官耳、宣明之徒、不足數也。（宋書荀伯子傳）

宋初にあつては荀、王の家、勢燄盛なものがあつた。

出爲始興王征北長史東海太守、淑始到府、濬引見謂曰、不意舅遂垂屈佐、淑答曰、朝廷遣下官、本以光公府望（宋書袁淑傳）

名門の士、王府の長史となり、或は王の友乃至は文學となるは宋齊兩朝に行はれた例であるが、これに任ぜらるゝものゝ感情の中に、袁淑が述べたやうな共通感情があつたかも知れぬ。甲族はその各自に於て家門に自負心を持て居るとしても、彼等は互に姻戚を通ずることによつて共同の利害を感じて居る。且余は宋が武門より崛起して晉室の命を改めたことを以て、帝室と甲族との對抗感情を作り上げたと推想する。兎に角甲族の間共同の利害を有したこと前に述べた蔡興宗、顏師伯の爭の時、明白に暴露されて居る。

甲族が乙族を侮蔑する感情の强いこと勿論である。

元嘉十六年除著作佐郎、撰國史、承天年已老、而諸佐並名家年少、潁川荀伯子嘲之、常呼爲妳母、承天曰、卿當云鳳凰將九子、妳母何言邪。（宋書何承天傳）

何承天は甲族の出身ではないが、又清門の流である。而して甲族少年の戲弄に會ふこと、かくの如き有樣である。況んや清流でなくして帝寵を蒙るものに對しては、その輕侮一層甚しい。今、陔餘叢考から次の三例を借りよう。

黄門侍郎路瓊之、太后兄慶之孫也、宅與僧達並、嘗盛車服詣僧達、僧達將獵、已改服、瓊之就坐、僧達了不與語、謂曰、身昔門下騶人路慶之者、是君何親、遂焚瓊之所坐牀、太后怒、泣涕於帝曰、我尚在、而人陵之、我死后乞食矣、帝曰、瓊之年少無事、詣王僧達見辱、乃其宜耳、僧達貴公子、豈可以加罪乎。（南史王僧達傳）

紀僧眞承帝旨、詣斅登榻、坐定、斅命左右、移吾牀讓客、僧眞喪氣而退、告帝曰、士大夫固非天子所命。

中書舍人狄當、周赳、並官樞要、欲詣同省張敷、恐其見輕、當曰、吾等並已員外郎、何憂不坐、及二客就席、敷呼左右曰、移吾牀遠客、赳等失色而退。

後の二例は文義、語意共に相似て居る。要するに寒門出身對清流出身の反感が共通に言顯はさ

れたものである。

以上大體に於て姓族制の外形を叙述した。茲に問題となるは、姓族の徒たとへ其家門の特權を享有し得るにしても、形式上は官位を授ける者帝王であつて、其恩惠の下に於てのみ姓族の位置が保證せらるゝ筈である。事實褚淵、王儉が宋を賣つて齊の禪讓を援けた場合、姓族仲間の非難は相當烈しかつた。併し此非難の理由は決して王室に忠誠を缺いたと云ふ理由からではない。その物語に注意しよう。

司徒褚彥回、因造湘州刺史王僧虔、閤道壞、墜水、僕射王儉驚跳下車、超宗拊掌笑曰、落水三公、墜車僕射、彥回出水、霑濕狼藉、超宗先在僧虔舫、抗聲曰、有天道焉、天所不容、地所不受、投畀河伯、河伯不受、彥回大怒曰、寒士不遜、超宗曰、不能賣袁劉得富貴、焉免寒士。（南史謝超宗傳）

褚淵の非難はその同僚袁、劉に不誠意であつた點である。さらに處士何點が褚王、二氏を難じて

點謂人曰、我作齊書、已竟、贊云淵既世族、儉亦國華、不賴舅氏、遑卹外家。（南齊書何求傳）

これ帝室と姻戚關係にあり乍ら、宋室を見捨てたことを非難するものである。當時の清議なる

ものゝ内容はこれによつて一般を伺ふことが出來るであらう。猶清議が一家によつて表章せらるゝ場合はこゝに家風を生ずる。この點も亦細述せねばならぬ。更に一家が如何にして其門戸を維持したかに就て討檢し、其上に貴族制の起源及び其衰運に向つた點を研究せねばならぬ。殊に南朝の貴族制を考ふるに必要なのは、南方土着の姓族と北方移住の姓族との關係であるが、これらの考察は他日に讓るであらう。今、南朝に於ける貴族制の歴史を簡單に述ぶるならば、宋書杜驥傳に

晩度北人、朝廷常以傖荒遇之、雖復人才可施、毎爲清塗所隔、坦以此慨然、嘗與太祖言及史籍、上曰、金日磾忠孝淳深、漢朝無及、恨今世無復如此輩人、坦曰、日磾之美、誠如聖詔、假使生乎今世、養馬不暇、豈辦見知、上變色曰、卿何量朝廷之薄也、坦曰、請以臣言之、臣本中華高族、亡曾祖晉氏喪亂、播遷涼土、世葉相承、不殞其舊、直以南度不早、便以荒傖賜隔。

と。これによつて見れば宋の武帝晋室を移すの時、所謂南朝の勢族なる一團已に成立して居たわけである。宋齊二代共に武將の出身を以て帝王の位に居る。之に對し貴族が利害相通じて以て其階級の維持をはかり、茲に南朝の貴族制が出來上るのである。併し帝室は既に勢族と通婚

し、亦帝室の諸王子好んで文學を修養し、甲門の子弟と相唱和して、其家門の如何を超越し時の聲譽を得ることに勉めた。これ實に階級觀念を消滅せしむる大きな力である。且當時の貴族制そのものには既に述べた如く何ら必然の妥當性がない。故に權力を所有する帝室の力を以して容易に貴族の勢力を破ることが出來る。宋の武帝以後は、その專政的傾向によつて一度貴族全體の危機が來た。齊の開國と共に其危機が救はれ、却つて表面は貴族の勢力を增したやうであるが、實際は空名を得て次第に實權を消失しつゝあつた。此機運に乘じて梁が起り、その主として任用したのは次門の勢族である。且梁武は學藝の修養深きことと當時の第一流であり、遂によく國家の體統をたて其下に貴族制の維持をはかつた。故に梁代は國家が貴族制に體統を與へた時代であつて、此意味に於て北朝孝文の改革とその揆を一にする。若し貴族制の完成時期を求むるならば、恐らく南朝に於て梁の時代を指さねばなるまい。完成とは同時に消滅を意味する。此點を闡明する爲めには遡つて貴族制の起源を考へ、其性質を究明せねばならぬ。これは他日の問題として殘すであらう。

第四章　南朝貴族制の起源、並に其成立に到りし迄の經過に就ての若干の考察

余かつて高瀨博士還暦論文集に於て次の事實を論證した。即（一）南朝に於て若干の家族群は互に階級に分かれて居た。（二）階級的家族群と官僚組織に於ける位置との間に或種の關係を有して居た。（三）階級間には相互に階級意識を有して居た。（四）梁武帝の政治方針によつて此制度は根本的に變化を與へられた。以上の內容を有する南朝の貴族制を其起源に於て考察を試みようと思ふ。順序として支那の歷史家が此問題を如何に考へたか。余は先づ宋書の著者沈約、南齊書の著者蕭子顯の意見を見よう。

逮于二漢、茲道未革、胡廣累世農夫、伯始致位公相、黃憲牛醫之子、叔度名重京師、且任子居朝、咸有職業、雖七葉珥貂、見崇西漢、而侍中身奉奏事、又分掌御服、東方朔爲黃門侍郎、執戟殿下、郡縣掾史、並出豪家、負戈宿衞、皆由世族、非若晚代分爲二塗也、漢末喪亂、魏武始基、軍中倉卒、權立九品、蓋以論人材優劣、非爲世族高卑、因此相沿、遂爲成

法、自魏至晉、莫之能改、州都郡正、以方品人、升降蓋寡、徒以憑藉世資、用相陵駕、都正俗士、斟酌時宜、品目多少、隨事俯仰、劉毅所云、下品無高門、上品無賤族者也、歲月遷訛、斯風漸篤、凡厥衣冠、莫非二品、自此以還、遂成卑庶、周漢之道、以智役愚、臺隸參差、用成等級、魏晉以來、以貴役賤、士庶之科、較然有辨。（宋書恩倖傳序）

自金張世族、袁楊鼎貴、委質服義、皆由漢氏、膏腴見重、事起於斯、魏氏君臨、年祚短促、服褐前代、宦成後朝、晉氏登庸、與之後事、名雖魏臣、對爲晉有、故主位雖改、臣任如初、自是世祿之盛、習爲舊準、羽儀所隆、人懷羨慕、君臣之節、徒致虛名、貴仕素資、皆由門慶、平流進取、坐至公卿。云々（南齊書褚淵王儉列傳論）

右沈・蕭兩家の文章は、その立意固より違つて居るが、共に南朝に於て家柄と官階との間に密接な關係あることを認め、其起源を究めんとした點は同一である。而も其起源に關する兩氏の考へ方は全く異つて居る。沈氏によれば、兩漢以前とそれ以後とに於て、國家の制度の精神上明白な區別がある。卽智愚を以て官階の上下を區別する賢才主義と、貴賤によつて官階に等差を附する氏族主義とである。この精神によつて形づくらるゝ制度の特質として、兩漢にあつては、高い勳勞の家の子弟は、漢家の廷內に奉仕して雜役に服した。卽漢家の私屬のやうな狀態

に於て其社會的位置を有したのである。然るに魏晉以後は家柄の高下と官階との間に密接な關係が結ばれたので、當時の貴族は帝室の私屬ではない。その爲に帝王の左右に直接近侍する恩倖の徒が實際上の權力をもつこととなつた。而してこの異つた兩家の制度が一より他に變化する根本の原因をなすものは、實に三國時代より晉にかけて次第に發達した九品中正の制度であると云ふのである。反之、蕭氏によれば、南朝の貴族制なるものは全く歷史事實の結果である。家柄の高い者が政治社會の上に重要な地位を占めたことは既に漢代に見えて居る。魏が亡びて晉となる以前、晉室司馬氏の勢力が實際上一般に認められて居た。併し名義上は猶魏の臣であるから、晉が全く魏に代つた後も、之を任用することもとの如くである。世祿の家なるものはかくして出來上つた。これが爲め君臣の間の道德觀念が薄弱となつた。其結果君主と獨立に家柄により官階を得る制度が成立したのであると。沈氏の所論は體によつて分析說明せんとするものであり、蕭氏のそれは史實に內在する意味を探りて其發展の跡を尋ねんとする傾向が强い。

蕭子顯は漢代に於て既に或政治社會の上に優れた位置をもつ家族あることを指摘した。併し之は單に個々の家族に着目して、一階級として認むべき家族群なる客觀事實を了解し得ない議論である。故に南朝の貴族制の起源を尋ぬる場合には、かゝる特例は意味をなさぬ。然らば沈

約の如く、三國以後九品中正制度の確立を以て之が起源を求むべきである乎。此點につきて一應の考察を加へて見よう。

余はかつて雜誌支那學に於て九品中正制度考一編を公にした。その要旨は、(一)此制度の法制的意味は、昔行はれた漢代郷擧里選の制度を紹繼したものである。(二)其政治的意味は、地方の勢力家が魏の曹操の破格な用人法に對して自己を擁護するにある。而して其發展の經過を辿るならば、後の政治的意味が次第に強く制度の上に顯はれて來た。茲に蕭子顯の考を借用するならば、司馬氏自身は魏の王室の下にありて此制度によりて自己の位置を安全にすべき境遇にあつた。故に其が魏に代ること丶なつたのであるから、自然此制度を發展せしむる氣運に向ふのである。その結果中正の權力も制度としての組織も完備し、全く從前の制度の意味を一變するに至つた。たとへば中正とは、もと郡守のもとに組織されて、その管內の人物選定にたづさはる職であつたのが、やがて晉に入つては、中正の職は中央の大官に與へられ、而もそれは名譽の稱號となり、從來の官廳の何れにも屬せざる別箇の機關となつた。而して此機關がその管內に本籍を有する(流徙して他郷にある者と雖亦其中に在り)人物を選定する場合、必ず家系(婚戚關係も中に含まる)の調査を重要とする。此點に於て家柄の高下が官階と關係をもつべき機會が多くなることを承認しなければ

ならぬ。

元來家系を重んずるのは、少くとも記錄ありて以來支那に於て不斷に連續する考へ方であるが、其家系を神聖視する古代社會は今は論外とし、其後儒家の傳統による考へ方が最も強く支那の全社會に浸潤するやうになつたのは後漢時代であつて、王應麟の所謂後漢經術の治の結果に外ならぬ。而も其末期帝王の威嚴が次第に失墜するに當り、後漢治道の精神を持續しようと欲した家族の群が自ら清流を以て任じたこと、並に儒術が高唱せらるゝ結果官廳內に於ても儒風と吏風との別の生じたこと（馬端臨の說）等、これ等は若し時の帝王に承認せらるゝならば、容易に世祿の家を起すべき要緣を有すると考へることが出來よう。故にこれらの機運が中正制度によつて法制上よりその實顯を保證せらるゝことになつたのは、正に一貫せる事象の流行と云ふことが出來るであらう。これかの中正制度の眞の精神であるが、併し乍ら實際上中正制度の發達は政治現象の影響なること疑ひなく、其限に於て此制度の作用する所は一般の豪族群であり、其結果は「上品無寒門、下品無世族」などの狀態に至るの止むを得ないのである。故に中正制度はその本來の性質から、教養ある家族に對して政治社會の上に好位地を得べき機會を與ふることは承認せらるべきも、それ以上豪族の跋扈狀態を顯さしむる必然の要因を備ふる者ではな

い。西晋一代の言論に見れば、總てが豪族の官階を獨占する制度に對して非難すること甚しく、延いて中正制度の攻擊にも及んで居るが、これは多く其運用の方法に關してゞあつて、理論上この制度は絕對に不可となすものなく、却つて讃美の辭を呈するものもある。以上の理由によつて宋の沈約が南朝貴族制の起源を一に中正制度に求むるは決して正當な見方ではない。却つて蕭子顯が西晋時代の政治的事情の中に其遠い起源を尋ぬるは精確であると考へる。

西晋時代に於て豪族群と官階との關係が出來かけた。併し輿論は決してこの傾向を承認したのではない。故に豪族群自身の中に自ら階級に分化して貴族制度を完成した南朝に於ける事實は、西晋時代のそれとは截然別異なる史的現象であると斷せざるを得ない。西晋亡びて北支那は五胡に擾亂せられ、後、北魏に統一された。その間に於て西晋時代に出來た豪族群と官階上の位置の關係とが如何に變化したかは別に考ふることゝし、其最後に北魏の孝文帝が帝王の權力の下に於て氏族分定政策卽豪族群に對して甲乙の次第を明白に區別した時、豪族が官階に深き關係ある事實に寧ろ同意を表したのは孝文帝その人であつて、當時の漢族の大臣は總て明白に賢才主義を唱導して居る。故に北朝に於ては一般の輿論がどこ迄も漢家傳統の賢才主義を尊崇して居たことは明かである。然らば南朝の貴族制とは全く江南の土地に醞釀された制度であ

ると考へねばならぬ。

南朝に於て貴族制は何時頃出來上つたか。余は高瀨博士還暦論文集に於て宋書杜驥傳を引き、東晉の初、晉室と共に建康城に落着いた北方名族が旣に一團となりて官界に勢力を有し、晩來北人の出身の途が杜がれてあつたことを注意した。此時に於て元來の東南名族の地位が如何であつたか。南齊書文學丘靈鞠傳に彼は驍騎將軍となつたが、武位を得ることを樂しまず、次のやうな不平を洩らして居る。

我應還東。掘顧榮冢、江南地方數千里、士子風流、皆出此中、顧榮忽引諸傖、渡防我輩塗轍、死有餘罪。

と。諸傖とは江南人、北人を指して呼ぶ輕侮の言であつて、これによつて見れば北人が官階を獨占するに對する南人の一般的不平が解かるであらう。南齊書張緒傳に

(上欲)用緒爲右僕射、以問王儉、儉曰、南士由來、少居此職、褚淵在座、啓上曰、儉年少、或不盡憶、江左用陸玩、顧和、皆南人也、儉曰、晉氏衰政、不可以爲準則、上乃止。

又同書沈文季傳に

世祖謂文季曰、南士無僕射、多歷年所、文季對曰、南風不競、非復一日。

と。これ等の事實を綜合すれば、僕射の如き重地は北人の獨占する所にして、其慣例の成立は正に晩來南渡の北人に對して地位を閉ざしたと同時頃であつて、晋末宋初たること疑ない。江蘇、浙江の平野は南朝がよつて立つ所の腹地である。然るにも拘らず其地方の名族が遂に北方渡來の家柄の下風に立つに至りしは如何なる事情による乎。これを知る爲めには遡つて晋代の東南名族の地位を考ふる必要があるであらう。

三國分立の時代に當りて、東南半壁の地を根據とし以て長江領域を保有した呉の孫氏は、實に呉郡錢塘の出身であり、その初東南を經營するに當つては、固より北方の兵力と人材とを用ゐた點が多い。併し其基礎次第に固定すると共に東南人材が實際政治の局に當るもの次第に多く、孫氏が司馬氏に亡さるゝに至つた理由の重なる點、亦全く一般東南の名族からして支持を得なかつたによること陸機の辨亡論が明かに認めて居る所である。司馬晋が呉を亡して天下を統一するに當り、その東南人士に對しては、一般に之を中央政府に重用し、北人と共同して天下の經營に當らしめんとする方針がとられた（晋書劉頌傳參照）。太康中令を下して

僞尚書陸喜等十五人、南士歸稱、並以貞潔、不容皓朝、或忠而獲罪、或退身修志、放在草野、主者可皆隨本位、就下拜除、勑所在以禮發遣、須到、隨材授用。（晋書陸喜傳）

と。これ其實際上のやり方である。然るに東南人にして晉の徴命に應ずる者あり、又辭する者あり。其應じたものゝ中で東南人士の代表者たる地位を取つたものは、吳の大姓として三國時代に活動した陸氏の孫陸機である。彼自身はその文才に於て優に一世を指導する自負を有し、のみならず東南文化に對して强き自信を持つて居たこと其詩吳趨行によつて見ることが出來る。當時吳の四姓と稱せらるゝ家柄が如何に儒術の敎養に薰染して居たかは、充分にそれによりて敍述せられて居、其中國に入るや、中朝の名流張華と對談の際、巧みに東南文化の自負を顯はし、又其弟陸雲と共に東南人士を推擧することに力を盡した。其賀循及陸納を推薦した文の一節に

臣等伏思、臺郎所以使州々有人、非徒以均分顯路、惠及外州而已、誠以庶士(?)殊風、四方異俗、壅隔之害、遠國益甚、至於荆揚二州、戶各數十萬、今揚州無郞、而荊州江南、乃無一人爲京城職者、誠非聖朝待四方之本心。云々(晉書賀循傳)

これ其意、晉の朝廷をして北方南方の地域に限らず、天下人材の萃會の所たらしめんと欲したわけである。併し實際に於て東南人士と北人との間の感情が一致しないこと陸機顧榮等の傳に見れば明かであり、陸氏兄弟は遂にこれが犧牲となつて倒れ、顧榮等の一群は北方の朝廷を見

限りて南歸した。當時北支那の一般的不安動搖の有樣は三國時代の初期に見るよりも一層烈しく、其江南に波動する力は非常に强い。陸機死して後、東南の人望を得て其首領に擬せらるゝ顧榮の如きは、この北方からくる混亂の狀勢を如何にして防止すべきかを中心として政策をたてた如く、彼がその初陳敏の力を利用したのもその爲めであつて、後に晋室を奉戴するに至つたことも決して晋室を正統な王室として認めたるによるのではないこと周濟の晋略に見れば充分に明白である。

其動機の如何にしろ、顧榮を主領とする吳人は晋の一族を奉じてその下に臣節を盡すに至つたことは事實である。主として東晋開國の政治にたづさはつた王導は、晋室と共に渡江した北來人と東南土着の名流とを勉めて融合することを以て其政治の方針とした。又東南名族もこの新朝廷の下にありて重要な位置を得る爲め、結束して努力した如くである。顧榮の傳に

時南土之士、未盡才用、榮又言、陸士光貞正淸貴、金玉其質、甘季思忠款盡誠、膽幹殊快、殷慶元質略有明規、文武可施用、榮族兄公讓明亮守節、困不易操、會稽楊彥明、謝行言皆服膺儒敎、足爲公望、賀生沈潛、靑雲之士、陶恭兄弟、才幹雖少、實事極佳、皆南金也、

と。朝廷では之を採用した。かゝる有樣であつたから、東晋の初期に於ては東南人士で朝廷の

高官につくものが多い。併し一方では北來人の壓迫によつて悲慘な運命を擔つたものもある。吳興の周氏一族の如きはそれである。周氏は軍將として晋廷に活躍し、周玘に至りては江南の叛亂を討平するに最も力があつた。それにも拘らず、北來の軍將王敦に壓迫せられて憂死するに至つたが、其死に臨んで子勰に遺命した言葉に

殺我者諸傖子、能復之乃吾子也。

とある。東南人が北來人に對する最も露骨な反感を言表して居る。周勰の傳に於て史家は當時の有様を敍して

時中國亡官失守之士、避亂來者、多居顯位、駕御吳人、吳人頗怨。云々

と。

一方北方から移動し來り、東晋の王室を中心とする諸名族は、その渡來の初に於ては、猶故鄉を思ふ感情强く、後世詩人などが好んで用ゐる「楚囚泣」なる言葉は、かつて王導の邸園に於て溫嶠・郄鑒等の名士の會合せる席上で發せられた所であつて、全く目新らしい山河の景に根觸した所以である。かゝる感情は、蠻漢兩立せずと云ふ理論の形式に結びつき、こゝに蠻族を北支那より追拂ひ故鄉の墳墓を回復すると云ふのは、東晋一代を支配した輿論である。桓溫が

北伐を決行した時の上疏文に

夫先王經始、貴中逼而內諸夏、誠以晷度自中、露霜惟均、冠冕萬國、朝宗四海故也、自强胡陵暴、中華蕩覆、狼狽失據、權幸揚越、蠖屈以待龍伸之會、潛蟠以俟風雲之期、…喪亂緜邈、五十餘載、先舊徂歿、後來童幼、班荊輟音、積習成俗、遂絕于本邦、宴安于所託。(晉略桓溫傳)

桓温が北伐を決行した時は、東晉開基以來約六十年を經て居る。今この文意に見れば、中原の回復は正に王者たるものゝ行ふべき所となすのであつて、感情の上に於て左程の强さもなく、むしろ南に在る北人には既に南に安住せる氣分の濃厚なることを認む。この時北伐に反對した王羲之、孫綽の二人の中、殊に孫綽の如きは、當時の北方の狀況を述べて「河洛丘墟、函夏蕭條、井堙木刊、阡陌夷滅、生理茫々、永無所依」である。而して吳の地方に流れて來た人々は、最早喪亂以來六十年の經過があり、その子孫が既に年取り、墓地が相並んで居る實情にある。故に故鄕の墳墓もさることゝ乍ら、目前の事實を考ふればむしろこの樂土は去り難いと云つて居る。これによれば蠻族に荒された北支那は最早文明の生活に堪へざる所と認めて居るのである。畢竟北方から渡來した名族は江南の地に於て充分生活を享樂することが出來るやうになり、この一般的安定の貌が出來上るに至つた頃から、東南人士の政治上に於ける活動は次第に

その力を弱めるに至つた。この現象は如何なる理由によるか、直接史料の上から何らの判斷も出來得ない。試みに二三の假說を提出するならば、第一政治上の理由として、東晋の王室は北來人たる司馬氏であり、且北支那は五胡に擾亂せられ、東晋の王室は名義上に於て全支那の王室である。故に晋室を主として考ふれば、單に東南の名族を保護するのみならず、廣く其胸懷を天下に開かねばならぬ。この二つの理由によつて北來人の位置は自然に王室を中心として高くなる傾向をもつ。併しこの理由は單に北方人の優越を來さしむることを說明し得るのみで、南朝の特質たる貴族制を作り上げる說明とはならぬ。余は別に社會上の理由を考へて見よう。

隋書地理志江南一般の風俗をかきて其「父子異居」の風に注意し、且丹陽の俗をのせて「小人率多商販、君子資於官祿」と云つて居る。丹陽とは南朝の首都建康城を指すのであるから、こゝに官祿に生活する君子の多かつたこと當然であらう。併しこれは獨り建康城の有樣のみではなく、一般東南地方の實情である。宋書、南齋書等に於て王室の一族乃至は勳官勢門の子弟の亂暴な有樣を描くに必ず士族を驅使したと云ふことが述べられて居る。これ當時に行はれた形式化せる言顯はしであつて、士族なるものゝ位置は少なくとも宋以來確定して居ること明白疑

ない。此士族なるものはかつて內藤博士還暦論文集に書いた如く、其特權として租稅力役の負擔を免がるゝ者であるが、或種の公役に限りこの特權を保有しない場合もある。

會土邊帶湖海、民丁無士庶、皆保塘役。(南齊書王敬則傳)

とあり、塘役は士庶共に負擔する所である。兎に角も社會から一般に認識された士族なる階級は、一族の團體を表はす宗と云ふ名によつて維持されて居る。隋書地理志には「父子異居」と云ふ習俗に注意し、顏氏家訓には江南析產の風を注意して居るから、この宗族內の財產關係は人を主として分割されて居たこと明かであるが、併し宗族が外に對しては一致して其利害を確保することを期した。それは東晉の頃東南地方に危機が襲つた場合主として宗族を中心とした勢力によりてこれを防壓した事實に見て確かであるが、單に危機の襲ふ場合のみでなく、平和のときにあつては、宗人はその宗內の有力者を推して政治上の地位を獲せしめる。晉書顧和傳に

(和)總角便有清操、族叔榮雅重之曰、此吾家麒麟、興吾宗者、必此子也、時宗人球亦有令聞、爲州別駕、榮謂之曰、卿速步、君孝(和之字)超卿矣。

これ顧氏一宗が顧和に囑望することを顯はして居るものである。晉書虞預傳に

餘姚風俗、各有朋黨、宗人共薦預縣功曹、欲使沙汰穢濁、預與其從父曰、近或聞諸君以預入仕、便應委質、則當親事、不得徒已、然預下愚、過有所懷、邪黨互瞻、異同蜂至、一旦差跌、衆鼓交鳴、毫釐之失、差以千里、此古人之炯戒、而預所大恐也。

宗族群が互に仕官を爭ふ情狀がよく分かる。

この宗族群が自ら一定の階級を分かつ社會的機緣は實に或限られたる宗族間の通婚關係によると思ふ。試みに晉書、宋書、南齊書の列傳中東南の名族として考へらるゝものゝ列傳を通覽して其知り得る婚姻關係を見れば、吳と會稽の東南名族は互に通婚して居る。尤も顏氏家訓によれば東南に於ける外家の勢力は北支那に於ける程重大視されて居ないと云ふが、これ恐らく宗を中心とする男系的支配が殊に江南に強いと云ふ事實をさすのであつて、これが爲めに嫡室を選ぶ際に其相手の家柄を無視するとは考へ難く、現に事實の證明する所、東南の名族は互に通婚の間にある。然るにこの東南の名族は北方より移住して來た名族とは婚姻を結ばないやうに見える。固より帝室とは婚を通せず、且晉書陸玩の傳に左の如き記事がある。

王導初至江左、思結人情、請昏於陸玩、玩對曰、培塿無松柏、薫猶不同器、玩雖不才、義不能爲亂倫之始、導乃止。

これ王氏が東南名士陸氏と通婚せんとして拒絶されたもの、その時の陸玩の口實は一見謙讓に滿ちて居るが、其本意は果して如何。同人の傳に

嘗詣導養酪、因而得疾、與導牋曰、僕雖吳人、幾爲傖鬼、其輕易權貴如此。

と。酪は北人の好む所、これに對して南人に蓴菜あり。其嗜好同じからざるは、以て其風尙の異を示すものとせられる。其他北人と南人とは、北方の名族が久しく江南に住して後も其本籍は依然として之を北方に繫ぎ、譜學が編製せられたときも江南人はこれを南州譜に一括して北方の家譜と別に取り扱つて居る。殊に注意すべきは三國吳の時代に北方から渡來した開國の名臣張昭の後なる張闓が丹陽人として晋時に記載されて居るのに、同じく建康城を其住居とする東晋の名族が必ず其本貫を記述するのが例となつて居る。兎に角も東晋以來北族南族の間に種々の點に於て明白な區別が形式の上に存して居るが、その總ての形式を通じて北族南族の間に通婚しないと云ふ關係は、社會上互に融和しない根本的な要因と認めて差支ないであらう。此關係が東晋の時以來明白であるとすれば、これ實に南朝の貴族制を造り上げる最も重要な要因と認めねばならぬと思ふ。

以上考察した所に大過なしとすれば、南朝貴族制の起は、南朝に於ける政治上並に社會上の

事實の中に尋ね得られる。然るに南朝の歴史を通じて最も高い家系と認めらるゝ王謝二族が歴史上その地位を確定したのは東晉の末期である。王謝二族の江南に榮えたのは固より東晉に對する政治的勳勞によるとは言へ、その位置を永く保存したのは全くその家に屬する人々の德行の修養によると認められる。家風の重要性はこの點に於て認識すべく、家風に隨つて行動することは、其位置を保全する要諦なること、一般社會から承認された形式的思想である。

弘旣人望所宗、造次必存禮法、凡動止施爲、及書翰儀體、後人皆依放之、謂爲王太保家法（南史王弘傳）

湘東王繹時爲丹陽尹、與朝士宴集、屬規爲酒令、規從容曰、江左以來、未有此擧。（南史王規傳）

時膏腴貴游、咸以文學相尙、罕以經術爲業、唯承獨好儒素、……轉國子祭酒、承祖儉父暕、皆爲此職、三世爲國師、前代未之有。（南史王承傳）

志家世居建康禁中里馬蕃巷、父僧虔以來、門風多寬恕、志尤惇厚、所歷職、不以罪咎劾人、……兄弟子姪、皆篤實謙和、時人號馬蕃諸王、爲長者。（南史王志傳）

大明中、尙書僕射顏師伯豪貴、下省設女樂、琨時爲度支尙書、要琨同聽、傳酒行炙、皆悉內妓、琨以男女無親授、傳行每至、令置牀上、回首避之、然後取畢、又如此、坐上莫不撫手嗤

尙書僕射殷景仁、領軍劉湛並執重權、傾動內外、球雖通家姻戚、未嘗往來。（南史王球傳）

笑、琨從容自若。（南史王琨傳）

右の諸例によりて王家の風を求むれば、寛容、儒素、素退等の德を基調として居ることを容易に看取出來る。南史謝弘微傳の如き全篇その宗家を經營した有樣、又は諸謝風流の游事を記し、たえて國家に出力する點に及ばず。而して侍中の要職にあり。世人亦之を賞美する。家風の純粹を保つこと、最も時にとつての重事である。

家風は家柄の品位を顯はすこと王謝二族に始り次第に南方名族に熏染したものであらう。王謝二族に各其風流の記事ある如く、吳郡の姓族にも同じやうな記事がある。

慧曉與張融、並宅其間、有池、池上有二株楊柳、（何）點歎曰、此池是醴泉、此木卽交讓…劉璉至吳、謂人曰、吾聞張融與慧曉、並宅其間、有水此必有異味、故命駕往酌、而飮之曰、飮此、水則鄙吝之萠盡矣。（南史陸慧曉傳）

家風を云ふもの

（敷）善持音儀、盡詳緩之致、與人別、執手曰、念相聞餘響、久之不絕、張氏後進、皆慕之、其源起自敷也。（宋書張敷傳）

融風止詭越、坐常危膝、行則曳步、翹身仰首、意制甚多。（南齊書張融傳）

張融は文人風の生活をなせし人、南史は張氏の家風彼に至つて一變せることを記して居る。

陸機の呉趨行には呉郡の四族がのつて居る。李善注張勃の呉祿を引いて朱、張、顧、陸となして居る。宋書には江南の金張二族の語があり、張、陸二姓を指して居る。晋書には會稽四族の語あり、孔、魏、虞、謝を指して居る。これを北方の名族と南方の名族と對比せらるゝ場合、張、孔、陸、顧各其記載がある。

時呉興太守晋寧侯張玄之亦以才學顯、自吏部尚書、與(謝)玄同年、之郡、而玄之名亞於玄、時人稱南北二玄、論者美之。（晋書謝玄傳）

(王)景文及會稽孔顗、俱南北望。（南史王景文傳）

王僧達貴公子孫、以才慠物、爲呉郡太守、入昌門曰、彼有人焉、顧琛一公兩椽、英々門戶、陸子眞、五世內侍、我之流亞。（南史陸慧曉傳）

これ等の例に見れば、南方の名流は北族と對立の狀にあること東晋より宋齊にかけて變らぬやうにも見える。且前に述べた學く南齊の王儉が張緒を僕射たらしめざることありて其一門の憤慨を買つたこと南史張充傳に見えて居る。又北魏の太武帝が壽陽城を圍むだ折、北魏の名士張

孝伯はまだ年若き南人張暢の名を知つて居たと云ふので、南方張氏が如何に名聲のあつたかを當時の記錄が傳へて居るが、同時に張孝伯が謝莊・王微のことを張暢に尋ねたことによつてこの二族の名聲が遠く聞えた證據とすること南史謝莊傳に見えて居る。當時列傳の材料となるは家狀による所多いであらうから事の眞相は容易に解からぬ。要之南人一般が殊に宋齊以後北族に對する不平の狀に見、且宋書の著者沈約が顧琛傳論に述べて

先是宋世、江東貴達者、會稽孔季恭、季恭子靈符、吳興丘淵之及琛、吳音不變。

と云つて居るのは、これ江東名族に對する總評と見てよからう。

北方名族の一團が成立して後、南方名族は其下に位置するに至つたこと、及び北方名族は自ら高く其家風を標置することが自然に南方名族をして其家系に自覺を促がさしめたこと上述の通であるとすれば、茲に南北兩名族によつて統制せらるゝ政治社會の組織が成立するに至るわけである。南齊書張岱傳に

兄子瓌弟恕、誅吳郡太守劉遐、(齊)太祖欲以恕爲晋陵郡、岱曰恕未閑從政、美錦不宜濫裁、太祖曰、恕爲人我所悉、且又與瓌同勳、自應有賞、岱曰、若以家貧賜祿、此所不論、語功推事、臣門之恥。

家の貧乏な理由で祿を賜はるのは宜いが、功で以て官階を與へらるゝのは家門の恥だと云ふ。これ程明白に家門の位置を表明した言葉はあるまい。當時家の爲め祿を得んとて地方長官たらんことを求むる例は往々ある。其最も露骨な例は張融の吏部尚書王僧虔に與へた手紙であらう。曰く

融天地逸民也、進不辨貴、退不知賤、兀然造化、忽加草木、實以家貧累積、孤寡傷心、八姪俱孤、二弟頗弱、撫之而感、古人以悲、豈能山海陋祿、申融情累、阮籍愛東平土風、融亦欣晉平閑外。云々

故にたとへ官階が同等であつても、家系の高卑は社交的に等差を設くること必然である。

中書舍人狄當、周赳、並管要務、以敷同省名家、欲詣之、赳曰、彼恐不相容接、不如勿往、當曰、吾等並已員外郎矣、何憂不得共坐、敷先設二牀、去壁三四尺、二客就席、敷呼左右曰、移我遠客、赳等失色而去、其自標置如此。(宋書張敷傳)

宋齊の際南朝の貴族制は正に其高潮に達し、家門の維持は家風の維持によりて保證せられ、錢穀法律等の俗務は經懷の要なしと認められたこと勢家の列傳中隨所に其例を指摘し得る。是に於て平吏役を以て出身する令史乃至典籤主帥等の職が主として東南の富人若しくは比較的家柄

の卑賤なる人々の掌握に歸し、中央各省及地方軍府の實權を統べ、江南人から楚傖として卑めらるゝ江北人は武將となりて帝室及地方の鎮府の爪牙となり、これは社會的には卑しめられつゝも次第に實力を養ふに至つた。顧炎武は日知錄に於て南朝時代の令史は隋唐以後の令史と異り、其秩も高く又相當重んぜられて居たことを述べて居る。正に其通りであつて、又それ丈貴族制下にありて比較的家系の高からざるものゝ出身地となるのであらう。

先是庾徽之爲御史中丞、性豪麗、服玩甚華、顗代之、衣冠器用、不莫麤率、蘭台令史、並三吳富人、咸有輕之之意、顗蓬首緩帶、風貌淸嚴、皆重迹屛氣。（南史孔顗傳）

（王敬則謂世祖）曰、臣若知書、不過作尙書都令史。（南齊書王敬則傳）

これによれば令史は主として南人寒門の地たることが解かるであらう。典籤、主帥も亦主として同樣の性質である。梁武卽位以來國家の威嚴を確立し、貴族の權力をして國威の下に歸屬せしむるに及び、家風を維持せんと努むる貴族制的思潮一變し、個人の材能を誇示する文辭の流行を來し、若しくは儒術の復興による藝學の習得を衒耀することゝなり、治道の疏漫益甚しきを加へたやうである。隋が陳を討平するや、その刑法の疎緩にして世族が寒門を凌駕するを見て、江南に民を牧する者をして悉くこれを更めしめ、且蘇威の作つた五敎を民間に誦讀せしむ

る政策をとり、遂に江南人の反抗を買ひ、然る後楊素をして徹底的に彈壓せしむる擧に出でた。隋書地理志には隋が陳を平げてから江南の風俗が頗る變じ、淳質を尙び、儉約を好み、喪紀婚姻率ね禮に隨ふやうになつたと書いて居る。これ固より隋を主としての觀察に相違ないが、兎に角も南朝に榮えた貴族制並にこれを基として起つた文明が隋の統一によつて其形を代ふる機運に至つたことは確かであらう。

（史林第十四卷第二號昭和四年四月）

昭和十年十一月二十日印刷
昭和十年十一月三十日發行

正價 金貳圓五拾錢



著作者 岡崎文夫

發行兼印刷者 八坂淺次郎
東京神田駿河臺
京都寺町丸太町

發行所
東京神田駿河臺
振替東京五三九〇九番
電話神田二七五二番
京都寺町丸太町
振替大阪一七〇五番
電話上二〇〇九番

弘文堂書房

弘文堂印刷部

弘文堂刊行書

著者	書名	定價	送料
內藤博士還暦記念	支那學論叢	品切	
內藤博士頌壽記念	史學論叢	八・五〇	・三〇
內藤湖南著	増補 日本文化史研究	三・〇〇	・二〇
內藤湖南著	讀史叢錄	五・〇〇	・二〇
內藤湖南著	研幾小錄 一名 支那學叢攷	四・〇〇	・二〇
狩野博士還暦記念	支那學論叢	八・五〇	・三〇
狩野直喜著	支那學文藪	三・五〇	・二〇
高瀨博士還暦記念	支那學論叢	八・五〇	・三〇
鈴木虎雄著	支那詩論史	二・八〇	・一四
鈴木虎雄著	支那文學研究	六・五〇	・二〇
鈴木虎雄著	白樂天詩解	二・八〇	・一四
鈴木虎雄著	業間錄	二・八〇	・一四

弘文堂刊行書

新城新藏著	東洋天文學史研究	五・〇〇 ・二二
新城新藏著	こよみと天文	三・五〇 ・二二
小川博士還曆記念	史學地理學論叢	一〇・〇〇 ・三〇
小川博士還曆記念	地學論叢	一〇・〇〇 ・三〇
小川琢治著	支那歷史地理研究（初集）	三・五〇 ・二二
小川琢治著	支那歷史地理研究（續集）	五・〇〇 ・二二
常盤博士還曆記念	佛教論叢	六・〇〇 ・三〇
ペリオ 羽田亨 編	燉煌遺書	一〇・〇〇 ・三〇
松本文三郎著	佛教史論	三・五〇 ・二二
松本文三郎著	佛典批評論	三・五〇 ・二二
松本文三郎著	佛・教史の研究	三・二〇 ・二二
本田義英著	佛典の内相と外相	四・〇〇 ・二二

弘文堂刊行書

著者	書名	定價	送料
支那學社編纂	雜誌 支那學 合本（自壹卷至參卷）	各五・〇〇	・二二
支那學社編纂	雜誌 支那學 合本（自四卷至七卷）	各三・五〇	・二二
植田壽藏著	藝術史の課題	二・〇〇	・一四
務臺理作著	ヘーゲル研究	二・五〇	・二二
岡本春彦著	哲人ブルノー	一・二〇	・一〇
恒藤恭著	價値と文化現象	二・二〇	・一四
田村德治著	思想問題解決の合理的基礎	一・八〇	・一四
作田莊一著	國民科學の成立	二・五〇	・二二
野上俊夫著	青年心理講話	一・五〇	・一〇
本田喜代治著	心理學概論	二・三〇	・一四
米田庄太郎著	現代文化概論	二・〇〇	・一四
米田庄太郎著	戀愛と人間愛	二・八〇	・一四

弘文堂刊行書

むよりも、古典的なるものを讀むことである。大なる思想の流の源となつた古典的な書を熟讀し之を體得するならば、啻に自己の思索力を養ふのみならず、末書的なるものは庖丁の牛を解くが如きものがあらうと思ふ。私は一つにはかゝる叢書が古典的なるものへの興味を唆り且つその手引となるものとしてその發刊を喜ぶと共に、一つには專門外の人にして大なる哲學的思想の梗概を知らうとする人々への手段として、かゝる叢書を推奨したいと思うのである。單に常識を深め廣めんとする人は云ふまでもなく、專門的學問に從事する人といへども、他の專門の古典等でも自ら讀み自ら解する餘裕を有

弘文堂刊行書

づことは難い。而も哲學は最高の常識にして又諸の學問の基礎となるべきものである。今日我國の學問は部分的となりその統一を失ひ、常識は膚淺にして感情的なる嫌なしとせない。かゝる叢書の必要なる所以である。著者もそれぞれの方面に於て研究に努力して居る人々と思ふ。

西田幾多郎

著者略歴

明治二十一年二月富山縣婦負郡鵜坂村に生る。明治四十二年第四高等學校卒業。明治四十五年京都帝國大學史學科卒業。大正八年支那に游學、同十年歸朝し、龍谷大學に招聘せらる。大正十四年歐州に留學。同十五年歸朝、同年東北帝國大學法文學部教授に任ぜられ以て今日に至る。尚昭和十年五月には京都帝國大學より文學博士の學位を受領す。

専攻　東洋史

著書

魏晋南北朝通史。南北朝に於ける社會經濟制の研究。支那史概説上。支那史學思想の發達。



岡崎文夫先生